

## 平成29年第3回白馬村議会定例会議事日程

平成29年9月4日（月）午前10時開会

（第1日目）

### 1. 開会宣告

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

会 期 自 平成29年9月 4日

至 平成29年9月20日

日程第 4 村長挨拶

日程第 5 決算特別委員会の設置について

日程第 6 議案第42号 財産の無償譲渡について

日程第 7 議案第43号 村道路線の認定について

日程第 8 議案第44号 村道路線の変更について

日程第 9 議案第45号 白馬山麓環境施設組合の規約の変更について

日程第10 議案第46号 平成28年度白馬村水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

日程第11 議案第47号 平成29年度白馬村一般会計補正予算（第4号）

日程第12 議案第48号 平成29年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）

日程第13 議案第49号 平成29年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第14 議案第50号 平成29年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

日程第15 議案第51号 平成29年度白馬村水道事業会計補正予算（第2号）

日程第16 認定第 1号 平成28年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定について

日程第17 認定第 2号 平成28年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について

日程第18 認定第 3号 平成28年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第19 認定第 4号 平成28年度白馬村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第20 認定第 5号 平成28年度白馬村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算

認定について

日程第 2 1 認定第 6 号 平成 2 8 年度白馬村水道事業会計決算認定について

## 平成29年第3回白馬村議会定例会（第1日目）

1. 日 時 平成29年9月4日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	丸山 勇太郎	第7番	横田 孝穂
第2番	田中 麻乃	第8番	篠崎 久美子
第3番	太田 正治	第9番	太田 伸子
第4番	伊藤 まゆみ	第10番	田中 榮一
第5番	松本 喜美人	第11番	津滝 俊幸
第6番	加藤 亮輔	第12番	北澤 禎二郎

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下川 正剛	副 村 長	太田 文敏
副 村 長	藤本 元太	教 育 長	平林 豊
参事兼税務課長	篠崎 孔一	総 務 課 長	吉田 久夫
生涯学習スポーツ課長	松澤 忠明	会計管理者・室長	田中 哲
健康福祉課長	窪田 高枝	建 設 課 長	酒井 洋
観 光 課 長	横山 秋一	農 政 課 長	太田 洋一
上下水道課長	山岸 茂幸	住 民 課 長	矢口 俊樹
教育課長兼子育て支援課長	田中 克俊	総務課長補佐兼総務係長	下川 浩毅
代表監査委員	松沢 晶二		

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 山岸 俊幸

7. 本日の日程

1) 諸般の報告

2) 会議録署名議員の指名

3) 会期の決定

4) 村長挨拶

5) 議案審議

議案第42号から議案第51号まで（村長提出議案）説明、質疑、委員会付託

6) 認定案件

認定第 1 号から認定第 6 号まで（村長提出議案）説明、質疑、委員会付託

8. 地方自治法第 149 条第 1 項の規定により長より提出された議案は次のとおりである。

1. 議案第 42 号 財産の無償譲渡について
2. 議案第 43 号 村道路線の認定について
3. 議案第 44 号 村道路線の変更について
4. 議案第 45 号 白馬山麓環境施設組合規約の変更について
5. 議案第 46 号 平成 28 年度白馬村水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
6. 議案第 47 号 平成 29 年度白馬村一般会計補正予算（第 4 号）
7. 議案第 48 号 平成 29 年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）
8. 議案第 49 号 平成 29 年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
9. 議案第 50 号 平成 29 年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
10. 議案第 51 号 平成 29 年度白馬村水道事業会計補正予算（第 2 号）
11. 認定第 1 号 平成 28 年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定について
12. 認定第 2 号 平成 28 年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
13. 認定第 3 号 平成 28 年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
14. 認定第 4 号 平成 28 年度白馬村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
15. 認定第 5 号 平成 28 年度白馬村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
16. 認定第 6 号 平成 28 年度白馬村水道事業会計決算認定について

開会 午前10時00分

## 1. 開会宣告

議長（北澤禎二郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより平成29年第3回白馬村議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

## 2. 議事日程の報告

議長（北澤禎二郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

### △日程第1 諸般の報告

議長（北澤禎二郎君） 日程第1 諸般の報告をいたします。

最初に、監査委員から、平成29年5月分、6月分、7月分の一般会計、特別会計、水道事業会計の例月出納検査報告書が提出されております。

また、白馬村長から、平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告がありました。内容につきましては、お手元に配付してありました資料のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

次に、北アルプス広域連合議会及び白馬山麓環境施設組合議会の開催状況について報告いたします。

北アルプス広域連合議会、平成29年8月定例会が8月23日及び24日に行われました。内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

また、白馬山麓環境施設組合議会、平成29年第1回臨時会が6月20日に開催され、平成29年第2回定例会が8月28日に行われました。それぞれの内容につきましては、お手元に配付しました資料のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

次に、本定例会において受理いたしました陳情は、事前に配付いたしました陳情文書表のとおりですが、これらの文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

### △日程第2 会議録署名議員の指名

議長（北澤禎二郎君） 日程第2 会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第119条の規定により、第2番田中麻乃議員、第3番太田正治議員、第4番伊藤ま

ゆみ議員、以上3名を指名いたします。

### △日程第3 会期の決定

議長（北澤禎二郎君） 日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、別紙平成29年第3回白馬村議会定例会日程予定表のとおり、本日から9月20日までの17日間と決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から9月20日までの17日間と決定いたしました。

### △日程第4 村長挨拶

議長（北澤禎二郎君） 日程第4 村長より招集の挨拶を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） おはようございます。

平成29年第3回白馬村議会定例会を招集をいたしましたところ、議員各位におかれましてはご多忙の中、ご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

ことしの夏は、全国各地で不安定な天候のニュースが連日のように報道され、ゲリラ豪雨なども各地で発生をいたしました。東京都心での降水継続日数記録は21日連続となり、8月の記録である40年前の22日に連続に並ぶことはありませんでしたが、これに迫る夏の雨となったという報道もお聞きをしたと思います。この要因は、気象庁によりますと、北海道の北にあるオホーツク海高気圧の勢力が強い一方、太平洋高気圧の張り出しが弱く、このため東日本の太平洋側に冷たく湿った空気が流れ込み天候を崩したとのこと。

白馬村もこれらの影響からか、同様の天候不順により白馬三山が連なる雄大で美しい夏山の姿が全く見られない日が続きました。7月1日の夏シーズン、そして信州DCのオープニングにあわせ企画をいたしました白馬ジャンプ競技場でのAIMING HIGH HAKUBA（エイミング・ハイ・ハクバ）は、大雨洪水警報発令という豪雨に見舞われ、残念ながら中止となり、その日が象徴するかのような7月、8月の天候不順に夏季観光は大変な苦戦を強いられました。

さて、事業執行状況について説明をさせていただきますが、総務課関係では、開発基準の見直しですが、現在の白馬村に合った基準づくりを念頭に作業を進めております。開発で最も大切なことは、財産権と公共の福祉とのバランスだと考えており、このことは8月中旬に各区長に景観形成住民協定地区の代表者に文書でもお願いをしたところであります。

今後のスケジュールであります。関係機関と連携し、周知期間を経て、来年度から新基準を策定し適用したいと考えておりますが、国からは是正指導のある一部項目については前倒しして適用したいと思っており、各地区に向けては、秋の役員懇談会でお話をする予定です。

集落支援員については、6月の配置から3カ月が経過しておりますが、地域に出向き精力的に

活動をしていただいております。第5次総合計画でもうたっておりますが、今後も小規模集落への支援を中心に、行政区加入率向上のための活動や区の困り事の相談役としての活躍を期待をしているところです。

ふるさとテレワーク事業ですが、今回、補正予算として計上させていただきましたので、よろしくお願いをいたします。これは、総務省の事業に手を挙げたところ、事業計画が認められ、現在、総務省やコンソーシアム共同事業体と最終調整を行なっています。計画概要は、旧ノルウェービレッジの活用と都市部の企業がテレワークにより一部の業務を白馬で実施し、地元雇用の拡大を図っていくというものです。公共施設の活用、都市部からの人、仕事の流入、そして住民の働く場の確保を目指していきたくと考えております。

特定外来植物の関係ですが、長野県よりオオキンケイギク、オオハンゴンソウの群生調査をするよう指示があり、村内では、特に8月お盆のころよりオオハンゴンソウの開花による群生が確認をされております。住民との情報共有を図り、関係地区、民間企業とともに駆除活動を推進をしたいと考えております。

白馬村地震総合防災訓練ですが、2年に一度、白馬村と小谷村で交互に行なっており、ことしは白馬村の当番として9月10日にウイング21で開催をいたします。今年度は白馬村防災計画の見直しの後、初めての訓練となり、また白馬村日赤奉仕団の協力をいただき、久しぶりに炊き出し訓練を行いますので、大勢の村民の方々から参加をいただきたいと思います。

観光課関係ですが、冒頭の挨拶のとおり、天候不順により、夏季観光は大変な苦戦を強いられております。まず、観光客入り込み数ですが、7月は13万3,600人、対前年比93.9%で、8月の数値は現在集計中ですが、白馬山麓の主要観光スポットを抱える索道各社のお話によると、15%前後の減とのこととあります。

一方、例年どおり、7月、8月と開催しました白馬 Alps 花三昧における花三昧バスは、乗降者数が昨年を28%上回っており、これはJRとタイアップをしたツアー客の増加によるものと分析をしており、大苦戦の中でも信州DCの効果は上がっていると認識をしたところです。

登山者の数も減少していますが、昨年来より心配しておりました白馬岳の大雪渓ルートですが、現在のところ、昨シーズンのような通行止めを検討するような事態にはならず、登山者が往来しており安堵しているところです。こうした中で、白馬 Alps 花三昧のほか、7月27日に行われましたNAGANO国際音楽祭ガラコンサートの8月のゲネプロ、8月13日から15日の白馬の夏祭り、八方夏祭り、YOSAKOI・花・白馬、20日の夏の終りコンサートと、村内各地でイベントが開催され大勢のお客様にお越しをいただきました。

また、白馬駅前では、信州デスティネーションキャンペーンにあわせて、観光協会、索道事業者、白馬駅前振興会、議会などのご協力のもと、おもてなし隊による振る舞いを実施しており、ことしは白馬らしいおもてなしに取り組み、紫米おこわや旬の野菜の振る舞いを行い、好評を得

ております。それぞれのイベントやおもてなしの事業にご尽力をいただきました関係者の皆様に感謝を申し上げます。

8月2日の臨時議会で認めていただきました村営天狗山荘の雪害復旧事業ですが、予定したヘリコプターが悪天候で飛ばず、人力の作業がふえ、現在では想定以上の労力を費やし懸命に作業を進めている状況で、まさにことしの夏の天候不順は至るところに影響を及ぼしております。

観光局では、この夏の苦戦を秋以降少しでも挽回できるよう、キャラバンを追加し、初の試みとなりますが、9月にウェブプロモーションを行うなど、取り組みを強化しており、何とかその効果が現れることを願うところです。

農政課関係では、7月下旬以降夏らしい天候に恵まれず、8月には台風などの影響もあり、平年に比べ多雨と日照不足が続く、農作業への影響が心配されることです。水稻については、天候不順によるいもち病の感染、好適条件が整い発病が心配されることから、圃場の見回りや、いもち病が確認された場合は防除するよう、広報無線や大北農協からも新聞折り込みによる周知に努めたところであります。ソバについては発芽不良も見られ、今後の生育を心配しておりますが、収穫期を迎えるに当たり好天に恵まれることを期待をするところです。

7月の初旬の大雨により農地の災害が発生したことから、8月2日の臨時議会において、国の災害復旧の査定に向け緊急的に補正予算の対応をいただき、8月29日、30日との両日にわたり、国の災害査定を終えたところであります。また、国の災害復旧の対象とならない小規模な災害については、今議会において補正予算を計上しておりますのでよろしくお願いをいたします。

地籍調査事業では、今年度の新規区域の調査は八方地籍となり、7月末に事業説明会を行い、秋から現地での立ち会いに入っております。

税務課関係では、平成28年度の村税の収入状況ですが、収入総額は14億8,426万円余りで、前年比と比較して717万円、0.5%の増収となりました。税目別では、村民税が3,170万円、軽自動車税が564万円、たばこ税が498万円増収し、固定資産税が3,476万円、入湯税が39万円減収となりました。

また、執行停止後の徴収権の消滅等による不納欠損額は6,695万円で、収入未済額は4億2,015万円となりました。収納率は現年課税分で97.6%、滞納繰越分10.3%、全体では75.3%で前年度を4.8%上回りましたが、長野県下77市町村中、最下位から3番目となっています。平成29年度は、収納率の目標を現年課税分98%、滞納繰越分を加えた全体で78.3%として、法令に基づく適正な債権管理、初期滞納の抑制、法的措置の強化に努めているところです。

建設課関係では、直轄砂防事業の推進と松本・糸魚川連絡道路事業の早期着手をお願いするために、8月3日、4日に、国土交通省、北陸地方整備局、関東地方整備局、新潟県に対し、関係する各市町村長らと合同要望活動を行いました。特に、要望活動の中では、去る6月30日から

7月4日にかけて降り続いた1,000ミリ近い大雨にもかかわらず、砂防事業の効果により人家に被害がなかったことについて話が及ぶと、国土交通省側からは、引き続き地域の安全・安心のため事業に取り組んでいくといったお言葉をいただきました。また、今回初めて米山新潟県知事と懇談することが叶い、松本・糸魚川連絡道路における新潟県側での事業推進に対し、大きな手応えを感じることができました。

村事業については、社会資本整備総合交付金事業で実施をしている岩岳トンネルの修繕工事と、水神宮橋を始めとする橋梁の修繕工事が順調に進んでおります。片側交互通行や通行止めを実施をしていることから、住民の皆様にはご迷惑をおかけをしておりますが、もうしばらくご協力をいただくことをお願いを申し上げます。

耐震診断の結果、補強が必要であると判断された村営森上住宅については、7月より補強工事に着手をいたしました。補強工事にあわせて、老朽化した水回りや床、建てつけ等を修繕する必要が現地確認の結果、発生したため、今回、補正予算として計上させていただきましたので、よろしくをお願いをいたします。

住民課関係では、まず、ごみ処理広域化に関連し、村内に建設が予定をされておりますリサイクルセンター建設工事が先送りとなりましたことにつきましては、村民の皆様にご心配をおかけをしていることに対し、おわびを申し上げます。現在、地元の皆様と今後の方策について協議を行なっている段階でありますので、一定の方向性が見出せましたならば、ご報告をさせていただきたいというふうに考えております。また、当面、資源ごみ等の排出に支障を来すことのないよう、現在の焼却施設の空きスペースを活用して受け入れ体制を確保していきたいと考えておりますので、あわせてご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

健康福祉課関係では、昨年度より1歳から小学校6年生のお子様を対象に、任意接種での小児インフルエンザ予防接種費用の一部助成を開始をしておりますが、今年度からは、さらに対象者範囲を中学3年生まで拡大し実施いたします。この助成は、インフルエンザの発症、重症化及び集団生活における蔓延を予防し、子育て世代の負担軽減を図ることを目指して実施するもので、1人につき1,000円の個人負担をいただき、接種費用の差額を村が負担するものです。対象となるお子さんの保護者には、事業の実施の通知及び問診票を9月中に送付をし、10月1日からは村内各医療機関の協力をいただきながら接種が開始をされます。

上下水道課関係では、上水道施設の更新計画の策定業務、公共下水道事業の公営企業会計移行のための資産調査、評価業務については、受託業者による調査等が進められており、業務の進捗状況を含め、打ち合わせを密にして業務を進めてまいります。

工事関係では、6月の定例会において議決いただきました公共下水道白馬村浄化センターの長寿命化更新工事ですが、先月8日に入札、開札が行われ、脱水機の製作者が決定をし、受託先の日本下水道事業団において事務が進められております。

公共下水道に関する住民訴訟ですが、6月29日に東京高等裁判所から判決が言い渡され、一審と同様に、相手方の訴えは全て退けられました。これを不服として、相手方は最高裁判所へ上告をしております。

教育委員会部局で、最初に、教育課関係では、平成27年度より白馬中学校に導入を開始したタブレット端末の運用実績を受け、本年度は中学2年生にタブレット端末75台を整備をし、2学期より使用を開始をいたしました。これによって、中学校では2年生と3年生に1人1台のタブレット端末が整備をされ、長野県ICT教育推進パイロット校として一定の評価を受ける中でその役割を果たしており、今後の運用実績についても大いに期待を寄せるところであります。

また、この流れは小学校にも波及させ、今年度は両小学校のパソコン教室と教職員の使用するICT機器を7年ぶりに更改し、パソコン教室の機器をタブレット使用可能としたことから持ち運びが可能となり、より授業の幅が広がることに期待をしております。

一方、中学校の大規模改修につきましては、夏休み期間中の集中的な工事によって、校舎内の床は見違えるような美しさを取り戻し、現在は建具や網戸、漏水箇所の修繕などが進められております。

次に、議員各位にご心配をおかけしております新給食センターの建設ですが、7月28日に実施した指名競争入札が不調となりましたことを受け、設計内容をある程度、ベースの部分から見直すことで、機能的にも、予算的にも、議会や建設委員会の皆様をはじめ、多くの村民の方に納得していただける給食施設の建設に向けて歩みを進めるべく判断をいたしました。今後の進むべき方向性につきましては、国の補助金の交付決定を受けていることから、時間的に一刻の猶予もない状況ですので、皆様のお知恵をおかりをしながら、早急に施設の具体的方針を決定をし、事業を進めてまいりたいと考えております。

子育て支援課関係では、子ども・子育て支援法に基づき、平成27年度より5年間の計画期間として策定をいたしました子ども・子育て支援事業計画については、国の示す指針より量の見込みが実績と大きく乖離をしている状況には、計画期間の中間年を目安に必要なに応じて計画の見直しを行うこととされておりますことから、先月25日に、第1回白馬村子ども・子育て会議を開催をし、見直しの必要性を検討をいたしました。今後、同会議の議論を経て量の見込みの見直しを行い、子ども・子育て支援のさらなる推進を図ってまいります。

生涯学習、スポーツ課関係では、オリンピック直後から開催をしておりますスノーハープクロスカントリー大会は20回を迎え、7月22日、23日に大会が開催をされ、県内外から2,500名余りの参加選手と村内各種団体のご協力により、盛会のうちに終了をいたしました。

8月26日、27日の土曜日、日曜日に開催をした2017サマーグランプリジャンプ白馬大会もよい天候に恵まれ、2日間とも多くの観客にお越しをいただき無事終了をいたしました。

今後の大きな行事としては、11月3日から5日の間に開催をされる第47回の白馬村文化祭、

来年2月3日、4日の2日間開催をされるワールドカップ複合白馬大会があり、これらの盛況と成功に向けて準備を進めてまいります。

図書館については、施設建設検討委員会による議論に向けてファシリテーターをお迎えをして、講演会や会議、ワークショップなどを開催することを予定をしております、これらの経費について、今回、補正予算として計上をさせていただきましたので、よろしくお願いをいたします。

決算関係ですが、一般会計の決算の状況を申し上げますと、決算規模は歳入78億1,600万円、前年度比3,800万円の増、歳出では74億5,100万円、前年比2億6,800万円の増となりました。

歳入面では、村税が14億8,400万円と前年度比約700万円の増、地方交付税は2億9,200万円の減となりましたが、普通建設事業の増加及び災害復旧事業等による国庫支出金、村債が増となり、昨年度より歳入は増加しました。

歳出面では、引き続き事務事業の見直し、歳出削減に努めてはいるものの、普通建設事業費での村営住宅建設事業やジャンプ競技場の改修、庁舎等耐震改修等の大型事業に伴い、昨年度より増加をいたしました。

また、震災以降、財政調整基金の取り崩しをしておりましたが、平成28年度において取り崩しをせずに実質収支を黒字とすることができましたが、公債費については、新規発行債の増加により起債残高は増となっております。

特別会計等の決算状況ですが、国民健康保険事業勘定特別会計決算につきましては、歳入総額13億9,133万8,074円、歳出総額は13億2,959万8,508円で、差し引き6,173万円余りが翌年度への繰り越しとなりました。保険給付費は6億9,300万円余りで前年比5,500万円ほどの減となっております。また、今年度給付準備基金の取り崩し額は1,500万円となりました。

後期高齢者医療特別会計決算につきましては、歳入総額8,007万3,055円、歳出総額7,988万2,597円で、差し引き19万円余りが翌年度への繰り越しとなっております。

下水道事業特別会計の歳入総額は7億4,431万9,342円、歳出総額は7億4,035万816円で、実質収支額は396万8,526円となりました。なお、受益者負担金の1万9,600円、下水道使用料39万6,180円の不納欠損処分をしております。

農業集落排水事業特別会計の歳入総額は342万2,481円で、歳出総額は340万7,768円で実質収支額は1万4,713円であります。

水道事業会計の収益的収入は3億2,308万5,491円、収益的支出は2億7,141万1,758円、資本的収入は912万5,565円、資本的支出は8,980万5,241円で、不足する8,067万9,676円は消費税及び地方消費税資本的収支調整額などで補填をしております。

本定例会に提出をします案件は、議案10件、決算認定6件であります。

議案等につきましては、担当課長に提案説明をさせますので、慎重なご審議を賜りますようお願いを申し上げ、本定例会の開会にあたりましての挨拶といたします。

よろしく願いいたします。

#### △日程第5 決算特別委員会の設置について

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第5 決算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。

平成28年度の決算認定にかかわる案件等の審査につきましては、議長を除く議員全員を委員とする決算特別委員会を設置し、審査を行うことにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 異議なしと認めます。よって、議長を除く議員全員を委員とする決算特別委員会を設置し、審査を行うことに決定いたしました。

これより議案の審議に入ります。

なお、本定例会の質疑につきましては、会議規則第55条の規定により、1議員1議題につき3回まで、また、会議規則第54条第3項の規定により、自己の意見を述べることができないと定められておりますので、申し添えます。

#### △日程第6 議案第42号 財産の無償譲渡について

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第6 議案第42号 財産の無償譲渡についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** 議案第42号 財産の無償譲渡についてご説明いたします。

次のとおり、財産を無償譲渡したいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものです。

- 1、議決事項、財産の譲渡。
- 2、譲渡金額、無償。
- 3、譲渡物件。

別紙をごらんください。

土地につきましては、白馬村大字北城2926番1、同じく北城3020番1080の2筆で、地目、地積はごらんのとおりです。

建物は、家屋番号2つで、構造は木造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建てと木・鉄筋コンクリート造り亜鉛メッキ鋼板ぶき地下1階つき2階建てです。

議案かがみに戻っていただき、これらは白馬村と共同で行なっている白馬高校支援事業として使用しているものでありますことから、4、譲渡の相手先ですが、白馬村大字北城9305番地

1、白馬山麓環境施設組合管理者下川正剛となります。

説明は以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

#### △日程第7 議案第43号 村道路線の認定について

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第7 議案第43号 村道路線の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。酒井建設課長。

**建設課長（酒井 洋君）** 議案第43号 村道路線の認定について説明いたします。

道路法第8条第2項の規定により、次のとおり村道路線を認定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

2路線ございます。

1件目ですが、路線名、村道2268号線で、延長1,476メートルです。幅員は4.0メートルから7.35メートルになります。起点は、白馬村大字神城27384番地先から、終点は、白馬村大字27096番地1先でございまして、旧農道200301号線でございます。H a k u b a 47の入り口の交差点から山麓線に至る路線でございます。

2件目、路線名、村道2269号線で延長1,347メートルです。幅員は4.0から6.95メートルになります。起点は、白馬村大字神城27308番地先から終点は白馬村大字神城26965番地2先であり、旧農道200302号線でございます。飯森神社の北側から山麓線に至る路線でございます。

説明は以上でございます。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

#### △日程第8 議案第44号 村道路線の変更について

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第8 議案第44号 村道路線の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。酒井建設課長。

**建設課長（酒井 洋君）** 議案第44号 村道路線の変更についてご説明いたします。

道路法第10条第3項の規定により、次のとおり村道路線を変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

これも2路線ございます。

1 件目でございますが、路線名 2 1 2 8 号線で起点を変更するものであります。変更後の起点は、白馬村大字北城 5 5 7 1 番地 2 先からと変更いたしまして、終点は、白馬村大字北城 5 5 3 9 番地 2 先でございます。

延長 4 1 7. 8 2 メートルとなり、幅員は 2. 2 から 4. 8 メートルです。もともとの起点は白馬岳線となっておりますが、現地の状況に合わせ、みみずくグラウンドの入り口に変更するものでございます。

2 件目でございます。路線名、村道 1 0 5 3 号線で、終点を変更するものでございます。

変更後の起点は、白馬村大字北城 1 2 6 1 番地先からであり、終点は大字北城 1 2 7 5 番地 2 1 9 先に変更いたします。

延長 6 5 8. 9 1 メートルで、幅員は 2. 0 から 6. 2 1 メートルになります。メルヴェールの分譲地内を周回する道路を村道としてつけ加えるものでございます。

説明は以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

#### △日程第 9 議案第 4 5 号 白馬山麓環境施設組合規約の変更について

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第 9 議案第 4 5 号 白馬山麓環境施設組合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** 議案第 4 5 号 白馬山麓環境施設組合規約の変更について、ご説明いたします。

地方自治法第 2 8 6 条第 1 項の規定により、白馬山麓環境施設組合規約の一部を変更する規約を定めることについて、関係地方公共団体と協議するため、同法第 2 9 0 条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

最終ページの新旧対照表をごらんください。

今回の規約の変更は、第 3 章執行機関の組織における、第 7 条設置及び選任方法のうち、理事について白馬村の副村長が 2 名となったため、「理事 1 名を置く」の後ろに、「ただし、必要があるときは理事 2 名を置くことができる」といったできる規定に改正し、関連する第 3 項についても同様に改正するものであります。

戻りまして、改め文をごらんください。

附則として、この規約は許可の日から施行するものでございます。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第10 議案第46号 平成28年度白馬村水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

議長（北澤禎二郎君） 日程第10 議案第46号 平成28年度白馬村水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山岸上下水道課長。

上下水道課長（山岸茂幸君） 議案第46号 平成28年度白馬村水道事業会計未処分利益剰余金の処分につきまして、ご説明いたします。

平成28年度の未処分利益剰余金は、27年度からの繰越利益剰余金404万6,584円に、当年度純利益4,920万9,799円を合わせた5,325万6,383円となっております。

平成28年度未処分利益剰余金のうち、3,000万円を建設改良積立金に、2,000万円を利益積立金にそれぞれ積み立て、残額の325万6,383円は翌年度への繰越利益剰余金として処分しようとするもので、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第11 議案第47号 平成29年度白馬村一般会計補正予算（第4号）

議長（北澤禎二郎君） 日程第11 議案第47号 平成29年度白馬村一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 議案第47号 平成29年度白馬村一般会計補正予算（第4号）につきまして、ご説明をいたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,803万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を68億8,866万3,000円とするものであります。

7ページ、歳入明細をごらんください。

主なものを説明いたしますが、13款国庫支出金3目土木費国庫補助金は、防災安全交付金の交付決定を受け、568万円の減額。

9目総務費国庫補助金は、ふるさとテレワーク推進事業計画が認められたことにより、855万4,000円の増額。

社会保障税番号制度システム整備費補助金69万8,000円は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の事務の情報提供ネットワークシステムに係る運用テスト等に係る増額であります。

8ページ、15款財産収入2項3目不動産売払収入は、用途廃止に伴う村有地の売り払い等により127万2,000円の増額。

20款村債7目土木債970万円の増額は、村営住宅耐震改修等工事に係る増額となっております。

以上が特定財源で、7ページにお戻りいただきまして、一般財源といたしまして、9款地方交付税の1目普通交付税の4,373万円の増額は、交付税額の確定によるものであります。

続きまして、9ページからの歳出明細をごらんください。

一般的に一般職給料、職員手当、共済組合の負担金、退職手当組合負担金は、4月の人事異動に伴う人件費の組みかえによるものであります。

2款総務費1項1目一般管理事業1,263万8,000円の増額は、特定個人情報等の適切な取扱いに関するガイドラインに基づく安全管理措置の実施状況の点検及び必要な措置を講ずるための支援業務委託料559万9,000円が主なものであります。

6目企画費、白馬高校支援事業は、白馬高校女子寮のボイラー修理、寮生徒の増加による賄い材料費の増、短期留学補助等による白馬山麓環境施設組合負担金の増と、平成28年度分負担金の精算による小谷村への還付金など975万8,000円を増額。

移住交流集落支援事業855万4,000円の増額は、総務省のふるさとテレワーク推進事業の計画が認められたことを受け、旧ノルウェービレッジをサテライトオフィスなどとして整備するための経費となっております。

10ページから11ページ、2項2目賦課徴収事業は、嘱託職員1名分の報酬、過年度分村税還付金及び還付加算金等で272万5,000円の増額。

11ページ、7項3目スポーツ振興事業は、長野オリンピック・パラリンピック20周年記念事業に係る負担金で28万4,000円の増額です。

ページ飛びまして、13ページ、4款1項2目保健予防事業は、人件費の組みかえ及び保健師の臨時職員雇用に係る賃金で81万8,000円の増額となっております。

14ページ、5款1項4目圃場整備事業85万5,000円の増額は、北城南部地区圃場整備事業計画策定に係る負担金です。

ページ飛びまして、16ページ、7款2項2目道路維持補修事業は、7月1日からの大雨による村道等へ流出した土砂撤去等工事費で320万円の増額。

17ページ、5項1目村営住宅管理事業400万円の増額は、村営住宅森上団地耐震補強工事に加え、老朽化した給排水管等の取りかえ工事などによる増によるものです。

18ページ、8款1項2目常備消防事業の北アルプス広域連合負担金592万9,000円は、当初において計上不足による増額。

19ページ、9款3項2目中学校教育振興事業118万4,000円の増額は、特別支援学級の学習指導力向上のための学習支援員等臨時職員の雇用に係る賃金等の増額。

4項3目図書館事業94万3,000円の増額は、図書館施設建設について検討を進めるための講演会開催等の経費となっております。

20ページ、10款1項2目現年発生農地農業用施設災害復旧事業（単独）50万8,000円の増額は、7月の大雨による農地の災害復旧によるもの。

11款1項1目公債元金事業は、ウイング21建設に係る起債償還について、前年度において利率の見直しと繰上償還額との検討により、一部繰上償還をしたことによる本年度償還分1,237万3,000円の増額です。

お戻りをいただきまして、4ページをお願いいたします。

地方債の変更につきましては、第2表地方債補正のとおりでございます。

説明は以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

**△日程第12 議案第48号 平成29年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）**

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第12 議案第48号 平成29年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。矢口住民課長。

**住民課長（矢口俊樹君）** 議案第48号 平成29年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明をいたします。

本補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ349万円を追加し、総額を14億4,369万円とするものであります。

始めに、歳出明細から説明をいたしますので、歳出の6ページをお願いいたします。

10款諸支出金2項国庫支出金等返納金は、平成28年度に国から概算交付を受けた療養給付費交付金について、実績額確定により返納額が生じたために349万円を増額計上させていただくものであります。

資料戻りまして、5ページの歳入明細をお願いいたします。

ただいまの歳出予算計上額349万円について、8款1項1目の繰越金から同額を計上させていただくものでありますので、よろしくをお願いいたします。

以上で説明を終わります。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

**△日程第13 議案第49号 平成29年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第1号）**

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第13 議案第49号 平成29年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山岸上下水道課長。

**上下水道課長（山岸茂幸君）** 議案第49号 平成29年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明いたします。

第1条として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ488万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億6,050万円とするものです。

5ページの歳入明細をごらんください。

1款1項1目分担金、下水道区域外流入分担金272万8,000円の増額は、区域外流入申請の増加による増額。

4款1項1目一般会計繰入金71万円の減額は、区域外流入分担金の増額及び28年度からの繰越金が確定したことなどによる減額。

5款1項1目繰越金286万8,000円の増額は、28年度からの繰越金の確定により増額するものです。

裏面の歳出明細をごらんください。

1款1項2目施設管理費浄化センター維持管理事業261万8,000円の増額は、浄化センターの受電遮断機などの修繕に要する費用を増額。

管渠維持管理事業226万8,000円の増額は、マンホールポンプ4カ所のポンプを作動させるセンサーなどの機器の修理などに要する費用を増額するものでございます。

説明は以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第14 議案第50号 平成29年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議長（北澤禎二郎君） 日程第14 議案第50号 平成29年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山岸上下水道課長。

上下水道課長（山岸茂幸君） 議案第50号 平成29年度 白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明いたします。

今回の補正は、28年度からの繰越金が確定したことによる補正でございます。

5ページの歳入明細をごらんください。

2款1項1目一般会計繰入金を4,000円減額し、3款1項1目繰越金を4,000円増額するものです。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第15 議案第51号 平成29年度白馬村水道事業会計補正予算（第2号）

議長（北澤禎二郎君） 日程第15 議案第51号 平成29年度白馬村水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山岸上下水道課長。

上下水道課長（山岸茂幸君） 議案第51号 平成29年度白馬村水道事業会計補正予算（第2号）につきましてご説明いたします。

第2条として、収益的収入の1款2項営業外収益に6万6,000円を追加。

第3条として、予算第4条本文の括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額を8,567万7,000円に改め、資本的収入の1款5項出資金に69万4,000円を追加するものです。

1枚おめくりいただき、1ページをごらんください。

収益的収入、1款2項3目1節他会計補助金6万6,000円の増額は、簡易水道債償還利子に対する、国が定める一般会計から水道事業会計を含む地方公営企業への繰り出し基準が改定されたことによる増額でございます。

裏面をごらんください。

資本的収入、1款5項1目1節一般会計出資金69万4,000円の増額は、簡易水道債償還元金について、先ほど説明いたしました収益的収入の増額と同様の理由から、増額をするもので

ございます。

説明は以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第42号から議案第51号までは、お手元に配付いたしました平成29年第3回白馬村議会定例会常任委員会等付託書のとおり、それぞれ所管の常任委員会と決算特別委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 異議なしと認めます。よって、議案第42号から議案第51号までは、常任委員会等付託書のとおり、それぞれ所管の常任委員会と決算特別委員会に付託することに決定いたしました。

ただいまから5分間の休憩といたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時05分

**議長（北澤禎二郎君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより認定案件の審議に入ります。

お諮りいたします。

日程第16 認定第1号から日程第21 認定第6号までを一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第6号までは一括議題とすることに決定いたしました。

△日程第16 認定第1号 平成28年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定について

△日程第17 認定第2号 平成28年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第18 認定第3号 平成28年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第19 認定第4号 平成28年度白馬村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第20 認定第5号 平成28年度白馬村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定

## について

### △日程第21 認定第6号 平成28年度白馬村水道事業会計決算認定について

議長（北澤禎二郎君） 最初に、日程第16 認定第1号 平成28年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定についての説明を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 認定第1号 平成28年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定につきましてご説明いたします。

地方自治法第233条第3項の規定により、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

私からは、歳入全般と議会、監査、総務課所管の歳出につきましてその概要を説明し、その他の歳出につきましては担当課等の長が順次説明をまいります。

それでは、平成28年度歳入歳出決算書87ページをごらんください。

歳入総額が78億1,660万6,194円、歳出総額が74億5,100万9,623円で、歳入歳出差引額は3億6,559万6,571円、繰越明許費繰越額3,953万6,000円、事故繰越し繰越額78万3,000円、実質収支額は3億2,527万7,571円、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は2億8,000万円であります。

5ページをごらんください。

まず、歳入であります。村税は14億8,426万5,058円で、内訳は村民税が4億1,016万5,061円、固定資産税が9億1,806万800円、軽自動車税が2,988万7,290円、村たばこ税が8,724万9,727円、入湯税が3,890万2,900円です。不納欠損額は6,695万1,969円で、収入未済額は4億2,015万9,370円です。地方譲与税が6,854万4,000円。

6ページ、地方消費税交付金が1億8,318万5,000円。

7ページ、自動車取得税交付金が1,237万4,000円、地方交付税が18億3,051万5,000円です。分担金及び負担金は3,709万4,755円です。

8ページをごらんください。

主なものは老人福祉施設入所者負担金462万1,200円、保育所保育料及び延長、一時及び休日保育料負担金2,716万5,820円です。

使用料及び手数料は、7,607万2,108円で、主なものはクロスカントリー競技場使用料150万8,250円、ジャンプ競技場リフト使用料2,108万2,160円、ケーブルテレビ白馬IRU契約利用料510万2,445円、ケーブルテレビ施設保守費等指定管理者負担分利用料556万6,575円。

9ページをごらんください。

デマンドタクシー使用料、217万1,700円、公有財産占用料640万843円、体育施設使用料317万8,925円、ウイング21使用料530万1,800円であり、手数料の主なものは戸籍、住民票、印鑑証明等交付手数料410万1,250円であります。

国庫支出金は、13億906万1,023円で、主な内容は10ページをごらんください。

国庫負担金の主なものは、児童手当負担金9,294万666円、国民健康保険保険基盤安定負担金1,278万9,425円、障害者自立支援給付負担金5,042万6,500円、過年発生公共土木施設災害復旧負担金繰り越し5億2,565万4,450円であります。

国庫補助金の主なものは、耐震診断事業補助金が3,394万5,000円、地方創生加速化交付金が繰越分も合わせ3,540万1,304円。

11ページをごらんください。

臨時福祉及び年金生活者等支援臨時福祉給付金事業補助金4,535万円、地域介護福祉空間整備推進交付金850万円、災害等廃棄物処理事業費補助金繰越分が478万7,100円、村営住宅建設や道路改良など土木費補助金2億7,480万5,000円。

12ページをごらんください。

伝統的建造物群保存対策補助金452万5,000円、公立学校施設整備補助金繰越分で1,166万3,000円、農林業施設災害復旧補助金繰越分で1億5,403万9,560円であります。

国庫委託金の主なものは、ナショナルトレーニングセンター委託金1,091万7,052円であります。

13ページをごらんください。

県支出金は3億4,097万6,827円で、県負担金の主なものは、ジャンプ競技場設備県負担金668万2,500円、児童手当負担金2,089万7,166円、国民健康保険保険基盤安定負担金4,169万5,419円、後期高齢者医療基盤安定負担金1,670万4,003円、障害者自立支援給付費負担金2,554万1,215円であります。

県補助金の主なものは、地域発元気づくり事業補助金199万5,000円。

14ページに移りまして、身障者医療給付事業補助金779万円、子ども・子育て支援事業交付金573万6,000円、合併浄化槽整備事業補助金が476万円。

15ページをごらんください。

多面的機能支払交付金2,479万8,374円、経営体育成支援事業補助金が繰越分も合わせて1,199万6,000円。

16ページ、被災者向け公営住宅建設促進事業補助金5,319万4,000円あります。

県委託金7,486万2,429円の主なものは、ジャンプ台管理委託金4,854万2,530円、県民税徴収委託金1,565万3,787円、参議院議員選挙事務委託金

575万4,781円であります。

17ページをごらんください。

財産収入2,595万5,058円の主なものは、村有土地貸付収入319万9,076円、山小屋貸付収入1,000万円、村有地売払収入491万1,289円であります。

寄附金1億9,947万2,723円は18ページをごらんください。

ふるさと白馬村を応援する寄附金1億9,932万2,503円、災害見舞金15万220円であります。

繰入金1億5,194万7,000円の主なものは、ふるさと白馬村を応援する基金から9,565万7,000円、減債基金から4,200万円、福祉基金繰入金800万円であります。

繰越金は4億5,067万2,603円。

19ページをごらんください。

諸収入7億5,154万7,039円の主なものは、村税延滞金1,810万3,166円。

20ページ、白馬村商工振興資金預託金回収金2,000万円、消防団員退職報償金557万5,000円、損害保険料637万9,726円、長野県市町村振興協会市町村交付金481万7,168円、北アルプス広域連合過年度還付金494万3,000円。

21ページをごらんください。

介護保険地域支援事業受託金3,033万6,000円、スポーツ振興事業補助金3億6万3,000円、白馬高校支援事業負担金1,405万7,262円、過年度災害等廃棄物処理事業費補助金2,317万9,900円、過年度公共土木施設災害復旧負担金1億3,983万9,876円、過年度農林業施設災害復旧補助金1億4,216万1,000円であります。

22ページをごらんください。

村債は8億8,649万4,000円で、主なものは臨時財政対策債1億8,659万4,000円、総務債のうち、公共事業等債5,710万円は庁舎耐震改修関係。

23ページ、衛生債の一般廃棄物処理事業債2,610万円は、広域でのごみ処理に係る処理場建設に係るものであります。

土木債2億1,240万円のうち、公営住宅建設事業債1億9,210万円は、震災復興村営住宅建設に係るものです。

消防債の緊急防災・減災事業債2,270万円は、小型ポンプ付積載車の購入と県衛星系防災行政無線更新に係るものです。

教育債2,980万円のうち、24ページ、全国防災事業債及び緊急防災・減災事業債繰越分は北小学校体育館改修に係るものであります。

災害復旧債2億160万円は、農地農林施設及び公共土木施設の災害復旧に係るものが主なも

のであります。

次に、25ページからの歳出であります。

議会費7,549万2,773円は、議員12名の報酬、手当、職員2名及び臨時職員1名分の人件費が主なものであります。

25ページから26ページにかけて、総務費総務管理費の一般管理費2億3,878万8,728円は、特別職2名、一般職14名及び嘱託職員4名の人件費。

27ページをごらんください。

使用料及び賃借料の例規システム利用料653万8,968円が主なものであります。

28ページをごらんください。

財産管理費1億9,366万4,818円は、庁舎等の維持管理経費のほか、庁舎等耐震改修工事管理委託料788万4,000円、固定資産台帳整備等業務委託料2,318万7,600円。

29ページ、庁舎等耐震改修工事費1億1,880万円、公用車購入費407万8,712円であります。

交通安全対策費48万円は白馬村交通安全協会への補助金、防犯対策費40万円は白馬村防犯協会への補助金であります。

姉妹都市提携費322万4,069円は、静岡県河津町、和歌山県太地町、オーストリアレッヒとの交流経費であります。

企画費2億8,097万6,175円の内容についてであります。白馬高校支援事業については教育課よりご説明をいたしますので、これ以外の総務課が所管する事業についてご説明をいたします。

30ページをごらんください。

ふるさと納税報償費7,394万8,720円、ふるさと納税クレジット決済手数料180万5,630円。

31ページをごらんください。

村制施行60周年映像製作等委託料343万5,380円、第5次総合計画策定業務委託料149万400円、ケーブルテレビ電柱添架使用料等689万5,783円、いこいの杜借上料750万円、公衆無線LAN整備工事費628万4,304円、北アルプス広域経常費負担金1,160万円であります。

32ページをごらんください。

地域づくり事業等補助金541万1,179円、広域連携事業負担金364万136円であります。

電算業務費5,716万7,427円の内容は、33ページ、電算総合行政システム業務

委託料 1, 173万8, 520円、自治体情報セキュリティ強化のためのシステム改修等で  
2, 939万9, 440円、庁内システム広域設置負担金 1, 060万7, 000円。

環境保全費 71万1, 000円の主な内容は、廃屋対策事業補助金 40万円であります。

環境政策費 104万4, 519円は、EV充電器保守委託料 62万1, 000円、太陽光発電  
施設等設置補助金 12万円であります。

少し飛びまして 36ページをごらんください。

選挙管理委員会費 19万7, 272円の主な内容は、選挙管理委員の報酬が主なものでありま  
す。

明正選挙推進費 4万9, 500円は推進委員の報酬、参議院議員選挙に伴う経費として参議院  
議員選挙費 592万3, 803円。

37ページをごらんください。

白馬村土地改良区総代選挙費 5万5, 169円は、委員等報酬 3万5, 600円が主なもので  
す。

統計調査総務費 169万6, 055円は経済センサス等の経費。

監査委員費 58万4, 520円は監査委員の報酬が主なものです。

少し飛びまして 68ページをごらんください。

非常備消防費 2, 629万1, 285円の主な内容は、消防団員報酬 610万6, 000円、  
消防団員等公務災害補償掛金等 530万6, 279円、消防団員出動賃金 485万4, 500円。

69ページをごらんください。

消防団退職報償金 466万2, 000円、救助工具、救護用品等の備品購入費 104万  
9, 760円あります。

広域常備消防費 1億5, 265万200円は、北アルプス広域連合への負担金などであります。

消防施設費 2, 221万3, 020円の主な内容は、70ページをごらんください。

消火栓の設置工事費 299万1, 600円、小型ポンプ付積載車 2台の購入費 1, 684万  
8, 000円が主なものです。

防災費 1, 480万8, 672円は、震災記録誌作成委託料 384万4, 800円、耐震改修  
事業補助金 56万6, 000円、県防災行政無線設備更新工事負担金 897万8, 811円であ  
ります。

71ページをごらんください。

災害対策費 1, 242万6, 503円の主な内容は、震災に係る住宅修繕工事補助金 916万  
7, 000円、被災者住宅復興資金利子補給金 237万486円あります。

少し飛びまして、84ページをごらんください。

過年発生その他公共施設災害復旧費のうち、総務課所管事業は、八方体育館外壁修繕工事費

442万8,000円です。

公債費5億7,721万9,290円は、長期債及び繰上償還の元金と利息、一時借入金の利息であります。

85ページをごらんください。

諸支出金2億8,602万4,711円は、財政調整基金、減債基金、ふるさと白馬村を応援する寄附金に基づく積立金及び白馬村地域情報化施設基金への積立金であります。

86ページをごらんください。

予備費のうち、55万円は、平成28年4月14日に発生いたしました熊本地震に対し、長野県町村会より公費の義援金による支援を行なったものであります。

次に、88ページをごらんください。

財産に関する調書であります。平成28年度中の増減は、土地については、給食センター用地、スノーハープ駐車場用地、村営住宅用地の取得及び寄附により約2万1,446平米増加し、建物については、村営住宅10棟18戸の建設により1,403平米の増加であります。

なお、平成28年度に固定資産台帳を整備したことにより、前年度末現在高数値をこの固定資産台帳の数値と整合性を図るため置き換えをさせていただきました。固定資産台帳は、税務課等のデータをもとに算出しておりますが、この数値の乖離の主な要因につきましては、付番されていない土地等によるものと推察をしております。今後は、固定資産台帳により、財産の管理を適正に行なってまいります。

89ページをごらんください。

出資であります。大北地域ふるさと市町村圏基金出資金については、大北福祉会館耐震大規模改修事業実施に伴い、基金から1,145万6,000円を取り崩したことによる減額であります。

平成28年度末基金の現在高は、財政調整基金が6億8,110万円余り、減債基金が2億1,656万円余り、福祉基金が1億3,572万円余り、義務教育施設整備基金が3,075万円余り、ふるさと白馬村を応援する基金は総額3億5,906万円余りで、合計15億418万4,976円となっております。

私からの説明は以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 続きまして、田中会計室長。

**会計管理者・室長（田中 哲君）** それでは、決算書32ページの2款1項7目の会計管理費についてご説明いたします。

支出総額ですが、296万7,726円となっております。主な内訳としましては、12節の役務費の口座振替手数料が97万5,951円、13節委託料の電算委託料が62万2,080円、19節負担金、補助及び交付金の北農協役場出張所負担金が80万円となって

おります。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 続きまして、篠崎税務課参事。

**参事兼税務課長（篠崎孔一君）** 税務課関係につきまして説明をいたします。

決算書の34ページをお開きをいただきたいと思います。

2項徴税费1目税務総務費、支出済額6,823万円余りは職員9名、嘱託職員2名の人件費が主なものです。

2目賦課徴収費13節委託料の土地鑑定評価委託料241万円余りは、平成30年度評価替えに伴う標準宅地鑑定評価業務に関する委託料です。賦課収納業務電算委託料981万円余りは、村税の課税処理や滞納整理システム保守業務に関する委託料が主なものです。

35ページ、地番図等作成委託料1,494万円余りは、さのさかスキー場周辺0.26平方キロメートルの地番図作成と27年度からの継続事業として、家屋図約5,000棟のデータ作成業務に関する委託料です。

22節補償補填及び賠償金の補償補填及び賠償金835万円余りは、白馬村村税等過誤納付金補填金支払要綱の規定により支払ったもので、住宅用地に対する特例措置誤りによる補填金が主なものです。

23節償還金利子及び割引料の村税還付金及び還付加算金914万円余りは、税法上の規定による修正申告や確定申告、住宅用地に対する特例措置誤りによる還付金が主なものです。

税務課関係の説明は以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 続きまして、矢口住民課長。

**住民課長（矢口俊樹君）** 住民課関係につきまして、ご説明をいたします。

決算書35ページをお願いいたします。

2款3項1目戸籍基本住民台帳費、支出済額1,826万4,711円で、窓口職員の人件費のほか戸籍住民基本台帳等の電算システムに係る経費、サーバー共同化に伴う北アルプス広域連合への負担金など経常的な費用が主な内容であります。

少し飛びまして、46ページをお開きください。

下段の3款1項6目住民総務費です。支出済額は2億1,619万5,814円でありまして、大きなものは、47ページ、19節負担金、補助及び交付金の中の後期高齢者医療療養給付費負担金が6,789万8,770円、28節繰出金では、国保事業特別会計へ1億1,073万2,000円、後期高齢者医療特別会計へ2,314万3,000円それぞれ繰り出しとなっております。

その下、7目の福祉医療費につきましては、4,434万8,442円の決算額であります。

20節扶助費に記載のとおり、給付総額は4,000万円余りとなっております。支出規模

としましては、前年比で216万円ほど増額となっております。

次に、50ページをごらんください。

下段の3項国民年金費は758万2,537円の支出となっております、年金担当職員の人件費などが主な内容であります。

隣の51ページをお願いします。

4款の衛生費関係であります。1項1目環境衛生費は5,198万5,251円の支出でありまして、職員人件費のほか、村で管理をしております公衆トイレの管理事業として719万円余り、北アルプス広域連合で運営しております火葬場の運営負担金385万5,000円などが主な内容となっております。

飛びまして、54ページをお開きください。

2項1目塵芥処理費であります。支出済額は2億3,417万6,301円で、村内のごみ収集運搬に対する委託料として4,298万223円、ごみ処理広域化に係る北アルプス広域連合負担金として4,314万3,000円、白馬山麓環境施設組合に対する清掃センターの維持管理負担金1億1,718万円などが主な内容となっております。

55ページ上段の2目し尿処理費につきましては、クリーンコスモ姫川の維持管理経費に対する負担金として6,760万2,000円を支出しております。

住民課関係につきましては以上であります。

**議長（北澤禎二郎君）** 続きまして、山岸上下水道課長。

**上下水道課長（山岸茂幸君）** 続きまして、上下水道課関係につきましてご説明をいたします。

決算書は52ページをごらんください。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生費において、2つの事業を実施いたしました。

1つ目の事業は、小規模水道維持管理事業でございます。幸田地区の小規模水道施設の修繕工事の費用として、決算書中段の15節工事請負費41万400円を支出いたしました。

2つ目は、合併処理浄化槽整備事業でございます。19節負担金、補助及び交付金の備考欄、下から2行目、合併処理浄化槽整備事業補助金として1,428万1,000円を支出いたしました。この補助金は、合併処理浄化槽の設置に要する標準工事費の約4割を国・県・村の3者で3分の1ずつ補助したものでございます。28年度では、27基に対し補助を行いました。

上下水道課関係は以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 続きまして、窪田健康福祉課長。

**健康福祉課長（窪田高枝君）** 健康福祉課関係についてご説明いたします。

決算書の41ページをお開きください。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費は7,228万円余りの支出で、健康福祉課職員の人件費と19節白馬村社会福祉協議会への運営補助金2,557万円余りが主なものです。

2目老人福祉費は4,856万円余りの支出です。

42ページの13節委託料は、乗合タクシーの運行委託料のうち、デマンド型が956万円余り、配食サービス事業委託料245万円余り、白馬村デイサービスセンター岳の湯の指定管理料154万円余りが主なものでございます。

43ページをお願いいたします。

19節温泉施設利用高齢者等助成金が239万円余り。20節扶助費として、老人福祉施設措置費2,343万円余りが主なものでございます。

3目障害者福祉費は1億1,818万円余りの支出で、20節扶助費1億1,420万円余りが主な支出です。在宅での訪問サービスや施設の通所、入所を利用するサービス、自立促進のための就労支援などの給付です。

44ページの介護給付訓練等給付の自立支援給付費が1億66万円余り、そのほかに自立支援補装具給付費162万円余り、自立支援療養介護医療費201万円余り、児童福祉給付費507万円余りなどが主なものでございます。

4目社会福祉施設費は4,412万円余りの支出で、健康福祉ふれあいセンターの維持管理費用と、45ページ、15節白馬村デイサービスセンター岳の湯の屋根修繕工事代金1,296万円、19節北アルプス広域連合負担金1,773万円で、養護老人ホーム鹿島荘の運営費及び改築事業負担金、特別養護老人ホーム等の建設及び建設償還費等でございます。また、公的介護施設三日市場支え合いセンター改修工事に対する補助金850万円が主なものでございます。

5目介護保険費は1億8,359万円余りの支出です。

1節報酬453万円余りは嘱託職員2名分の報酬でございます。

46ページ、13節委託料は、介護予防事業委託料303万円余りが主なものです。

19節北アルプス広域連合負担金1億4,800万円余りは、介護保険運営に対する負担金です。白馬村社会福祉協議会負担金として、地域包括支援センターへの派遣職員人件費1,446万円余りを支出しております。

51ページをお開きください。

4項1目臨時福祉給付金は4,552万円余りで、19節の4,173万円余りが給付額となります。また、翌年度繰越事業といたしまして3,152万4,000円を平成29年度へ繰り越しております。

続いて、52ページ、4款衛生費1項保健衛生費2目保健予防費は6,095万円余りの支出です。

53ページをお願いいたします。

11節需用費の医薬材料費580万円余りは、予防接種ワクチンの購入費等になります。

13節検診等委託料2,970万円余りは、各種がん検診、乳幼児健診、各種予防接種などに

関連する費用です。

3目医療対策費は2,129万円余りの支出です。

19節北アルプス広域連合負担金674万円余りは、平日夜間救急医療病院群輪番制運営等の事業負担金です。また、冬期スキー傷害診療に対する負担金として200万円を支出しております。

54ページをごらんください。

あづみ病院新病棟建設負担金として1,200万円が主な支出となります。

続きまして、84ページをお開きください。

10款3項その他公共施設災害復旧費1目過年発生その他公共施設災害復旧費ですが、神城断層地震により被害を受けました保健福祉ふれあいセンターの外部を復旧するため、工事を実施いたしました。15節工事請負費のうち、62万円余りがこの工事にあたるものでございます。

健康福祉課関係につきましては、以上でございます。

**議長（北澤禎二郎君）** 続きまして、太田農政課長。

**農政課長（太田洋一君）** 農政課関係についてご説明いたします。

55ページをお開きください。

5款農林業費の支出は1億6,941万9,761円です。

1項農業費1目農業委員会費は970万6,100円の支出で、担当職員の人件費、14名の農業委員報酬費、農家台帳システム、農政地図情報システム使用料が主なものでございます。

2目農業総務費は4,025万6,353円の支出で、農政課職員の人件費が主なものでございます。

56ページをお願いします。

3目農業振興費は3,860万6,060円の支出です。主な内容は、11節需用費は神城多目的集会施設、農業体験実習館に係る光熱水費、燃料。

19節負担金、補助金及び交付金が3,375万5,584円で、主な内容は、57ページの中山間地域等直接支払交付金は6つの組織に676万6,453円、地域の担い手が融資を受け農業用機械等の導入を支援する経営体育成支援事業費補助金112万9,000円と、国の平成27年度補正予算の繰り越し実施として1,086万7,000円を交付しております。

白馬村農業再生協議会への経営安定対策の経営所得安定対策等推進事業費補助金204万4,000円、特産開発団体支援補助金264万5,000円、次世代を担う農業者をめざす新規就農者支援として、青年就農給付金479万1,078円、村単事業といたしまして農業機械等導入支援補助金、災害関連の被災農地の耕作者に対し農業再生機構を通じての支援として、災害農家支援負担金が主なものでございます。

次に、4目農地費は4,646万1,780円の支出です。

13節圃場整備調査委託設計料が50万円。

58ページをお願いいたします。

15節工事請負費451万5,048円は奈良井整備に159万8,400円、水路改修等の農業施設維持に係る工事費が291万6,648円です。

19節3,536万3,070円は、農業の多面的機能の維持発揮のための地域活動、営農活動を支援する多面的機能支払交付金3,279万7,832円が主なものです。

次に、2項林業費1目林業振興費は、1,054万2,241円の支出です。

1節報酬236万4,000円は、白馬猟友会で組織された有害鳥獣対策実施隊員の報酬です。

11節需用費の修繕費は、林道2カ所の修繕です。

13節委託料の主なものは、60ページの緩衝帯整備として森林づくり支援事業委託料90万9,000円。

15節工事請負費58万3,200円は林道細野線の安全柵設置に伴う工事費です。

19節負担金、補助及び交付金はペレットストーブ購入補助金40万円、電気柵設置に係る有害鳥獣対策協議会負担金が146万9,000円のほか、有害鳥獣対策に係る補助金、森林整備に係る補助金が主なものです。

23節償還金利子及び割引料3万1,486円は、森林整備に係る補助金不正受給に絡む補助金のうち、施業不相当と判定された支援金について、事業者からの返還を受けて、同額を県に返還したものでございます。

続いて、60ページをお願いいたします。

3項1目地籍調査事業費は2,384万7,227円の支出で、担当職員の人件費、嘱託職員報酬等のほか、13節委託料として数値測量業務の委託料977万円4,000円が主なものでございます。

次に、82ページをお願いいたします。

10款災害復旧費1項1目過年発生農地農林業施設災害復旧費は2億312万2,348円の支出です。

83ページの15節工事請負費は、神城断層地震により被災した農地農業施設の復旧に係るもので、農地農業施設の災害復旧工事費現年単独500万円は平成28年度に予算化して実施したものです。その下、2つの工事費は、平成27年度に予算化をし、繰り越しをして平成28年度で工事を実施したもので1億8,134万5,573円は国庫補助対象の工事、825万9,000円は村単工事として実施したものでございます。

1つ節を戻りまして、13節の委託料は、これらの工事に係る測量設計委託料であります。

2目現年発生農地農林業施設災害復旧費521万2,800円は、昨年9月の台風16号により被害を受けた農地農業施設の国庫補助対象の災害復旧に係る事業で、実施設計等委託料が71万

2, 000円、災害復旧工事費が437万4, 000円でございます。

以上で農政課関係の説明を終わります。

**議長（北澤禎二郎君）** 続きまして、横山観光課長。

**観光課長（横山秋一君）** 続きまして、観光課関係についてお願いいたします。

60ページからとなります。

6款観光商工費の支出、2億3, 740万4, 785円の主な内容について説明をいたします。

1項観光費1目観光総務費は4, 151万4, 483円の支出であります。職員4名、嘱託職員1名の人件費と観光施設整備事業費の償還で、17節の公有財産購入費が、旧長野県観光協会を事業主体として行いました山小屋の改修や登山道整備事業の償還金となっております。

61ページ、2目観光施設整備費は3, 158万3, 956円の支出で、11節需用費のうち修繕費1, 185万円余りは、頂上宿舎及び猿倉荘トイレ等の雪害修繕や頂上宿舎消防施設改修が主なものとなっております。

13節委託料であります。山岳観光施設維持管理委託料として375万円余り、平地観光施設管理等委託料として324万円余りを支出し、内容は、山岳では山案内人組合等への登山道整備業務及び夏期猿倉駐車場交通整理業務で、平地では白馬駅前での観光案内業務及び塩の道等の管理委託料となっております。

62ページをお願いいたします。

15節工事請負費299万円は、猿倉治山運搬道の路肩復旧工事であります。

3目観光宣伝振興費は1億1, 380万948円の支出です。

科目ごとに申し上げますと、13節委託料は白馬村観光地経営会議の支援業務、各種指標整備調査業務が主な支出であります。

15節工事請負費は、公衆無線LAN環境支援事業として、Wi-Fi環境整備工事費で、28年度はウイング21にアクセスポイントを増設したものであります。

19節負担金、補助等であります。観光局負担金6, 435万円余りの内訳は、管理費や人件費負担額で4, 647万円、事業費負担額が1, 787万円余りです。観光振興負担金等2, 451万円余りは、北アルプス3市村観光連絡会や白馬バレープロモーションボードなど、21団体への負担金と寡雪による緊急対策事業負担金1, 000万円が主なもので、28年度は繰越事業として地方創生加速化交付金を活用し、3市村観光連絡会においてナイトシャトルバスやアルペンライナーの運行、自転車活用環境整備事業に取り組み、村単独で取り組みましたサイクルステーションの整備等とあわせ、負担金1, 419万7, 000円を支出しております。

63ページにかけて記載の4目観光安全浄化対策費805万2, 390円は、山岳美化活動、山岳トイレ維持管理、高山植物やライチョウ保護活動費用で、兎平浄化槽使用料のほか、18節の備品購入費で無線機器14台の更新を行っております。

5目観光特産費155万775円は、道の駅白馬の施設管理費敷地借り上げ料でございます。

6目遭難対策費275万9,273円の主なものは、登山相談所の開設、遭難対策センターの管理、北アルプス北部遭難対策協議会及び白馬村総体協の負担金となっております。

続いて64ページ、2項商工費、商工振興費3,814万2,960円でございますが、主なものは白馬商工会経営改善や地域振興事業への補助金、融資制度に基づく保証料や預託金に、新たに28年度新設いたしました創業支援事業補助金が主なものとなっております。創業支援事業補助金は、商工会と連携をとり創業しようとする者へ支援するもので、28年度につきましては、5件、539万円を補助しております。

観光課につきましては以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 続きまして、酒井建設課長。

**建設課長（酒井 洋君）** 建設課関係です。

64ページからになります。

7款土木費1項土木管理費、土木総務費3,990万円余りは、職員4名分の人件費が主なものでございます。

64ページから65ページをごらんください。

2項道路橋梁費1目道路橋梁総務費は、221万円余りを支出しており、村道台帳162万円補正委託料が主な支出でございます。

2目道路維持費は、村道の維持補修と除雪に要した費用でございまして、3億6,147万円余りを支出してございます。

7節賃金及び11節需用費は、除雪事業に要した支出が主なもので、光熱水費では村道の無散水消雪施設の電気料、道路照明の電気料として853万円余りを支出し、修繕費では、除雪用重機の修繕費として298万円余りを支出してございます。

13節委託料、除雪委託料は2億8,864万円余りでございました。

14節使用料及び賃借料、備考欄、重機借り上げ料は定置式の凍結防止散布機6基の使用料が主な支出でございます。

66ページをお開きください。15節工事請負費は村道に穴埋めや道路などの補修工事に要した支出で3,511万円余りでございます。

16節原材料費、除雪の原材料費といたしまして、道路に散布いたします凍結防止剤の購入費用、また下段の原材料費は各行政区へ支出いたしました砕石、U字溝等の資材の購入費用が主なものでございます。

3目道路新設改良費の関係でございますが、職員2名分の人件費のほか、13節の委託料では道路改良のための調査、測量設計委託料として1,038万円余りを支出しております。内訳でございますが、村道確定事業の用地測量に545万円余り、村道0105号線白馬大橋付近の舗

装修繕の実施設計やJRの森上跨線橋の点検調査のために493万円余りを支出してございます。

15節工事請負費ですが、村道0105号線白馬大橋付近での舗装修繕工事の工事請負費でございます。

4目交通安全施設整備費421万円ほどでございますが、村道のセンターラインなどの区画線の施工に要した費用でございます。

67ページのほうにまいります。

3項河川費1目河川総務費は268万円余りの支出でございますして、15節工事請負費は小姫川の改修工事費です。

19節負担金、補助及び交付金では、河川関係への同盟会などへの負担金が主な支出でございます。

4項都市計画費です。

1目都市計画総務費は574万円余りの支出で、近隣の市村とあわせまして航空写真を撮影したときの作成委託料でございます。

2目都市公園費は123万円余りの支出で、大出公園の維持管理に要した費用でございます。

11節需用費備考欄、修繕費44万5,000円は、民地との境界柵の修繕費用でございました。

13節の委託料ですが、連休やお盆の繁忙期に駐車場の警備、交通整理をシルバー人材センターに委託した費用でございます。

5項の住宅費1目住宅管理費37万円ほどの支出でございますして、次のページでございますが、13節委託料としまして、村営住宅の耐震診断に要した委託費でございます。

3目住宅建設費は、震災復興住宅の建設にかかわるもので4億8,954万円ほど支出してございます。内訳ですが、工事請負費はユーテレ白馬、行政無線のアンテナ工事に要した費用でございます。

17節公有財産購入費は4億7,827万円余りは、長野県住宅供給公社に建てていただいた村営復興住宅を購入した費用、10棟18戸分の購入費と建設用地の購入費を合わせたものでございます。

続きまして、83ページのほうをごらんください。

10款災害復旧費2項公共土木施設災害復旧費としまして、9億3,975万円余りでございますして、1目過年発生公共土木施設災害復旧費は、長野県神城断層地震により被災しました村道の災害復旧に要した費用として9億1,124万円余りです。

13節委託料5,871万円余りです。

それから、15節工事請負費として8億4,401万円余りをそれぞれ支出してございます。

84ページです。

2目現年発生公共土木施設災害復旧費は2,850万円ほどの支出でございまして、繰越明許費になりますが、13節の委託料として7万4,000円、15節工事請負費167万8,000円を29年度に繰り越し、村道の復旧工事にあたるものでございます。

最後でございまして、71ページにお戻りください。

消防費の5目災害対策費11節需用費の中で、飯森仮設住宅の維持管理費に要した費用といたしまして33万9,000円余りを支出してございます。

建設課関係、以上でございまして。

**議長（北澤禎二郎君）** それでは、ただいまから1時まで休憩といたします。

休憩 午後 0時09分

再開 午後 1時00分

**議長（北澤禎二郎君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

認定第1号 平成28年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定についての説明を求めます。

教育委員会、田中教育課長兼子育て支援課長。

**教育課長兼子育て支援課長（田中克俊君）** それでは、教育課の関係につきましてお願いいたします。

決算書は29ページをお開きください。

29ページ、一番下になりますが、2款1項6目、総務費の企画費でございまして。この中には、平成28年度において教育課で予算執行しておりました白馬高校支援事業が含まれております。主な内容でございまして、講師報酬1,969万5,002円は、公営塾の講師、教育寮のハウスマスターとして雇用している地域おこし協力隊5名の報酬です。

30ページ、社会保険料245万2,765円も同様に地域おこし協力隊5名に係る費用です。普通旅費102万5,800円のうち、53万円余りが全国募集説明会などに要した職員等の出張旅費です。

燃料費255万円余り、光熱水費196万円余りは寮と塾に係る費用です。

修繕費1,751万7,187円のうち、1,731万円余りが高校支援事業に関するもので、法政大学セミナーハウスの改修費1,157万円余りが主なものです。

賄い材料費649万7,751円は、寮の食事に係る材料費。

31ページ、公営塾運営マネジメント等委託料2,219万2,336円は元気づくり支援金を活用したテレビ番組制作委託料249万円余り、公営塾全国募集等のマネジメント委託料599万円余り、寮のマネジメント委託料1,345万円余りが主なものです。

広告宣伝等委託料870万5,757円は、寮の給食業務委託料680万円余り、スキー部指導委託料154万円余りが主なものです。

自動車借上料等、293万4,938円は、法政大学セミナーハウスの借上料124万円余り

のほか、公用車、コピー機、学習支援ソフト利用料などです。

備品購入費 2 1 7 万 6, 9 2 2 円は、寮、塾に関する備品で、主なものは除雪機 1 4 6 万円余り、そのほかストーブ、掃除機や乾燥機などです。

1 ページおめくりいただきまして 3 2 ページ、下宿費用補助金 1 9 2 万円は、月額 2 万円の補助で 8 人の対象者がおりました。

過年度負担金返還金 1 8 1 万 3, 0 4 7 円は、平成 2 7 年度決算により確定した負担金額により、小谷村から過大に納付された負担金を返還したものでございます。

白馬高校支援事業の関係は以上でございます。

続きまして、決算書 7 1 ページをお開きください。

9 款教育費の教育課所管部分についてご説明いたします。

1 項 1 目教育委員会費 1 8 4 万 7, 9 0 2 円は、教育委員 4 名の報酬と関係団体への負担金が主な内容でございます。

2 目事務局費 1 億 5, 5 5 0 万 7, 3 5 6 円の主な内容は、嘱託職員でございます教育指導員 1 名の報酬と 7 2 ページにかけまして、教育長 1 名と教育委員会事務局職員 3 名の人件費でございます。

7 2 ページ、修繕費 7 9 9 万 1, 0 0 5 円は学校環境整備事業に係る修繕費。

設計監理委託料 2, 6 5 4 万 6, 4 0 0 円は、中学校大規模改修、北小体育館非構造部材耐震化、給食センター建設に係る設計及び管理委託料。

工事請負費 3, 5 5 7 万 9, 0 7 0 円は、北小体育館非構造部材耐震化に係る工事費。

用地購入費 2, 9 6 0 万円は、新給食センター建設に係る用地の購入費。

備品購入費 4 9 2 万 4, 1 7 3 円は、学校環境整備事業に係る備品の購入費。

7 3 ページ、幼稚園就園奨励費補助金 3 5 6 万 5, 0 0 0 円でございます。

なお、平成 2 9 年度への繰越明許費ですが、需用費 3 3 万 3, 0 0 0 円、施工管理委託料 7 5 0 万円、工事請負費 1 億 2, 0 0 0 万円は、いずれも白馬中学校の大規模改修工事に係るものでございます。

3 目教職員住宅費の支出はございませんでした。

2 項 1 目学校管理費 2, 3 2 2 万 8, 0 3 5 円は、南北小学校の維持管理に伴う経常的な経費でございまして、主な内容は用務員 2 名分の報酬 4 5 0 万円余り、燃料費 2 0 9 万円余り、光熱水費 1, 1 7 2 万円余り、修繕費 2 5 3 万円余りでございます。

2 目教育振興費 4, 3 1 1 万 5, 6 9 9 円は、小学校の運営に係る経費でございまして、主な内容は学校医報酬 1 1 0 万 8, 0 0 0 円、1 ページおめくりいただき 7 4 ページ、嘱託職員報酬 1, 9 7 9 万 4, 5 3 6 円は村費講師等 7 名分の報酬。

臨時職員等賃金 1 5 7 万 2, 7 9 6 円は、ALT 臨時講師等の賃金。

消耗品費 5 1 5 万円余り。

児童健診等委託料 2 2 4 万円余り。

7 5 ページ、図書購入費 1 3 0 万円余り、教具備品購入費 2 3 0 万円余り、遠距離通学補助金 1 2 6 万円余りでございます。

3 項 1 目学校管理費 8 7 5 万 6 5 8 円は、中学校の維持管理に伴う経費でございまして、用務員 1 名の報酬 2 2 4 万円余り、燃料費 1 4 2 万円余り、光熱水費 2 9 8 万円余りが主な内容でございまして。

2 目教育振興費 3, 0 2 1 万 2, 1 4 8 円は、中学校の運営に係る経費でございまして、主な内容は嘱託職員の報酬 8 0 2 万 5 3 0 円は村費講師等の 3 名の報酬、臨時職員等賃金 3 3 4 万 2, 6 7 1 円は A L T ・ I C T 教育支援員等の賃金、1 ページおめくりいただき 7 6 ページ、消耗品費 2 9 9 万円余り、生徒健診等委託料 1 2 3 万円余り、情報教育環境整備事業リース料 6 0 9 万 7, 8 6 0 円はパソコン教室の P C とタブレット端末のリース料でございまして。

教具備品購入費 1 5 0 万円余り、7 7 ページ、準要保護生徒援助費 1 0 8 万円余りでございまして。

続いて、ページ少々飛びまして 8 1 ページをごらんいただきたいと思っております。

5 項 3 目学校給食費 3, 9 1 4 万 8, 5 7 8 円は、白馬南小学校の給食施設と共同調理場の維持運営に関する経費でございまして、主な内容でございまして、嘱託職員報酬 2, 2 3 4 万 1, 2 3 3 円は、調理員 9 名と南小栄養士の報酬、臨時職員等賃金 2 5 1 万円余り、消耗品費 1 7 1 万円余り。

8 2 ページをごらんください。

燃料費 2 2 3 万円余り、光熱水費 1 9 2 万円余り、備品購入費 2 0 7 万円余り、準要保護児童援助費 3 6 0 万円余りでございまして。

続きまして、子育て支援課の関係につきましてご説明を申し上げます。

決算書は戻りまして、4 7 ページをお開きください。

4 7 ページの一番下の行から 4 8 ページにかけてごらんください。

2 項 1 目児童福祉総務費 7 2 3 万 5, 3 3 2 円は、南小及び北小放課後児童クラブの運営経費でございまして、主な内容につきましては 4 8 ページ、児童クラブ指導員 4 名の報酬 6 8 5 万 7, 9 0 1 円でございまして。

続いて、4 8 ページから 4 9 ページにかけてごらんください。

2 目子育て支援費は 1 億 5, 3 6 9 万 8, 5 2 4 円でございまして、子育て相談支援センター運営に係る職員 2 名及び嘱託職員 1 名の人件費。

4 9 ページ、児童手当 1 億 3, 4 7 3 万 5, 0 0 0 円でございまして。

続きまして、3 目保育所費 1 億 3, 9 6 6 万 8 3 9 円は、しろうま保育園と子育て支援ルーム

の運営費でございます。主な内容につきましては、正規職員、嘱託職員、臨時職員の各保育士及び給食調理員等の人件費でございます。

また、消耗品費215万円余り、燃料費178万円余り、光熱水費383万円余り、給食等賄い材料費960万円余り、1ページおめくりいただき、50ページ、園庭遊具設置工事80万円余りでございます。

教育課と子育て支援課の関係は以上でございます。

**議長（北澤禎二郎君）** 続きまして、松澤生涯学習スポーツ課長。

**生涯学習スポーツ課長（松澤忠明君）** それでは、生涯学習スポーツ課の関係につきまして、ご説明をさせていただきます。

決算書38ページをお願いいたします。

2款総務費7項スポーツ事業費1目スポーツ事業総務費は3,820万8,443円で、職員5名分の人件費等でございます。

次に、2目施設管理費は1億815万1,352円で、ジャンプ競技場に8,388万7,000円余り、スノーハープに1,749万6,000円余りの維持管理費でございます。

ジャンプ競技場の主な支出内容は、管理運営業務に4,890万円、雪どめネット着脱業務に761万円余り、圧雪車点検修繕業務に238万円余り、人工降雪機保守点検関係で122万円余り、光熱水費836万円余りでございます。財源は、県よりのジャンプ競技場管理業務委託料等が4,854万円余り、リフト収入ほか2,209万円余りでございます。

スノーハープでは、木橋等改修工事に378万円余り、圧雪車点検修理に200万円余り、管理委託業務に815万円余りでございます。また、芝生管理業務に136万円余りを支出してございます。財源につきましては、辺地債340万円余りを利用してございます。

39ページをごらんください。

3目スポーツ事業振興費は4億5,014万102円で、主な内容は第72回国民体育大会冬季大会スキー競技会開催に向けての競技会場改修工事等で、ジャンプ競技場ノーマルヒル改修工事に2億5,326万円余り、電気設備改修工事に8,364万円余り、競技処理システム改修工事に5,346万円余り、工事管理委託費に1,209万円余り、クロスカントリー競技場音響施設改修工事に540万円余り、各種スキー大会推進事業に212万4,000円余り、各種スポーツイベント事業への助成に1,698万円余りでございます。また、スポーツ功労賞を6名に、スキースポーツ育成振興奨励金を23名に授与しております。

40ページをお開きください。

4目ナショナルトレーニングセンター費は831万4,860円で、選手用のトレーニング機器として84万円余り、施設の利用料、燃料費、施設整備委託等593万円余りが主な支出でございます。全額、国の委託金で賄われてございます。

少し飛びますが、77ページをお開きください。

4項社会教育費は3,502万6,272円で、1目社会教育総務費616万円余りで、主な内容は、社会教育委員6名の報酬と職員1名分の人件費366万円余り、ウイング21ホール自主公演委託料170万円で、7月9日に榊原大ピアノコンサート、8月27日、28日に映画鑑賞会、11月22日にウイング寄席を実施いたしました。

2目公民館費611万円余りで、公民館長の報酬と各種教室等の経費でございます。

78ページをごらんください。

3目図書館費1,154万円余りの主な内容は、図書館司書3名の人件費と図書の購入費119万円余りでございます。

79ページをごらんください。

4目文化財保護費1,119万円余りは、青鬼の伝統的建造物群保存地区補助として改修工事補助900万円と文化財復旧補助156万円余りでございます。

5項保健体育費は9,760万4,803円で、80ページをごらんください。

1目保健体育総務費1,016万円は職員1名分の人件費とスポーツ推進委員報酬、体育協会補助金が主な内容でございます。

2目体育施設費4,829万円余りは、ウイング21臨時職員賃金607万円余り、プール監視員賃金252万円余り、燃料光熱水費1,245万円余り、修繕費234万円余り、ウイング21保守管理委託784万円余りでございます。

84ページをお開きください。

災害復旧の関係でございますが、その他公共施設災害復旧費は7月に発生したスノーハープのり面復旧工事の費用でございます。

以上で、生涯学習スポーツ課の関係の説明を終わります。

**議長（北澤禎二郎君）** 次に、日程第17 認定第2号 平成28年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、日程第18 認定第3号 平成28年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての説明を求めます。矢口住民課長。

**住民課長（矢口俊樹君）** 認定第2号 平成28年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定につきまして、ご説明をいたします。

決算書の93ページからお願いいたします。

まず、歳入の1款1項国民健康保険税の収入額は2億6,311万8,100円で、破産等により不納欠損処理した金額は187万4,934円でありました。また、現年分国保税の徴収率は96.6%で前年と同率でありました。

2款1項の国庫負担金は2億2,881万5,072円で、療養給付、介護納付金、後期高齢者支援金のほか、高額医療費共同事業、特定健康診査事業等に支払った費用等に対する国の負担

金であります。

続きまして94ページ、3款の療養給付費等交付金は、退職被保険者の医療費に対する交付金として1,428万円余り、その下、4款の前期高齢者交付金は2億2,662万3,946円の収入となりました。

5款共同事業交付金は2億9,013万2,551円で、次の95ページにありますとおり、2項の保険財政共同安定化事業に対する交付金が2億6,300万円余りを占めております。

6款財産収入は42万7,000円余りで、基金の利子分であります。

7款1項の一般会計繰入金は1億1,073万2,000円で、人件費や事務費、保健基盤安定事業等に対し一定のルールに基づいて繰り入れたものであります。

その下、2項の基金繰入金は、本年度1,500万円を取り崩して繰り入れを行っております。

96ページ、9款諸収入のうち1項の延滞金及び過料314万5,747円は、国保税に係る延滞金収入、その下、4項の雑入は、第三者行為に伴う納付金として612万円余りの収入がありました。

97ページ、中段の10款県支出金は総額で8,803万7,023円となっております、1項は高額医療費共同事業や特定健診事業に係る県の負担金、2項は、市町村間の財政均衡を図るための調整交付金であります。

次に、歳出の説明に入りますので、隣の98ページをごらんをいただきたいと思っております。

1款の総務費につきましては、総額で2,357万975円の支出で、職員人件費、電算システム委託料など、経常的な経費のほか、徴税费172万円余りも含んだ額であります。

99ページをお願いいたします。

2款保険給付費につきましては、総額で6億9,308万6,518円の支出となりました。本村では前年比で7.4%、5,500万円ほどのマイナスとなっております。

隣の100ページ、4項の出産育児諸費は457万4,100円で、11件に対する出産育児一時金であります。

101ページをお開きください。

4款後期高齢者支援金は1億8,601万3,550円の支出でありました。

隣の102ページ、6款介護納付金は7,341万2,333円で、介護保険第2号被保険者の保険料分であります。

その下、7款の共同事業拠出金は3億2,508万5,837円で、そのうち1項の高額医療費共同事業に係る拠出が4,390万円余り、2項の保険財政共同安定化事業に係る拠出が2億8,100万円余りで、こちらは前年とほぼ同水準となっております。

102ページ下段から103ページにかけて、8款1項1目の特定健康診査等事業費は

1, 037万8, 068円で、特定健診に係る受診率は53.4%でありました。

その下、2項の保険事業費は人間ドック受診者に対する補助金でありまして、173件346万円の支出となっております。

10款諸支出金2項国庫支出金等返納金は、平成27年度に国から概算交付された負担金について28年度に精算をし1,360万4,633円を返納したものでございます。

105ページをお開きください。

実質収支に関する調書であります。

歳入総額は13億9,133万8,074円、歳出総額は13億2,959万8,508円で、差し引き6,173万9,566円が実質収支額となり、平成29年度への繰り越しとなります。

では、続きまして、認定第3号 平成28年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきましてご説明をいたします。

109ページをお願いいたします。

1款の後期高齢者保険料は、普通徴収、特別徴収を合わせまして5,669万2,600円でありました。

3款の繰入金は一般会計からの繰り入れで2,314万3,000円であります。

続いて、歳出を説明いたしますので、111ページをごらんください。

1款の総務費は86万6,093円で、主は保険料徴収に係る費用であります。

2款分担金及び負担金につきましては、被保険者から徴収した保険料と村として負担すべき医療給付費を合わせた7,900万9,904円を県の後期高齢者医療広域連合に支払ったものでございます。

112ページの実質収支に関する調書をごらんください。

歳入総額8,007万3,055円、歳出総額7,988万2,597円で、差し引き19万458円が実質収支額として平成29年度への繰り越しとなります。

以上で、平成28年度の国民健康保険事業勘定特別会計並びに後期高齢者医療特別会計の決算認定の説明とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 次に、日程第19 認定第4号 平成28年度白馬村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第20 認定第5号 平成28年度白馬村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第21 認定第6号 平成28年度白馬村水道事業会計決算認定についての説明を求めます。山岸上下水道課長。

**上下水道課長（山岸茂幸君）** 認定第4号 平成28年度白馬村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につきましてご説明いたします。

決算書120ページをお開きください。

歳入総額が7億4,431万9,342円、歳出総額が7億4,035万816円で、歳入歳

出差引額は396万8,526円となり、実質収支額も同額でございます。

115ページにお戻りください。歳入につきましてご説明いたします。

1款分担金及び負担金1,413万7,700円は、下水道区域外流入分担金、下水道受益者負担金でございます。

2目負担金の不納欠損額1万9,600円は、消滅時効によるものでございます。

2款使用料及び手数料1億9,325万8,930円は、下水道使用料でございます。不納欠損39万6,180円は、消滅時効によるものです。

3款国庫支出金4,770万円は、浄化センター更新事業に係る防災安全交付金です。

4款繰入金3億2,210万円は、一般会計からの繰入金。

5款繰越金654万1,684円は、27年度からの繰越金でございます。

6款諸収入288万1,028円の主なものは、東部地区負担金でございます。

116ページをごらんください。

7款村債は1億5,770万円で、1目下水道債、備考欄、公共下水道債4,770万円の内訳は浄化センター更新事業として4,350万円、公営企業会計移行業務分として420万円でございます。下水道資本費平準化債1億1,000万円は、下水道事業における資本費の財源不足を補うものでございます。

続きまして、歳出につきましてご説明いたします。

1款下水道費1項総務費1目一般管理費5,016万7,265円は、職員人件費のほか主なものは12節役務費、備考欄、口座振替手数料ほかは収納業務に要した費用として126万円余り、13節委託料、備考欄、上から3行目の認可申請書作成業務委託料は下水道事業の認可更新申請に要した費用として367万円余り、下水道台帳作成業務委託料は下水道台帳の更新委託料として156万円余り、公営企業会計移行業務委託料は平成31年度からの移行を目的に、基本計画の策定に要した費用として424万円余り、経営戦略策定業務委託料は、総務省が策定を指示しております経営戦略の策定に要した費用として199万円余り、19節負担金、補助及び交付金、備考欄、使用料賦課徴収負担金は下水道料金算定のための負担金として106万円余りを支出しております。

118ページをごらんください。27節公課費は消費税及び地方消費税として2,157万円余りを支出しております。

2目施設管理費6,249万5,542円は、浄化センター及び下水道管渠の維持管理に要した費用で、主なものは11節需用費、備考欄上から3行目の光熱水費は、浄化センターの電気料として794万円余り、マンホールポンプ等の電気料として394万円余りを支出、修繕費816万円余りは浄化センターの機器の修繕及びマンホールの修繕、高さ調整等に要した費用で、薬材料費197万円余りは、浄化センターで使用しました水処理薬品の購入費用でございます。

13節委託料3,816万円余りは、浄化センターの運転管理委託料及び汚泥処理の委託料が主なものでございます。

119ページにまたがりませんが、2項下水道建設費1目公共下水道建設費1億1,554万7,496円は、職員人件費のほか、19ページ、15節工事請負費、備考欄、管渠工事884万円余りは震災復興村営住宅建設に伴う下水道管渠の整備に要した費用と浄化センター長寿命化更新工事が主なもので、19節負担金、補助及び交付金491万円余りは、区域外流入等に対する補助金でございます。

3款公債費5億1,214万513円は、起債の元利償還金が主なものでございます。

以上で、下水道事業特別会計の説明とさせていただきます。

続きまして、認定第5号平成28年度白馬村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につきましてご説明いたしますので、128ページをごらんください。

歳入総額が342万2,481円、歳出総額が340万7,768円で、歳入歳出差引額は1万4,713円となり、実質収支額も同額でございます。

125ページをごらんください。歳入につきましてご説明いたします。

1款使用料及び手数料87万円は、野平地区の農業集落排水の使用料でございます。

2款繰入金17万9,000円は、一般会計からの繰入金。

3款繰越金232万494円は、27年度からの繰越金でございます。

4款諸収入5万2,987円は、野平地区からの負担金でございます。

次のページをごらんください。歳出につきましてご説明いたします。

1款1項農業集落排水事業費1目一般管理費1万6,211円は、使用料の賦課徴収に要した費用です。

2目施設維持管理費189万3,670円は、処理場及び管渠の維持管理に要した費用で、11節需用費、備考欄、光熱水費は処理場の電気料が19万円余り、修繕費45万円余りは処理場の曝気ブローアの修繕に要した費用であります。

13節委託料107万円余りは、処理場の運転管理委託料が主なものでございます。

3款公債費149万7,887円は、起債の元利償還金でございます。

以上で、農業集落排水事業特別会計の説明とさせていただきます。

続きまして、認定第6号平成28年度白馬村水道事業会計決算認定につきましてご説明いたしますので、130ページをごらんください。

(1) 収益的収入及び支出の収入、第1款水道事業収益の決算額は3億2,308万5,491円で、支出、第1款水道事業費用の決算額は2億7,141万1,758円でございます。

131ページをごらんください。

(2) 資本的収入及び支出の収入、第1款資本的収入の決算額は912万5,565円で、支出、第1款資本的支出の決算額は8,980万5,241円で、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額につきましては、消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金により補填いたしました。

次のページの損益計算書をごらんください。

右側の下から4行目の当年度純利益は4,920万9,799円となり、28年度も利益を計上することができました。

133ページをごらんください。下の表の(4)余剰金処分計算書をごらんください。

先ほど、未処分利益剰余金の処分に関する議案でご説明いたしましたが、28年度末の未処分利益剰余金5,325万6,383円のうち、建設改良積立金に3,000万、利益積立金に2,000万円をそれぞれ積み立て、残りの325万6,383円を翌年度へ繰り越すものであります。

次のページの貸借対照表をごらんください。

左側の資産の部の1、固定資産の年度中の増減につきましては、固定資産明細書を140ページに掲載しておりますので、後ほどご確認いただきたいと思います。

2の流動資産ですが、3月31日の決算時点で、現金預金が4億1,199万5,486円、未収金は3,642万2,271円で、未収金の主なものは水道料金でございます。

右側の負債の部の4、流動負債の(4)未払金2,355万1,414円で、主なものは3月で使用し4月に支払いとなります電気料などでございます。

資本の部の6、資本金は13億4,490万6,801円で、前年度より613万3,965円増加しました。増加した理由は、簡易水道事業債の償還元金の90%の2分の1を一般会計から出資金として繰り入れ、その全額を資本金に組み入れたことによるものであります。

135ページをごらんください。(6)事業報告書につきましてご説明いたします。

左上の表は、27年度との数値の比較でございます。また、実施しました工事につきましては、右側の(1)主要建設改良工事内容に記載いたしましたので、後ほどごらんいただきたいと思います。

次のページをごらんください。

事業収入と事業費に関する事項につきまして、それぞれ27年度との数値比較でございます。

事業収入は27年度より301万2,089円の増額、事業費は27年度より940万1,550円の減額となりました。

右側の(7)キャッシュフロー計算書は、現金の1年間の動きを示したものでございます。事業活動によるキャッシュフローは1億3,072万2,840円、投資活動によるキャッシュフローはマイナス2,491万8,135円、財務活動によるキャッシュフローはマイナス

5, 001万8, 797円で、投資活動、財務活動のマイナスを業務活動で補い、現金の期末残高は4億1, 199万5, 486円となっております。

137ページをごらんください。収益費用の明細書でございます。

収入の関係では、1款1項1目1節の水道使用料が2億5, 630万5, 060円で、収入額の85%ほどを占めております。

2項営業外費用、営業外収益3目1節他会計補助金は、簡易水道債の償還利子の90%の2分の1に対する一般会計からの補助金であります。

4目長期前受金戻入は、26年度決算から適用されております改正地方公営企業法に基づくものであります。

支出の関係では、1款1項1目浄水費3, 614万5, 146円は人件費のほか、浄水場の管理運営に要した費用でございます。

2目配水及び給水費4, 023万6, 346円は、人件費のほか、配水池及び配水管の維持管理等の経費で、主な支出としまして、18節委託料では、水質検査、水道台帳補正業務の費用として312万円余りを支出、21節工事請負費は漏水工事、水道メーター取りかえ工事の費用として892万円余り、25節動力費は配水池等の電気料として、1, 374万円余りを支出しております。

次のページをごらんください。4目総係費、3, 996万5, 857円は人件費のほか、水道料金の賦課徴収に要した費用が主なものでございます。

右側の表の6目減価償却費ですが、28年度は1億1, 364万7, 380円でございます。

2項営業外費用1目支払利息は、起債の償還利息でございます。

3項特別損失1目過年度損益修正損は、漏水減免による水道料金の還付金などがございます。

139ページをごらんください。資本的収支の明細です。

収入の主なものは、1款1項2目工事負担金299万1, 600円は、消火栓設置に係る一般会計からの負担金、5項出資金613万3, 965円は、簡易水道債の償還元金の90%の2分の1に対する一般会計からの出資金でございます。

支出の1款1項建設改良費3, 335万9, 294円は、人件費のほか、21節工事請負費2, 248万円余りが主な支出でございます。

2項企業債償還金5, 615万2, 762円は、起債の償還元金でございます。

3項国庫補助金返還金29万3, 185円は、平成27年度に施工しました神城断層地震の災害復旧工事請負費の消費税について、国庫補助金相当分を国庫に返納した費用でございます。

次のページをごらんください。固定資産の明細書でございます。

有形固定資産の上から3行目、構築物の増減は配水管等の布設替えによるもので、4行目の機械及び装置の増減は水道メーター、流量計等の取り替えに伴うものでございます。

最終ページは、企業債の明細でございますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で、水道事業会計の説明を終わりといたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 以上で、認定第1号から認定第6号までの説明が終わりました。

ただいまより監査委員から提出されております決算審査意見書を配付しますので、少々お待ちください。

(決算審査意見書配付)

**議長（北澤禎二郎君）** ここで、松沢代表監査委員に決算審査の結果等について報告を求めます。

松沢代表監査委員。

**代表監査委員（松沢晶二君）** それでは、決算審査の報告を申し上げます。

議会選出の松本監査委員と私、松沢の両名で、平成28年度の一般会計、特別会計、企業会計及び基金の運用状況につきまして、平成29年8月7日から10日まで決算審査を行いました。

提出された資料及び現地確認をし、実施した審査の範囲内においてはいずれも法令で定める様式を基準として作成されており、それぞれの計数は関係諸帳簿と符合して正しく正確であると認められました。

また、各基金は所期の目的に沿って運用されており、それぞれ適正に管理されているものと認められました。

なお、財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されているものと認められました。

詳細につきましては、提出しました意見書のとおりであります。朗読は省略しますが、1ページから12ページに結果及び概要を記載してございますので、内容をご確認ください。

監査委員を代表して、意見及び要望を申し上げます。

意見書は12ページをごらんください。

景気は穏やかな回復基調が続いており、地方への波及効果も出始めていると言われてはいるが、なかなか実感がないところである。人口減少や少子高齢化の急激な進行など、村政運営は大変厳しいかじ取りが必要となっている。

村の一般会計の基金総額は、15億418万4,976円と前年度から2億7,926万3,074円の増加となり、財政調整基金も6億8,110万931円と前年度から2億2,579万8,232円増となりました。

一方、地方債は、57億7,084万2,434円と前年度から3億6,150万994円の増加となり、将来負担率も28.3%と前年度25.6%から2.7ポイント増となっている。神城断層地震による災害復旧、復興支援は一段落ですが、広域ごみ処理施設建設負担金や新給食センターの建設など、多額の費用がかかる状況にあり、さらに公共施設などの再編や長寿命化等の計画もあるので、財政運営は引き続き厳しいものが想定される。

財政基盤の強化、村税、収納額の向上を図るため、地域経済の活性化に果敢に取り組んでいただきたい。とりわけ観光客数及び観光経済の増加対策事業の積極的な推進を期待したい。もって、地域振興、税収確保につなげていただきたい。

また、村税の収納率が着実にふえているのは評価できるが、全国的な収納率と比較すると、まだかなり低い。村政運営における貴重な財源確保と税負担の公平性の観点から一貫した姿勢のもと、収納対策の強化に一層の努力をされたい。

行政評価に基づいた事業の重点化、簡素で効率的な行政運営に心がけ、財政のさらなる健全化に全庁を挙げて取り組んでいただきたい。

公有財産は大切に取り扱い、その保全、維持管理（財産の取得、処分、所管がえ等の移動について正確に記録、固定資産台帳及び附属図面との合致など）には細心の注意を払い、適切な事務処理をお願いしたい。

以上、決算審査に当たりましての意見及び要望でございます。

また、財政健全化法に伴う判断比率の状況につきまして、説明を受け、審査いたしましたので、あわせて意見書を提出いたします。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。認定全体に対して、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、認定第1号から認定第6号までは、いずれも平成28年度の決算認定にかかわる案件でありますので、この審査につきましては、議長を除く議員全員を委員とする決算特別委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第6号までの案件は、議長を除く議員全員を委員とする決算特別委員会に付託の上、審査を行うことに決定いたしました。

これで、本定例会第1日目の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日からはお手元に配付いたしました日程予定表のとおり、各委員会等を行い、9月13日午前10時から本会議を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 異議なしと認めます。よって、明日から各委員会等を行い、9月13日午前10時から本会議を行うことに決定いたしました。

これもちまして、本日は散会といたします。大変ご苦労さまでした。

散会 午後 2時00分

平成29年第3回白馬村議会定例会議事日程

平成29年9月13日（水）午前10時開議

（第2日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 一般質問

日程第 2 事件の訂正請求について

## 平成29年第3回白馬村議会定例会（第2日目）

1. 日 時 平成29年9月13日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

### 3. 応招議員

第1番	丸山 勇太郎	第7番	横田 孝穂
第2番	田中 麻乃	第8番	篠崎 久美子
第3番	太田 正治	第9番	太田 伸子
第4番	伊藤 まゆみ	第10番	田中 榮一
第5番	松本 喜美人	第11番	津滝 俊幸
第6番	加藤 亮輔	第12番	北澤 禎二郎

### 4. 欠席議員

なし

### 5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下川 正剛	副 村 長	太田 文敏
副 村 長	藤本 元太	教 育 長	平林 豊
総 務 課 長	吉田 久夫	参事兼税務課長	篠崎 孔一
観 光 課 長	横山 秋一	生涯学習スポーツ課長	松澤 忠明
会計管理者・室長	田中 哲	建 設 課 長	酒井 洋
農 政 課 長	太田 洋一	健康福祉課長	窪田 高枝
上下水道課長	山岸 茂幸	住 民 課 長	矢口 俊樹
教育課長兼子育て支援課長	田中 克俊	総務課長補佐兼総務係長	下川 浩毅

### 6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 山岸 俊幸

### 7. 本日の日程

- 1) 一般質問
- 2) 事件の訂正請求について

## 1. 開議宣告

議長（北澤禎二郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより平成29年第3回白馬村議会定例会第2日目の会議を開きます。

## 2. 議事日程の報告

議長（北澤禎二郎君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

### △日程第1 一般質問

議長（北澤禎二郎君） 日程第1 一般質問を行います。

会議規則第61条第2項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は9名です。本日は、通告された方のうち5名の方の一般質問を行います。

質問をされる議員は、質問、答弁を含めた1時間の中で、質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により、1議員1議題につき3回までと定められておりますが、制限時間内での再質問は、議長においてこれを許可いたしますので、申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次、一般質問を許します。

最初に、第8番篠崎久美子議員の一般質問を許します。第8番篠崎久美子議員。

第8番（篠崎久美子君） 8番篠崎久美子でございます。

今年の夏は、雨が続き、非常にすっきりとしないお天気が続きました。夏の入り込み客数の結果が気になるところであります。また、日照時間につきましても、8月は例年になく低く、平均気温も低いということでしたので、水稻などへの影響も心配されるかと思えます。観光の面でも、また実りの秋を迎える農作物の面でも、今後の秋晴れの日が続くことを期待したいと思えます。

さて、8月29日には、本県本村で初めてのJアラート、いわゆる全国瞬時警報システムが発令されました。他国から予告なくミサイル発射が行われたということで、早朝、初めて聞く警報に驚いた住民がたくさんいたと想像されます。ミサイルが発射されたときのJアラートでは、退避行動として、頑丈な建物や地下に退避してくださいというものが出されました。しかし、指示があったとしても、初めてのことということも加えて、どのように行動していいのか迷われた方がほとんどだったのではないのでしょうか。

今回は、早朝の6時2分に発令されましたが、もし、これが学校や保育園、デイサービス、あるいは学童保育、図書館などが開いている時間にあつたときには、どのようにそこにいる人たちの安全を守り、避難させるかを村としても検討し、マニュアルも含めて住民やご家族などに知ら

せておくことも大事ではないかと思ったところでございます。あるいは、例えば山小屋やウイング21、道の駅などにも大勢の観光客の方がいる場合もあります。それらの施設ごとにも安全の確保、避難について想定されることが必要と思われまます。

このようなお話を、まさか自分が生きている間にするとは、自分は想定しておりませんでした。残念ではありますが、対応しなければならない事態がそこにあると思います。住民の安全・安心を守ることは、自治体の非常に大きな責務の一つでございます。村には平成19年に策定されました国民保護計画があり、弾道ミサイル攻撃も武力攻撃事態として想定されておりますので、この計画にのっとり事態への対応、また訓練などもお願いしたいと思ひます。

これは、非常事態が起きたときの住民の安全の確保は、自治体や行政だけでは担い切れない部分というのはもちろんございませうけれども、非常事態や有事などはあり得ない、ならないというのではなく、少しでも可能性がある場合は、想定される事態を考へて、最大限の努力を行政にお願いしたいと思ひます。

さて、本日は、通告に従ひまして、3つの内容に分けて質問をいたします。

1番目には、新リサイクルセンターの建設について、2番目に国民健康保険事業について、3番目に音楽あふれるリゾート白馬村を目指してという内容、以上、3点についてお伺いをいたします。

それでは早速、最初の質問に入らせていただきます。

まず始めは、新リサイクルセンターの建設についてです。

新ごみ処理施設建設に伴う白馬村八方で予定をされておりましたリサイクルセンターの建設が延期となりました。来年8月稼働予定に向けて建設に着手すべき時期の、本当にこの直前の延期の決定であり、計画変更に対する対応が急がれます。そこで、以下についてお伺いをいたします。

北アルプス広域連合議会及び白馬村議会では、説明を受けた経緯もございませうが、住民にはまだわからないことも多いと思ひます。そこで、今回、このリサイクルセンター建設が延期になった理由と村の見解、広域連合の見解についてお伺いをいたします。

続きまして、来年8月の大町市源汲の新ごみ処理施設稼働後から、白馬・小谷地区の新リサイクルセンターが建設されるまでの間、現在の処理施設にてリサイクル物などの受け入れ、また可燃ごみの積みかえの受け入れを予定するというこゝで、計画をお伺いしました。それらの事業主体や経費負担については、どのようになるかをお伺いしたいと思ひます。

最後に、新リサイクルセンター建設を予定している土地は、現在、村が賃借しているものですが、新リサイクルセンター建設に当たり、土地を広域連合のほうに提供するにつきまして、村が購入して貸与する予定であるのか、いわゆる又貸し状態ではないのかという懸念がありますが、それについては、購入して貸与する予定になるのかをお伺いしたいと思ひます。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 新リサイクルセンター建設について、篠崎議員から3つの項目について質問をいただいておりますので、順次、答弁をさせていただきます。

まず、新リサイクルセンター建設工事の延期につきましては、本会議冒頭の挨拶でも申し上げましたとおり、村民の皆様にご心配をおかけしていることに対しまして、おわびを申し上げるところでございます。

1点目の工事延長の理由と村及び北アルプス広域連合の見解についてのご質問でございますが、大枠につきましては、8月4日に開催をいたしました全員協議会での説明のとおりであります。新しいリサイクルセンターについては、現在、清掃センターと同一敷地を利用して建設する計画で進めておりますが、この敷地については、昭和58年に賃貸借契約を締結をし、清掃センターを建設させていただいた上で、現在まで至っているものであります。ただ、登記上は89名の共有地で、このうち、大半が未相続のまま名義人だったことから、当時、賃貸借契約の締結にあたっては、地元、八方、八方口区のそのときの役員の皆さんからも後ろ盾になっていただいて、契約を行なった経過がございます。

また、この契約は、平成55年まで今後27年間の期間が残っていることから、村といたしましては、この契約に基づいて北アルプス広域連合に土地を提供することにより、リサイクルセンターの建設には何ら支障はないものと考え、地元の皆様とも前向きに協議を重ねてきたところがあります。

一方で、今回の事業主体、発注元となる北アルプス広域連合としては、新しい施設の建設にあたっては、登記名義人全員の承諾が必要であるとの見解に立ち、この承諾が得られるまでの間、工事の着工を延期するとの考えが示されたのは、7月下旬でありました。着工直前での方針の変更にも私も非常に戸惑い、何とか早期着工ができないものかと3市村において検討をしてみました。最終的には、さまざまな手続の上でも全地権者の承諾が必要との結論となり、この手続に要する間、工事を延長するに至った次第であります。

今回の件につきましては、事業主体である北アルプス広域連合との間で、着工にあたっての見解の相違もありましたが、用地に関する課題も早い段階から双方で共有できていなかったことも一因でありまして、その点に関しましては、地元の自治体としておわびを申し上げるところであります。

2点目の新リサイクルセンター建設までの間の対応についてのご質問でございますが、まず、工事が延期されたことに伴い、その代替となる受け皿が必要となります。現在検討しておりますのは、受け入れ停止後の現清掃センターの空きスペースや、周辺の倉庫などを活用して資源物をストックし、また、パッカー車が待機して可燃ごみを収集するという案がありまして、これによ

り、極力、村民の皆様の利用に影響が及ばないよう配慮していきたいと考えております。そして、その費用負担につきましては、収集運搬、処理に係る費用は、当初の計画どおり広域連合の事業として行うよう、白馬、小谷両村として要望を上げ、現在、広域連合事務局と調整をしているところです。

また、現清掃センターの利用に当たり、内部の改修等が必要となることも想定されますが、その場合の費用負担については、白馬、小谷の2村で対応していくこととなります。この点につきましては、予算措置も必要となりますので、詳細が決まり次第、議会へお諮りをさせていただきたいと思っております。

3点目の建設予定地は村が購入して貸与する予定なのかとの質問であります。基本的には土地を購入するのではなく、現在の賃貸借契約をベースに、現在の予定地へリサイクルセンターを整備していきたいとの考えであります。それ以前に重要なことは、登記名義人全員の承諾を得る方策をまず検討していかなければならないことでもあります。それと同時に、これまで迷惑施設として清掃センターを永年にわたり受け入れていただいた地元、八方区や地権者の皆様の意向も最大限に尊重していくことも重要だと考えております。そういった課題を踏まえ、現在はその方策等について専門家の意見もお聞きをしながら、地元の皆様と協議を行なっているところであり、なるべく早い段階に一定の方向性が見出せるよう努めてまいりますので、ぜひご理解をお願いをしたいと思います。

篠崎議員の1点目の新リサイクルセンターの建設についての答弁とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありませんか。篠崎議員。

**第8番（篠崎久美子君）** 地権者の方からの承諾を得ることが重要ということで、それを進めていくということでございますが、実際のところ、リサイクルセンターの整備スケジュール自体については、どれぐらいの遅れになると想定されるのか、お伺いしたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。矢口住民課長。

**住民課長（矢口俊樹君）** リサイクルセンターの工事の延期についてのご質問ですが、先ごろ、広域連合の議会では、2年くらいという具体的な期間が示されておりましたけれども、先ほどの村長の答弁にもありました、最終的に登記名義人の方の同意を得ていくという手続が、どの程度、見込まれているかということに関しては、今はまだ見通せない状況であります。

2年ということ、年数だけがちょっとひとり歩きしている部分もありますけれども、いずれにしても、同意を得る方策を早い段階で決定をいたしまして、次のステップへ入っていきたく、そういうふうと考えておりますのでよろしくお伺いしたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。篠崎議員。

**第8番（篠崎久美子君）** 相手方のいることでありますので、非常に期間については難しいところがあるかとは思いますが、ぜひ早期に解決ができるように対応していただきたいと思いま

す。現在、この地権者の方との合意を取りつけるに至る作業についての状況について、お伺いをしたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。矢口住民課長。

**住民課長（矢口俊樹君）** 先ほど、村長の答弁で、現在、専門家を交えて地元の皆様との打ち合わせを行なっているという状況でございますけれども、具体的には、弁護士の先生にも方策について相談をさせていただき、地元の皆様さんとの打ち合わせにつきましては、2回ほど行なっております。

地元の皆さんからは、事業主体である広域連合からも来て説明をしてほしいといった要望を受けておりますが、現在、まだ村の段階で地権者の方との、地権者といいますか、地元の皆様との話を進めている段階でございますので、早い段階で次のまた打ち合わせを設けていきたいというふうに思っております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。篠崎議員。

**第8番（篠崎久美子君）** 土壤汚染対策法によりますと、3,000平方メートル以上の場合には、県知事に届け出が必要であり、土地所有者全員の同意が必要ということで、今回このところが特に問題になっているかなと思いますけれども、造成面積そのものが3,000平米以下の場合、3,000平米に満たない場合については、このような措置が必要であるのかどうか、そこについての見解はどうであったのかお伺いしたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。矢口住民課長。

**住民課長（矢口俊樹君）** ただいまのご質問につきましては、3,000平方メートル未満であれば、手続上、同意は必要ないということでありまして、今回、建設に係りましては、それ以外の河川法、砂防法といったようなもろもろの手続もございますので、ただいまの土壤汚染防止対策法だけの対応ではないということは、ご理解をいただきたいと思っております。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。篠崎議員。

**第8番（篠崎久美子君）** いずれにしましても、幾つかの法律の中でやっていきますので、現在の法体系に沿うように、それはお願いしたいと思っております。

それで、現在、稼働しております白馬山麓清掃センターの解体について、少しお伺いをしたいと思います。

ここの部分についても、例えば法的に地権者全員の同意が必要となるのか、あるいは県との話し合いにおいて、その点については、どのように指導なり話し合いをされているのか、お伺いしたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。矢口住民課長。

**住民課長（矢口俊樹君）** ただいまのご質問につきましても、先ほどの答弁とちょっと重なる部分

もごさいますけれども、河川法あるいは砂防法の手続の上で手続が必要になってくるケースとい  
いますのは、新たに建物を建てる場合ではなくて、指定の地域内で建物を除去する場合も対象  
になってきます。したがって、解体する場合であっても、同じ手続が必要になるという見解で  
おります。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。篠崎議員。

**第8番（篠崎久美子君）** 実際、この山麓センターの解体につきましては、巨額の費用がかかる  
ということで、解体時については補助金をいただいたいということで、最初からお伺いして  
おりましたけれども、このように計画に非常に遅れが出てきているわけですけれども、この解体  
時の補助金についてはどのようにしていくのか。あるいは、それについてはどのような話し合  
いをされているのか、また、現在内示を受けている交付金があるとすれば、その取り扱いにつ  
いてはどのようにするのか、お伺いしたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。矢口住民課長。

**住民課長（矢口俊樹君）** ただいまの解体にかかわる国の交付金のご質問でありますけれども、当  
初の予定より、解体時期というのは延期せざるを得ないという状況でございますけれども、国か  
らいただく交付金につきましては、現在の制度上では、先送りになっても交付金の対象にはなる  
というふうに確認をいただいておりますが、ただ、いたずらに先延ばしをすればいいというもの  
ではないということは認識をしておりますので、新しく建てる建物の計画とあわせて、当然、解  
体のほうの計画もしっかりスケジュール立てをして、そして国の交付金の要求をしていくとい  
う段取りになろうかと思っておりますので、よろしくお願いたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。篠崎議員。

**第8番（篠崎久美子君）** それについては、いつごろ解決するかわからない問題が後ろにあるわけ  
ですが、今、交付対象にはなりますということで、確認をもらっているということではあります  
けれども、その期間についても、特に問題なく、今後いつという時期においても対象になってい  
くのかということは、確認されているのでしょうか。お伺いしてよろしいですか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。矢口住民課長。

**住民課長（矢口俊樹君）** 今現在、国の交付金の制度がございますので、交付金の制度が廃止され  
ない限りは、当然、対象になっていくという認識でおります。したがって、しっかり解体の  
計画というものが立ちましたら、その段階で交付申請をしていく、制度がある限りは交付金は活  
用できるというふうに理解をしております。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。篠崎議員。

**第8番（篠崎久美子君）** それで、この新しいセンターのほうにおくれが出てきておりますので、  
先ほどのお話にもありましたように、現在の既存施設、白馬山麓清掃センターについて、周辺あ

るいは内部等々を使いながらリサイクル物の収集、あるいはごみの積みかえをしていくという予定であるということをお伺いいたしましたけれども、実際、白馬山麓清掃センターも来年8月までは稼働している予定であり、これは新ごみ処理施設が大町のほうで稼働した際には、廃止になるということだったんですが、そこから今回の場合はスムーズに移行していかなければいけないんですけれども、実際この8月まで山麓組合のほうで稼働し、スムーズに新たな新リサイクル物、あるいはごみの積みかえ所として稼働できていくのか、その改修等も必要ということですが、現在の清掃センターが稼働しながら、そのところは工事ができていくのか、その辺についてお伺いしたいと思います。つまり、稼働できるとする予定時期についてお伺いしたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。矢口住民課長。

**住民課長（矢口俊樹君）** 今の広域連合の予定では、来年の7月までに全て新しい施設の受け入れを稼働すると。したがって、それにあわせて8月以降、現在の焼却場の稼働を停止するということになるわけでありまして、今、議員ご指摘のとおり、稼働停止をしてすぐ新しい体制でいくというのは、現実問題として難しい部分もあろうかと思っております。

一定期間ちょっと準備期間をいただくような形になるかと思っておりますけれども、時期的に8月というのが、ごみの受け入れがやっぱりピークになることが予測されますので、場合によっては、一月程度は今の現状の形での受け入れを継続させていただいて、例えば9月、あるいは10月といった落ちついた段階で、なるべく期間は最低にするような形で受け入れ体制というのを整備していくと、そんなようなことも考えておりますので、よろしくお伺いしたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。篠崎議員。

**第8番（篠崎久美子君）** いずれにしましても、この新リサイクルセンターの建設の遅れについては、住民に対して丁寧な説明をしなければなりませんし、またこの暫定的な施設の概要、また利用方法などについても、時間のない中、住民に説明していかなければならないわけですが、今後のこの説明、あるいは周知についての計画についてお伺いしたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。矢口住民課長。

**住民課長（矢口俊樹君）** すみません、現状では、今の空きスペースを活用するというところまで決まっておりますけれども、具体的な配置、あるいはそれに係る費用等につきましても、今後検討していく段階でございます。

ただ、来年度の予算編成時期までには、ある程度のやはり方針を示していかなければいけないと思っておりますので、それまでの時期にこういった形のを、こういった形で受け入れをしていくかというのを、しっかり方向性を決めて、村民の皆さんにやっぱり周知をしっかりしていかなければいけないのかなというふうに考えております。よろしくお伺いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。篠崎議員。

**第8番（篠崎久美子君）** ぜひスムーズに、混乱のないようにお願いをしたいと思います。

この土地の問題につきましては、新しい大町に今建設されています新ごみ処理施設の建設にあたり、約2年以上前になりますか、源汲でも土地の問題がありました。本来ならば、そこでもそのときに白馬村でも確認すべき事項であったのではないかと、あるいは広域連合と連絡をとる中で、そういう話があってもよかつたのではないかと、というふうな思いがあります。

先ほど、お話の中に突然の方針変更というような言葉がありましたけれども、これについては、非常に事務の承継も含めて、きちんと情報の共有が村の内部でもできなかったような気がしますし、広域連合、あるいは県との関係性の中でもできなかったと思いますが、ここについて、今後の対応をどのようにされるかお伺いしたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。太田副村長。

**副村長（太田文敏君）** ただいまの篠崎議員さんの質問にお答え申し上げます。

おっしゃるとおり、白馬村役場庁内での情報共有と継承の関係、それから北アルプス広域連合との地元自治体との調整、継承の関係、こちら辺は、実に実務レベルで連携を密にしていかなきゃならないというふうに、ここ数回の打ち合わせ、会議等で痛感しているところありますので、これからはといいますか、こういうことのないよう努めていくということでもよろしくお願ひしたいと思ひます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。篠崎議員。

**第8番（篠崎久美子君）** 最初にお伺いしましたが、この土地につきましては、昭和58年の契約であり、平成55年までであるということなんです、実際、私が先ほど名前を挙げました土壤汚染対策法につきましては、平成15年2月15日に施行されておりました、22年に改正されているわけなんですけれども、昭和の契約が始まった58年にはなかった法律であったと思ひます。しかしながら、そのときはそれでよかつたかもしれませんが、やはり行政としては、現在の法体系の中での理解を深めながら事業執行していくことが、常に求められていると思ひます。

これにつきましては、例えば、下水道受益者負担金問題のときもそうでありましたが、事務の中できちんと引き継ぎをしていく、情報を共有していく、知識を深めていくというような言葉が、たしか下水道受益者負担金問題の概要版のほうにも載っていたと思ひます。何のためにあれだけの痛い思いをみんなですて、今後につなげていくという話があつたのに、またこういう話があるというのは非常に残念でもありますし、今、副村長のほうからお話がありましたけれども、ぜひこれを生かしていただいて、こういうつまずき、それは人がやっていることですので、そういうこともあると思ひます。しかしながら、これをまた同じ轍を踏まないようにということで、ぜひ例として、みんなでも共有して対応していただきたいと思います。

白馬村におきましては、このごみ焼却ということにつきましては、長年、現在の場所に受け入れをしてもらってきた経過があります。これは、先ほどの村長答弁の中にもございましたが、今

回の新しいリサイクルセンターにつきましても、地元の理解を得る中でそこに建てていきましようということで、計画を立ててきたことと理解しております。また、解体に関しましても、結局は、今お伺いしますと、地権者全員の合意が得られなければ、多分、解体できないかもしれないということを鑑みていきますと、やはり地権者の合意を得て、計画どおりの場所で進めていくことが必要と私は考えております。

これは時間がかかるかもしれませんが、お伺いすると、弁護士の先生にも今ご相談いただいているということなので、方策としても1つではなくて複数、幾つかの方法を考えていただきながら、ぜひ行政は地権者、あるいは地元の方に丁寧な説明をさらに重ねていただき、理解を深めていただいて、広域連合や県などとも連絡を密にしながら、この計画を進めていただくことを期待しております。

続きまして、次の質問に移りたいと思います。

国民健康保険事業についてお伺いをいたします。

来年度から、国民健康保険制度の財政基盤の安定化などを目的として制度が改革、変更され、運営主体が村から県に移管し、保険料については、県が示す各市町村ごとの保険料水準を参考に決定されるということです。国保につきましても、被用者保険、いわゆる社会保険に比べまして、前年度所得や世帯全体の所得合計で賦課されるなどという制度になっておりまして、もともと被保険者の負担感が大きいと言えます。

また、この医療保険制度改革で、保険料率上限の引き上げ、あるいは紹介状なしの大病院受診時の定額負担、また入院時食事療養費の段階的引き上げなどの各種変更が待ち受けておりまして、今後、個人の医療費負担もふえていくのではないかと予想されています。白馬村では、全世帯の約5割が国保世帯です。そこで、以下についてお伺いをいたします。

まず始めに、制度変更に伴い、保険税はどのように変化すると予想されているか。また、現在の村保険税の算定方法、現在、白馬村におきましては、いわゆる課税限度額ありの4方式ということで、所得割、資産割、均等割、平等割という形で算定されておりますが、これに変更があるかをお伺いしたいと思います。

続きまして、移行後、村からの一般会計からの法定外繰入金及び国民健康保険給付費準備基金については、どのようになると予想されているかをお伺いします。

次に、村独自で行っている国保の保健事業は、医療費抑制効果などを目指しているものと思われるかと。大分、充実してきまして、健診などにしても、若年健診も行われたりとか、あるいは国の方針でもございますけれども、糖尿病性腎症については非常に指導が徹底してきていて、効果も上がってきているというふうに、この間の決算審査の際にもお伺いしております。これらの村独自に取り組んでいる保健事業について変更があるか、お伺いをしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 国民健康保険事業について、3つの項目の質問をいただいておりますので、順次、答弁をさせていただきます。

1点目の国保税の変更予定に関する質問にお答えをしたいと思います。ご質問にありますとおり、来年度、平成30年4月から、国民健康保険の財政運営主体が市町村から都道府県に移行されることとなります。これに伴って、大きく変更される点は、まず医療給付については全額、県から交付されるため、市町村において医療費の増加が生じたときの財政的リスクがなくなるという点でメリットがあります。

一方で、給付に必要な経費は、納付金という形で県から配分されたものを、各市町村が県へ納めることとなりますが、市町村では、その配分額に見合う額を国保税として賦課をし、被保険者から納めていただくこととなります。そして、今後、市町村ごとに国保税率を検討していくための材料として、県から納付金の試算額が示されることとなっておりますが、当初、スケジュールにおいて、この8月までに提示されるとしていたこの試算額がいまだ示されておられません。県内市町村では、いずれも税率改正の検討が進まず、苦慮しているところも多いと聞いております。本村においても同じ状況にありまして、最終的な税率の変更については、今後、県から示される試算数値により、検討を加えていきたいと考えております。

2点目の一般会計からの法定外繰り入れ、給付費準備基金についてのご質問であります。まず一般会計からの法定外繰り入れについては、各自治体における保険税負担の格差拡大の一要因となっていることから、国では将来的に縮小していく方針が示されています。本村の場合、赤字補填のための繰り入れは行なっておりませんので、来年度以降もこの方針に変わりはありません。

一方で、基金につきましては、現在、1億3,000万ほど保有をしておりますが、先ほど説明しましたとおり、来年度以降は、医療費増加に伴う財政負担のリスクが軽減されることも踏まえ、一定額まで基金を取り崩していくことも一つの方策であるというふうに考えております。

具体的には、1点目の質問にもありました保険税率の設定にあたり、仮に国保税率を上げていかなければならないということを想定したときに、被保険者の負担軽減という観点から、当分の間は基金から補填していくといった使途も考えられます。そういった点も踏まえて、今後の税率設定の議論を深めていきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

3点目の都道府県運営となった後の保健事業についてのご質問ですが、来年度以降、財政運営が都道府県に移行した後も、資格の管理、国保税の賦課徴収、そして保健事業は、市町村が主体となって行なっていくこととなります。今回の制度改正に合わせ、厚生労働省では、保険者努力支援制度を拡充し、国の財政支援措置の強化を打ち出しております。

具体的には、特定健診受診率や特定保健指導実施率、糖尿病等重症化予防の取り組みなどの実績を指標値として定め、その基点により国からの交付金を受けられるといった仕組みで、当然のことながら、国保財政上もメリットが生じるとともに、医療費の削減効果も期待をされるところ

であります。

本村においては、若年健診や特定健診無料化の取り組み、さらには保健師を中心とした保健指導も強化をしている中で、少しずつではありますが、その成果もあらわれてきております。そういった点を踏まえ、国保が都道府県運営となった後も、現在行なっております保健事業については、途切れることなく継続して行なってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

2点目の質問について、以上、答弁とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。篠崎議員。

**第8番（篠崎久美子君）** 県のほうから示されてくるべき納付金の試算額ですか、それが出てこないということで、非常にまだ利率等については、ちょっと想定できないということではありますけれども、住民にとっては、例えば、窓口等々で自分たちが行うとき、国保の窓口に行なったときに住民による手続きに違いがあるのか、あるいはまた新しい保険証はいつごろ発送されてくる予定であるのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。矢口住民課長。

**住民課長（矢口俊樹君）** 具体的な窓口での対応についてでありますけれども、先ほど村長の説明にもございましたとおり、資格の管理、保険証の発行等は、基本的には市町村が、村が行なっていくということになっておりますので、その辺の対応につきましては、従来どおり、役場が主体的になってやっていくということになります。

保険証の発行につきましては、今現在、保険証の更新時期というのが10月になっております。今回ちょうど更新時期ということで、保険証の発行、1年間の保険証が交付されるわけでありましてけれども、都道府県化された4月以降の保険証の発行手続きにつきましては、ちょっと詳細はまだ、今後どういった形になっていくかというのは決まってきておりませんが、仮に4月から保険証を新しい形でやるということになりますと、3月中には新しいものをお送りするといったような対応になってこようかと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。篠崎議員。

**第8番（篠崎久美子君）** ぜひ、その辺もスムーズにお願いをしたいと思います。

また、保険者努力支援制度について、先ほど答弁の中で触れられておりましたけれども、これは、各市町村である程度、個人へのインセンティブな部分が求められているかと思うんですけれども、ここについてはどのような形で検討されているのか、村としては取り組みをされていくのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。矢口住民課長。

**住民課長（矢口俊樹君）** ただいま、個人へのインセンティブというお話、ご質問でありますけれ

ども、恐らく個人に対して何らかの形でポイントを付与したりだとか、そういったような意味でのご質問というふうに捉えておりますけれども、現在、白馬村ではそういった形の対応はしておりません。他の自治体では導入しているところ、さらに導入を検討しているところもあるというふうには伺っておりますけれども、国で示されております努力者支援制度というものに関しましては、その個人へのインセンティブというものも配給の対象になっているということもありますので、来年度に向けまして、どういったインセンティブの付与ができるのかどうかというものを、現場に再度、検討していきたいというふうに、担当課として考えておるところでございますので、よろしくお願いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。篠崎議員。

**第8番（篠崎久美子君）** ぜひこの辺も、国から言われているからということばかりではなくて、実際、村の特定健診の目標値は、たしか60%だったと思っておりますけれども、そこにはなかなか届かない、あるいはその特定の、例えば割と年齢の若い方の男性の方の受診率が上がらない等々があるということもお伺いしております。

この辺についても、例えばインセンティブ、ポイント制になるのか、何になるのかはちょっとわかりませんが、いずれにしても、特定健診を進めていく上においても、そのようなことも、ひとつ考えていくということも必要ではないかと思っております。時代の流れかなというところもありますし、啓発、継承につながるかなと思っておりますので、考えていただけたらと思います。

また、続きまして、当村では一定の所得基準のもと、障がい者や高校生までの児童・生徒、あるいは母子家庭の母子と父子家庭の父子に対し、医療費負担の軽減を図るための福祉医療制度がございます。県が保険者になることで、特に村がこの独自に行っている部分、例えば高校生などへの給付や、あるいは村としての所得などの基準等など、制度的に変化があるのか、住民にとって負担が大きくなることはないのかをお伺いしたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。矢口住民課長。

**住民課長（矢口俊樹君）** ただいまのご質問でございますけれども、基本的に、今回の運営が都道府県に移行するのは、あくまで国保の部分でありまして、福祉医療は市町村独自で行なっている事業であります。したがって、国保の都道府県化に伴って福祉医療の適用範囲が変更するということは、現在考えておりませんので、よろしくお願いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。篠崎議員。

**第8番（篠崎久美子君）** 住民の負担ということで、関連してお伺いしたいと思います。

今、福祉医療については特に変更がないと考えているということで、ちょっと安堵したところではありますけれども、国保については、この軽減額、7割軽減、5割軽減、2割軽減等もあるわけですが、これもあわせて、これは29年度に見直しが一旦されているということでござい

すけれども、今回、保険料率等々をこれから検討していくにつきまして、基準額の見直し等も検討されているのか、この辺についてお伺いをしたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。矢口住民課長。

**住民課長（矢口俊樹君）** ただいま、国保税の軽減措置に対するご質問でございますけれども、7割軽減、5割軽減、2割軽減といった軽減措置がなくなるわけではございません。来年以降も当然、それが適用されるわけでありましてけれども、保険料率を設定していく上では、その軽減分も含んで、当然、考慮して保険税を設定していかなければなりませんので、今、それを含めた試算を検討しているところでございます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。篠崎議員。

**第8番（篠崎久美子君）** あと、住民に対しての今回、保険者の事業主体が変わっていくということでもありますけれども、住民の中には、よくわかるようなわからないようなところも多分あると思います。村としては、財政的リスクがなくなるんだというようなことも含めて、それが本当なのかということも、ちょっとわからないという方もいらっしゃるでしょうし、やはり住民には丁寧な制度の変更の説明と、住民にとってどういうふうに変っていくのか、あるいは住民にとっては、今までと同じサービスが受けられていくのかということところが、説明が求められると思いますけれども、この周知、説明については、どのように今後計画されていくのでしょうか。お伺いしたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。矢口住民課長。

**住民課長（矢口俊樹君）** 今後の周知でありますけれども、先ほども若干触れましたけれども、たまたまこの10月が保険証の切りかえ時期になっておりまして、ただいま、保険証の発送作業を行なっている、手続を行っているところでありますけれども、その中に、来年度以降の変わる部分について、簡単ではありますが、説明文を入れさせていただいて、ご案内をさせていただきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。篠崎議員。

**第8番（篠崎久美子君）** 健康な場合は、余り思いませんが、本当に常に病院に行っている方、あるいは持病を持っていらっしゃる方にとってみれば、この村でやっている場合の国民健康保険というのは、本当に、何というんですか、きょうのあしたで必要という方もいらっしゃるわけです。なので、制度が変わることに対しても、ぜひ遅れのないように説明をしていただき、いろいろな手続も踏んでいただいて、住民にとってスムーズに移行ができるようお願いしたいと思います。

この改革につきましては、国からの評価項目の制度についても、先ほどの保険者努力支援制度、インセンティブ制度などについて取り組んでいくことが求められていくかと思っておりますけれども、やはり全国一律の評価項目、要するに数字だけの把握ではなくて、地域特性がやはりありますの

で、これについては、住民に一番近い村という単位の行政が一番わかっていることでありますので、ぜひさまざまな取り組みにおかれましては、地域に沿った形でのものを検討されることを願いますし、また、制度改正により村民の負担がふえないように、健全な運営をしていただくようにお願いしたいと思います。

続きまして、最後の質問に移らせていただきます。

議長、残り時間は何分でしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 12分です。

第8番（篠崎久美子君） はい。最後に、音楽あふれるリゾート白馬村を目指してということで、質問させていただきます。

白馬村では、ことしの夏もさまざまな音楽の活動やイベント、コンサートが行われ、国内外の演奏家も多数、来村されました。7月には、雨天により中止になりましたが、ジャンプ台で初のミュージックフェスティバルであるエイミング・ハイが計画されていました。

7月27日には、第18回長野国際音楽祭に関連したスチューデントコンサートやゲネプロが開催され、これには村内外から本当に想定以上の多くのお客様がお見えになっていらっしゃいました。質の高い演奏を生で聞く機会を大いに楽しむ姿が見られました。

同時に、この夏には、村内では第19回を数える室内楽のコンサート、白馬国際音楽祭が、民間の主催で連日開催されたりしておりました。自分も伺いましたけれども、本当に目の前で国際的な演奏家の皆さんの奏でる音色に浸ることができました。

また、8月には、第28回を数えるもうずっと伝統的に行われています夏の終りコンサートも開催され、全国から合唱を楽しむ約450名の参加があったとお伺いしております。音楽に親しみ、楽しむことを通じて、住民が心豊かに暮らせ、また、音楽文化の熟成は人々の交流を促し、観光地としての魅力アップにつながることも期待されます。

そこで、次について伺います。

音楽を生かした地域づくりについての村長のお考えを伺います。

団体への補助制度や音楽に関連する企画の創出など、音楽振興の体制づくりについてのお考えを伺います。

民間も含めた各種音楽コンサートやイベントを、観光局ホームページなどで一元化して村内外に情報発信し、サポートされてはいかがでしょうか。

最後に、ウイング21についてですが、この音楽ホールの使用料については、私は、同規模あるいは近隣の音楽ホール等々の使用料も見させていただきましたが、決して安価な設定とは言えません。入場料を段階的に考慮するなどして、細分化、低廉化し、利用促進を図られてはいかがでしょうか。

以上について、お伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） それでは、音楽あふれるリゾート白馬村を目指してについて、4つの項目について質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

1点目の音楽を生かした地域づくりについての村長の考えを聞きたいとの質問に対してですが、篠崎議員が言われるように、白馬村は夏の時期にはさまざまな音楽会が開かれております。日本の演奏家だけではなく、外国からも演奏家にお出かけいただいて、一流の演奏がされております。音楽のプロだけではなく、アマチュアの方々も白馬で演奏をされていたり、音楽活動をされていたりしております。

特に、ことは長野国際音楽祭の一環として、音楽監督である東京藝術大学の学長の澤和樹先生の指導のもとに、広く住民や子どもたちや音楽愛好家に聴いていただくことを趣旨として、演奏会をウイング21で開催をいたしました。白馬村と白馬村教育委員会も共催をいたしました。500名近い方にお出かけをいただき、関係者の心配を吹き飛ばすほどの関心の高さに感激をしたところでもあります。都市部から少し離れているために、芸術鑑賞の機会に恵まれない地方において、生の音楽のよさを知っていただくために、音楽事業が教育、福祉、心理、観光、環境などの分野で活用される取り組みが盛んになってきていると考えております。

その中で、最も求められているのは教育の分野だという認識のもと、社会教育、音楽教育での音楽事業での活用に重点を置けるよう考え、子どものときから良質な音楽に楽しめる環境づくりが大切であると思います。音楽は国境を越えた、国籍を越えた共通の人間の心の表現であり、情報伝達の文化的ツールと言われております。そして、学校教育の面では、強く情操教育に関係をしておりますし、生涯学習の面でも重要な分野でもあります。

白馬村は、四季を通じてアクティビティーにあふれる村として有名ですが、白馬村は文化芸術を大切にしている、住民はそれを楽しんでいるという、そんな村づくりをしていきたいと思っており、今後において、内容の充実を図るべく、関係者で検討していただく予定としております。

2点目の団体への補助制度や音楽に関連する企画の創出など、音楽振興の体制づくりについてであります。村では、芸術文化シリーズ実行委員会に、事業委託費として170万円を計上し、公演料やポスター、チラシなどによる広報の作成などを行っており、この実行委員会は、地域の芸術文化の振興とウイング21ホールの利活用のため、ホール公演の企画及び運営を行うことを目的とし、ピアノコンサート、映画鑑賞、寄席など、数々の公演を開催してまいりました。

また、ウイング21友の会では、公演内容の計画、検討や会員による演奏会でのボランティアを実施しており、映画鑑賞会、はつゆきコンサートなどの事業を開催しております。現在約180名の会員がおり、白馬村の文化芸術の振興を支えております。特に、はつゆきコンサートは、音楽活動に携わる住民への演奏機会の提供を通じ、白馬村及び近隣の住民がより身近に音楽に触れられる地域づくりを目指し、新たに始まったコンサートで、ことしで3回目の開催となり

ます。地元出身者や白馬在住の音楽家による演奏が行われておりますが、年々注目されるコンサートに育っています。

このように、村民が芸術として音楽に触れ、演奏する機会がふえており、音楽振興体制の充実を図っております。本村は山岳スキーリゾートであります。日本のスキー観光地の草津や志賀高原では夏にコンサートが開催されており、海外でのスキーリゾートを参考にしますと、スイスのスキーリゾート地ヴェルビエでは、夏季に音楽祭が開催され、同時に音楽アカデミーも開かれ、若手音楽家の教育の場となっております。アメリカのスキーリゾート地アスペンでも毎年、音楽祭が開催され、多くの観光客が訪れており、スキーリゾートにおける音楽祭などの芸術文化の充実は非常に重要であり、本村においても、同じく音楽環境の充実は重要と認識しております。

このような中、本年度より、先ほども申し上げましたが、東京藝術大学学長の澤和樹氏による長野国際音楽祭のゲネプロが開催され、ウイング21ホールがいっぱいになるほどの盛況でありました。今後は、白馬国際音楽祭も行われておりますので、そちらとも協力して、世界水準の山岳都市観光を目指して、白馬に音楽が鳴り響くことが大切であり、村民と多くの観光客との触れ合いが、新しい白馬を形成していく上での大切な要素であると考えております。

団体への補助制度につきましては、村の共催公演会等に対しては、使用料の一部助成、減免等を行っているところでありますが、村民が文化芸術に触れる機会の創出を支援することも重要であると考えますので、村内で展開されている音楽活動を検証しながら、観光振興にもつながる方策を検討してまいりたいと思います。

3点目の各種音楽コンサートを一元化、情報発信し、サポートする考えはどの質問ですが、観光面で捉えても、高原や山岳リゾートでは、その湿気のない空気や冷涼な環境により、世界中で音楽イベントが行われていますが、白馬では音楽イベントがあるにもかかわらず、積極的な連携がとれていないのも事実であります。また、大きな課題となっている雨天時での提供できるエンターテインメントとして、極めて重要かつ有効と考えられます。

観光局では、こうしたコンサートなどを、音楽という一つの分野だけのものという考え方の上に、例年夏に開催している白馬Alps花三昧を通じてのプロモーションへの活用を検討しており、現状では、高山植物や麓に咲く花だけを焦点に絞ったイベントとなっておりますが、音楽、アート等は人生に彩りや華やぎを与えるものとして、花三昧との親和性も非常に高いと思います。

よって、白馬を訪れるお客様にとりましても、より華やいだ旅の思い出に寄与できるものと考え、村としても、観光局において積極的に情報発信、サポートに努めたいと考えます。単にアクティビティーあふれる観光地だけではなく、住んでいる人も訪れる人も音楽を楽しめる地域づくりをしていけば、結果として文化芸術が盛んな観光地としてブランドづくりに役立ち、日本のアスペンになるのも夢ではないと考えております。

4点目の、ウイング21音楽ホールの入場料の細分化及び低廉化による利用促進についてであ

りますが、ウイング21文化ホールの使用料であります、500人収容のホールと同規模の市町村施設では、1時間当たり5,000円と平均的価値であり、興行目的ではなく、村や教育委員会での公演をとると50%減となり、利用しやすい金額と思われま

また、入場料は公演内容により大人2,000円、これは前売り券であります、上限として、中学生以下に配慮した料金設定をしています。ただし、料金を低廉化することにより、利用促進できるかという、必ずしも解決に結びつかない点もあるため、公演者や公演内容を村民のニーズに合わせて、今後、利用促進に積極的に取り組んでいきたいと思

先ほどから繰り返しになりますが、この夏には、東京藝術大学の澤学長による長野国際音楽祭のゲネプロを初め、定例の夏の終りコンサートが開催をされ、秋には山の音楽家定期演奏会、また12月2日には、第3回はつゆきコンサートが計画をされております。村内外の多くの皆様に聞きに来ていただき、音楽文化熟成や交流、観光地の魅力の一つに考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 質問時間が終了しましたので、第8番篠崎久美子議員の一般質問を終結いたします。

先ほどの篠崎議員の第2問目の国民健康保険事業についての答弁の中で、修正の申し出がありましたので、発言を許します。矢口住民課長。

**住民課長（矢口俊樹君）** 先ほどの国保のご質問の中で、保険証の更新時期のご質問がございました。私、答弁の中で、3月までに保険証を発送のような形になるかもしれないという答弁をさせていただきましたけれども、この10月にお送りする新しい保険証は1年間利用できますので、3月に新しい保険証を更新をしてお送りするということはありませんので、おわびをして訂正をさせていただきますと思います。

なお、その件に関しましては、今回の更新時にご案内をさせていただくことになっておりますので、あわせてよろしく願いいたします。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** それでは、ただいまから5分間、休憩といたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時06分

**議長（北澤禎二郎君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第9番太田伸子議員の一般質問を許します。第9番太田伸子議員。

**第9番（太田伸子君）** 9番太田伸子でございます。

ことしの夏は雨が多く、天候も目まぐるしく変わり、何か異変を感じるようなシーズンでありました。殊に、6月30日から7月6日にかけて、梅雨前線や台風3号の影響を受けて、断続的に豪雨に見舞われ、降り始めからの雨量は平年の7月分1.5倍をはるかに超える460.5ミ

りにも達しました。そして、7月4日午後には、落倉、切久保、どんぐり、和田野、山麓、八方の6地区に避難準備情報が発令される事態になりました。幸いにして我が村では、大きな被害もなく、安堵したところでした。長年にわたる治山治水事業の成果であり、先人の労苦に感謝でございます。

また、8月29日の早朝、今まで聞いたことのない不気味な警報音で目覚めた人もあったかと思えます。北朝鮮によるミサイル発射、日本の上空通過、頑丈な建物や地下に避難、屋外では物陰に身を潜め、頭部を守れとの緊急放送でした。まさに、戦時下の空襲警報のようで、避難の仕方に戸惑う人も多かったと思えます。防災に関しましては、同僚議員が質問をしておりますので、そのときに丁寧なご答弁をお願いいたします。

住民の生命と財産を守ることを第1の責務としている行政にとっては、この危機管理体制の整備が最優先の課題だと思っています。さまざまな事案に対応できる危機管理体制の構築に最善を尽くしていただきたいこと強く念じながら、通告に従いまして質問させていただきますので、傍聴されている方、そして、ユーテレの視聴者にわかりやすい、簡潔なご答弁をお願いいたします。

1番目に、学校給食施設建設について、2番目は、特別職及び職員配置について伺います。

1番目に、学校給食施設についてであります。1つ目、建設業者選定の入札が不落になった経緯を伺います。

2番目に、基本設計業者と実施設計業者の契約について、事業所及び金額を伺います。

3番目に、設計において、建設規模、事業内容の説明はどのようになされたのでしょうか。

4番目に、白馬の子どもたちの食の安全を早急に確保するため、建設する調理場であることを念頭に建設事業が始められたにもかかわらず、このような事態になったことについて、村長のお考えを伺います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 太田伸子議員の1つ目の学校給食の施設建設についてであります。

まずもって、本給食センターの建設事業が入札の不調により、当初予定をしていた着工時期から大幅に遅れが生じ、関係各所にご心配とご迷惑をおかけをしておりますことを、この場をおかりしておわびを申し上げる次第であります。

太田伸子議員からは、学校給食センター建設について4つの質問をいただいております。最初に、4点目の今回の事態についてどのように考えているかという点について、私の考えを答弁させていただきます。その他、経緯や状況に関しましては、教育長より答弁をさせますので、よろしく願いをいたします。

太田伸子議員がおっしゃいますように、給食センターの建設について最も優先すべきことは、食の安心・安全であることは言うまでもありません。従前の設計内容も学校給食に携わる職員の意見を詳細にヒアリングをしながら、作業動線や汚染区域、非汚染区域の明確化などを綿密に検

討してまいりました。そういった食の安全面が確保された後に、食育面や施設の形状など、2次の意味合いで調和され、給食センターとして一つの複合体となるものと考えております。

議員ご指摘のとおり、近隣施設の建設費から想定をした当初のもくろみとマクロ経済的な物価高騰が主管課において詳細に分析されていなかったことなど、行政側としても認識が甘かった部分もあり、私自身をはじめ、所管する職員も大いに反省すべきであると考えております。

現状としては、既に交付決定されている国の補助金の執行上からも、時間的に一刻の猶予もない状況であります。

村長としては、今は歩みを前に進めることを優先とする中で、現在は設計者の意向によって、設計内容を見直している段階であります。この変更設計については、これまでの検討の意図をできるだけ酌み取りつつ、関係各所との連携を密にしながら早急に業務を進め、年明け早々に再度、入札を実施できるよう努めておりますので、諸所ご斟酌をいただきながら、太田議員をはじめ議員各位におかれましても、お力添えをお願いを申し上げ、私からの答弁とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。引き続き、平林教育長に答弁を求めます。平林教育長。

**教育長（平林 豊君）** 1番目の学校給食センター新築等工事が入札不調になった経緯であります。この工事の入札は、白馬村業者選定委員会において、予定金額が10億円未満であるため、地方自治法施行令第167条の規定による指名競争入札で行い、指名対象は特定建設工事共同企業体、いわゆる特定JVによるものと決定をされました。予定価格については、3月に納品された実施計画書を4月から6月にかけて精査、査定し、7億9,995万6,000円と決めました。

その後、白馬村建設工事事務処理規定に基づき、7月28日に指名競争入札を実施したところ、応札5者全てが予定価格に達せず、再度入札を実施した結果、4者が辞退し、1者のみの応札で、1回目と同様に予定価格に達せず、不落となりました。この状況から、最低価格の入札者と随意契約の可否を判断するため、2回を限度に随意契約をする、いわゆる不落随契の検討を行い、見積書の提出を依頼しましたが、2回とも予定価格に達せず、不調に終わりました。なお、2回目の見積金額は9億720万円で、予定価格に対して1億700万円余りの開きがありました。

次に、2番目の基本設計の契約当時の状況であります。業者選定委員会において、県内に本店があり、同業事業の実績を有し、入札参加資格者名簿の中から、建築一般、構造、電気、積算、工事管理が可能な7社を選定し、平成28年8月12日に指名競争入札を実施した結果、松本市の株式会社県設計が予定価格274万3,200円に対して、32万4,000円で落札しました。

次に、実施設計であります。こちらも基本設計と同様の基準で、平成28年11月16日に、7者による指名競争入札を実施した結果、基本設計と同じ県設計が予定価格1,900万

8, 000円に対して、1, 269万円で落札しました。

次に、3番目の設計における建設規模、事業内容につきましては、基本設計、実施設計業務、それぞれの入札時に特記仕様書により、指名業者に指示をしてあります。

まず、基本設計においては、建設場所は白馬中学校の隣接地。事務概要の1つ目は、本事業は施行に関して、国庫補助事業を充当する予定であるため、申請、報告等にも十分対応すること。2つ目は、共同調理場は鉄骨造を基本に考え、1日最大1, 000食の提供に対応できる施設とすること。3つ目は、積算管理地の特質を考慮し、結露や除排雪、屋根雪等の雪対策維持管理を考慮したものとする。

4つ目は、用地については、中学校隣接地に現在の中学校施設も含めて考慮してもよいこと。5つ目は、レイアウトについては、共同調理場であるが、校舎と接合部を持たせた構造とする。よって、校舎、グラウンド等を含めたレイアウトとすること。6つ目は、白馬南小学校、白馬中学校については、既存施設を改修し、搬送車と搬入施設を設置するため、これについても、各校とも校舎全体を含めたレイアウトを作成すること。7つ目は、敷地に傾斜等がある場合は、造成等も可能とすること。また、赤線道路や用悪水路については、つけかえも可能とすること。

8つ目は、子どもたちに安全・安心、衛生的でおいしい給食を提供することを軸とした事業である趣旨を十分踏まえ、かつ、食育環境や事業に従事する職員の労働衛生環境の向上に寄与する部分等、細部については、教育委員会、教育課と協議しながら進めること。概算工事費は約6億円、地上2階建てで、延べ面積が1, 950平米程度として仕様を定めてあります。

実施設計においては、基本設計に中学校校舎と接合部を持たせる構造とすること。計画敷地面積により、都市計画法等における開発許可が必要になる場合は、その申請及び申請に必要な図面等を整備を行うこと。白馬南小、白馬北小学校における、仮設を含む改修部分の設計をすることを加え、レイアウト部分については除いてあります。また、1日最大1, 000食を、900から1, 000食に、工事費を約6億円から約8億円に、延べ面積を1, 950平方メートル程度から1, 655平方メートル程度に変更し、設計業務を発注しております。

以上であります。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

**第9番（太田伸子君）** ただいま、いろんな、金額が大きすぎて、ちょっとなかなか戸惑っているところもあるんですけども、まず、当初予算に8億円という事業規模であるんですけども、この設計業務を携われた事業所の皆さんというか、事業所の方は、昨年度、12回、建設検討委員会というのが村の中で行われて、初めの1回目はお越しにならなかったんですけども、まだ、そのときには業者が決まっていなかったんですけども、その後は全て出席されています。そこで、いろんな建設検討委員会の希望、また、調理員さん、働かれる皆さんの希望もしっかりと聞いておられます。それで、先ほど、村のほうからの事業内容の説明もしっかりとお聞きになられ

て、この設計業務に当たられたと思います。それで、設計業務を発注する際に、村から今、いろんな、何をしろ、これをしろというか、説明はあったみたいなんですけど、業者の皆さんのほうからは、これはとかという質問は、出てこなかったでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。田中教育課長。

**教育課長兼子育て支援課長（田中克俊君）** ただいまの質問ですけれども、発注後につきましては、太田議員おっしゃるとおり、基本設計の段階では、第5回から第8回までの建設検討委員会、実施設計につきましては、第9回から第12回の建設委員会に出席をして、各委員さんの意見等を聞いたり、また、逆に設計者側からの意見を報告したり、そのやりとりは全て記録に残っております、私も承知をしております。

今のご質問が、入札前に村側に対して特記仕様書に対する内容の質問があったかどうかということにつきましては、私も今の状況では把握をしておりませんので、もし必要であれば、お調べをしてお答えします。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

**第9番（太田伸子君）** どうしてこういうことを聞くかといいますと、入札された金額で、もう既に1億円という工事費の差がある。やはり、図面を引かれる、その設計業者の皆さんも大変苦慮された中で、最後に7億9,900という8億ぎりぎりの数字になったというところ、私は当初からこの8億円というところに、今の状況で無理があるのではなかったのかなというふうに思っています。せつかくこれから先、30年先、子どもたちの安心・安全を確保する給食センターを建設するのであれば、もう少ししっかりとした計画を立てていただきたいなというふうに思っています。

それで、今回の不落を受けてですが、根本的に、今、設計を見直ししているというお話です。それで、先日の全員協議会でいただきました設計における要求水準という文書をいただいています。ここの中には、施設の配置は、当初どおり、中学と接続するというふうになっています。それで、この入札前には、私たちの説明では、この渡り廊下をつけることによって、とても費用がかさむので、渡り廊下はやめますという説明もありました。その辺でも1億円ぐらいの節約にはなるというふうにお聞きをしていたのですが、今度、再度、設計をしていただくときには、中学と接続する、つまり渡り廊下をつけるという要求になっています。

それから、そのずっと下のところに、熱源はオール電化にするというふうになっています。それで、建設検討委員会のときにも、今のことなので、給食センターはオール電化のほうがいいのではないかというお話も出たんですけれども、渡り廊下をつけて、中学と一体の建物というふうになさされるようになれば、熱源としてオール電化をする、それは中学との一つの電気契約になる。1個の契約になるので、費用がかさむので、いろいろと考えた結果、ベストミックスという、

ガスと併用にしたい。ガスと併用にすることによって、今、使っている調理場の使える器具はまだ使えるところを使っていった節約したいという説明もありました。

ところが、今回、要求水準にはオール電化とする。しかし、費用の限界は税込みの8億円であるというふうになっています。せつかく見直しをする。もう一度、設計変更し直して、再度、早急ではありますが、やり直すと言っておられるにもかかわらず、この一番費用のかさむところは、また復活してきたような要求になっているんですけれども、その辺のお考えを伺いたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。田中教育課長。

**教育課長兼子育て支援課長（田中克俊君）** お答えを申し上げます。

実施設計が上がってききましたのが3月31日でした。こちらにつきましては、先ほどの教育長の答弁でもございましたように、仕様書上では8億円ということであってございました。この件につきましては、実施設計を発注後、はじめての第9回の建設委員会でも話が出ておまして、今のところ、ちょっとオーバーしそうだ、だけれども予算は8億というところで、例えば、食数を当初の最大1,000食から850に抑える等、面積を縮小するような話し合いもされております。

そんな中で、ことしに入りまして、いよいよ発注という段階になりまして、実施設計の金額が10億というところで、何とかスケジュールを、このスケジュールを維持していく中で、当時の、当時といいますか、この4月の条件として、最大限できることは、今、上がってきた実施設計を若干、村のほうで査定をして、予算に追いつけるところまで削ろうとしたのが、今、太田議員がおっしゃいましたように、中学との接続部分をなくすですとか、壁の材質等を落とすですとか、そういう努力をしたところでございます。

先ほども答弁しましたがけれども、それにもかかわらず不調に終わったというところで、もう当初もくろんでいた予定で建設していくスケジュールはもう不可能だというところで、改めてある程度のベース部分からもう1回見直しをしようというところで、これまでの建設委員会が出された議論等を十分うちのほうで配慮いたしまして、要求水準というところで定めさせていただきました。

今、太田議員がおっしゃいましたように、オール電化の部分というのは、第7回の建設委員会のほうでベストミックスを基本に検討していこうというふうに1回決まったところでございます。ただ、このオール電化といいますのは、特にこの給食センターについては、一般的には経済性、作業環境、衛生環境などの面から優れているとされている中で、特に厨房においては、直火を使わずに厨房内の温度、湿度の上昇を抑えられるというところで、ハサップの概念を取り入れた衛生管理に最適だということが言われております。また、水蒸気ですとか、すすですとか、油煙、こういった飛散などが少なく、非常に管理も楽だということが言われている部分がございます。

す。

中学校と接続するならば、当然、給食センター自体のオール電化ができて、深夜電力の契約ができない。決して、ランニングコスト上、メリットが出てこないということもございます。今回、一から検討する中で、もし仮に、中学校との接合ができなければ、オール電化というところも一つのテーブルに上げて、もう1回議論をしようというところで、そういった調査をさせているところがございます。したがって、中学との接続ということになれば、第7回の建設委員会の議論のとおり、それは余りメリットが出てこないということで断念せざるを得ないということになっております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

**第9番（太田伸子君）** それでは、この要求水準のところは、出して、これから検討してみて、ここを使う、ここを使わないというか、採用するという、まだまだ検討段階というところで考えておけばいいということよろしいでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。田中教育課長。

**教育課長兼子育て支援課長（田中克俊君）** そのとおりでございます。

実際の設計の積算をする前に、村のほうに、この案ならどうなる、この案ならどうなるというものを示していただいて判断をしていくということで、設計者とは話し合いをしております。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

**第9番（太田伸子君）** 今の課長のお話ですが、もちろんそのお話というのは、全て検討委員会でも話をされていて、ここまでの期間、村民の皆さん、経験のある方も来ていただいて、話をしているここまできていると思っています。また同じことなんだなというふうにはちょっと感じるんですけども、今までできてきたことなんですけれども、もう国の学校施設環境改善補助金も決定されていて、交付されるというところで、この交付金をいただくということは、義務教育の子どもたちの給食施設という考え方でしか、もう今は進んでいけないというふうに考えています。

これからの白馬の子どもたちも減っていきますし、また、今、白馬高校とかの力を入れている白馬高校の給食も視野に入れていっていただきたい。また、高齢者もふえてきて、配食のことも考えていただきたいというところもあるんですけども、もう交付金が決まってくるということになってくれば、この給食センターが福祉などの方面で使うということは、この先なかなか難しいことなんでしょうか、ちょっと教えていただきたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。平林教育長。

**教育長（平林 豊君）** 当初から教調で、教調の建設について進めてきましたので、今になって、福祉とはちょっと考えられないと思いますので、その点、ご了解いただきたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

**第9番（太田伸子君）** 今になってとおっしゃいますが、当初、いろんな案が出たんですよね。補助金も、こういうのも使える、ああいうのも使えるというのも、また国の制度も変わってきて、この補助金も、申しわけないですけども、8億の事業費に対して6,800万円の交付金、1割にも満たない交付金であるというところで、もう少ししっかりと考えて、少し立ちどまって考えてみてもよかったのではないかなというふうに思います。

村の山積する課題は給食センターだけではありません。いろんなことがありますので、これから大きな事業のときは、もう少ししっかりと立ちどまって考えるということもお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に入りたいと思います。

特別職及び職員配置についてであります。

通告書には、1番目に、地方創生人材支援事業で、藤本副村長が就任されて1カ月半が経過しております。藤本副村長が白馬に赴任するという、国からの内示ですか、辞令が出たときの、白馬に対して持っておられた印象と、実際、赴任されて、今、白馬に来ていただいている、この印象の違いをお伺いします。

2番目に、期限が2年と限られている中で、村長は藤本副村長にどのような期待を持たれているのか伺います。うっかりと藤本副村長の意見を先に聞きたいという気持ちから、先に1番目にしたんですけども、先に、村長の期待をお聞きして、藤本副村長の印象を伺いたいと思います。

最後に、村長は、これで就任されて3年が経過します。就任されてすぐに、大きな災害を受けたこの白馬で、災害復旧や下水道受益者負担金問題等など、解決を見ない中、担当課の人事異動が行われています。今回の学校給食施設建設事業においても、担当課長、担当係長が異動することにより混乱したというふうに私は推察しています。村長の職員配置の基本的なお考えを伺います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 特別職及び職員配置について、3点の質問をいただいております。

答弁の順番については、2点目を先に私から、1点目を藤本副村長より答弁をさせていただきます。3点目に再度、私から答弁させていただきますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

最初に、2年間と限られている中で、村長は藤本副村長にどのような期待を持たれているかについて、ご質問にお答えを申し上げたいと思います。

6月の第2回の定例会においても、その際にご説明を申し上げました。国が進める地方創生、人材支援制度に、白馬村でも要望していたところ、全国で47市町村が採択をされました。白馬村では、総務省経験者を希望をしていたところ、大変狭き門の中で、希望どおり、総務省から副村長として藤本元太氏が派遣をされました。8月1日より勤務をいただいておりますが、職務内

容は地方創生を担当していただきます。

どのような専門分野や能力を持った人材を求めるとのことから、白馬村の社会経済施策にかかわる問題を総合的に把握、分析をして、戦略を立案できる政策能力を有する者で、特に、行政法を始めとして、各論的法律に精通をし、法律的立案能力にもたけており、立案した施策を具体的に展開するために、住民と積極的にかかわり、コミュニケーション能力のある人材、また、農地法や開発関係、自然環境保全など、ふえ続ける外国人との外国法人が生じる地域住民とのあつれきの解消を図るなど、多文化にも対応できる人材を希望いたしました。

国内外からの移住者や観光関係経営者の増加に伴い、村には早急に対応を講じるべき課題が生じております。具体的には、移住者や外国人と旧来の住民との間における、地区内のコミュニティの形成、大規模開発に対する規制や景観の維持、国籍や言語を問わず、住みやすい環境整備、観光エリアと農村集落エリア等、ゾーニングなど、神城断層地震に伴う復旧、復興を優先をして取り組んだために、地域課題、地域振興及び地方創生への対応が十分に取組んでいないのが現状であります。

また、村内の第1次産業と第3次産業をつなげ、地域内で経済が循環できる仕組みを構築することで、直接観光にかかわっていない住民でも、インバウンドなどによる外貨獲得の恩恵が受けられるような地域社会を生み出すことに取り組んでいただきたいというふうに思っております。具体的には、総合戦略実現に向けた各種施策の構築、景観と環境を基礎とした観光地づくり、地域コミュニティ形成と推進、いわゆる旧住民と新住民、外国人との融合、参加したくなる地域づくりのマネジメント、地域内循環システム、経済システムの構築などであります。

2年という短い期間ではありますが、大いに期待をしているところであります。また、国とのパイプ役、人材育成など、職員の刺激にもなり、町内の活性化にも期待をしているところであります。さらに、藤本元太副村長が総務省に帰られた折には、白馬村及び白馬村職員にとって、つながりができ、目に見えない大きな財産になるというふうに期待をしているところであります。

藤本副村長には、先日行われた村民運動会に参加をしていただき、村民の皆さんに藤本副村長を知っていただくために、100メートル競争に出場をしていただき、大きな声援をいただきました。今後とも職員、そして村民の皆さんと率先をしてコミュニケーションをとっていただき、世界水準の山岳高原を目指す白馬村の地方創生に活躍を大いに期待をしているところであります。ぜひ、議員の皆さんにもご協力をいただき、世界水準の白馬村を目指して頑張りたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。引き続き、藤本副村長に答弁を求めます。藤本副村長。

**副村長（藤本元太君）** 特別職及び職員配置について、1点目のご質問の赴任する以前の白馬村に対する印象ですが、スキーを始めとする観光が非常に盛んな村というイメージでありまして、ま

た白馬高校の魅力化プロジェクトなど、行政のレベルでも先進的な取り組みを行っているという、そんな印象もございました。赴任して約1カ月半となりましたけれども、この間、村内のさまざまな場所にお伺いし、また、多くの方々とお会いすることができました。それを踏まえて、現在、私が白馬村に対して思っている印象としては、大きく2点ございます。

まず1点目は、赴任前に感じていた以上に、白馬村は非常にポテンシャルの高い地域であると感じております。全国的にはまだまだ冬のスキーリゾートのイメージが強いですけれども、夏の山岳景観と田園風景のコントラストも非常に美しく、私も観戦させていただいたFISサマーグラプリジャンプや白馬国際トレイルランなど、魅力あるイベントも多く開催されています。また、国内外からの移住者も多く、白馬で新たに事業を始められている方もいらっしゃいまして、とても活気のある村であると感じております。

一方で、先進的であるがゆえの課題も多いと感じております。例えば、観光に関しては、観光客入れ込み数の長期的な低落傾向や季節変動、外国人観光客の増加といった環境変化に対応していくことが不可欠です。また、住民福祉という点においても、子どもの遊ぶ場所が少ないとか、公共交通が不便といったご意見をお聞きする機会が多くありました。これらの課題に対応し、白馬村が将来にわたって持続可能となるような仕組みをつくっていきたいと思っております。

先日の村民運動会の折には、先ほど村長からもありましたとおり、村民の皆さんからもご声援をいただき、大いに楽しませていただきましたが、副村長は走っているだけだと言われないうちに、地方創生の取り組みもしっかりと進めていきたいと思っております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。引き続き、下川村長に答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 引き続きまして、最後の質問の災害復旧や下水道受益者負担金問題など、解決を見ない中、担当課の人事異動が行われたが、学校給食施設建設事業においても、担当課など、係長が異動することにより混乱したと思うが、職員配置の基本的な考えはどのようなかという質問にお答えをいたします。

太田伸子議員は、災害復旧や下水道事業が解決しない中での人事異動と言っていますが、各課などにおいて、抱えているさまざまな問題があるわけでありまして。仮に、災害復旧が解決をされていなくても、また、受益者負担金問題が解決をしていないにしても、そのときの状況によって、人事異動を行う必要があるということをご理解をいただきたいと思っております。職員配置の基本的な考えということに対しましては、村長部局と村長部局以外を含めた全ての面ということで、お答えを申し上げたいと思っております。

今、人事施策を取り巻く現状であります。一時期、行財政などの現況により、新規職員の採用を抑制をしたときがあります。また、退職者の多い年が連続したときもありました。この要因により、ここ数年、行政の実務を担うべき中堅層の職員の不足という状況になっております。将

来、こういった状況を回避すべく、新規職員の採用については、近年、計画的に行なっておりますし、社会人枠についても取り入れていっているところであります。このように、採用については、人事担当課等では深く検討して実施をしてきたといいますが、年齢構成などの問題も解決するには長い時間を要すると思っております。

このような状況の中で、それぞれの課等における実務上のノウハウや法令、条例の習得や引き継いで行すべき仕事の継承や役職員の担い手配置数不足といった人事管理、人事施策上の課題はたくさんあります。過去にもあったのではないかと思います。セクションをふやせば、配置職員数に影響があるのですが、そうはいつでも、ふやさざるを得ない状況も生じてくるわけでありますので、組織の状況と職員構成は密接な関係があります。こういった前提を理解をいただきたく、現状などを掲げさせていただきました。

このような諸問題を抱える現状の中で、人事異動の基本的な考え方ですが、切実な問題でもあるのですが、専門性の高い人材の育成、若手職員の早期育成、幹部職員の養成などであります。もちろん、人事評価制度や再任用制度といったところはベースにあります。個別の考え方としては、重点施策や専門性が高い業務かどうか、実務の継承が容易であるかどうか、互換性があるかどうか、全課統制がとれるかどうかといったところも考慮をしなければなりません。

さらに言えば、人事異動をするに当たり、異動対象となる職員が過去にその仕事についていたことがあるかどうか、類似の実務を行なったことがあるかどうか、それと、複数の職員で行なっていた仕事に対して、最低1人は経験者として残しておく必要があるかどうかといったことが個別の考え方として挙げられております。これらの一般的なことや個別のことを総合的に職員配置を行なっているところであります。太田伸子議員からは特定の部署を例に挙げて、基本的な考え方をお尋ねになりましたが、それに対する答弁とさせていただきます。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

**第9番（太田伸子君）** 総務省出身で、エリートである方が村の副村長に就任していただいたということは、村民の中でも、とても関心の今、高いところであります。まして、副村長を条例を改正して2人体制にまでしてお迎えしているというところ、村民の期待はとても大きいです。2年間という限られた時間しかありません。2年間といいながら、もう1カ月半は過ぎています。早くに村民の中に溶け込んでいただきたい。大きな自治体の中の副村長という立場ではなく、白馬村は人口は9,000人しかいません。村民の皆さんと行政の皆さん、家族のようにして、皆さん、近い関係にあります。ぜひ、副村長も村民の中に溶け込んでいただきたい。村民運動会であんなに速い足の人で、みんなで一緒に走ったというところは、一つ、村民との間がとれたかな。昨日、ニュースでもそういうふうに取り上げられていて、副村長は走る副村長で放映されていたというのも聞いております。ぜひ、村民との間を近づけていただきたいというふうに思っていま

す。

そこで、村民との情報交換、若い方々ともあるでしょうけれども、この白馬を築いていただいた先人というか、ある一定の年齢の方々にもぜひ、副村長の人となりを知っていただきたいと思うんですけれども、そういう情報交換について、何かお考えはあるのでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。藤本副村長。

**副村長（藤本元太君）** お答えいたします。

村民との情報交換ですけれども、白馬村の現状だとか、これからの課題ということを知っていく上で、あるいは、その辺について必要な施策を考えていく上で、村民との距離感を縮めて、コミュニケーションを積極的に図っていくことはとても重要であると考えております。

そのような思いから、私もこれまでのプライベートでもいろんなところにも顔を出してきましたし、それは年齢層を問わずやってきたつもりでございます。今後とも、そういった取り組みは個人的には続けていきたいと思っております。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

**第9番（太田伸子君）** 藤本副村長の人となりとかを感じた皆さんからお聞きするのは、とても好印象を聞いています。それで、2年しかいていただけないというところで、その藤本副村長の持っておられるノウハウというものは、白馬の皆さん、職員の皆さんにもぜひ伝えていただきたい。持っておられるノウハウは全て置いていただきたいぐらいに思っております。

そこで、村長にお伺いいたします。

人材も限られた行政の人数ではありますが、やはり、藤本副村長がただ行かれて、出向かれてお話しするのではなくて、もう少し、私は藤本副村長にある一定の人をつけて、いろんな村内を知っていただくということも必要かと思いますが、そういうふうな人事配置はこの次の異動、10月のときに異動があるというふうなことはお考えになっていますでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 今の太田議員の質問であります。前段の藤本副村長の村民に対して、職員に対してという、そういったことを率先的にやっていただきたいということは、私も常々言っているわけでありまして。そんな中で、できるだけコミュニケーションをとるように、いろいろな人と交わる中で、白馬のことを知っていただく、そしてまた同じ役場の職員の刺激になったり、そしてまた教育になったりというような、そんな思いをしているところであります。

そして、今、言われるように、藤本副村長に誰かというそういう話でありますけれども、役場全職員がその担当というふうには、私は認識をしております。いろいろな、総務があつたり、観光があつたり、農政があつたり、住民福祉があつたり、いろいろな課があるわけでありましてけれども、そういった職員の皆さんが副村長の部下ということで、一緒にこのいろいろな仕事をしていただきたい、そんな思いであります。とりわけ、特定の人をという配置では考えておりません。

れども、全員がこの配下というふうに思っております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

**第9番（太田伸子君）** もちろん、全員の皆さんが一緒というのはわかるんですけども、何せ期間が2年しかありません。その中で、藤本副村長のインタビューの中からも、人口減少対策に成果を上げていきたいとか、やはり、地方創生の中のことを請われている、やはり、村の中、全部のことを2年間で把握して成果を置いていっていただくということは、とても難しいことだと思います。村の中で、何が重要で、何が藤本副村長のノウハウを吸収するのがいいのか。私はぜひ、精査していただいて、そこを重点的にまずはやっていただきたいというふうに思っています。また、協議していただくということをお願いしておきたいと思えます。

最後ですけれども、人事異動のことですが、人事評価制度が採用されていますが、その評価というものは人事異動にどのように反映されているのでしょうか。そこをお伺いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。太田副村長。

**副村長（太田文敏君）** お答え申し上げます。

太田議員が言われるように、人事評価制度が実施されております。人事評価制度につきましては、それぞれいろんな評価項目があるわけがございますけれども、それにつきましては、人事異動を参考の資料ということで活用するというようにしております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

**第9番（太田伸子君）** それは当たり前のことだと思いますので、もう少し突っ込んでお話をいただきましたかと思います。人事評価制度も庁内での人事評価というふうに聞いておりますので、しっかりと、ご自分たちはご自分たちの評価をしていただくようお願いしたいと思います。

10月10日の日曜日というのは、行政の関係する行事がめじろ押しにありました。朝から、8時から地震の総合防災訓練、ごめんなさい、9月10日でした。9月10日の日曜日ですが、朝の8時から地震総合防災訓練、9時から粗大ごみの受け入れ、10時から塩の道でのろまん市、それから、大北縦断駅伝の村内通過と、村民に参加を求める行政無線がずっと流されていきました。また、民間では、白馬国際トレイルラン、BMW社のモーターサイクルのイベントなどが開催され、大変、白馬の中にもぎわいを感じました。

しかし、少なくとも、行政の関係する行事については、一日に集中させるのではなく、村民の皆さんに参加を求めるならば、参加しやすい日程調整ができないものではないのでしょうか。各課の連携はとれているのですか。8月1日より副村長が2人制をとっておりますので、しっかりと庁内連携を強化して、行政サービスの充実、向上を図っていただくことをご期待申し上げます。

これで、私の一般質問を終了させていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 質問がありませんので、第9番太田伸子議員の一般質問を終了いたします。

最後になりますが、先ほど、1問目の学校給食施設建設についてであります。答弁漏れがありましたので、田中教育課長からの発言を許可します。田中教育課長。

**教育課長兼子育て支援課長（田中克俊君）** ただいまの答弁できなかった部分についてお答えいたします。

給食センターの設計業務に係ります基本設計、それと実施設計業務の入札に際してですけれども、受託者を含みます全ての業者からの質疑はございませんでした。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** それでは、午前中の一般質問を終結いたします。

ただいまから1時まで休憩といたします。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 1時00分

**議長（北澤禎二郎君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

第1番丸山勇太郎議員の一般質問を許します。第1番丸山勇太郎議員。

**第1番（丸山勇太郎君）** 1番丸山勇太郎です。

本定例会から、国から来られた藤本副村長が出席しておりますけれども、新副村長の誕生を心より歓迎します。新鮮な感覚と明晰な頭脳で白馬村の停滞感を打ち破っていただくことを期待します。

今回の質問は、白馬村が根っこで持っている課題を、藤本副村長にお聞きいただくことを念頭につくりました。そして、できるなら問題解決の陣頭に立っていただきたいという希望も抱いています。この問題は、過去に何度も何度も取り上げられています。しかし、何度も取り上げられたということは、今もって解決していないことの裏返しでありまして、私は、今回、この問題の集大成のつもりで質問します。それでは、質問に入ります。

行政区問題について。

行政区というコミュニティーを単位とした行政は、村行政の根幹的なものでありながら、さまざまな問題を抱えたまま今日まで至っており、それらの幾つかは、永遠に解決させられない問題であるかのように思えるほどです。

しかし、行政区問題は今や多岐にわたり、また多方面に影響を及ぼす問題であり、手をこまねいてばかりではいられず、いずれもきちんとしなければならない根幹的課題です。改めて今、問題点と解決の方向性をしっかり認識し、少しでも前進させる本気度と、具体的な施策が求められます。そこで、以下の項目について伺います。

1番、行政区の線引きは、いつ、どのように行い、現在どのように管理し、運用しているか伺います。

2番、最新の行政区加入率を伺います。これは全村平均とワースト10をお教えください。

3番、最新、把握している区費の最高額、最低額及び平均額について、伺います。

4番、行政区を通じて集める税外負担金の種類と金額を伺います。

5番、広報媒体である同報無線、防災行政無線ですけれども、これの宅内機、ケーブルテレビ、区経由の配布、新聞の各普及率を伺います。

6番、地区役員のなり手不足が深刻になっています。区長の負担は大変大きいものがあります。役割を終えている役職もあると感じています。負担軽減を図る考えはないか、見解を伺います。

7番、地区担当職員の役割を伺います。

8番、今年度新たに任命した集落支援員の役割と働きぶりについて、伺います。

9番、外国人が大半となって、コミュニティーの維持が難しくなっている地区があります。行政としての実態把握状況と見解を伺います。

10番、さまざまな行政区問題が解決されない原因がどこにあるかの見解をお聞きします。また、今後の解決への方針やお考えを伺います。

よろしく申し上げます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 丸山議員の行政区問題に関する質問についてお答えを申し上げます。

まず、自治会の歴史を顧みますと、白馬村では行政区と呼んでおりますが、古くからのつながりが、集落、組となります。昭和15年の1940年ごろに、内務省の部落会町内会等整備要領といった法的整備が整い、全国各地において自治会が組織され始め、これを自治会の起源と捉える場合があります。当時は専ら国策遂行のための行政末端組織としての役割を担っていたと認識しています。

しかし、戦後、昭和22年の1947年ごろ、連合国最高司令官総司令部（GHQ）により、これらの自治会の解体命令がありましたが、昭和27年の1952年ごろ、この解体命令は失効となり、自治会の再組織化が解禁となり、現在に至っております。

現在の自治会は、戦前とは異なり、法的には地方自治法第260条の2に規定するように、行政組織との関連性はなく、純粋な住民の自治組織として組織されております。しかし、全国各地において、自治会は行政と協力し、地域の運営、活性化に貢献していることは周知の事実であり、伝統的行事、清掃活動、防犯活動等、さまざまな面で日本には欠かせない文化的側面を有している団体だと解釈をしております。

多くの自治会、行政区は、任意団体であり、一部は認可地縁団体となっておりますが、加入、脱会は個人や団体の意思によることが原則であります。現在の風潮は、集団から個を尊重するような流れもあり、白馬村では、2000年代に入り行政区加入率の低下が徐々に叫ばれてきており、議会においてもたびたび一般質問に取り上げられてきたと認識をしております。

最近では、大北管内での担当者会議でも加入率低下が話題となり、各区、市町村が頭を悩ませている問題の一つであります。大北管内では、小谷村が平成24年度から総務省の集落支援員制度を活用するなど、先進的に取り組んでおり、白馬村では事前聞き取り等の準備期間を経て、今年度の平成29年度より、集落支援員制度により2名の支援員に活躍をいただいております、これらの解決の担い手として大きく期待をしているところであります。

前置きが長くなりましたが、質問の各項目について、順次答弁をさせていただきます。

1点目の行政区の線引きは、いつ、どのように行い、現在どのように管理し、運用しているかですが、現在ある図面の原形は、昭和60年に当時の企画調査課で各区に協力をいただき作成をいたしました。これは、昭和57年に制定をした白馬村行政区画審議会設置要綱の例規から判断しますと、当時において、行政区、区画の新規改善の必要が生じ、先ほどの図面が作成をし、行政区の区割りをしたものと推察をいたします。

現在では総務課が主管課となっており、庁内のしかるべき場所に保管をしております。これ以降も昭和61年にみそら野区、エコランド区、どんぐり区、昭和62年に和田野区、平成12年に山麓区、直近では平成27年のめいてつ区が新たな行政区として発足をしたことにより、随時、見直しを行っている状況です。近年では、建設課において、都市計画図を庁内GIS化で整備をしております、これらをGISデータに記す作業中であります。

前述したとおり、行政区は任意団体であるため、境界については疑義が生じる場合、関係区が話し合い、場合によっては総務課も間に入るという状況で柔軟に対応をしております。また、転入手続は住民課で行うため、転入者用に住宅地図を用意し案内をしているとともに、行政ホームページには区割り図を掲載しております。

2点目の行政区加入率と、全村平均加入率及び加入率ワースト10であります。これらの調査義務づけもないため、毎年実施しているわけではなく、調査方法も画一的なものではないことを前提に答弁をさせていただきます。ご了承いただきたいと思います。

平成27年度に実施をした調査手法については、区長連絡会の折に意見として出された、あくまでも参考ということであれば、地区配布数から算出をしてみればどうかといった意見から、住民基本台帳に登録をされた世帯数や文書配布世帯数を参考に、機械的に算出した平均加入率は53%弱でありました。ただし、機械的に算出したことから、そもそも先ほどのおり、実際の数値と乖離をしているものと捉えております。

したがって、直近のある程度、信憑性の高い行政区加入率については、平成16年度に実施をした調査で、これは関係者のご協力のもと、世帯分離をしている世帯や実際には居住をしていない世帯等を除き、算出した平均加入率は72%です。参考までに、この数値の分母には、施設入所等による住所要件を満たす必要があるものも含まれた数値です。

第5次総合計画の区加入率の指数は、平成27年度数値を採用しておりますが、実際のところ

は70%程度の加入率であると推察をしています。現在では集落支援員が各区長の協力のもと、加入世帯数、準区民数、協力金件数、外国人加入件数等の聞き取り調査を実施している最中であり、結果がまとまり次第、議会、住民の皆様にお知らせをしたいと考えております。

なかなか正確な加入率算出は困難であり、若干の差異を含んでいるおおむねの加入率のお知らせとなることをご了承をいただきたいと思っております。

なお、加入率のワースト10については、どの地区の役員さんも一生懸命活動をいただいておりますし、ご尽力いただいていることを憂慮しますと、該当する区をこの場でお知らせすることは失礼にあたると思っておりますので、差し控えをさせていただきたいと思っております。あえて総じて言うならば、新しい地区やアパートの多い地区などは低い傾向にあります。古い地区においても、新規加入者に対する加入への温度差もあることを申し添えさせていただきます。

3点目の、把握している区費の最高額、最低額、平均額についてであります。各地区とも地区によっては区民という定義も異なっていること、また区費にも幅があることなど、一律に最高額、最低額、平均額それぞれの額を出すことは難しい状況であります。一般区民の位置づけとして判断をさせていただきますと、年額の最高額3万6,000円、最低額2,000円、平均額2万85円となっております。

4点目の、行政区を通じて集める税外負担の種類と金額であります。社会福祉協議会の赤い羽根共同募金、1戸当たり1,000円、農政課の緑の募金、1戸当たり200円、生涯学習スポーツ課の白馬村スキー選手育成会賛助会費、1口1,000円、総務課の交通安全協議会会費、免許所有者1人当たり500円等となっております。

5点目の、広報媒体である同報無線、宅内機、ケーブルテレビ、区経由の配布物、新聞折り込みの各普及率についてであります。本村の9月1日現在の世帯数は3,903世帯であります。答弁する前提として、2点目のご質問と同様に、この世帯数には、世帯分離している世帯や単独世帯主の同居による複合世帯など、その形態はさまざまであり、ここでの加入率等につきましては、世帯数をそのまま除した計算数値として答弁をさせていただきます。

防災行政無線宅内機設置は2,150戸で、設置率は約55%です。ケーブルテレビ白馬は加入者2,007件で、加入率は約51%、区経由で配布物配布数は2,964部で、配布率は約76%です。新聞折り込みは2,450部で、配布率は約62%といった状況です。なお、情報伝達という面から、役場からのお知らせについては、全てとは言えませんが、なるべく早く、行政ホームページや行政フェイスブックに掲載をするよう努めております。

6点目の、地区役員のなり手不足が深刻であり、区長の負担、役割を終えている役職もあるのではということから、負担軽減を図る見解についてであります。議員がおっしゃるとおり、確かに人口減少社会に突入し、冒頭でも述べましたが、個を尊重するような風潮から、区加入率の低下もあり、区の運営が大変だとの声を耳にします。また、役員ができないから区を脱退する、

あるいは逆に役員が終わり、区に加入していてもメリットがないから脱退をするという事実もあります。

村といたしましても、昔からの継続で名簿を提出をお願いをしている事実もありますが、全国的な傾向であることは間違いないことであり、今後は現代に合った役員構成や、それぞれの区に合った役員構成も必要な時期に来ていると感じていますので、庁内で検討するとともに、今後予定している地区懇談会でも相談をさせていただきたいというふうに思っています。

7点目の、地区担当職員の役割についてであります。平成18年に地区担当職員実施要項を定めました。役割については、区長などへの文書等の配布に関する事。行政区内の地域づくり等の助言、協力に関する事。行政区の実態把握に関する事。その他、村長が特に必要と認めることとなっております。逆に、区長さんには、困ったことや何か相談事がある場合には、遠慮なく地区担当総括職員などに相談していただくことを、毎年4月の区長会議の折に申し上げているところであります。

構成については、出身地区の職員を主としています。言いわけするわけではありませんが、現在の自治体職場の状況は職員数の問題もありますが、電子機器、情報伝達機器の発達により、業務のボリュームがかなり多くなっている事実もあります。また、ICT機器の発達、普及から、地区の皆さんや住民の皆さんも、直接担当課と連絡、相談することがほとんどであります。これらのことから職員は自己職責が優先となっており、地区担当職員としての実質的な業務は、月2回の地区配布物が主となっています。しかし、職員には常日ごろから地区の状況を知るためにも、地区行事には積極的に参加をし、親睦や意見交換を図るように言っているところであります。

8点目の、今年度新たに任命をした集落支援員の役割と働きぶりについてであります。初日の挨拶でも若干触れましたが、本年6月より2名配置をし、3カ月が経過をいたしました。

基本的な方針としては、農林地の荒廃や、散居集落戸数の減少などにより、地域の構成が変化しつつあり、人口減少とともに超高齢化が進んでいる状況から、高齢化等の進行が著しい地域の点検活動などを通じて、地域の実情や課題を把握し、地域の維持及び活性化に必要と認められる対策を積極的に推進をしていただくなど、業務の内容はまさに集落支援であります。小規模集落への支援を中心に、職員、住民と協力をし、集落点検や話し合いへの参加、活動や困り事の相談役として、2名とも精力的に働いております。

具体的には支援としては、普請の補助作業、行政機関への申請書類作成補助事務、特定外来種プロット調査、空き家に関する集落への聞き取り調査、経歴を生かした広報紙への執筆、特産品の推進活動など、多岐にわたり日々活動をいただいております。就任して間もない時期でありますので、ぜひ、村民の皆様からも温かい目で見守っていただき、地域と行政のかけ橋となっていきたいと思っております。

ちなみに、2名のこれまでの職歴等は全く異なります。1人は生まれも育ちも根っからの白馬

村であり、もう1人は移住し白馬村へお越しになった方です。これまでの培った経験やノウハウがよりよい集落支援につながると考えています。

9点目の、外国人が大半となってコミュニティの維持が難しくなっている地区があり、行政としての実態把握状況と見解はについてであります。まず、第5次総合計画の基本理念は、「白馬の豊かさとは何か 多様であることから交流し学びあい成長する村」となっています。学校を見ても、日本人のお子さんとハーフのお子さんが、ともに同じ学びやで勉強や部活動に励んでおり、ある企業の役員さんからは日本の先端を行っているとお言葉をいただいております。

学校のことは一例ですが、白馬村の多様性は現在、過渡期にあると感じており、今のお子さんたちが大人になる時分には、白馬村のコミュニティの形態は大きく変化すると思っております。つまり、日本人だから、外国人だからという概念は、今よりかなり変化し、グローバル化したコミュニティが形成されていくのではと感じています。

現在の行政区の外国人世帯へのかかわり方は、区によってかなり差があると思っております。これは、日本人移住者へのかかわり方についても同じことが言えます。ある区では英語版の区規約や観光協会規約を作成し、加入を促す努力をし、外国人世帯への半分ぐらいは加入をしておりますし、また、ある地区では、定住をしている外国人については作業等にも参加しており、シーズンのみ外国人世帯については多くの世帯が協力金、区費を支払っているとのことでもあります。

しかし、普請等の参加数は、日本人と外国人合わせても十分な人数が集まらないとの声もあります。外国人との意見交換会でお聞きをしたところ、外国には区の存在はないとのことでしたが、この区は日本の文化でもありますので、この地に居住をしている限り、ぜひ参加してほしい旨、出席をいただいた外国人住民にはお願いをしたところでもあります。

最後の、さまざまな行政区問題が解決されない原因はどこにあるかの見解、また、今後の解決への方針、考えについてであります。今まで述べてきたことが原因であり、考えであります。結論的にまとめて申し上げますと、行政区が取り組む課題の多様化への対応は、地域住民や企業及び自主防災組織といった地域の団体等と、住民の世帯との相互による協力、共助の体制を築いていくことが必要不可欠であります。

行政区の活動を、行政の下請けと一縛りで捉える議論は相変わらずお聞きしますが、現代人の生活は、ごみ処理から防犯灯の維持管理まで、生活に密接に関係する多くが公共的な事業として行われているだけに、地域住民の組織的な参加が欠かせないことも明らかであります。行政と住民が担う役割の関係を議論する必要は増しており、これは村内のほとんどの地区が同様に大きな課題として掲げており、区への加入を否定する方々が、組織の担い手とならなければ解決できないのが行政区問題の根本であります。

これらの課題解決に向けて課題となるのが、大きく3点あると考えます。

1点目は、新規加入者の減少、脱区者の増加、区費の不払いによる加入の問題。

2点目は、地域活動の形骸化、不参加といった活動の問題。

3つ目は、役員の高齢化やなり手不足といった組織の問題が挙げられます。同時に永遠の課題と感じております。

村としては、少しでも区の運営のお役に立ちたいとの思いから、総務省の集落支援員制度も活用し、地域づくり補助金も予算化、また、外国人住民との意見交換等も実施をしておりますし、さきに申し上げましたが、第5次総合計画の基本理念の一言の、多様であることから交流し学び合い、成長の実現に向けて努力してまいりますので、ご理解をお願いを申し上げ、丸山議員の行政区問題についての答弁とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。丸山議員、質問はありませんか。丸山議員。

**第1番（丸山勇太郎君）** 私も10項目も出したものですから、答弁も長くなってしまふこともいたし方ないかもしれませんが、一つ一つまた再質問させていただきますけれども。

今、最後のさまざまな行政区問題が解決されない原因がどこにあるのかの見解をお聞きしましたが、私は行政区問題が解決しない原因は、表面的には行政も未加入者もとりあえず困らないという点にあるというふうに思っております。しかし、これはあくまで表面的であって、あるいは表面化していないだけであって、実は多くの根幹的な問題を抱えています。

私は、2年間、八方区長を経験して、多くのことを感じました。特に、ごみ問題と行政区問題とは密接に関連しており、ごみ処理広域化が目前に迫る中、ここで行政区問題に本気で取り組まなければごみ問題もまた解決しません。ごみ問題をきちんとしないと、環境や景観を資源とした本村基幹産業の観光にも重大な影響を及ぼします。めいてつ地区が有志で行政区を立ち上げるに至ったのも、直接的なきっかけはごみだったと思っております。行政区問題をこれ以上ほったらかしにできない、明確な理由ができたというふうに思っております。また、逆にこのごみのことをきっかけに、行政区問題を解決できるのではないかと考えています。

では、1項目ずつ提案させていただきながら、再質問いたします。

まず、1番の行政区の線引きのことですけれども、実際のところ、区の境は一言で言いますとアバウトです。どこに属するかわからないグレーゾーンが現実としてあります。村長の答弁では、最初につくったのが昭和60年ということで、多分、それからその図面は変えていないんじゃないかというふうに私は思っておりますけれども。そのグレーゾーンの問題というのは、ごみ問題に照らし合わせますと、問いの意味はすぐにわかると思います。そこに住んでいる方たちは、どこに私は捨てていいのという問題があるわけです。

現実には越境して捨てている状況がございまして、主要幹線に面したごみ集積所が非常に汚いのはそれを物語っております。役場の線引きとは関係なく、そもそも行政区側が自分のテリトリーだと思っていないエリアもあります。あるいは、ある行政区のエリアに住まいしながら、自分は生まれ在所の行政区の区民だと言っているケースもあります。

今回、例規を調べましたら、先ほど答弁にもありましたとおり、白馬村行政区画審議会設置要綱というのが検索で出てきました。この審議会は、先ほどは昭和60年ぐらいに1回開いたというようなご答弁だったと思いますけれども、多分、それから以降は開催されていないのではないかと思います、開催されていますでしょうか。これらの状況をどのように考えているかとあわせてお答えをお願いします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** 丸山議員からの再質問の、区の区割りの問題と、例規の関係の答弁をさせていただきます。

まず、図面につきましては、昭和60年、先ほどの村長の答弁にもございましたが、それ以降、昭和61年以降、新たな区というのが設置がされておりますので、それらにあわせて新たな区が発足されたときには図面というものを見直し、また、実際にどこに住んでいるのかという部分で、地区に落とすという作業もこれまで何回かございましたが、やはり、飛び地で、議員ご指摘のように、もともと生まれ育った地区への加入、または地区混乱地域ということで、行政区の区民というのが混在しているというところもありますので、その辺につきましては、具体的な線引きが事実上できないというところにはなっております。

ただ、やはり選挙等の投票区の関係もございますので、ある程度、地区の絞り込みというのはやらざるを得ないというような背景もございますので、その辺につきましては、柔軟に対応し、指摘のとおり、昭和60年以降、見直しをしてはいないということではございませんので、その辺についてはご理解をいただきたいと思っております。

もう1点、行政区の区割りの関係ですけれども、これについては私も会議を開催したという記憶もございませんし、これは村長の私的諮問機関ということでもありますので、随時、新たな区が起きたときには、その地区の役員さんと相談をしているので、諮問まで至らなかったかなというふうに推察をしているところでございます。

説明は以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。丸山議員、質問はありませんか。丸山議員。

**第1番（丸山勇太郎君）** この審議会、設置してから多分やっていないと思われるのは、組織のところに部落代表者という表現があるんですね。今、部落なんて表現は行政的にはもう使わないわけですし、使ってはいけないわけですし、こういう表現が残っていることからしても、この審議会というものは、設置以降、多分開かれていないのではないかなというふうに思っております。

次、2番目の加入率の低さの問題ですけれども、これ、解説する必要はありませんで、もう昔から言われていることです。藤本副村長にわかってもらえさえすればいい問題ですが、ただ、正確な加入率を今もって把握していないということは大きな問題だと思います。

分母の問題があるわけですし、先ほども、行政側はよくわかっていると思いますけれども、住民基本台帳世帯数を分母としたんでは、全然これは現実には即さないわけです。平成27年度3月末に、当時、白馬町の区長さんからの要請で、それを分母とした調査結果が出ていることは知っております。私もそのとき、八方区の区長でしたので、非常に低い数字が出ているところもありまして、一番低いところでは11.3%なんていう数字が出ているところもありますが、これは、全くもう実態に即していません。おっしゃるとおり、世帯分離もありますし、やはり1戸を構えていればカウントするというような、そういった国勢調査のような方法で分母を出す必要があると思います。

それと、これとは別に、住民票などの高さを理由に、白馬村に住みながら、わざわざ住民票を移していない世帯もそれなりにあることも知っております。でも、そういった世帯もごみはこの村で出すわけです。災害危険時の避難対象にもしなければなりません。ですから、少し予算を使ってでも、個別の調査で正確な数字をつかむ必要があると思います。同時に、なぜ入らないかのアンケートもとってみる必要があります。

また、この後、提案もいたしますけれども、ただ入ってくださいでは多分入らないわけでありまして、何かしらのメリットも含めた提案をしてみる必要があると思いますが、私はその1つが、先ほども言いましたが、ごみではないかというふうにも思っています。

先週の決算委員会の後の視察で、税務課のパスカルという地番図、家屋図の電子データシステムを我々議員も見せてもらいましたけれども、行政区の加入、未加入の区分けに利用できるのではないかと、そのとき感じましたが、そんなことも含めて再度ご答弁をお願いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** ただいまのご質問であります。先ほどの村長の答弁と重複する部分がございますが、今、集落支援員の活動によりまして、各地区に加入者、それぞれの地区で總會等開催されていると思いますので、そのリストをいただくことで、今、既に何地区かの資料はいただいております。

それらを参考に、総務課のほうで住民基本台帳と照らし合わせながら、同じ番地で世帯分離をしていけば、名簿等把握ができると思いますので、今年度については、区からいただいたものをこちらのほうで判断をしながら、議員がご指摘するような、正確に、より近いということにはならざるを得ないかと思いますが、その数値については、現在作業に取り組んでいるところでもあります。

あと、加入に対するメリットというところではありますが、確かにごみの問題というのは、昨年の地区役員懇談会の中でも、未加入者が置いていくというような話も確かに出されておりますので、その辺につきましては、所管する住民課もございまして、庁内で連携を図りながら検討してまいりたいと思います。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

**第1番（丸山勇太郎君）** じゃ、3番目の区費のことですけれども、結局、加入しないことの主原因は、区費ではないかという意見も多いところがございます。これについて、私の考えを言えば、区費自体はそれぞれの行政区の事情や考え方で決めるもので、行政が介入するものではありませんけれども、未加入の主原因になっているとすれば、そうも言っていられないんじゃないかと。行政も間に入って、何らかの手を打っていかねばいけないことではないかと思っております。

先ほど、村長答弁では最高額が3万6,000円とおっしゃいましたが、私の知っているところでは、もっと高い区費をとっているところがあると思いますけれども。その1つの手といたしまして、アパートの共益費と同じような考え方で、最低限の行政サービスの対価として一定額の協力費をいただくと。5,000円でも1万円でもいいですが、そしてごみ集積所を使う権利、あるいは広報紙等の配布というような最低限のサービス提供は保障すると、そういった方法はどうかと思いますが、そういった方向で行政指導する考えはございませんか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** まず、区費の最高額につきましては、一般的な部分ということで実際に幅はありますけれども、一般的世帯として考えると、最高額が3万6,000円ということで、実際に幅を持たせて高いところはございますが、あくまでも答弁の中では一般的なパターンということで答弁をさせていただきます。

それともう一つ、区費、お金に関してについて加入を渋るというようなご指摘がありますが、村のほうも昨年、実際に県の町村会の法律相談に伺っております。ここでの村での相談事につきましては、行政区の加入と共益費に関連する条例等の制定ができないかというようなお話で、町村会の法律相談も活用させていただきました。

その中で、誰もが認める共益費というところについては、最高裁のほかの凡例を見ても、それが価値するものであれば、共益費を、区については任意ではあるがとることについては可能ではないかというような、幾つかの見解も出されております。その辺を、ことし、いろいろと、昨年の懇談会の中でも、各地区の共益費についてはどういうお考えなのかというものを聞かせていただいております。

現在、集落支援員のほうに各地区の活動のそれぞれあるんですが、そこら辺の例規、いわゆる法律相談を受けた以降の進め方についても指示をしているところではあります。確かに、多少なりとも費用負担するというのが公平の原則かと思っておりますので、その辺については考えておりますが、まだ具体的にこれという部分までには至っていないという状況でございます。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

**第1番(丸山勇太郎君)** では、4番目の税外負担金のことについて進みますけれども、これは平成27年12月議会でも同僚議員が質問していますが、税外負担金のことは、一言で言えば不公平ということでございます。未加入者のお宅には納付書すらいかないと、行政区を通じて集めるだけと。でも、子どものことなどは特にそうですけれども、学校や地域でだから差別するわけにはいきませんし、災害時も差別するわけにはいきません。未加入者もいざ災害となると避難せざるを得ないわけでございます、そのときには行政区が管理している公民館などに避難するわけでございます。

特に、私、問題点をここで提起しますけれども、社会福祉協議会に住民基本台帳情報が提供されていないということです。したがって、社協会費は、昨年度納めてくれた人のところにだけ翌年度の納付書が発行されるだけと。これは幾ら何でも改める必要があるんじゃないかというふうに思っております。社協も1つの課ではないかと私は思いますけれども、現に課長職が派遣されておりますし、社協の代表は副村長です。こういった不公平状態を続けるより、赤い羽根や緑の羽根などの純粋な寄附を除いて、村独自の税外負担金は、交通災害共済のように全額村持ちにしたらどうでしょうか。なぜ、住民基本台帳情報を提供しないのかを含めてご答弁をお願いします。

**議長(北澤禎二郎君)** 答弁を求めます。太田副村長。

**副村長(太田文敏君)** 住民基本台帳に基づくデータ情報を、社会福祉協議会の会費へのその資料へというご質問ですけれども、これにつきましては、以前はその方法で行なっていて、あまねく社協の会員になっていただくということで利用していたわけなんです、個人情報といわゆる漏えい、流出という問題が起きてきて、これは全国的な問題になったわけなんです、そういう意味もありまして、住民基本台帳法に基づくデータ等は、基本情報等は社会福祉協議会では使ってございません。

ご指摘のとおり、いわゆるご寄附をいただいた方だけのデータで、社会福祉協議会は会費をいただいておりますので、現象としては毎年やせ細っていくというのが現状です。全国的にもこれは問題になっているところであるわけなんですけれども、おっしゃるとおり、社会福祉協議会全体の問題として、それは村内一斉のそういった寄附を、会費のことについても一度洗い直して、村内の方々に会員になっていただいて、会費を納めていただくという行動は必要になってこようかと思いますが、それにつきましては、県社協等と調整しながら行っていきたいというふうに思っています。

**議長(北澤禎二郎君)** 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

**第1番(丸山勇太郎君)** こういうことになると、すぐ個人情報のことを言うんですけれども、ちょっとやはりおかしいと思うんです。社協って、本当に村の組織の一部だと思うんですけれども、そういったところに住民基本台帳情報が、個人情報の関係で漏えいが危険だから出さないというのは、私は違うと思うんですけれども。だったら、もっと違う社協会費の集め方というの

をしなきゃいけないと思うんですよね。副村長、おっしゃるとおり、だからどんどんやせ細っていくわけです。会費納める方は、ある年、納め忘れれば、翌年、納付書、来ませんから。ちょっとおかしいなと思いますね、それは。ぜひそこは検討していただきたいと思います。

次、5番目のことです。

5番目の広報のことですけれども、これは非常に重要なことです。広報広聴は行政の基本です。にもかかわらず、郵送以外には100%の方法が白馬村には存在しないというのは、大変な問題点だというふうに思っております。隣の小谷村は、防災行政無線機、ケーブルテレビの普及率はほぼ100%です。

ここで、同報無線についての質問と提案をいたします。本村の無線広報のお知らせは、こう言ったら語弊があるかどうか、内容は十年一日、万が一、聞き逃してしまっても構わないような放送を漫然としてはいませんか。緊急伝達手段としての声の広報というのは極めて重要です。午前中もありましたとおり、Jアラートが先日発令されました。熊の出没などの放送もこれから頻繁となると思いますけれども、外からだけでは聞こえない場合もあります。宅内機というのはもっと普及させるべきだというふうに思っております。

ここからが質問ですが、宅内受信機は今どのくらい在庫を抱えていますか。

次、破損交換用を除いては、毎年度、新しく区長とかの役員になった人には、もちろんその方が未設置世帯だった場合ですけれども、無償でくれてやってもいいと思いますが、いかがでしょうか。

最近、テレビで、今はほとんど使われなくなったポケベルの電波帯を使った防災ラジオというのがあるということをやっておりました。それは大変聞こえやすいらしいです。宅内機の普及にも行き詰まりがあるならば、こういったものに切りかえる考えはありませんか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** まず、1点目の同報無線の在庫の数につきましては、現在、手元に資料がございませんので、後ほどお答えをさせていただきたいと思います。

それと、2点目の役員さんでございますが、役員になったからといって無償という部分は今のところやっておりませんので、提案ということでお受けしたいと思います。

あと、3点目の同報無線にかわるアプリ等につきましては、これは第5次総合計画の中でも、こと防災に関してはアプリというような文言は載っております。これについては、何年先という部分までのまだ、実施計画は組んでおりませんが、今持っているアプリでは若干不足をしているという部分もございますので、それについては、総合計画にも載っている中で検討していくということでお答えをさせていただきたいと思います。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

**第1番（丸山勇太郎君）** もう一つ、広報では大事な広報として印刷物があるわけですが、これは提案ですが、大事な配布物、例えば広報紙ですとか、春先のごみの出し方ガイドブックなどは、未加入世帯には地区担当職員をして配らせる、あるいは集落支援員の方も協力していただいてもいいと思いますが、そういったことも考えていただければというふうに思います。

先ほど、言いわけという前置きで、仕事が忙しいというようなこともありましたけれども、私はそういう役割を地区担当者が担ってもいいんじゃないかと。今の区長への月2回の配布物のお届けだけをやっている地区担当者ではいけないんじゃないかというふうに思っております。これは提案ということで回答は結構でございます。

次、6番目の地区役員のことですけれども、先ほど、行政区というのは任意団体というような、任意組織というような表現がございましたが、その割には非常に行政区に対する依頼事項は多いわけございまして、4月の区長会議で配られる膨大な資料がそれを物語っています。

何でもかんでも区長に来る、ていのよい手足と言っている区長もいます。とにかく区長の負担は大変重くなっております。例えば、区内で起きた火事や災害の現場にも真っ先に区長は駆けつけます。しかし、公務災害補償の対象にはなっていないという状況もございまして。原則は、区長1年任期だからというところで、1年の我慢だからと言ってみんな頑張ってもらっていると、それが現状です。

ただ、それに行政は甘えてはいけないというふうに思っております。既に始まっています人口減少、人手不足、高齢化、先ほど村長の答弁にもありましたけれども、これはますます役員のなり手不足に拍車をかけます。これを考慮したこれからを考えていく必要があると思います。イコール区長の負担を減らすということではないかと思いますが、行政区とは何かというような、根本的な問いも発したくなると、ある区長から言われました。再度その辺の見解をお伺いします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** 地区の役員、特に区長さんの役員負担というご質問でございますが、確かに区長さん、非常に多くの役職を、多くの役職といいますか、いろんなことを担っていただいているという部分は事実でございます。

まず、役職員の関係で申し上げますと、まず1つは、村の特別職の職員で非常勤の者の報酬に関する条例という中にも、区長、ほかの役員も出てきております。今、村長の答弁にもございましたが、現代に合った役員の見直しという部分については、区長さんの職責というのはそれぞれ地区によって若干、総代さんへの負担を任せているというような部分もお聞きしている部分ありますので、全体的な役員の数という部分については、見直しのほうは図っていきたいというところではあります。区長さんそのものの職責の負担軽減というものについては、各地区において総代であったり、中には副区長という名の地区もあるとお聞きしておりますので、そこら辺で多少なりとも平準化していただければと思います。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。丸山議員の質問時間は、答弁も含め、あと8分です。質問はありませんか。丸山議員。

**第1番（丸山勇太郎君）** ちょっと時間が少なくなってきましたのであれですが、今、役員の数については見直しを考えるとというお話でしたが、私、意見を言わせていただきます。

今、実質の役割を終えている役職があるというふうに思います。これは具体的に申し上げまして農家組合長です。今、農家組合長の仕事は、農協のカatalogショッピングの取り次ぎ役でしかありません。農業資材や種の注文のための回覧板を回す役、この役ならば、それを依頼すべきは農協です。農協は皆訪問ということもやっております。だから、農協の印刷代を出しているだけではないかと思うわけですが、これだけの仕事で村からは報酬も出ております。少なくとも、行政が依頼して区から出させる役ではなくなったのではないかというふうに思います。

もう一つ、保健補導員、これもこういう名称での役割はもう終えているのではないかと。今、保健補導員の仕事というのは、地区での健康づくりのお手伝いということですが、何もやらないで終わっている区もあるというふうに聞いております。引き続き必要とするならば、名称変更してもいいのではないのでしょうか。これは答弁、もう時間がありませんので、結構ですので、考えていただきたいというふうに思います。

7番、8番の地区担当職員、あるいは集落支援員、こちらについては、地区担当職員は先ほども言いましたように、仕事も忙しいでしょうが、もっと地域に出向いた仕事をしてもらいたいなと、これは実は、地区担当職員というのは小谷村を参考に始めたんですけども、小谷村では地区に出向いての行政施策の説明会を、地区担当者がしているというふうに聞いております。集落支援員につきましては、始まったばかりだから今は何も申しませんし、すばらしい人物が就任してくれたというふうに聞いております。地区担当職員と連携して、地区に積極的に入ってほしいというふうに思っております。

9番目の問題、今、外国人がふえてコミュニティーの維持が難しくなっている地区があるという、これは深刻な問題だというふうに思っております。

和田野区では、かつて113軒が今や日本人は40軒弱で、実動は30軒だというふうに区長さんからお聞きしました。和田野内では今や英文で区内の通知をつくっているというふうに聞いております。山麓区も、かつては28軒が今や17軒となって、実動の日本人は数軒だということでございました。世帯数の少なさからいえば、青鬼や通や立の間などのほうがもちろん少ないわけですが、始めから少ないのとはわけが違います。建物が減っているわけではなくて、かわりに外国人が入ったということがございます。

外国人もさまざま問題があることは、マナー条例の例に漏れずおわかりだというふうに思います。行政需要、除雪でありますとか、いろいろ各種農作業をする道路延長や、防犯灯や街路灯の

数、出るごみの量は変わらないのに、担うべき世帯は大幅に少なくなっています。こういうところにこそ、先ほどと同様、地区担当職員や集落支援員が入って、作業のときなどに一緒に汗を流していただければというふうに思います。

最後に、関連して2つばかり質問いたします。

地区役員懇談会のことです。毎年、秋にやりますけれども、いつまでたってもこのやり方が定まらないというふうに感じています。ことしの開催方法はどのような工夫をしていますか。昨年のやり方など、私の目にはとにかくあらかじめ出させた要望書に基づきまして、行政の答弁をしゃべって1時間をこなすというようにしか映りませんでした。

これは提案ですけれども、どこの水路を直せ、どこの村道を広げろはもういいんではないかと、そういう懇談会に持っていかないようにしなければだめだと思います。そのためには、あらかじめ出させる要望書の形式も改めないでだめだと思います。どこの水路、どこの道路は、担当課が把握していればいいことだと思います。

もう既に過去の懇談会でお伺いしているだけでも、向こう20年分ぐらいの要望は既に聞いているのではないかとこのように思います。あるいは、その場で話しても、実際は改めて役場に出向いて、要望書なり陳情書なりを上げなければ始まらないという現実もあります。これは、私の区長経験ですけれども。

私は、そういった今のやり方、30地区、個々1時間ずつよりも、関連地域ごとに行政も入った地域会議というようなものを、年2回ぐらい開くのがいいというふうに思っております。理事者、全課長がずらっと出る必要などありません。もし、そのとき、非常事態が起こったらどうするのでしょうか、これは危機管理上問題があると思います。

例えば、うちの地元ですと、八方、八方口、和田野、山麓の4区で地域の課題を自主的に話し合っています。そういった場に行政も顔を出してもらうのが、地区の統括担当者、あるいは集落支援員、そして出られるなら、3役のうち誰か1人でいいのではないかと、あるいは話し合いたいテーマを先に聞いておいて、そのテーマに沿った課長が出席する、そういった方法はいかがですか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** ただいまの地区役員懇談会のご質問であります。まず、理事者の日程等がございますので、開催の日程については、各地区にご案内を出させていただいているという状況であります。内容につきましては、議員ご指摘のとおり、毎年同じ状況というところで、これについては庁内で少し意見交換をして、進め方については考えていきたいというふうに思っております。

それと、地域会議というような名称でのご提案でありましたが、恐らく議員出身の八方、八方口、西山の山麓につきましては、同じ地域の課題というものもあろうかと思っております。今の地区役

員懇談会に切りかえた部分については、なかなかほかの地区がいると話がしづらいということもあり、今の形に変わってきたというようなところもあります。

逆に、地域というのがいいのか、その辺につきましては、また区長さんとも相談をさせていただきたいとは思いますが、とりあえず今年度につきましては、内容については変えていくという考えでありますので、よろしく願いいたします。

以上です。

**第1番（丸山勇太郎君）** あと何分でしょう。

**議長（北澤禎二郎君）** 質問時間が終了しました。

**総務課長（吉田久夫君）** 先ほど、戸別受信機の在庫の数という答弁漏れがございましたので、現在の在庫数は36台ということでございます。ただこれは、当初につくった戸別受信機から追加発注をしておりますので、外観上は全く別なものになっているという状況でございます。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 質問時間が終了しましたので、第1番丸山勇太郎議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間、休憩といたします。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時09分

**議長（北澤禎二郎君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

まず最初に、丸山議員の4点目の質問で、税外負担金のことについて答弁漏れがありましたので、答弁を求めます。太田副村長。

**副村長（太田文敏君）** 丸山議員の再質問、社会福祉協議会の会費相当分等ですが、税等で補充といたしますか、賄うことはできないかということですが、社会福祉協議会は社会福祉法に定められた法人でありまして、社会福祉法人でありまして、その趣旨からいうと、そういうことを適用するのはどうかというところではありますけれども、また上部機関等と調節する中で打開策を考えていきたいというふうに思っています。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 次に、第4番伊藤まゆみ議員の一般質問を許します。第4番伊藤まゆみ議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** 4番伊藤まゆみです。

なるべくたくさん質問したいと思っておりますので、通告に従いまして、早速、1つ目の質問から入らせていただきます。

1番目、人口減少対策について。

当村への派遣は人口減少対策ということで、そこを柱に当地に赴任されたと理解しております。

某新聞記事で「観光で有名な白馬が地方創生人材制度に手を挙げていることが意外だった」とのコメントを拝見いたしました。そこで、以下のことに関して藤本副村長に伺います。

1番、県内広域管内でも人口減少が著しい自治体がほかに多くあり、当村はそういった地域に比べますと若者の流入はあるのではないかと思われますが、当村の人口減少の主な原因はどこにあると思われるかを伺います。

2番目、2年間の間に成果を残したいとも、上記、先ほど出ました新聞ですが、そちらの記事で述べられております。2年間に出せる成果とは具体的に何を示すのかを伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。藤本副村長。

**副村長（藤本元太君）** 人口減少対策について、2つ質問をいただいておりますので、順次答弁させていただきます。

最初に、白馬村の人口減少の要因についてお答えいたします。

人口を増減させる要素としては、大きく分けて、転入と転出の差分である社会増減と、出生と死亡の差分である自然増減の2つの要素があると認識しております。議員ご指摘のとおり、白馬村においては、平成24年以降、外国人転入者の増加もあり、社会増加が続いておりまして、平成27年時点で170人の社会増加となっております。社会増加率は0.97%と県内や大北管内のほかの市町村と比べても比較的高い値となっております。

一方で、白馬村では平成17年以降、自然減少が続いておりまして、平成27年で30人の自然減少となっております。平成24年の数値ですけれども、合計特殊出生率は1.39と県平均に比べて低い状態にありまして、出生率の少なさが自然減少の大きな要因であると考えております。

次に、2年間に出せる成果についてお答えいたします。

大枠の考え方としては、人口減少にある程度歯どめをかけるとともに、人口が減少していくことを前提に、この地域の人々の生活が持続可能となるよう、地域の基礎体力を高める政策を打っていくことが必要であると考えております。そのためには、白馬村の主産業である観光をより活性化させる一方、村民の方々が白馬村での生活、例えば教育や子育てに満足していただけるような仕組みを整備していかなければなりません。具体的には、宿泊税等も含めた観光地経営を進めるための体制整備、それから観光や福祉の用途を含めた公共交通のあり方、それから子育て環境の整備といった点について重点的に検討をしていきたいと思っております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありませんか。伊藤議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** 端的でわかりやすいご答弁を本当にありがとうございました。

副村長、おっしゃられましたように、当村では、社会動態としては答弁にもありましたように、

転入が転出を上回っておりまして、平成27年度は170人プラスになっております。こちらに用意いたしました、私のほうで用意いたしました資料の裏面に、村のホームページからとりました人口動態があります。そこを見ていただければわかるかと思えますけれども、社会動態を見ますと、平成27年の170名のプラス、それに対しまして自然動態は死亡のほうが出生よりも多いということで、昨年場合は30名のマイナスになっております。

それで、特に気になるのは、平成24年の出生率が47名ということでもかなり低いかかと、このように思っております。それで、初日の村長のご挨拶の中にテレワーク事業というのをされるということで850万円の補正予算が出ております。旧ノルウェービレッジを活用しましてサテライトオフィスとして整備するというのを伺っております。その科目としては移住交流集落支援という形ですが、この中のどれがこのサテライトオフィスの整備に値するものなのか、お聞かせ願えればと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** ただいまの伊藤議員のご質問が、テレワークの事業に伴う人口増の内容がどういうものに当たるのかという内容と理解をして答弁をさせていただきますと、このテレワーク事業につきましては、都市部から白馬へ来て仕事を担う、またそれに伴う地域雇用が生まれるというところから、ある意味、地域の産業の発展に寄与する。また、移住という部分でこの地に行きたいという方が仕事を見つけるところに寄与できればということで提案しているものでございますので、今回の質問は、自然減少対策ということでありますので、自然動態ではなく社会動態を意識しているということでございます。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** 確かに、課長のおっしゃるとおりかと思えます。移住交流集落支援ということでありますから、やはり社会動態という形になるかと思えます。

それで、こういった契約は恐らくヤフーさんとされるのではないかと思うんですが、これ、地元雇用採用です、それにどのようにつながるか。あるいは、そういった契約を始めからされてこういう資金を充てられるのか。その辺はどのような感じなのか、ちょっとお聞かせ願います。

**議長（北澤禎二郎君）** 伊藤議員、すみません、今度、補正予算でこれから審議する要件が含まれているんですけれども、答弁求めます。

補正予算で、これから採決の要件なんですよ。だから、そのことが今、質問されるんですけれども。伊藤議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** 私、一応この大きなカテゴリー、人口減少対策ということで伺っているものですから、これ、人口減少対策につながるという観点で質問をさせていただいたんですが、そういう質問ではまずかったということでよろしいでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 太田副村長。

副村長（太田文敏君） ただいまの伊藤議員さんのご質問、再質問でございますけれども、現在、議案として執行部のほうから議長のほうに提出して、議長が上程して、現在、委員会付託で委員会のほうで審査中でございます。現在、一般質問での再質問というところでは、答弁ということでは控えさせていただきたいということでございますので、よろしくをお願いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） やはりこれ、最終日には採択しなければいけないわけでありまして、そういうお考えがこの事業の中にあるのかどうか、そういうことをお聞きしたつもりであります。

そうしましたら、ちょっと主点を変えまして、この地方創生人材支援制度ですよね、シティー・マネージャー、テクニカル派遣を要望するに当たりまして、村長から聞いた派遣の理由であります。企画力が弱いというものであったかと思えます。要望を満たすということでは藤本副村長が派遣されたかと思えますが、藤本副村長は今までどのような企画をされてきたのか、ちょっとお伺いできればと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。藤本副村長。

副村長（藤本元太君） お答えいたします。

今まで私がしてきた企画ということですが、地方創生に関連することと言いますと、総務省にいたときに、市町村間の連携を高めていくような仕組みづくりというところを主にやっておりました。具体的には、市町村同士で連携協定協約を結んで、お互い市町村、大北市町村だけでは足りないところをそれぞれ補っていくと、そういう仕組みづくりでございます。

今回、白馬村においても、その仕組みが直接使えるかというわけではないかもしれませんが、そのときに培ったノウハウを生かして頑張っていきたいと思っております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） それと、午前中の同僚議員の一般質問の村長の答弁の中に、副村長に求められているものの中に、参加したくなる地域のマネジメントとありましたけれども、これに関しまして、藤本副村長は具体的に何が大切かと思われませんか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。藤本副村長。

副村長（藤本元太君） 具体的な事業として、この場でなかなかまだ申し上げられることはないですけれども、一般的な考え方としましては、地方創生を進めるにあたって、人の交流、人を村内、村外含めてどれだけ1つの地方創生という目的に向かって動いていただける人を集められるかというところが1つ肝心なところかと思っております。その意味では、村内も含めて多くの人に参加していただけるような、そういう仕組みづくりをやっていかないといけないのではないかと

ております。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** 私は、それに関しまして、参加したくなるという地域というのはどういう地域かというの、この1月ですか、議会報の研修会がありまして、そのときに言われた言葉なんですが、情報なくして参加なしということだそうであります。情報を積極的に出すということが、まず参加していただくための必須条件だそうであります。ぜひともその辺を念頭に入れてやっていただきたい、そのように思います。

また、村長のちょっと古い話なんですけど、公約の中に、公約と申し上げていいのかよくわかりませんが、優秀な職員の方がたくさんいらっしゃるの、この人材を適材適所に配属していくと。そして、課題解決のためのチーム白馬というグループを結成して、解決に向けていくというふうにおっしゃっていたかと思います。これに関して、副村長は何かお聞きになっておりますでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。藤本副村長。

**副村長（藤本元太君）** 先ほどの答弁とかぶってしまうかもしれないですけども、これから進めていく政策、それはイベントなのか、もうちょっと大きな事業なのか。いずれにしても、村民の皆さんが積極的に、その特定の課題にかかわっていただけるような、それは行政だけではなくて、村民全体でこの白馬のあり方を考えていけるような、そういったプロセスを踏んでいけるようにしていきたいと思います。そのためには、先ほどおっしゃられた情動的なところも力を入れていかないといけないと思っております。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** このチーム白馬というのは、最初のころ、聞いただけで、最近、全然聞いていないものですから、その後どうなったのかなというふうに疑問に思っていたわけでありまして。やはり、いろんなマネジメントを負託されていらっしゃるように思うんですが、ぜひとも今、村長がそういった公約で掲げたチーム白馬というものです、職員の方、いろいろ持っているかと思えます、私、ちょっと個人的に聞いているわけではありませんけれども、そういった方たちの能力を引き出すようなマネジメント、ぜひともこれを期待したいかと思えます。

ちょっと、余り時間もないものですから、次のほうに移らせていただきます。

2番目、新・道の駅についてであります。6月定例会で新・道の駅調査委託料1,600万円が補正予算で可決され、調査を既に委託されていることと思えます。そこで、以下のことについてお聞きします。なお、下記に示しました事業方式等は内容がわかりやすい配付物を用意いたしますので、説明は省略願いますということで、皆さんのお手元に配付物が行っているかと思えます。

その中で1番、この調査で明らかになることを伺います。

2番、「道の駅を核とした観光のまちづくり交流拠点 官民連携事業調査業務仕様書」では、官民連携の事業方式に、特に焦点を当てています。これが民設民営方式とか、公営公設方式が具体的にこの仕様書には載っておりました。財源確保から施設の設計、建設、運営等、全てを公共が行う公設公営、あるいは運営のみ、民間に数年間にわたって委託する公設プラス長期包括委託方式は、資金面から除外する方向であるのかを伺います。

以上、ご答弁よろしくお願いたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 2問目の新・道の駅についてご質問をいただいておりますので、順次、答弁をさせていただきます。

まず、新・道の駅構想の経緯ではありますが、にぎわいのある白馬へ前進するための私の公約の一つであります。

最初に、この調査で明らかになる主な点についてのご質問ではありますが、当村の財政状況を鑑みますと、新たなハード事業実現には財源と期間が話題と課題となりますが、国では民間資金等活用を推進しており、公共施設等の建設維持管理、運営などを行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫などを活用し、財政資金の効率的な使用や行政の効率化を図るなど、PPP、パブリック・プライベート・パートナーシップの略ではありますが、官民連携のPFI、プライベート・ファイナンス・イニシアティブの略で、公共施設等の設計建設維持管理及び運営に民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るといった考え方の手法推進と、新たな事業の創出や民間投資の喚起による経済成長を実現をしていくための支援策を打ち出しております。

その1つが、国土交通省所管の先導的官民連携事業であります。また、第190回の通常国会で、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保するとともに、地域の活性化を図るため、官民連携事業の推進に関する法律案が審議されたと聞いております。このような状況もあり、国交省の調査支援事業を申請をしたところ、白馬村が選定をされ、補正予算をお認めいただいたという経緯であります。

この調査事業で明らかにしたい内容は、大きく3つになると考えています。

大きい1つ目は、現況及び先行事例に関する調査です。現況及び先行事例に関して、近隣の道の駅及び交流拠点の整備、運営状況や官民連携に関する先行事例を整備するものです。

大きい2つ目は、施設整備構想の作成で、この内容としては3区分あります。

1点目の区分は機能に関することです。観光情報発信、多言語対応ビジターセンター、多文化交流、地産地消、防災、交通など、将来を見据えた観光まちづくり交流拠点にふさわしい機能を整備をし、住民の福祉や周辺の既存施設なども考慮した上で、必要な機能の検討をすることです。2点目の区分は、地域経済循環及び外貨獲得に資する複合的で多機能な施設とするため、

村内事業者などの参入意向調査であります。3点目の区分は、規模・配置などに関する検討です。想定される集客及び経済効果など算出した上で、整備の方向性、コンセプト、施設計画案、施設整備構想案及び整備イメージ増を作成するものであります。

大きい3つ目は、連携手法に関する調査です。内容としては6区分あります。

1点目の区分は、検討対象となる官民連携の手法の整理です。2点目の区分は民間活力の導入範囲の整理。3点目の区分は事業スキームの構築です。PFI、プライベート・ファイナンス・イニシアティブの方式、DBO、デザイン・ビルド・オペレート方式等の事業方式、独立採算、サービス購入など、事業形態、事業期間、法制度上の課題及び補助金の有無などの条件を整理をし、事業スキームを構築し、官民のリスク分担のあり方を検討するものです。4点目の区分は、市場調査の実施です。事業概要書を作成をし、民間事業者の本事業に対する意見、要望及び参加意向を把握するため、市場調査を実施をするものであります。また、市場調査の結果を整理、分析をし、本事業を通じて実施が期待される民間収益事業を整理をし、必要に応じて事業スキームに反映をするものであります。

5点目の区分は、VFM、バリュー・フォー・マネーの算定であります。事業実施に必要な概算事業費を想定をし、金融機関からの借入比率、金利割引率等の算定条件を整理をした上で、従来方式による総事業費と本調査で構築した事業スキームによる総事業費を比較し、VFM、バリュー・フォー・マネーを算定をし、交付金等の適用についても考慮します。6点目の区分は、総合評価です。民間活力の導入について、定量的かつ定性的な総合評価を行い、最適な事業スキームを構築するものです。評価にあたっては、バリュー・フォー・マネー、質的向上及びにぎわい創出の可能性等を含め、事業実施をする場合の課題やスケジュールについて整理をします。

以上が、この調査の事業で明らかになる内容となり、現在、受託者となりました株式会社日本経済研究所と作業内容について調整をしているところでございます。

次に、「道の駅を核とした観光のまちづくり交流拠点 官民連携事業調査業務仕様書」では、官民の連携の事業方式、民間民設民営PFIと公設民営方式DBOの2方式が具体的に明記され、焦点を当てている。財源確保から施設の設計、建設、運営など全てを公共が行う公設公営、あるいは運営のみ民間に複数年にわたり委託する公設プラス長期包括委託方式は資金面から除外するのかの質問ではありますが、最初の質問でも触れましたが、PFI手法のもの、PFI手法でないもの、民間事業者が公設施設などの設計、建設または製造を担う手法、民間事業者が公共施設等の運営などを担う手法など、さまざまな方式の手法がありますので、事業費を比較した上で総合的に判断していきたいと考えております。

また、各種施設等のこれらの手法を検討するための白馬村PPP、PFI手法導入ガイドラインを策定しております。このガイドラインは、内閣府の指針とPFI法などの趣旨に基づき、また白馬村公共施設等総合管理計画の基本方針なども踏まえながら、公共施設などの維持管理や

修繕、更新、施設の複合化などの新設等において、村民サービスの向上、事業の効率化及び財政負担の縮減や平準化、ひいては新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図ることを目的として、P F Iなど民間事業者の持つ資金やノウハウの活用を優先的に検討するための手続に定めたもので、このガイドラインに沿って具体的に検討をすることとなります。

以上で、2問目の質問の答弁とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。伊藤議員、質問ありませんか。伊藤議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** 今、ご答弁いただいたみたいに、このP F Iとか事業の方式なんですけど、たくさんあるようであります。私、先ほども使っていただきました配付物なんですけど、そちらのほうの1ページ目に表をつくってありますけれども、これ以外にも、B L T方式だとか、B O S方式、B S O方式、B F O方式など、本当、多岐にわたるようであります。

この中で、まず一番区別しておかなくてはいけないところが、この民設民営方式です。P F I方式と、あとその隣にあります公設民営方式D B Oです。これ、準P F Iと呼ばれるそうあります。これ、何が違うかといいますと、P F Iと呼ばれるものは、資金調達全て民間なわけあります。そこであと、少しずつ違って、民間関与度が右に行くほど大きくなるというような形かと思えます。この表の一番下にあります固定資産と減価償却のところ、これ、私がつけたものなんですけど、このD B O方式、準P F Iと呼ばれる公設民営方式だと、これは固定資産税とか減価償却は発生しない。で、その隣のD B O、そちらも固定資産とか減価償却は発生しない。これで、後の後ろ2つは固定資産税、減価償却が発生するというところでよろしいでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** この資料の内容で合っているかという部分につきましては、内容をつぶさに、私、きょう本日拝見させていただきましたので、いろんな手法があるという部分は当然のことながら理解をさせていただきます。当然、この中には資金調達にあたって国の各種補助事業を使うことによって事業スキームが変わるといふ部分もございますので、この表としての考えとしてはこれでよいのかなというふうには思います。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** それでまたこの表に戻るんですけども、民設民営方式のP F Iと呼ばれるB T O方式です、これとD B O方式、面倒くさいのですが、これは固定資産税とか減価償却が発生しないので、言ってみれば、ちょっと言い方悪いですけども、人のふんどしで事業をやるというような形になるかと思えます。言ってみれば、公共がこの施設を所有するわけありますから、民間は中に入ってやっているだけでよろしいということになるかと思えます。それでよろしいでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** 先ほどの答弁と似たような感じになりますが、いわゆるPPP、PFIの手法をこの調査事業でやっているという部分がありますので、どの形態になるのかという部分を今、調査を委託をしている部分であります。

確かに、議員の資料のとおりという部分にはなろうかと思えます。当然のことながら、民の力をかりて、民がサービス提供まで自分で運営ができるというふうになれば、民間の資力と運営の能力を持ってやっていただくということも可能性の中には含めておりますが、どれという部分については現在、委託をしている中でございますので、それについてはお答えを控えさせていただきますと思います。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** 今、ご答弁いただいたように、やはりこれからの調査結果が出るわけで、その前に皆さんに考えていただきたい、そういう思いで、今回、こういう質問をさせていただいております。

それで、私、これの質問をする前からなんです、やはり一体どんなものかということで、また、こんなことを話しますと笑われてしまうかもしれませんが、本を読みました。その中にはやはり、もう最初の段階で幾つかの失敗例があるわけなんです、PFIを使った。それで、その中で、ここから学んでいかなければいけないのではないかなということいろいろと勉強をさせていただきました。

この中に書いてありました5つの問題点というのがありまして、公共と民間企業の目的には根本的な矛盾がある。2つ目ですが、PFIだから安くなるとは言えない。3つ目ですけれども、地域経済との矛盾ということで、これ、恐らく民間というのは利益を追求するわけで利潤の差であれですね。それに対しまして、公共は住民福祉の増進ということで全く相入れないものを求めているわけでありまして。そうしますと、民間は利益を上げようということから人件費を安くする、また安く仕入れて高く売る、そういった形になるかと思えます。それは住んでいる住民にとっては、言ってみれば福祉にはならない、私はそう思っております。4つ目ですか、公正さが担保できるか。これも書いておりました。それとあと透明性に問題があると。このPFI、特にPFIという手法を用いたときに、SPCですか、特別目的会社というのを設立して、そこが言ってみれば仲介役、行政と仲介役みたいな形で運営を行うというような形かと思えます。そこが個人情報という形で、企業秘密だということで情報を出さないということが多々あるそうであります。

その中で、PFIを導入するか否かというところで最大の重要なキーワードというのが、先ほど、村長のご答弁にもありましたVFMですね、バリュー・フォー・マネーというものだと思います。これが何かと申しますと、PFIとしたほうが直営より幾ら得になるかの費用対効果分析

だそうであります。これが大きければ大きいほど、民間に任したほうがいいんだよという形になるかと思うのですけれども、これも言うてみれば、行政のほうで検証できるとお思いでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** バリュースター・フォー・マネーについての検証ということではありますが、今回の調査事業の中には、先ほど来、申し上げております事業スキームによりまして、事業費の算出、どの程度の規模にするのか、国の補助またはそこら辺のものを見ながら市場調査を行うということの作業が出てまいります。それによって、バリュースター・フォー・マネーの算定する額というのが変わってきますので、それも今回の委託の中に含めているということでございます。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** そうしましたら、このバリュースター・フォー・マネーの算出というか積算といますか、そういったことを研究されたというか、検討、どんなふうに出すかということをご存じですか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** 算出方法につきましては、簡易ソフトがございますので、それを使う方法というのもあるでしょうし、先ほど申しました受託者が日本経済研究所というところもありますので、そちらのほうのオリジナルというものもあるかとは思いますが、ただ、一般的に推奨されているのは簡易ソフトを使用するものと考えております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。伊藤議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** まさに、ここが一番大切なところでありまして、先ほどこの説明しました、こちらのほうにありました近江八幡市総合医療センターとか、高知医療センター、あとは豊岡市の広域のごみ処理施設なんかがある、このバリュースター・フォー・マネーという計算のことにに関して、いろいろとおっしゃっていらっしゃいます。近江八幡市立総合医療センターのほうでは、長期契約に伴うリスク、バリュースター・フォー・マネーを検証できないままで現行のPFI方式を採用することは大変な危険を伴い、結果として極めて重大な責任を負うことになる、このように申しております。

私は、やはり、どういうふうにバリュースター・フォー・マネーというのは計算できるのか。この本によりまして、全くわからない。積算根拠もわからないと言っているのですけれども、これは積算根拠も含めて今度の調査で確かに明るくなるということによろしいでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** 先ほど来の繰り返しになりますが、事業スキームの選定に当たっては、どういう補助事業を活用するのかという部分、または自己財源をどれだけ使うのかという施設規

模が出てこない、なかなか把握ができないという部分がありますので、当然のことながら、そこら辺が出てくれば、バリュー・フォー・マネーの算定というのは簡易ソフトでもできようかと思えます。

また、国のほうでは、一般的に各累計の中で、道の駅という施設に限って幾つかのサンプリングをした中で申し上げますと、おおむね6%程度の事業費からするバリュー・フォー・マネーが出るというような国の資料もございますので、それに頼るという部分ではございませんが、村としてしっかりと受託者に対して、その算出する責務をしっかりと担っていただきたいと思えます。以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** 私は極めてこれは難しいと思っております。ちょっと明確なお答えをいただけなかったので、どういうふうな質問をしていいのか、ちょっと迷っておりますけれども、このPFIという、PPPもそうなのかもしれませんけれども、このリスク、官民の先ほどの村長の答弁にもありましたけれども、官民のリスク分担のあり方などということでおっしゃっていたかと思えますけれども、官が負うリスクと民が負うリスクとあると思えますけれども、リスクの具体的な内容というのはどんなものなのでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** これも先ほど来の繰り返しになりますが、事業スキームが固まらないといろんなものというのは出てこないかと思えます。前提として、この施設を、今回の調査事業で実際にやるとなったときに、例えば用地の取得については、取得もしくは用地については誰が担うのか、施設の設備については誰が担うのか、運営については誰が担うのかという部分について、今、聞き取り調査をしているというのは、村内だけではなく、いろんな関係者に聞き取りをして市場調査をやっているという部分ですので、その中で市場にないという部分があれば、これは公的なところで負担を担わざるを得ないのかなというふうには思えます。

ただ、いずれにしろ、現段階では事業規模等が、また事業スキームも固まっておりませんので、それについて明言はできないというところが正直なところでございます。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。伊藤議員の質問時間は、答弁も含め、あと21分です。質問はありませんか。伊藤議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** 私は、官が負うリスクというのは需要リスクだと思っております。もし、需要がなかった場合、どうするのかということです。お客様が来なかった場合、どうするのか。そういったことが一番リスクになるかと思えます。

午前中の同僚議員の一般質問の中にもありましたけれども、Jアラートが今回鳴ったわけでありまして。鳴ったという言い方はちょっと、いいのかわかりませんが、ミサイルが飛んでく

るとか、ミサイルがこの上を通過するとか、そういったアラームが鳴ったわけでありますけれども、そういうところをわざわざ選んで、今後、外国からお客様がお見えになるという前提なんですか。その辺はお聞きしたいかと思えます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** まず、質問を、この道の駅自体の必要性という部分で捉えて私のほうから若干説明させていただきますと、伊藤議員からは、6月の定例会の折にもこの道の駅の関係についてはご質問をいただいたと思えます。

地域の声というものもございまして、若干ちょっと調べてみますと、平成22年にさかのぼりますが、振興公社の財務分析というものも当時、税理士法人グループに委託をしまして、各公社が担っているというものを、村からの委託事業でやった中に、夢白馬の運営事業というものの総括はございまして。若干、ちょっとそこら辺に触れさせていただきますと、実態部門別損益計算書から分析をすると、財務状況は健全ですが、白馬村への観光客数から考えると、売上高の増加が期待され、事業自体を強化していくべきだと考えます。ハード面においては、駐車場のスペースや売場が狭いことが課題だと考えます。費用対効果を考えることは必要ですが、思い切って駐車場スペースや売場の拡大のために移転することも考えられます。また、ソフト面においては戦略的に運営していくために、人材の確保や育成が必要だと考えますというような、総括したものもございまして。

これらと、先ほど村長の答弁にもございましたとおり、公約の一つという部分もありまして、できるだけ民間の資力と知力をいただきながら何とか実現できればということで、今回の調査事業に取り組んでいるということでございまして、これについてはご理解をいただきたいと思えます。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。伊藤議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** 私、今の質問は、私は需要リスクがあると思ったものですから、こちらのJアラートのことを申し上げました。

民間でダブっている資金を活用して行政施設をつくる、だから安くできるというイメージがあるのかもしれませんが、事業者は銀行から借りて資金調達をするわけでありまして。その場合、民間と公的資金の金利差はすごく大きいわけでありまして。なので、むしろ余力があればと聞きますか、借りられるなら、公設公営でやったほうがいいのか、私はそのように思えます。

それで、長期にわたる契約を結ばなくてはいけないということでありまして。20年、30年という長期になるかと思えます。ちょっとサイズによってだと思えますけれども、そうなるところにいらっしゃるほとんどの方は、この場にいられるかどうかという、何ていうのですか、瀬戸際

かなと思いますので、その契約が終了するのを見られるかどうかという感じかと思います。そういった観点から申しますと、子どもたちにそういったツケを回していったいいものかというのは、すごく私は感じます。

それで、村長はよく川場村の道の駅を言われるんですけども、あそこはそもそも昭和50年初めから農業プラス観光ということで始めていました。それで、あの構想が始まったのはバブル崩壊期で、これに対して反対する方もすごく多かったわけだということでもあります。それで、リスクをできるだけ削減するために段階的な事業化をしていったそうでもあります。ああいう形になったのが平成10年、平成の初めころから少しずつやっていったということでもあります。それで、基本構想の見直しというのも何度かやっていらっしゃいます。少しずつふやして行って、その進捗を見まして、それに応じて軌道修正をしていくという形をやっていったと。もし、まねをするのであれば、見た目だけでこういったものもいいとか、何というのですか、こういったにぎわいが欲しいと言うんじゃないくて、この手法をまねしていただきたい、そのように思います。

ちょっと、まだ本当は質問を用意してあるんですけども、残り時間がないものですから、次の質問に移らせていただきます。

次ですが、ふるさと納税についてであります。ふるさと納税は、自治体が自由に使える、使い勝手のいい自主財源とされています。先進的な自治体ではプロジェクトという形で特定の政策推進のためのお金として意義づけようとしているとのことでもあります。そこで、下記の質問をさせていただきます。

①平成28年度の事業ごとの寄附状況では、環境保全及び景観の維持・再生に関する事業が指定なしに次いで多くなっております。しかし、使途はじんかい処理費、いわゆるごみ処理に平成28年度は4,700万円ほど、29年度の予算では9,600万円ほどになっております。この使い方は納税者の意を介しているとお考えか伺いたいと思います。

2つ目であります。企業版ふるさと納税の予定を伺います。

以上、ご答弁、よろしくお願いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** ふるさと納税について、2つの項目の質問をいただいておりますので、順次、答弁をさせていただきます。

最初に、平成28年度の事業ごとの寄附状況では、環境保全及び景観の維持・再生に関する事業が、指定なしに次いで多くなっているが、使途はじんかい処理、ごみ処理に平成28年度は4,700万円ほど、29年度には予算では9,600万円ほどとなっております。この使い方は納税者の意を介しているかのご質問であります。環境の保全及び景観の維持・再生に関する事業として、ふるさと白馬村を応援する基金をじんかい処理費へ活用した額は、平成27年度が7,370万円、平成28年度は4,558万円、平成29年度は9,640万円を活用す

る予定となっております。

平成26年11月の神城断層地震発生後のふるさと納税については、災害に対するご寄附が多くいただいたこともあり、じんかい処理費として被災家屋の撤去にかかわる災害廃棄物処理経費に多く活用をさせていただきました。また、当村は観光地であるがゆえに、人口に比べて大規模なごみ処理の施設整備及び処理費が必要となっていることから、このような特別事情に対する特別交付税の措置もありますが、多くの一般財源が必要となっていることも事実であり、本年度はごみ処理広域化にかかわる負担金など、さらに負担すべき経費が増加している状況です。

ご寄附をいただいた皆様の意向である環境の保全及び景観の維持再生を反映するため、適正なごみ処理を円滑に進め、きれいな白馬村を保ち、この山岳景観美を維持することにより、白馬村にお越しをいただく観光客の皆様、またふるさと納税により白馬村にご寄附をいただいた方々に、白馬村の美しさを実感いただくことができると確信をしております。また、ご寄附をされた方の中には、その用途を指定をされない方もいらっしゃるもので、この場合は、ふるさと白馬村を応援する条例第3条の規定に基づき、村長が指定することとなりますので、各種基金の状況を勘案して事業に充てております。

なお、運用状況の公表としては、同条例第9条の規定に基づき、毎年度の終了後、3カ月以内に基金の運用状況について議会に報告するとともに、公表をしなければならないとされておりますので、広報等で公表をさせていただいております。

次に、企業版ふるさと納税の予定との質問ですが、まず、企業版のふるさと納税、正式名称地方創生応援税制度、応援税制とは、企業が自治体に寄附をすると、税負担が約6割軽減される仕組みであり、平成28年度から制度が開始されました。寄附額の下限が10万円からで、企業側から見て利用しやすくなっており、企業は積極的に社会貢献CSR活動に取り組むことができる制度であります。

決算特別委員会でも報告をいたしました。村としても新制度に取り組むべき、まず取り組める可能性のある企業の調査業務を平成28年度に委託事業として実施をいたしました。現在は実施報告をもとに、村が可能性のある企業と面談をし、実際に事業化できるかを探っている段階であります。もちろん、調査業務報告のあった企業以外にも、企業版ふるさと納税の可能性について当たっていますが、企業戦略としてふるさと納税自体に否定的な企業もありました。本村としては、自転車にも力を入れていくために地域おこし協力隊として専門的な職員も雇用しましたので、今後は自転車業界へのアプローチも考えています。

こうした活動を通し、企業版ふるさと納税としての寄附がかなわなくても、企業と白馬村の双方が利益が得られるような、また白馬村における事業の展開により、住民が住みやすい村とすることにより、双方にとってウイン・ウインの関係を構築できれば非常に有意義なことであると考えております。

以上で、ふるさと納税についての答弁とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。伊藤議員の質問時間は、答弁も含め、あと8分です。質問ありませんか。伊藤議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** ご答弁ありがとうございました。

このふるさと納税であります。納税者が唯一、使い道を選択できるということで、とてもユニークだというふうに言われております。ふるさと納税は、恒常的な財源ではない、すなわちこの制度がいつ終わるかかわからないわけでありまして。そうすると、毎年発生するような費用やプロジェクトに予算を組み込みにくいということで、というのはやはり、この制度が終わったときに、どう財源を確保するかというのは難しくなってくるわけでありまして。ですので、寄附を将来、その自治体にお金を生み出してくれるものに投資すべきだというふうには、私はまた本を読んだんですけれども、そこには書いてありました。

やはり、先ほどの道の駅じゃないですけれども、こういった道の駅もガバメント・クラウド・ファンディングというんですか、このふるさと納税のような一般にお金を集めるような形式、こういった形でやっていかれるのがいいんじゃないか、私はそのように思っております。もし、賛同者が多ければ、そういった賛同者の方に、もし道の駅がとてにぎわいが創出されて、うまくやっているということになれば、そちらの方に投資していただいた分をお返しできる。もし、村内の方がやっていただければ、村内の方たちも裕福になる。これ、一石二鳥じゃないかと私はそのように思っております。

ですから、わざわざないお金で道の駅をつくる必要は、私はない。その分、そういったお金があるんでしたら、先ほど、藤本副村長もおっしゃっていましたように、子育てですとか、公共交通ですとか、一元的に皆さんの、住民の方の役に立つようなもの、周り回ってそこに行くという意味ではなくて、そういったものに使っていただきたい、そういうふうに思います。

それで、なぜ私、このような質問をさせていただいたかということ、じんかい処理に何で反対しているかといいますと、寄附を残念な使い方をした事例が出てくると、本来なら自分が住む町で使われるはずの税金でありますよね。それが違うところに行って、ああ、こんな使い方をされちゃったんだというふうには思われたら、もうしてくれないんじゃないか、そういった懸念があるそうであります。

やはり、この使い方、もしじんかい処理に使うのでありましたら、こういった広域で焼却施設をつくるので、費用はたくさんかかると。だから、こういうふうに使わせていただきましたといったようなものにしていくべきではないかと思っておりますけれども、どうでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** ふるさと納税の関係につきましては、まず寄附をいただく方につきましては、1つとしては、返礼品を探していらっしゃる方というのが1つのパターン。もう一つは、

好きな白馬村に対してこういうことに使っていただきたいということで、特定して寄附をされたという方もいらっしゃいます。

ちなみに、いわゆる指定なしの金額で若干ちょっとお手元の資料で数字を申し上げさせていただきましたと、平成27年の指定なしというのは約7,170万円。平成28年においては、指定なしが5,900万円ほどということで、大体年間2億円ということになると、大体、率はわかるかと思えます。

これらをどのように、一度は基金に積み立てるという作業がございますので、それについては目的、用途を指定しない方については、こちらのほうで近隣の状況等を見ながら積むという作業をしているという部分でありますので、前者であります返礼品を探しているという方については、言い方は悪いのかもしれませんが、白馬村でしっかりと使っていただければという思いもあろうかとは思えます。ここら辺につきましても、条例に基づきまして、担当課とすれば粛々に作業を進めるということでございます。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。伊藤議員、質問ありませんか。伊藤議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** ご答弁ありがとうございました。

課長のご答弁にありましたように、返礼品というのは今のところ、大きな要素かと思えます。どこに寄附するかというところですね。北海道の東川町というのですか、そちらの町が2013年にアンケートをされたそうで、それでその東川町にふるさと納税をした人の動機について伺ったところ、全国回答者の36.3%は返礼品、31.1%は町のファンだから。20.7%の方はお金の使い道に引かれてというふうに回答しているそうであります。

今のところ、ふるさと納税をされる方も割と少ないということで、返礼品に注目はされているんですけども、今後どのような使い方をするかということが大切になってくるのではないかと、そのように言っているのですが、この辺についてどのような見解をお持ちでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 今後、どのような使い方をしていくかということでありますが、寄附された方の意思を尊重しながら使っていきたい、そんな思いでございます。

まず、このふるさと納税をするに当たっての、何に使っていただきたいか。例えば、環境に使ってもらいたい、教育に使ってもらいたい、そしてまた何でもいいという方もいます。そういった中で、できるだけ納税者の、寄附者の意向に従った使い方をしてみたいというふうに思っております。

そんな中で一旦、先ほど課長も申し上げましたけれども、一旦、基金へ積んで、それからそれぞれを取り崩して、そちらのほうに充てるということでもありますので、いろいろな要望があるわけでもありますけれども、そういった中で意思に沿った使い方をしていかなければというふうに思

っております。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問時間は、答弁も含め、あと2分です。質問ありませんか。伊藤議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** この前の決算の委員会でも質問が出されていたかと思えますけれども、恒常的な財源ではないということで、ある程度、プロジェクト的なものに使ったほうがいいんじゃないかということで、そんな意見が出されていたかと思えます。それで、現在のところの基金先というのは、大まかに分かれているわけであります。

ですから、そこをもうちょっと細分化して、環境と自然を守るというのではなくて、もっと具体的なもの、そういった、例えば、庁舎をきれいにするとか、ちょっと言ってみればみすぼらしい。それとか、町をきれいにする、そういったものに使う。そういったことを考えられるんじゃないかと。余りにも漠然としていて、どこに使われたというのがわからない。であるならば、もうちょっと細分化すべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 今、伊藤議員のほうから、何に使っているかわからないというような、そういった質問でありますけれども、そんなことはありませんので、しっかりと、先ほど申し上げましたとおり、寄附者の意向に従って、環境に使うことは、白馬高校の教育に使う、子どものために使うとか、そういった枠がありますので、その方向に従ってやっていきたい。それを細分化してということになると、また今のこの対応している職員が2人でやっているわけがございますけれども、非常に大きな仕事がかかってくるというようなことで、今でもいろいろな問題も出ている中で、非常に苦勞していただいている。さらに細分化するということになれば、大変な事業になりますので、まだそこまで考えておりません。

**議長（北澤禎二郎君）** 質問時間が終了しましたので、第4番伊藤まゆみ議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間、休憩いたします。

休憩 午後 3時11分

再開 午後 3時16分

**議長（北澤禎二郎君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第5番松本喜美人議員の一般質問を許します。第5番松本喜美人議員。

**第5番（松本喜美人君）** 5番議員の松本喜美人です。

9月定例会、一般質問、初日の最後ということでありますが、下川村長、大変お疲れだと思いますけれども、最後でありますので、よろしく願いいたします。

それでは、早速、質問に入らせていただきたいと思います。

通告書に基づきまして、平成28年度雪不足意見交換会における意見集約による提言結果につ

いての1項目について、質問をさせていただきます。

本村における冬季観光は、平成27、28年度、2年連続の雪不足となり、1月中旬にようやく全面滑走のシーズンインとなり、観光関連業者にとりましては、大変厳しい2シーズンでありました。

行政におきましても、20年ぶりに2年連続の寡雪対策本部が設置され、平成29年1月20日に開催されました雪不足に伴う意見交換会での現況報告と要望意見を、産業経済委員会で寡雪時の提言書として草案し、議会全員協議会で承認され、平成29年1月30日に8項目にわたる提言を議会として下川村長に行いました。

そこで、提言8項目のうち、次の6項目について、協議経過と実施の有無並びに取り組み状況等について、お伺いいたします。

1点目でありますけれども、現状の正確な把握について。

- ①即効性の調査体制と有用なサンプル数の確保。
- ②民間との連携体制の構築と各種データの共有。

2点目、雪をつくるための対策について。

- ①降雪機稼動経費の補助検討と制度化。
- ②降雪機等の償却資産にかかわる固定資産税等の減免等。

3点目、インバウンドのターゲットを検証し、広範囲な誘客。

4点目、シーズン先取りの誘客事業の展開について。

5点目、通年観光の早期構築について。

①山岳環境や自然景観と、食、歴史や文化を活用した滞在型観光、体験型観光と天候に左右されにくい観光商品の研究と開発。

②第5次総合計画、観光地経営計画との整合性と効果的な観光戦略の構築。

6点目、寡雪等の異常気象を想定し、事前の対応計画の策定について。

以上、6点についてお伺いをさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 松本喜美人議員から、平成28年度の雪不足の意見交換会における意見集約による提言結果についてということで、質問であります。

ことし1月30日付の提言書につきましては、2年続きの年末年始の雪不足による観光産業への打撃に関し、議会として、その対策について、真摯にご検討をいただきまともめられた提言であり、村長として感謝するとともに重く受けとらせていただきました。

6点の質問につき、順次答弁をいたします。

まず、最初の現状の正確な把握についてであります。平成28年度の寡雪対策事業の検討に当たり、その検討材料とする村と商工会では、平成29年1月6日から1月12日までの期間で、

冬の入り込み客数状況を調査し、村内宿泊施設、白馬村観光局、商工会、各観光連盟加入施設に対して行いました。宿泊施設に関する調査には、対象件数約500件に対し、回収数が51件、飲食業に関する調査は、対象件数60件に対し、回答が5件と、サンプル数に関しては、全体の意見というものをあらわしたものとは言い難いものであったと思います。

被害金額を尋ねる等、デリケートな設問であったこともあり、アンケート回収率を高めるには、回答する相手の立場に立った設問とする無記名式とするなど、答える相手の立場に立った設問設定など、工夫が必要でありました。また、影響の大きいところには直接聞き取りを行うなど、工夫が必要であったかと思えます。

次に、民間との連携体制の構築と各種データの共有であります。寡雪対策に限らず、政策形成を行う場合には、経験や情報では正しい現状認識はできず、勝手な解釈や印象論から明確な定義、範囲、事実に基づいた議論が行われることが重要だと考えます。

現状の確認と情報収集については、関係される皆様からの情報がいただければ、正確な情報を得ることができませんので、調査手法の工夫などを重ねる中で、よりよいデータ収集を行えるよう努力をし、得られたデータは公開できるものは公開をし活用いただく、さらには、民間との協力体制を築く中で、よりよいものにしていく努力はこれからも行なっていきたいと考えています。

2点目の雪をつくるための対策についての2つの提言がございましたが、それぞれお答えをいたします。まず、この2つの提言につきましては、担当課が資料を作成し、2カ月にわたり課長会議で協議を行っております。

最初に、降雪機の稼動経費への補助検討と制度化との提言であります。特に12月中旬ころまでに積雪が確保できないと、インターネット時代でもあり、即情報が海外にも流れ、年末のお客様の動きに相当な影響が出ることは、過去2年の状況でも顕著にあらわれています。降雪機によるゲレンデメーキングは、雪不足時には唯一有効な手段とは思いますが、各スキー場の装備状況の違い、事業内容が限定的であり、自治体が補助する内容としてはいかなものかという懐疑的な意見も出され、別の角度から支援を検討すべきとの庁内での意見が集約をされ、本年度、降雪機稼動経費についての補助を行う予定はありません。

次に、降雪機等の償却資産にかかわる固定資産税の減免等についてであります。議会からの提言に続いて、ことし4月24日に白馬村索道事業者協議会及び索道事業者6社からも、降雪機及び附帯施設の償却資産にかかわる固定資産税減免措置の検討について要望をいただいた経過があり、先ほど申し上げたとおり、課長会議で降雪機の補助制度とあわせて検討をいたしました。

まず、固定資産税の減免措置は、白馬村税条例第71条第1項に定めており、貧困により生活のため、公私の扶助を受ける者の固定資産、公益のために直接占有する固定資産、災害や天候不順により著しく価格を減じた固定資産、その他村長が必要と認める者の所有する固定資産、以上

4項目に該当する場合に限られています。

減免制度は、原則として徴収猶予や納期限の延長等にかかわっても納税が困難であるなど、客観的に見て、納税義務者の担税力が著しく減少をしている場合に限り適用をすることとされております。公益上の観点から、減免を行う場合であっても、租税負担の公平の観点から見て、減免を相当する程度の強い公益性がある場合、すなわち、当該固定資産がその性質上、担税力を生み出さないような用途、例を挙げると、道路や公園などに使用されている場合に限られます。村長が必要と認める場合の減免は、他の納税者からも納得が得られる税の公平性が保たれる、極めて限られた特別のケースに適用されるべきもので、減免措置が補助金に変わるようなものであってはならないと解釈をしております。

こうした減免制度の趣旨や、降雪機をリース方式で設置を計画している索道事業者もあるとお聞きをしていますが、状況や条件が多岐にわたっている事柄に対しては、白馬村税条例に定める減免の適用は難しいと判断をいたしました。

その一方で、スキー場において、早期から滑走できるグレンデを確保することが、ウィンターシーズンのスキー場利用者の増加や宿泊施設等の営業施設の経営安定化、さらには雇用の創出など、幅広い分野に影響を及ぼすことから、降雪設備の充実と稼働経費の支援措置については、さらに検討を進めてまいりたいと考えております。

検討に当たっては、8月に地域未来投資促進法が施行され、この法律に基づき、地域経済牽引事業として呼ばれる地方公共団体や地域の事業者を支援する新たな国の施策ができました。県においては、地域振興局単位でこの支援事業について検討をしていく意向をお聞きしておりますが、村としても、雪をつくる対策など、ウィンターシーズンにとどまらず、グリーンシーズンを含めた通年観光の構築に向けての施策に対して、この事業が活用ができないか検討することといたしました。

3点目のインバウンドプロモーション活動のターゲットを常に検討し、広範囲の誘客を行うべきとの提言についてであります。村では先シーズン1月から3月にかけて、冬季インバウンドアンケート調査を900人余りに対して実施をし、白馬村のインバウンドの現状把握に努めました。

内容については、6月定例会でも報告をいたしました。過半数がオーストラリアからの来訪で、白馬村の推奨度の平均値は10段階で9.12と非常に高い評価を受け、受け入れ環境の課題についても傾向が出ており、今後のインバウンド戦略に参考となる調査となったと認識をし、今シーズン以降も継続をしていく予定としています。そして、将来的に安定をした集客を求めるとためには、1国1地域に偏った活動は非常に危険であると考えており、広範囲の誘客活動に取り組んでいますので、報告をさせていただきます。

県、観光部並びに県環境機構では、主にアジア、東南アジアを中心とした誘客プロモーションを行っており、村でも白馬村観光局が中心となり民間事業者とともに現地についております。

対象国は、主に台湾、タイ、シンガポール、マレーシア、インドネシア、フィリピンとなりますが、アジア、東南アジアでは、いまだゴールデンルートへのグループツアーが中心であります。近年、個人旅行化が進んでおり、白馬までの足を延ばす素養は高いため、長野県とともに積極的にプロモートしております。

また、観光局では、3年前から北欧フィンランドにてプロモーションを行なってまいりました。北欧を入り口として、6,000万人という世界最大のスキーマーケットである欧州からの誘客を目標とする施策の一環であり、主にEU圏内のスキーリゾートへの旅行回数が多い北欧のスキーヤーからの評価が高ければ、おのずとEU圏内からの関心を引き起こすことにつながります。来年1月に開催を予定しておりますFWTも、こういった欧州のマーケットへの白馬ブランドの波及効果を目的の一つとしております。

平昌、北京オリンピックによって、これからアジア圏から多くのスキーヤー、スノーボーダーが生まれるであろうことは自明の理であります。その時期に世界に白馬ありと、白馬が世界に数多くあるスキーリゾートの中で確固たる地位を築く必要があり、そのためにはスキーマーケットの中心地である欧州から白馬へ、白馬が1級のスキーリゾートとしての認知をされているかどうかは鍵となります。

また、ウィンタースポーツのメディアは、現在では、北米、欧州を中心として動いており、その中で白馬の露出をふやすことは、確実にアジア、オセアニアでの白馬の価値向上につながるものと考えております。

このように白馬村では、拡大基調にあるアジア、東南アジアへのアプローチ、白馬最大のマーケットであるオーストラリア、ブランディングを目的とした欧州マーケットの3つの柱によってインバウンド事業を推進しております。ここには、さらには自転車を軸としたグリーンシーズンのインバウンド誘客施策として、北アルプス日本海広域観光連携会議でビジット・ジャパン・キャンペーン事業に取り組み、台湾をターゲットとしたサイクルツーリズム振興を進めております。

以上を報告させていただき、答弁いたします。

また、4点目のシーズン先取りの誘客事業の展開についてですが、確かに観光局の総会においても、会員から誘客宣伝活動が遅いという指摘をいただいております。局でも十分承知をしております。現在、観光局では局独自または広域連携を通して旅行会社担当者の招聘を行い、1年後の商品造成を見込んで、案内業務や営業業務に慎んでおります。また、本年では、塩の道祭りに合わせ白馬村 a l p s 花三昧のパンフレットも造成をし、塩の道祭りだけでなく開山祭でも来訪者に情報提供をいたしました。

このような大手旅行会社の商品造成時期に合わせ、情報提供の重要性はもちろん認めるところですが、時代の流れにより、旅行販売のオンライン比率は増加の一途をたどり、昨年では4割に達しました。その中で、観光局ではユーザーによる白馬の魅力を伝えられるようウェブサイト

一新し、また、SNSでのコンスタントな情報発信も心がけております。以前までは、旅行先手配は約3カ月前が主流でありましたが、オンライン比率が高まる中では、手配の直近傾向が強まっており、一概に早目の施策こそが有効とは申し上げにくい状況であることもご理解をお願いをいたしたいところであります。誘客宣伝活動の手段により、どのタイミングが最も効果的なのか、活動の対象はどの年代か、どこの地域かといった検証を蓄積したデータなど行いながら、事業展開をしていくべきと思います。

5点目の通年観光の早期構築であります。1つ目の滞在型観光、体験型観光と天候に左右されにくい観光商品の研究、開発。2つ目の観光地経営計画等との整合性と効果的な観光戦略の構築について、まとめて答弁をいたします。

観光地経営計画でも、骨子案の段階から地域経済の観光の競争力の強化、安定化に関する課題の一つに、大きな季節変動の平準化による観光産業の安定化、効率化が指摘をされ、完成した計画において、4つの基本方針の一つとして、「スキー目的+グリーンシーズンの周遊」型から「オールシーズン×滞在」型への転換をうたっており、さらに基本方針のもと、観光の資産価値の最大化、白馬村を訪れ滞在する価値の多様化といった戦略を設定し、具体的施策に取り組んでおります。

例えば、施策、滞在空間としての魅力の向上では、自転車ツーリズムの振興に取り組み、サイクルステーションの整備や地域おこし協力隊の採用により、さらなる推進を図っておりますし、午前の一般質問でもご提言があった音楽あふれるリゾート白馬も検討をしたいと考えております。また、施策、食と温泉を活用した滞在魅力向上では、白馬産米のブランド化や、県農政部と連携をしながら、観光施設と白馬農産物のマッチングを模索し始めるといった取り組みを始めております。

今後も、第5次総合計画と整合をしながら策定をした観光地経営計画に従った戦略に基づき施策を進めてまいります。

質問と前後しますが、滞在型、体験型、天候に左右されない観光商品の研究と開発については、その重要性は十分に認識をしており、実際、民間事業者でも星空に御来光、温泉、そば打ち、マウンテンバイクといったツアーが数多く造成をされており、こうした事業者とも連携をとりながら商品開発や研究を進めていくと同時に、アイデアや計画を具体化するに重要な投資の面も検討していきたいと存じます。

最後に、6点目の寡雪等の異常気象を想定し、事前の対応計画の策定についてとのご提言につきましては、寡雪対策のみではなく、観光地を襲う驚異は多岐にわたります。昨年の熊本地震では、直接大きな被害を受けていない湯布院が風評被害により大きな影響を受け、最近では、北朝鮮の弾道ミサイル発射の影響により、この冬のインバウンド予約にも影響が出かねないという話もあり、思わぬものが観光地へ影響を及ぼしかねません。

村では、平成26年度の神城断層地震の経験、2年連続の寡雪などの経験から観光に影響を及ぼす事態を想定し、どう対応すべきかを定める通称、観光地BCP計画の共同研究について本年度から取り組みを始めています。BCPとは、ビジネス・コンティニュー・プランニングの略で、本来は企業等が被災等で稼働不能となったときに、事業の継続や再生をどう進めるかをあらかじめ定める計画を言うものでありますが、この考え方を観光地へ当てはめたい場合、いかに観光地たる白馬村が行動すべきか、あらかじめ計画をしておくものであります。しかし、観光分野でのこの計画について定めるところは全国でもありません。計画策定は平成30年度を目指しており、現在は策定に向けての研究会を立ち上げ、策定に向けて研究を行なっているところであります。

松本喜美人議員の平成28年度の雪不足意見交換会における意見集約の提言による結果の質問に対しての答弁とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。松本議員、質問はありませんか。松本議員。

**第5番（松本喜美人君）** 大変、詳細なる答弁をいただきました。再質問のほうをさせていただきたいと思います。

まず、1点目の現状の正確な把握についてに関する項目でございます。

まず、この1点目でありますけれども、実はこれ、冬の寡雪に対する質問というのがベースでありますけれども、この夏の、白馬の観光のセカンドシーズンといえる7月、8月の状況も冬に例えるならば、寡雪に近いような状況というような捉え方ではなかろうかと思えます。そこで、7月、8月の天候状況でありますけれども、7月中旬と8月下旬に晴天が見られましたが、それ以外は雨天等の気象状況であったと認識しております。多くの観光関連事業者が天を仰いで一喜一憂したものと推察されます。私もその1人ではありますが、このような状況下、実は8月21日に観光局と議会の産業経済委員会との懇談会が開催されております。

この懇談会には、観光局の代表理事であります太田副村長並びに所管課長ということが適切だと思いますけれども、観光課の横山課長にもご出席をいただきました。それで、この8月21日の懇談会の席上で、私のほうから観光局のほうに7月、8月の入り込み状況を伺ったところの回答が、このように答弁をいただきました。索道関係は対前年20%減、それから村内の大手ホテル、これ2社ということでもありますけれども、団体客は予約どおりの入り込みであり、その他の宿泊関係も団体客は予約どおりの入り込みと思われるというような答弁でございました。

非常に簡単な質問を村長のほうにさせていただきます。この観光局の答弁、今申し上げたとおりでありますけれども、この観光局とのやりとりにどんな感想を持たれるか、まず村長にお伺いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 8月21日の局と委員会の懇談会の内容については承知はしておりませんが、8月は中途であったというような中で、大まかな数字が報告になったと推察をしております。

ます。もちろん入り込みの把握は必要で、常に状況をつかむ方法ができるように希望をするところでもあります。なお、きのう、観光課長からの観光客の入り込み数というようなことで、八方ゴンドラから始まりまして、岩岳ゴンドラ、それから五竜のテレキャビン、それからいろんなゴンドラ、白馬駅、アルピコ交通、そしてジャンプ競技場、グリーンスポーツということで、それぞれ1月から8月までの数字が私のほうに届きました。

そんな中で、合計で昨年は、7月は8万2,547人でありましたけれども、ことしは7万8,000人とこんな状況であります。そしてまた、8月は、昨年は15万600人ということで、平成28年度は114万4,000人という数字であります。いずれにいたしましても、ことしは、特に白馬駅の関係については、デスティネーションキャンペーンがあったというようなことで伸びてはいるわけでありましてけれども、ほかは天候の影響で非常に落ち込んでいるということがうかがえるかと思えます。

合計でありますけれども、先ほど114万6,000人ということで、28年度は実数でありますけれども、ことしは110万6,000人ということで96.6%であります。なお、山小屋の関係につきましても、県の小屋が稼動していないというようなことがあったり、雨の関係もあったりしたわけでありましてけれども、昨年が1万3,788人、ことしは1万530人ということで、76.2%という状況であります。

きのうも、そんなお話を索道事業者のところで話をしたわけでございますけれども、昭和48年、49年には、白馬駅におりたお客さんが57万人いたようであります。今、平成28年度、昨年でありますけれども7万3,000人という数字であります。その48年、49年のころは自家用車も少なかったかと思われましてけれども、白馬駅の盛況は大幅に減っているという状況であります。よろしいでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。松本議員。

**第5番（松本喜美人君）** ありがとうございます。

今、村長がどう捉えているかということで感想をお聞きしたわけでありましてけれども、私は実は正直申し上げまして、過日の21日の観光局等の入り込み状況の回答については、大変大いなる不満を持っております。

それは冬の、いわゆる寡雪時の入り込み状況と同じでありまして、サンプル数で確認していくということもありますけれども、大事なことは大枠としてどんな傾向にあるかということ、やはり観光局等々については常につかんでいなければ、極端な言い方すれば、私は観光局の存在意義もないのではないかというふうに考えております。

それで、例えばほかのものがわからなくても、例えば観光局があのかつきに、今、村長の答弁の中に含まれていましたけれども、登山客の動向は、村内の事業所でいうと3事業所だけなんです。公社と、あと民間の山小屋2社なんです。調べる気になれば、聞き取りでも何でもすぐ出てくる

んです。そういうところが、確かに登山というのは、観光の市場からいったら本当にごく一部ということになるかと思えますけれども、でも、やはり白馬の場合にはスキーと登山というのは、もう観光的に捉えれば非常に大事な分野であるというそういうことを捉えていくと、観光局は単純に言えば、振興公社とは私が表現すると行政と同じような関係団体でありますので、電話1本でこうだよというのがつかめると思うんです。あと、2社は電話等で確認すればとれるのではないかとということでもあります。

それで、私は実は夏のシーズンは、村内の事業所を回って聞き取り調査をするということは余りしていなかったんです。その理由は2点ございます。白馬村の冬と夏。冬につきましては、観光の核としてスキーがございまして、スキー場の入り込み状況をつかみますと、大体もう宿泊単価というのは想定できますから、観光消費額的にいうと、あくまでもこれは推計ということになりますけれども、推計ができるんですけれども、実は夏につきましては、お客様のニーズの多様化によりまして、これを押さえれば白馬の夏の傾向がつかめるといえるものが全くございません。ですので、あんまり夏について私、回っていなかったんですけれども、ことしの7月、8月の雨というのは異常であるという認識のもとに、実は9月11日の日に村内を何軒かお邪魔をさせていただいて聞き取り調査をさせていただきました。その結果を若干触れさせていただきます。

振興公社と山小屋事業者への聞き込みをさせていただいて、これ公社の例で申し上げます。7月対前年で90%、8月は82%、民間の山小屋は公社と全く7月、8月逆のような数字でお聞きをしました。先ほど村長から山小屋関係の答弁をいただいたとおりであります。

それから、白馬を訪れる観光客の移動手段、いわゆる交通手段の視点で何とか押さえられないかというようなことで、やはり11日の日に、私はこのように捉えて想定をし、JR白馬駅、アルピコ交通、それから自家用車等については村内のガソリンスタンド等々、それから、そこに実は観光バスでの移動という、この4つのところを押さえられれば、ある程度の傾向がつかめるのではないかと。

その中で、先ほど村長もちょっと触れておりましたけれども、JR白馬駅からの入所状況であります。今年度につきましては信州DCがあったというようなことで、JR、県全体では対前年、7、8月対比で105%です。それから大糸線という視点で捉えますと7月、8月対比で101%、ほとんど変わっていないということでもあります。それから、先ほど村長のほうから白馬駅の降車人員のお話があったと思えますけれども、JR白馬駅で7月、8月前年対比で500人の増ということだそうです。

これは丸山駅長からのお話等々でありますけれども、今回、信州DCがなかったら最悪だったろうなど。非常に信州DCがJRの実績等々にも大きく貢献していただいたということで、その多くが大手の旅行会社がJRを利用した商品企画をしていただいたと。それが非常に大きく貢献していると。だから、DCの団体客はキャンセルがないと。これはあとで私が観光局のほうから

いただいたところの、観光局の発表になった部分は、この辺のところからきているのではないかなというふうな推計をさせていただいています。

それから、アルピコ交通でありますけれども、アルピコ交通はいろんなルートを持っておりますけれども、都市部の直通バス、これはやっぱり、例えば新宿白馬間とかそういったものについては、対前年を、100を下回っておるということでもあります。しつこく詳しくということはなかなか聞きにくいので、一応微減という表現をいただいております。

それから、アルピコ交通で伸びた部分が長野白馬間、対前年で120%、これは信州DCで新幹線で長野入りしたお客様がアルピコ交通を使っていただいて、対前年で120%。それから、村内の花三味の周遊バス、これはアルピコ交通では対前年で120%。これは全てDCが大きく貢献しているというようなお話、それぞれの所長さん方、駅長さん方、そんなような分析をされておりました。

それから、3番目にスタンドであります、村内の3社をあたらせていただきました。ガソリンにつきましては対前年で95という、7月、8月対比でありまして、やっぱり自家用車は少し減っているのかなという状況であります。

それで、一番知りたかった観光バスの、これ経費が燃料でありますけれども、残念ながら統計的には比較のしようができませんでした。実はこれ、村内の特殊事情であります。昨年までは、村内の復興工事で土木関係等々がフルに動いて、軽油というようなものが物すごく出ていたということで、単純に今年度と昨年度で対比ができないという。それでスタンドの観光バスに入れた軽費だけを統計しているわけではないというようなことであります。

ここでできれば局とか行政のほうから、一つの提案になりますけれども、観光バスの給油スタンドとは大体契約して決まっていますから、村内でしたら、あそこあそこというようなせいぜい2つくらいであります。そんなようなところに、できれば観光バスの軽油だけ、なんかトータル的に出してもらえませんかというようなことを依頼をしていただくと大変ありがたいな。そうすると、それが2年、3年と蓄積されていきますと大きなデータになってくるのかなというようなことを感じております。

そんなことが、私11日回った中でつかんだ情報であります。そういたしますと、大体外枠といますか概略をつかんだ中で、あと個々のデータをとって行って、それらが整合性がとれるかどうかということではないかなと思います。

それから、実はこの一般質問の原稿を、きのうもちょっと打ち取ったりした中で、11日の日では、観光課で取りまとめております観光客の入り込み状況というのが、きのうアップしたのかなという感じで見えています。そういうことですね、速報値が出されておりました。こういったもので、例えば観光課の速報値は平地観光と山岳観光とありますけれども、山岳観光というのは私が伺ったものとびつただから合っているから、整合性がとれているなという捉え方をしており

ます。

そこで、もう一度村長にお伺いいたします。

村長も私の知る限り、この時期いろんな人と会うたびに意識して、入り込みどうなんだろうとか、お客さんどうなんだろうということを積極的に聞いている姿、私も見ております。今、私が申し上げたようなことというものが、本当は村長のところにタイムリーに、例えば観光課とか観光局とか振興公社のほうから、きょう、今月はこんな状況だよというようなものが、タイムリーに情報が入っているのかどうかということをお尋ねします。

**議長（北澤禎二郎君）** 下川村長。

**村長（下川正剛君）** 村長のところに、客の動向がタイムリーに届いているかといった質問でありますけれども、毎月、客の入り込み状況は私のほうに届いております。前年対比がどうだ、そして山小屋がどうだ、そして各事業者のコメントまで、みんな私のところに届いています。

そして、私も今言われるように、事あるごとに、ことしのお客さんの入り込みはどうだという話を聞きますと、全然影響がないと、こんな連日雨降りでしたわけでありましてけれども、聞くところによると、全然影響がないとそういった施設もございますし、いや、ことしはだめだというような施設もあるわけでございますけれども、それをどうやって平均値を出すかはともかくとして、感覚的には、やはりこれだけ毎日雨が降っていたというようなことが影響して、気分的にも少ないのかなという感じはしております。

そしてまた、先日の土曜日、日曜日ですか、白馬村に入ったトレイルラン1、800人ですか、そしてまた、BMWが2日間で5、000人とも6、000人とも言われるお客さん、そして山小屋の関係につきましても猿倉の駐車場はもういっぱいになって、第5駐車場もいっぱい、そしてまた、道路が駐車車で埋まったというようなことで、この土日は白馬村へ、恐らく1万人以上のお客さんが入ったのではないかと、こんな話を観光課の課長とはしているわけでございます。

いずれにいたしましても、この数字というものは非常に大事であります、なかなか集計するということに対して、もっと何か正確な方法があればというふうに感じているわけでございますけれども、特にこの冬の関係につきましても、共通ゲートシステムというようなものが昨年導入をされました。そんな関係で数字が把握できれば、ある程度の正確な数字が出てくるのではないかとこのように思っておりますが、ここら辺は毎年こういうことを言われるわけでございますが、これが課題でありますけれども、ここら辺で、ある程度の正確な数字を把握するためにはどうすればいいんだということは永遠の課題であって、それに努めていかなければいけないというふうに思っています。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。松本議員の質問時間は、答弁も含め、あと12分です。質問ありませんか。松本議員。

**第5番（松本喜美人君）** ありがとうございました。

今、村長のほうからもありましたとおり、情報収集等々、冬というようなところを限定して考えますと、28年度にやはり導入されましたHAKUBA VALLEYのフリーゲートシステム、特に顧客情報の多角化を図り、実はこれ、行政において情報が瞬時に共有できるという状況でないというふうに確認をしております。というのは、具体的にどのゲレンデに何人入ったとかというものは、瞬時に把握できないというふうに確認しております。

できればこういったものも、行政でありますから瞬時に把握できるようなものに、それぞれの索道業者の皆さんと行政交えた中で、許される範囲内で情報が共有できるということが、瞬時に入り込み状況、それからお客さんの動向がつかめていくということの第一歩ではないかというふうに考えております。

1点目はそのくらいにいたしまして、もう時間がないということでもありますので、2点目でもありますけれども、雪をつくる対策について、先ほど村長のほうから税金の減免等々につきましては、やはり税の公平性等々から好ましくないといえますか適切でないというようなことで、一応行政としては、今は税について減免というものについては考えていないと。

それから、同じく2点目でもありますけれども、降雪機の稼働経費につきましても、今のところ、今シーズンから実施をするという予定はないというようなことで答弁をいただきました。

ただ、その中に白索協からの要望、4月に上がった内容、私も把握をさせていただいておりますが、引き続き検討をしたいというようなことでございました。その中で、私のほうから庁内で検討する折に、先ほども村長の答弁の中にもありましたけれども、利子補給とか中にはリース料というような事業所もあるやに伺っておるといようなお話であります。

ですから、やはり私はゲレンデの経費が無理であるならば、降雪機の導入促進を図る上においても購入時の補助制度とか、それから借り入れの利子補給、それからリースがあるようであればリース料の補給というようなものも、まだ引き続き庁内で検討されるというような先ほどの答弁でありますので、引き続き、そういった部分で庁内で検討をいただくとありがたいなというふうに思っております。

それから、次に3点目でもありますけれども、インバウンドのターゲットを検証し、広範囲な誘客ということでもあります。さきの一般質問で同僚議員から全く真逆の、インバウンドはもうこれ以上ということでもありますけれども、簡単に申し上げますと日本の観光といいますか、白馬観光というふうにミクロで捉えてもよろしいかと思っておりますけれども、国内の市場というものにつきましては、要は生産労働人口が単純に見ますと、1年に今80万から90万人ずつ減っていくというような状況が続くんです、人口動態でいいますと。そうしますと、白馬の市場というのが、大変オーバーなアバウトな言い方をすると、単純に100万人くらいずつ国内では減っていくよということになりますと、それらをカバーするためにはどうしてもインバウンド等々、国内の誘客を捨てろという意味ではなく、国内は国内で大事でありますけれども、インバウンドに頼らざる

を得ないということになります。

それで、その中で1つ提言をさせていただきます。先ほど村長の答弁の中にもありましたとおり、国別ではオーストラリアがトップであります。そして、地区別ではアジア圏の中で2位が台湾というようなデータが28年度村の宿泊統計から出ております。それで、この暖冬というものが異常気象ともいえないというような捉え方をしていきますと、12月のインバウンドのお客さんというのはスキーを滑るというよりも、例えば、雪を見る、触れる、遊ぶというようなコンセプト、概念で、例えば、台湾等々というようなところからの誘客はできないかというようなことを、ぜひご検討いただきたい。

それから、先ほど村長も触れておりました、台湾であります。実は昨日、産業経済委員会の中で、議会の中でも大町市、白馬村、小谷村の1市3村の広域観光とはちょっと難しいんだとねというお話が出ました。私はやり方だと思っています。というのは、大町市の黒部ダムインバウンドでは台湾のお客さんが常にトップであり、台湾の中で黒部ダムというものの知名度が非常に高いということです。

それと、先ほど村長も答弁の中で触れておりましたけれども、県が、台湾の健康志向の中でのサイクリングブームというようなものを、長野県に誘致をしたいというようなことで展開したいというようなことを、私も新聞報道で確認をさせていただきました。

それでこれ、私もわかりませんが、ただ提案です。白馬、小谷については、やはりサイクリングというような形と呼ぶ。その中で、例えば黒部ダムというのは台湾の中では非常に認知度が高い観光施設でありますので、1日は黒部へ行くというような形の中で市場開拓ができないのか。一度これは黒部ダムか何かに、観光局とか外部委託でもいいですから、お客さんからのアンケートをとってみるというのも一つではないかなと。そうするとグリーン期の黒部ダムと白馬村、小谷のサイクリングをセットとしたものができるのではないかと、これも提案であります。

時間がありませんので、最後の質問をさせていただきます。

大変答弁いただいた中で申しわけありませんけれども、最後の危機管理についてであります。これも、民間企業におきましては危機管理は2つございます。それは予防のための予防を目的としたリスクマネジメントといわれるものです。具体的に見ますと、先ほどちょっと触れましたけれども、国内の生産労働人口が単純にいうと1年に100万ずつ減ったとき、白馬の観光をどうするかということ、今から予防策として対策を練っていくということがリスクマネジメントであります。

それからもう一点、先ほど村長の答弁の中にもありましたけれども、地震であるとかそういった突発的な自然災害というものが発生したとき、どう対処するかというのが危機事態発生後の対処を目的としたのがクライシスマネジメントというようなことで、民間ではこの予防策の対策と突発的に発生したものをどうするかということで対応してまいります。

そこで、先ほど村長からも触れておりましたけれども、観光課長にお尋ねします。

観光地の危機管理策定を民間企業と共同で2年かけて実施するという事で、村長から答弁いただいたとおりであります。これらの進捗状況と、それから寡雪であるとか豪雪であるとかという、その気象条件というようなものも含まれているのか。さらに、白馬の市場が縮小する中でどのように捉えているかというようなことも、この策定事業の中に入っているのかどうか、最後の質問とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。横山観光課長。

**観光課長（横山秋一君）** 議員さんの質問、BCP計画についてということで、進捗状況についてであります。おっしゃったとおり2年かけて策定という予定で、第1回の研究会をこし6月に行なっております。

研究会のメンバーというのは、観光地経営計画の策定に非常に携わっていただきました東京大学大学院の下村教授や、あと淑徳大学の准教授の皆さん2名、いずれも観光地の危機管理についての研究をなさっているということで、そこら辺の方々を研究会のメンバーということでお集まりいただきまして、場所は東京のJTBFで行なったわけですけれども第1回を行いました。

私自身が初めてということもありまして、顔合わせ的な要素もあったわけですけれども、第1回目としては何のために研究をするのか、目的です。そこら辺をもう一回確認するということが主だったと思います。

私、参考になったというか、要はBCPを策定するにあたって想定する事象。何が起こったときに、こういうものが発動されるかみたいなところだったんですけれども、一応今のところは、観光地としての機能停止状態をもたらす可能性のあるあらゆる自称ということで、やはり地震とか自然災害的なものを想定しているところがあります。

今、議員さんがおっしゃったとおり、リスクマネジメントとしての人口減少といったのは、今のところ上がっていませんでした。ただ、今後10月に第2回があるので、今のご提言等はちょっとお話をさせていただきたいと考えております。あと、そもそも論の寡雪に対して、先生方は余り雪不足という認識がなくて、そこら辺については第1回目のとき、うちとしてはそれもぜひ災害の一つであるというような仮定で、研究をお願いしたいということは話しております。

まだ、1回目ということで第2回目が10月にあります。第2回目につきましては、先進地事例ということで、沖縄県あたりで似たような計画を策定されているということがあって、そこら辺の事例研究をするというような運びになっております。端緒についたということが実際のところでもあります。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 質問時間が終了しましたので、第5番松本喜美人議員の一般質問を終了いたします。

以上で日程第1 一般質問を終了いたします。

## △日程第2 事件の訂正請求について

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第2 事件の訂正請求についてを議題といたします。

吉田総務課長から事件の訂正理由の説明を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** 事件の訂正請求につきましてご説明いたします。

9月4日に提出いたしました議案第42号について誤りがありましたので、白馬村議会会議規則第20条の規定により訂正について議会の承認をいただきたいものでございます。

内容についてご説明をいたします。

議案第42号 財産の無償譲渡についての別紙に誤りがあり訂正したいものです。

別紙をごらんください。

建物の表のうち、家屋番号2，926番1の1、構造木造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建て、床面積1階96.69平米、2階45.45平米をそれぞれ削除するものでございます。

当該家屋は既に滅失されている建物であり、白馬村に所有権があるものでありません。しかし、滅失登記処理を行なっているところであり、誤って今回掲載をしてしまったものでございます。

説明は以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております事件の訂正請求について、許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 異議なしと認めます。したがって、事件の訂正請求についてを許可することに決定いたしました。

これで本定例会第2日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日9月14日は午前10時から本会議を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 異議なしと認めます。よって、明日9月14日は午前10時から本会議を行うことに決定いたしました。

これもちまして、本日は散会といたします。大変ご苦労さまでした。

散会 午後 4時21分



平成29年第3回白馬村議会定例会議事日程

平成29年9月14日（木）午前10時開議

（第3日目）

1. 開議宣告

日程第 1 一般質問

## 平成29年第3回白馬村議会定例会（第3日目）

1. 日 時 平成29年9月14日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

### 3. 応招議員

第1番	丸山 勇太郎	第7番	横田 孝穂
第2番	田中 麻乃	第8番	篠崎 久美子
第3番	太田 正治	第9番	太田 伸子
第4番	伊藤 まゆみ	第10番	田中 榮一
第5番	松本 喜美人	第11番	津滝 俊幸
第6番	加藤 亮輔	第12番	北澤 禎二郎

### 4. 欠席議員

なし

### 5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下川 正剛	副 村 長	太田 文敏
副 村 長	藤本 元太	教 育 長	平林 豊
総 務 課 長	吉田 久夫	参事兼税務課長	篠崎 孔一
観 光 課 長	横山 秋一	生涯学習スポーツ課長	松澤 忠明
会計管理者・室長	田中 哲	建 設 課 長	酒井 洋
農 政 課 長	太田 洋一	健康福祉課長	窪田 高枝
上下水道課長	山岸 茂幸	住 民 課 長	矢口 俊樹
教育課長兼子育て支援課長	田中 克俊	総務課長補佐兼総務係長	下川 浩毅

### 6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 山岸 俊幸

### 7. 本日の日程

1) 一般質問

## 1. 開議宣告

議長（北澤禎二郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより平成29年第3回白馬村議会定例会第3日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

### △日程第1 一般質問

議長（北澤禎二郎君） 日程第1 一般質問を行います。

会議規則第61条第2項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は9名です。

本日は通告をされた方のうち4名の方の一般質問を行います。

質問される議員は、質問、答弁を含めた1時間の中で、質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により、1議員1議題につき3回までと定められておりますが、制限時間内の再質問は議長においてこれを許可いたしますので、申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問を許します。

最初に、第10番田中榮一議員の一般質問を許します。第10番田中榮一議員。

第10番（田中榮一君） 10番田中榮一です。

きょうは3つの質問を用意しました。始めに、防災について、空き家対策について、観光産業についてであります。

始めに、防災についてであります。

役場の役目といたしまして、村民の生命、財産を守るところが、何を差し置いても最優先にやらなければいけないことでもあります。

先日の防災訓練、たまたま職員の対策本部を立ち上げるまで、それからの対応というところを傍聴することができました。非常にきびきびと対応されていて、たくましく感じたところあります。ぜひこれからも毎年最低1回でもあのような訓練をしていただきたい。次の係長、それから次の村をしょって立つ人たちにも、ぜひあの姿を見せていただきたいなというふうに思いました。

ことしもゲリラ的豪雨が全国各地で深い爪跡を残しました。特に九州地方では、土砂崩落、堤防の決壊や浸水が相次ぎ、残念ながら多くの方々が亡くなりました。

村も6月30日から7月4日にかけて総雨量460ミリという豪雨があり、避難準備情報発令は、村内に緊張感が走りました。幸い、大きな被害もなく、安堵したところありますけれども、人的被害がいつ起きてもおかしくない雨量でありました。

次のことについてお伺いをいたします。

1つ目、6地区に避難準備情報が発令されているが、住民に対する情報はどのように周知されたのか伺います。

2つ目、今回発令された避難場所名及び避難所利用者がゼロ人ということであるが、分析はされたのか伺います。

3つ目、昨年と同じ質問をしましたがけれども、国が求めている住民主体の地区防災計画や住民主導型の警戒避難体制づくりについての各地区への指導を考えているのか伺います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 田中議員から、防災について3つの項目に質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

今回の大雨は、平成7年の災害時での大雨よりも総雨量が多かったことから、当時大変心配をしておりましたが、大きな災害もなく、また、孤立する地区もなく、私も安堵をしたところであります。

1点目の6地区に避難準備情報を発令をした際の住民に対する周知についてのご質問であります。行政無線での放送、行政フェイスブック、6地区の区長への電話での連絡、村のホームページへの掲載、ケーブルテレビでの放送、マスコミへの情報提供によるニュースなどからマスコミからも情報を流していただいております。また、各福祉施設には、担当課からメールなどで情報を周知をし、現状の把握に努め、特に支援や配慮が必要な方には直接連絡をとっております。

2点目の今回発令をした避難場所名及び避難所利用者がゼロ人とのことであるが、分析はされたかについてであります。専門的な分析はしておりませんが、避難場所につきましては、避難準備情報を6地区、八方、山麓、和田野、落倉、切久保、どんぐりに発令をし、避難所を3カ所、八方文化会館、切久保公民館、落倉公民館に開設をしたところです。避難所の開設にあたっては、第一に、指定緊急避難場所が建物である場合は、その施設とし、駐車場を指定されている地区は指定避難所とさせていただきます。また、避難所の利用者がいなかった原因といたしましては、総雨量460ミリを超える記録的な大雨でありながら、時間雨量が20ミリを超える急激な連続大雨がなく、松川や平川などの河川に土砂の流出の痕跡である水の濁りが見られなかったことや、道路及び河川のパトロールや消防団による巡回などでも、民家エリアでの山からの土砂の流出が見られなく、また河川の増水はしていたものの、すぐに避難を要する状況ではなかったため、避難者がいなかったと推測をしております。また、同時期に小谷村でも避難準備情報を発令をいたしました。6カ所の避難所への避難者はいなかったとお聞きをしております。

3点目の国が求めている住民主体の地区防災計画や住民主導型の警戒避難体制づくりについての各地区への指導を考えているかの質問であります。昨年と同様の質問に対して答弁をしておりますが、改めて答弁をさせていただきます。なお、昨年度の答弁と重複する部分がありますの

で、よろしく願いをいたします。

地区防災計画制度は、防災減災に対してトップダウンの取り組みだけではなく、ボトムアップの取り組みも取り入れ、公助や自助だけでなく、共助も充実をさせ、地域防災力の向上を図るものであると認識している旨の答弁を昨年度させていただきました。

白馬村では、各地区への指導というよりは、関係機関と協力をした支援をこれまでも行なっているところです。自主防災組織での取り組みを初め、社会福祉協議会が先導する災害時支え合いマップづくりなど、各地区において災害時に備えた取り組みをそれぞれ実践をしていただいております。特に姫川砂防事務所と白馬村などにより取り組んでいる住民主導型避難体制づくりは近年、台風や前線に伴う豪雨、地震などにより、全国各地で土砂災害が発生をし、避難の遅れ、災害時要配慮者が被災するといったことが大きな課題となっており、地域から土砂災害による犠牲者を出さないためには、とにかく安全な場所に早目に避難することが重要であることから、地域住民が運用する自主避難の仕組みづくりをつくることを目的としております。

この住民主導型の避難体制づくりの取り組みは、一昨年、昨年と蕨平地区で、今年度は飯田地区で、今後も引き続き他の地区でも、姫川砂防事務所の協力を得ながら実施をしていく予定であります。

このような避難体制をもとに、今年度見直しを行なっております防災ハザードマップを組み入れ、避難訓練の実施を今後予定しているところです。村ではこういった取り組みの重要性を住民の皆様にご理解をいただくとともに、引き続き支援をしてまいりたいというふうに考えております。

田中榮一議員の1つ目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。田中議員、質問ありませんか。田中議員。

**第10番（田中榮一君）** 避難準備情報とは何かというところを再質問で聞きたかったですけれども、今の答弁の中にきちっと入っておりました。

避難準備情報とは、避難に時間がかかる高齢者や障がい者などの、いわゆる災害弱者を早目に避難させるために、自治体が避難勧告や避難指示に先立って発令するものというように書いてあります。

よくこのところは理解をされていて、このような災害弱者に対しても対応されたというところは非常によかったなと思いますし、これからも常にそのところを重要であるというところを頭に置いて発令をしていただきたいというように思いました。

J-ALERTについてちょっとお伺いしますけれども、7月1日2時55分に土砂災害警戒情報が白馬村に発令されておりますけれども、そのときに私の聞き違いかどうかあれなんですけれども、防災無線でJ-ALERT、それにのっって防災無線で流れたような気がするんですけれども、これは私の聞き違いだったのかどうかお伺いをいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） ただいまのご質問の2時55分のJ-ALERTにつきましては、国のJ-ALERTから自動的に流れます土砂災害警戒情報に該当するというので、自動的にオンラインで同報無線が流れたという状況でございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

第10番（田中榮一君） じゃ、流れたというところで、自然災害に対する情報というところは、それぞれの市町村によって、起動しなくてもいいよというようなところがあると思うんですけども、これは土砂災害のこの情報もそうなんですけれども、白馬村としてはきちっと起動するよというところを前もって設定をしていたということで解釈していいですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） J-ALERTの設定につきましては、村長の答弁の中に9つのパターンがあるということで、若干詳細のほうを説明させていただきますと、白馬村の設定の場合には、弾道ミサイル情報、航空の攻撃情報、ゲリラ・特殊部隊攻撃情報、大規模テロ情報、その他国民保護情報、緊急地震速報、気象等の特別警報、震度速報、土砂災害警戒情報の9つのパターンということでございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

第10番（田中榮一君） わかりました。

それで今回、起動されたというところで、消防団にも区長にも避難準備がされているという話が答弁にありました。非常に大事なところだというように思います。

避難場所というものを6カ所指定をされているんですけども、この6カ所というのは、どういう判断で決められたということになりますか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 6地区の判断基準につきましては、気象庁から出されております土砂災害警戒判定メッシュ情報というものがございます。これはメッシュ情報ですので、1つの区割りになっておりますから、それに該当する地区というところをこちらのほうで地図上に落としまして、該当する地区に避難準備情報を発令したということでございます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

第10番（田中榮一君） 今、気象庁から土砂災害警戒判定メッシュ情報というものが流れてきたということで、当然その情報をパソコンの画面とかで見ていると思うんですけども、もっと言えば、白馬村もメッシュ、網の目のような状態で区切りをされていて、この場所には非常に強い雨が降っているよというのが瞬時にわかるという、そういう判断でいいんですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） ただいま申しましたのは、気象庁のメッシュ情報ですので、あくまでもポイントとして出ているというものではございません。面的にこのエリアがどういう情報なのかというものが流れてまいります。もう一つは、長野県の砂防情報ステーションの白馬村での雨量状況、または雨量予測というものがありますので、そちらを見れば、おおむね何時間、5時間、6時間先ぐらいまでどういうふう雨量強度が変わっていくのかというのは見られますので、そこら辺を複合的に見ているということでございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

第10番（田中榮一君） 色は何色ですか。メッシュ、色は。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 土砂災害警戒判定メッシュ情報で申し上げますと、黄色が注意で、紫になりますと極めて危険ということで、徐々に色が濃くなっていく部分が危険に迫るということでございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

第10番（田中榮一君） わかりました。

これは多分、住民でも見ることができる画面というか、そういうように判断してもいいですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 一般の方でも見られている、議員おっしゃるとおりでございます。

議長（北澤禎二郎君） 田中議員。

第10番（田中榮一君） それで、6カ所の避難場所を指定したというようなところで、この場所を選定するにあたっては、場所が土砂災害警戒区域外でなければならないと思うんですけども、この6カ所のうち、全てこれは災害区域外というように判断していいですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 避難場所につきましては、あくまでもメッシュ情報ですので、こちら、本来でいくと、川北のところについては岩岳体育館ということも考えられたんですが、山に近いという部分もございまして、それぞれ若干離れた、先ほど申しました建物、公民館等がございまして、そちらへの避難という判断をさせていただきました。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

第10番（田中榮一君） わかりました。

それで、これからは避難勧告と避難指示というようところが可能性はあるわけでありませ

れども、そういう場合のところの避難場所というところもある程度想定をし、判断をしなければいけない、瞬時に判断しなければいけないということで、今からいろいろなやっぱり訓練が必要かというふうに思います。

それから、避難されてゼロだというようなところでもって、いろいろ答弁いただいたんですけども、私自身考えるのは、住民の方々は、自分だけが大丈夫という、そういう心理状態が働いたのではないかと、災害心理学等何とかというのがあるらしいんですけども、そういう心理が働いたというところは思いませんでしたか、どうですか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** 田中議員おっしゃるように、そういう心理も働いたのではないかとはいいますが、村長の答弁にもありましたとおり、やはり時間雨量が今回の場合には10ミリ前後でおおむね推移していたということもあり、20ミリ近く、20ミリ前後になると非常に危険という部分の判断はされようかと思いますが、白馬村は過去においても20ミリ程度になると災害の危険性はあったかと思いますが、その辺で推移したという部分もあり、住民の方もある程度そんなような判断をされたのではないかと推察しているところでございます。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

**第10番（田中榮一君）** これで1問目は終わりにしますけれども、繰り返し繰り返し避難訓練というのは必要だと思います。ぜひ、先ほども住民主導型の避難体制づくりというところが答弁にありましたので、白馬村全部の区がこのような避難体制づくりというものがなされて、常に避難訓練をされているというところが自分の身を守るということだと思います。まずは自分自身で、やはり体を守るというところが基本だというように思います。

じゃ、次に移ります。

2問目でありますけれども、空き家対策についてであります。

国土交通省は、人口減を背景に、全国でふえる空き家問題への対応で、市町村の役割を強化した新たな制度を導入を予定しております。来年の通常国会で都市再生特別措置法の改正案を提出し、新制度を設けるもので、各市町村に使われていない空き家、空き地の利用を促す対策案をつくるように求めているものであります。

白馬村でも、かなりの空き家、廃屋と思われる家が目立ち始めました。観光地としての景観形成の面からも、対策が急務であります。

次のことについて伺います。

1つ目、現在、廃屋含めて村内に何軒空き家があるのかを伺います。

2つ目、空き家対策専属の職員配置の考えがあるのかを伺います。

3つ目、法律にのっとっての行政代執行の考えについてを伺います。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 空き家対策について、3つの項目の質問をいただいておりますので、答弁をさせていただきます。

1点目の、現在、廃屋を含めて村内に何軒空き家があるのかとの質問であります。まず、空き家の法律上の定義は、空き家等対策特別措置法2条第1項では、この法律において「空き家等」とは、建築物、またはこれに附属する工作物であつて、居住、その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木、その他の土地に定着するものを含む）を言う。ただし、国または地方公共団体が所有し、または管理するものを除くとあります。

空き家等対策の推進に関する特別措置法第2条で、空き家等、特定空き家等を定義しております。第1項では、「空き家等」とは、建築物、またはこれに附属する工作物であつて、居住、その他の使用がなされていないことが常態であるものとし、第2項では、「特定空き家等」、いわゆる廃屋の定義があり、そのまま放置すれば倒壊等、著しく保安上危険となるおそれのある状態、または著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより、著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空き家等を言うこととあります。

さらに、法第3条では、空き家等の所有者等の責務として、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空き家等の適切な管理に努めるものとあります。

法第4条では、市町村の責務として、空き家等対策計画の作成及びこれに基づく空き家等に関する対策の実施、その他の空き家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとするという努力規定があります。

本村では、法律施行後の村の責務として昨年、平成28年度より、各区長や別荘管理事務所に協力をお願いをし、各地区の実態調査を実施をしており、その結果をもって所有者に今後の予定を文書でお聞きをしております。

本村はご存じのとおり、別荘等により、不定期に訪れる方も大変多くおります。実態調査の前段として、法は法として、村としてどのような物件を空き家とみなせば適切かどうかを関係者にお聞きをしたところ、3年から4年置きに訪れる方は大変多いので、5年くらい訪れた形跡のない物件を対象とすればどうかとのアドバイスをいただきました。また、地域として困っている物件があればということ为前提に、これらに該当する物件について、各地区のご協力をいただき、実態調査を実施をいたしました。

平成28年度の調査では、区長さんや管理事務所に大変ご苦勞をいただき、前提条件をもとに各区の空き家を地図に記していただきました。平成29年度では、前年の反省をもとに、各地区役員や関係者などにも協力をいただきながら、集落支援員が聞き込み調査を行っています。中に

は、区として困っていない、事情があるのでそっとしておいてほしいという物件もあることも事実としてありました。その後、現地調査を行い、一部、空き家に通じる道がなくなっており、たどり着けない物件もありましたが、幸いにもほぼ全ての物件が課税物件であり、所有者は明確に存在をしております。

現地調査後、所有者に意向調査を実施をしておりますが、所有者それぞれにもさまざまな事情があり、空き家、ましてや廃屋という言葉に憤慨をされる方もいらっしゃることも事実であります。

台帳は随時整備をしておりますが、現在のところ、39軒が台帳に記載をされておまして、うち6軒は所有者による除却や所有者移転等の動きがありました。なお、所有者による解体等、廃屋の処分は2軒ありました。

2点目の空き家対策専属の職員配置の考えはあるかについてであります。一言で空き家と言っても、空き家の利活用と特定空き家への進行防止といった両面を持ち合わせております。田中議員がおっしゃる都市再生特別措置法の一部改正については、地域住民が協定を締結をし、市町村にかわって空き地を道路や広場など、公共施設として整備する制度を創設する方針とお聞きをしておりますが、制度の全容が見えませんが、現状では、利活用については総務課、特定空き家への進行防止については総務課、税務課、上下水道課など、それぞれ連携することで対応しておりますので、当面は兼務体制と考えております。

3点目の法律にのっとっての行政代執行の考えについてであります。私としては、法第3条の空き家等の所有者等の責務が最も重要であると考えています。他市町村の状況は、所有者が不明、非課税物件等が多くあると聞きました。このような物件がゆくゆく特定空き家となり、周りに迷惑をかけ、どうしようもなくなり、最終手段として、税金を使った自治体による除却処分につながると考えています。

行政代執行を検討する上での留意点といたしましては、1つ目に、特定空き家等と位置づけ、なぜその物件を除却対象とするのか理由を整理すること、2つ目は、行政代執行に要する費用の回収見込みについて調査すること、3つ目は、所有者等から損害賠償請求の訴訟を提起される可能性があることが挙げられています。これらの理由もあるのか、全国的にも行政代執行による除却例は少なく、行政代執行に要する費用については、回収の見込みが立たないことがほとんどお聞きをしております。

先ほどにも述べましたが、本村は物件の所有者は把握できており、滞納のある物件については、国税徴収法に基づく滞納処分を実施をし、滞納のない物件については適正管理を促すような方策をとっております。よって、現在のところ、行政代執行の考えはありませんが、今後の状況によっては、法律に沿った執行もないとは言えません。

現在、村では廃屋対策の一環として、廃屋対策事業補助金があります。これは、行政区が行う

廃屋の解体撤去事業に要する経費の一部を予算の範囲内で補助金を交付するものです。

いずれにしても、代執行による除却は最終的手段となるため、費用については相当額がかかります。費用の回収は、まず不可能であることが予想されますので、なるべくそういう状況にならないよう、自分の財産は自分で処理すること大前提に、関係する皆様と手段を講じていきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

2点目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。田中議員、質問ありませんか。田中議員。

**第10番（田中榮一君）** ちょっと聞き漏らしたかもしれません。特定空き家というのは何軒でしたっけ。白馬村で把握している特定空き家というように思われる家は何軒ありますか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** 特定空き家と申しますか、空き家という定義での調査で申しますと、39軒ということでございます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

**第10番（田中榮一君）** 空き家等対策の推進に関する特別措置法という法律があるんですけども、この中で特定空き家等というところでもって明確に示されているんですけども、ここに該当する家は何軒というのは判断されているのかどうかというところをもう一度聞きます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** この特措法の中での定義という部分の数につきましては、ちょっとこの39軒の中にどこまで含まれているのかについては、後ほど答えさせていただきたいと思いますが、ある程度幅があるという部分がありますので、その地区との協力の中でも、必ずしも目線が合っているという部分も申し上げられませんので、数についてはちょっと後ほどお答えをさせていただきたいと思います。ただし、全てが同じ状態ということで特定空き家と判断しているかどうかについては、そこは定かではないということだけお答えさせていただきたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

**第10番（田中榮一君）** わかりました。

議会の総務社会委員会で視察をしております。明らかにこの特定空き家という物件と申しますか、家というのは、こちらでも何軒とは申しませんが、あることは間違いのないと思って視察から帰ってきたところであります。

空き家対策の推進に関する特別措置法というのがあって、第4条で市町村の責務をうたっております。

先ほど、努力義務というところで、空き家対策等対策計画の作成はというところは努力義務であるわけでありますけれども、村としてこの協議会の組織づくりをし、空き家対策計画というのは作成は考えているのかどうかお伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 協議会等につきましては、この先に見えてくるのは、補助金を使っ  
ての執行等が考えられると思います。現時点では計画、または協議会のほうを進めるという考えは持  
ってはいないというところでございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

第10番（田中榮一君） これからこの空き家対策をしていくのに、この努力義務とはいえ、この  
空き家対策計画というのは、作成はやはりきちっとつくっていかねばならないというように  
私は考えます。ぜひ前向きというのではなくて、つくるという方向でやっていただきたい。

ということはなぜかということなんですけれども、特定空き家等というところをこれから定め  
ていかねばいけない、それから先ほどの行政代執行のところもあるんですけれども、この措  
置の実施のためには、この計画というものをきちっとつくって、それから対応をしていくとい  
うのが前提だと思うんですけれども、その点はどうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 今後において、先ほども村長の答弁にもありましたが、今現在では特定  
空き家に進行するのを防ぐという方策を村としては行っているというところでございます。

実際に国土交通省の特措法における各自治体の措置の実績というものもございます。ちなみに、  
数字のほうを申し上げますと、2016年度で指導・助言が3,494件、勧告が210件、命  
令が19件、代執行が10件、略式代執行が27件ということで、答弁にもございましたとおり、  
所有者等の責務というものをやはり最優先に、所有者がしっかりとやっていただくと。ただ、や  
はりそこにたどり着けないという方もいらっしゃると思いますから、その辺をどういうふうにし  
ていくのかという部分については、協議会、もしくは計画を立てるということにはなっ  
てこようかと、事務的には思っております。

ただ、現時点では、やはりその進行を防ぐということが最優先と考えておりますので、現時点  
では考えていないという答弁をさせていただいたということでご理解をいただきたいと思  
います。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

第10番（田中榮一君） 進行を防ぐというところはわかります。だけれども、今こういう状態に  
なっているというのは、今から先、先と進んでやっていかねばならないというところ  
で、計画をある程度つくることによって、その調査に入ることができる。今の  
場合だと、調査権というんですか、細かいところは私はわかりませんが、調査に入  
るのはこういう計画というのをつくった上でもって、初めてこの調査に入ること  
ができるというように解釈するんですけれども、ちょっとそのところを簡単にお答  
えしていいですか。調査に入るにあたっては、この計画を

策定しなければならないというように私は解釈するんですけども、これは間違いであるのかどうか。策定しなくても入ることはできるんですか、調査。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** ただいまの立入調査につきましては、特措法で言う第9条のことかと思いますが、この法律の文面を見る限りでは、計画を定めなければ調査ができないというような書き方はしていないとは思いますが、私が今見た中での判断で言うと、計画でなく、実際に調査、この特措法に基づく、条文に基づくものを実施するためには、計画のほうはなければ調査ができないというものではないと解しております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

**第10番（田中榮一君）** わかりました。

空き家バンクの設置というところもちよっとお聞きをしたいんですけども、移住促進というところも、これもあわせて考えていかなければならない問題だというように思いますけれども、今、白馬村では空き家バンクはないんですけども、いろいろ不動産業者との連携というか、そういうのをとりつつ、これからも対応していかなければならないというのが出てくるのではないかとこのところで、この空き家バンクというのは、必要性が出てくるのではないかと思いますけれども、この空き家バンクの設置というところはどうですか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** 空き家バンクのご質問ですけども、田中議員、ただいまおっしゃったように、村内にはしっかりした不動産会社が幾つもありますので、そちらのほうで管理していただくというのが、他の市町村で実際に空き家バンクをやっているながら、実際にはほぼ名前はあるけれども、丸投げというような事例というのをお聞きしております。

空き家バンクはともかくとして、空き家の利活用という部分では、移住定住に向けたお試し住宅という部分については、前向きに考えていきたいということで、現在、先進地等のやり方等を参考に、今時点では検討しているという状況でございます。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

**第10番（田中榮一君）** わかりました。

これからその法律がどうなっていくのかわかりませんが、かなり事務量がふえてくるのではないかとこのように想定されます。すぐとは言いませんけれども、ぜひ専従の職員というのが必要性がこれから出てくるのではないかとこのように思います。

先日の新聞でも、塩尻市では振興公社に専従の空き家コーディネーターを置いて、非常に効果を上げているというような報道もありました。いろいろな策があろうかと思いますので、ぜひ前

向きに検討願いたいというふうに思います。

次に移ります。

3つ目の観光産業について……

**議長（北澤禎二郎君）** 田中議員、答弁漏れをしたそうですので。総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** 先ほどの答弁漏れでございました39軒のうちの特定空き家の数ということでございますが、先ほど前提条件ということで、各区長の目線が違うという部分の中ではありますが、該当になりそうな物件はこのうち2軒。ただ、やはり目合わせができてありませんので、予備群と捉えられるものも数軒あるということでございます。

答弁漏れの答弁とさせていただきます。よろしくお願ひします。

**議長（北澤禎二郎君）** 質問はありませんか。田中議員。

**第10番（田中榮一君）** それでは、3つ目の観光産業についてお伺いをいたします。

冬の雪不足、夏の長雨による観光客の減少は、村にとって大きな痛手となっております。次のことについて伺います。

1つ目、天候に左右されない観光商品を官民一体となって研究し、通年観光の早期構築に取り組む考えがあるのか伺います。

2つ目、多くの人的交流を目指すことも活性化につながると思いますけれども、東京23区等首都圏との姉妹提携、あるいは防災協定等を結ぶ考えがあるのかどうか伺います。

3つ目、頂上宿舎の老朽化、雪害による天狗山荘の倒壊等、山小屋経営が問われております。対策検討委員会等の設置を考えているのか伺います。

4つ目、さのさかスキー場が存続の危機に直面していると聞いておりますけれども、村長の見解を伺います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 観光産業について、4つの項目で質問をいただいておりますので、答弁をさせていただきます。

1点目の天候に左右されない観光商品の研究と通年観光の早期構築に関する質問ではありますが、昨日の松本議員の答弁と重複する部分がありますが、ご了承を願いたいと思います。

天候に左右されない観光商品、すなわち雨の日でも白馬を訪れていただける環境づくりと通年観光の構築は、長年、村が抱えている課題であります。白馬というと、その圧倒的な自然、山岳景観、野外での活動を魅力の中心に備えていますが、反面、雨天時には白馬の魅力発信に苦慮しているのが現状かと存じます。

通年観光については、担当課が先日、調べ物をした折に、今から34年前の昭和58年、1983年版の村勢要覧の観光の基軸にも、通年観光を進めるための施策という文言が見られ、改めてその課題のハードルの高さを実感をしたところであります。

昨日も答弁したとおり、村では昨年3月に策定をいたしました白馬村観光地経営計画において、4つの基本方針の一つとして、スキー目的プラス、グリーンシーズンの周遊型からオールシーズン滞在型への転換をうたい、さらに基本方針のもと、観光の資産価値の最大化、白馬村を訪れ、滞在する価値の多様化といった戦略を設定をし、具体的施策に取り組んでおります。その中で白馬村が弱いとされる春、秋シーズン向けとして、また、登山やトレッキングよりは天候に左右されにくいと思われる自転車ツーリズムの振興に本腰を入れて取り組んでおりますし、白馬の食や伝統文化を取り入れた体験型観光、そして昨日提言をいただきました音楽あふれるリゾート白馬など、要素を観光商品化への研究、ひいては通年観光の構築に結びつけていきたいと考えますし、これらが村内において消費の連鎖を生むようにしてまいりたいと思います。

2点目の東京23区など、首都圏との姉妹都市提携や防災協定などを結ぶ考えについてであります。今のところ考えてはおりません。特にご質問の趣旨が観光産業における人的交流といった、観光で防災協定等の締結という点については、災害発生時の人的、物的な支援は総合応援協定等により、県を通じて支援を要請できること、また、災害対策基本法では、全国レベルでも応援を求めることができることとなっているので、協定による活動以外での人的交流は、非常に厳しいものと考えます。

3点目の山岳施設についてお答えをいたします。

村では、頂上宿舎、天狗山荘のほか、八方池山荘、猿倉荘と、4つの山小屋を所有しております。いずれも指定管理者である白馬村振興公社が運営を行っております。

村を訪れる登山客数を申し上げますと、平成24年度が4万1,000人、平成25年度が4万人、平成26年度が3万5,000人、平成27年度が3万8,000人、平成28年度が3万人となっております。平成26年と平成28年の減少は、平成26年には御嶽山の噴火による登山離れ、昨年は皆様ご存じのとおり、白馬大雪渓の通行止めと、特筆すべき要因がありました。いずれも、自然環境が由来の減少要因でありましたが、これらの場合には、村内山岳関係者により、すなわち直ちに対策を検討する場を設け、登山者の安全を第一とした判断をしてきたところであります。

さて、質問にある山小屋の対策検討委員会ではありますが、現時点では設置はしておりません。長期的視点で山小屋の経営について考えたときには、まず、指定管理者である白馬振興公社で方針を策定し、収益の確保に努めていくべきと考えております。一方、施設自体の維持管理については村で行なっていることから、その状況に応じた判断は村で行なっていく必要があると考えております。

山小屋については、ご指摘のとおり、いずれの施設においても老朽化が進んでおり、天狗山荘が雪の重みに耐え切れず傾いた原因の一端は、老朽化によるものであったものではないかと推察しております。さきの臨時議会でも復旧にかかわる補正予算をお認めいただいたところでありま

すが、仮復旧にも5,000万円弱という想定を絶する費用がかかっており、財政への負担が重くのかかっております。25年ほど前までは8万人を超える登山者がいた時代がありましたが、さきに申し上げたとおり、現在は半以下にまで減っており、北アルプス北部一帯での受け入れ態勢について、複数ある民間経営の山小屋の皆様や山岳関係者との話し合いの場として、対策検討委員会を設置をし、戦略的な山岳観光を考えるということが必要な時期に来つつあることは、私も認識をしております。

4点目の存続の危機と言われているさのさかスキー場に関する見解はどの質問でありますか、さのさかスキー場については、昭和30年代に佐野地区の方々の努力により開設されたスキー場であります。また、白馬村の南の玄関口にあるスキー場として、お客様に愛されてきたスキー場でもあります。

ことしの春以降、にわかには現在の運営会社が撤退の意向で、スキー場存続の危機にあるという話を聞き及び、驚いたところでもあります。私自身も、地元の協会関係者や索道関係者から情報を得るなど、その動向を非常に心配をしているところでもあります。仮に営業ができなくなると、白馬村の経済に及ぼす影響は大きいものがあると思います。何とか今シーズンも営業が継続できるよう、切に願うところでもあります。

以上で田中榮一議員の観光産業についての答弁とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。田中議員の質問時間は、答弁も含め、あと8分です。質問ありませんか。田中議員。

**第10番（田中榮一君）** それでは、さのさかのスキー場のほうにまずお聞きをいたします。

さのさかスキー場の開設は、昭和32年でありまして、西山スキー場、名木山ゲレンデ、神城スキー場と、古い伝統あるスキー場であります。さのさかにしても、他の地区にしても、区民総出でもって活用してきた非常に愛着があるスキー場でもあるわけであります。協会の役員の人たちも、何度も東京本社に出向いて存続願いをしてきたということでもありますけれども、2年続きの寡雪が、こういう原因が、一番の大きな原因だというようなところを聞いております。

本当に深刻な問題だと思ふんですけれども、村長、観光地経営計画の中に、こういうことが書いてあるんです。当計画はオール白馬態勢で推進を図るといように書かれているんです。これがもし、さのさかスキー場が閉鎖するということは、もうオール白馬態勢ということは崩れてしまうことになるんですよね。

そういう意味合いにおいても、非常に、先ほども話の中にもありましたけれども、答弁の中にもありましたように、白馬村として大きな打撃を受けるということで、このオール白馬態勢、村長もよくチーム白馬というようによくおっしゃるんですけれども、オール白馬態勢でもって観光経営というのはやっていかなければならないというように観光地経営計画でうたっているんですけれども、この点をどのように考えますか、村長。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** さのさかスキー場が存続の危機にあるということで、観光地経営計画のオール白馬ということで推進をしていくというふうに書かれているという、そんな質問でありますけれども、先ほど申し上げましたとおり、さのさかスキー場は本当に歴史のあるスキー場で、白馬村でも一番雪の、当時は雪の多かったスキー場であります。そんなことが2年続きの寡雪というようなことで、非常に雪が少なく、経営的に窮地に陥っているというようなことで、私も観光協会の会長さんのほうに、スキー場のほうへ、もし、私が、一緒に行くなら行ってもいいという、そんな話もしたわけでございますけれども、さのさかの観光協会のほうで本社のほうへ行って相談をしたようであります。8月31日までにやるのかやらないのか返答をいただきたいと、こんなことで帰ってきて、私のところにその報告に参りました。

いずれにいたしましても、今、会社のほうでもいろいろ対応をしているようであります。

私は何とか存続ができるようなふうになればという、先ほどそういう答弁をいたしましたけれども、そんなことを願っております。今、会社の譲渡についても、いろいろ規制がありまして、事前に発表するというようなわけにはいかないようでありますが、水面下ではいろいろ努力をされているようでありますが、その動向には注視をしていきたいというふうに思っております。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

**第10番（田中榮一君）** ぜひ存続の方向でもって行ってほしいなというように願うわけであります。さのさかの観光協会の人たちも、夏のマウンテンバイクとかスノーハープのクロスカントリーの大会とか、いろいろさのさかの協会の人たちも頑張っているわけであります。特に夏の合宿の誘致、スノーハープを活用することによって、さのさかの民宿、宿をやっている方たちも当然潤ってくるわけでありますけれども、よりこの夏場の合宿の誘致、学習旅行の誘致というようなところが非常にこれからも、さらに強くやっていかないといけないのではないかと思います。

先日、学習旅行ということで、村長、東京に行かれたんですか。そのときの感想を短くお願いします。

**議長（北澤禎二郎君）** 下川村長。

**村長（下川正剛君）** 昨年、東京高校のほうへ大北農協の組合長と一緒に行ってまいりました。当然、課長も一緒に同伴したわけでございますけれども、そのおかげで、5年続けて白馬村へ学習旅行へ来ていただいているというようなことで、本当にありがたく思っておりますし、先般も、ことし、五竜観光協会のほうでジェネシスのほうへ行ってまいりました。毎年、そういったお客様をいただいているわけですが、私も日程が許せば、幾らでも一緒にトップセールスで行くという話をしておりますが、今のところ五竜の観光協会の皆さんから要請されて行ってきた。また、これからもそんなようなことがありましたら、観光協会、それから観光課を含めて誘客に努めてまいりたいというふうに思っております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。あと2分です。田中議員。

第10番（田中榮一君） わかりました。ありがとうございました。

このさのさかの問題というのは、さのさかスキー場の皆さんだけの問題ではなくて、これはもう白馬村全体の、他のスキー場も同じ問題を抱えているのではないかと推測するわけでありまして。決して皆さん、他の索道の皆さんも体力が十分あるわけではないというように思います。かけかえなければいけないゴンドラ、リフトというのは、もうすぐにでもやらなければいけないような状態なんですけれども、メンテナンスで事故のないようにということで、それぞれの索道の皆さんも頑張っているところだというように思います。

単なるさのさかのスキー場だけの問題ではない、白馬村全体のスキー産業のところの問題であるというように捉えて、オール白馬態勢というのが崩れないように、ぜひ対応をお願いしたいというように思います。

要望になりましたけれども、以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（北澤禎二郎君） 質問時間が終了しましたので、第10番田中榮一議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時07分

議長（北澤禎二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第2番田中麻乃議員の一般質問を許します。第2番田中麻乃議員。

第2番（田中麻乃君） 2番田中麻乃です。

きのうの一般質問におきましては、藤本副村長の答弁で、白馬の子育てについて力を入れていきたいとのことをおっしゃっていただき、現役子育て世帯といたしましては、大変心強く感じております。

観光立村である白馬村ですが、住民福祉に関しては遅れていると言わざるを得ない状況だと私自身は思っております。人口減少が叫ばれておりますが、白馬で暮らしてよかった、白馬で育ってよかったと思えるように、住民の幸福度を上げるための福祉を充実させていただきたいと思っております。

経済面に関しましても、今回一般質問では行いませんが、主要産業である観光の活性化については、資金の確保としての宿泊税には大変注目しております。

藤本副村長がいらっしゃる2年の間にどのように進むのか、大変期待しておりますので、よろしく願いいたします。

同僚議員からもありましたが、J-ALERTの件も含めて、私たち自身の力ではどうしようもない世界情勢が目まぐるしく変化していく中で、村の子どもたちが安心して暮らせる白馬村の

未来を、大人である私たちが今どうつくっていくのか、真剣に考え直して、10年後、20年後、30年後を見据えた持続可能な村づくりを、2年という期間が決まっている藤本副村長、そして行政の皆さんも一体となってスピード感を持って取り組んでいただきたいと思います。

では、通告書に従いまして質問させていただきます。

1番目の質問についてです。妊娠、出産、子育て支援事業の充実化についてです。

近年は核家族化し、自分の親等の親族から距離的に離れたところで妊娠、出産することがまれではなくなってきました。さらに、さまざまな事情により、親を頼れない妊産婦が少なからずおり、白馬村も例外ではありません。妊娠、出産、子育てを家庭のみに任せるのではなく、生活をしている地域全体で支援し、孤立を防ぐことが重要だと考えます。

白馬村でも、現在行われている妊娠、出産、子育て支援事業をさらに充実させることが望ましいと考えております。

そこで、以下について伺います。

1、妊娠、出産、子育て期の切れ目のない支援体制の構築について、今後お考えの支援事業の内容と予算の組み立てについて伺います。

2、支援事業利用者の立場から、関係機関の間でより切れ目のない連携が必要であると考えます。役場内、村内外事業者との連携について、どのように考え、実施していく予定であるのか伺います。

3、子育て世代包括支援センターの設置予定はあるのか伺います。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 田中麻乃議員から、妊娠、出産、子育て支援事業の充実化について、3つの項目について質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

まず、1点目の妊娠、出産、子育て期の切れ目のない支援体制の構築について、今後考える支援事業の内容と予算の組み立てについてであります。第5次総合計画の子育て支援施策を推進をするため、その最初のステップとして、この4月からゼロ歳から18歳までの子育てと教育の一貫した支援体制の構築を図るといった観点から、教育委員会事務局に子ども・子育て支援及び児童福祉に関する事務を移管し、子育てと教育のワンストップサービスの提供、学校教育、青少年育成と子育て支援、放課後の児童対策などの連携強化を図りました。これにより、現状では健康福祉課が担う母子保健事業との2本立てではありますが、この双方が連携することによって、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の実現を図っているものであります。

しかしながら、ただいま議員がおっしゃいましたとおり、近年ではさまざまな事情によって、親を頼れない、頼りたくないといった妊産婦や母親がいたり、反対に、祖父母のほうでも娘の出産、育児への支援ができない、しないと考えている方もいらっしゃいます。そのような状況で子

どもを産み、育てることは非常に大変なことです。だからこそ、地域全体で子育てを支援する、どんなことでも相談してほしいといった姿勢で向き合っていくことが重要であると考えているところでもあります。

これらの背景を考えますと、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制を構築するための今後行う事業としましては、やはり子育て世代包括支援センターの開設が何よりも大切であり、次のステップであると考えております。また、不安の大きい産前産後の妊産婦を対象とした支援事業をさらに充実をし、事業が十分に活用されるよう周知を努めていきたいと考えております。

なお、予算の組み立てに関してのご質問ですが、子育て世代包括支援センターは、複数の機能を集結をした姿になろうかと思っておりますので、現在、健康福祉課が所管する母子保健事業、子育て支援課が所管する子育て相談事業、子育て支援拠点事業を担う子育て支援ルームは、保育事業とそれぞれに予算計上しておりますが、子ども・子育て支援新制度に伴う地域子ども・子育て支援事業、母子保健衛生費国庫補助金等による国・県の交付金、補助金を十分に活用した予算の組み立てに努めてまいりたいと考えております。

2点目の関係機関の切れ目のない連携についてどのように考え、実施をしていく予定であるかの質問であります。これまでも母子保健や児童福祉、子育て支援を所管する部署では、妊産婦や保護者、児童の状況を十分に把握をし、必要に応じて相談に応じ、情報提供や支援を行うとともに、地域の関係機関、関係者と連携をして母子保健や子育て支援を行ってきたわけですが、切れ目のない支援の実現に向けては、より一層の連携強化が求められることとなります。さらなる連携の強化を図るために、連携先となる関係機関等に本村の各部署の役割や機能の正しい理解及び信頼、協力関係の構築ができるように、日ごろから積極的な情報提供や説明などに努める必要があります。

しかしながら、各機関の間では、相互に顔の見える関係を構築するには、時間と労力がかかるため、十分な連携を図っていくのが難しいことも事実であります。

こういった観点からも、子育て世代包括支援センターを開設をし、センターに関係機関の連絡調整の結果、各機関の間で相互に顔の見える関係が構築をされ、各機関の支援内容を相互に理解をし、深い信頼関係を築くことにより、各機関の有機的な連携が必要になるものと考えているところでもあります。

3点目の子育て世代包括支援センターの設置予定はあるのかとの質問であります。ただいま申し上げましたとおり、現在の体制をさらに発展させた形の子育て世代包括支援センター開設の必要性を十分に認識をしているところでもあります。また、議員もご承知のことと思っておりますが、母子保健法の改正によりまして、本年4月から子育て世代包括支援センターを全国の市町村に設置をすることが努力義務とされ、さらに日本1億総活躍プランにおいては、平成32年度末までに

全国展開を目指すこととされております。

大北管内の状況を申し上げますと、池田町では既に設置をされており、大町市が来年度設置予定で準備が進められているとのことであります。

本村につきましては、来年度中に開設ができるように、その研究、準備を子育て支援課長に指示をしてありますが、地域づくりのベースでもある分野でありますので、行財政の面も研究をさせます。

いずれにいたしましても、子どもたちの幸せ育てる白馬村の基本理念のもと、地域の特性や資源を生かし、地域全体で妊娠、出産、子育て機能、家庭をサポートしてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

田中議員の1点目の質問に対する答弁とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。田中議員、質問ありませんか。田中議員。

**第2番（田中麻乃君）** 答弁ありがとうございました。

子育て世代包括支援センターに対して前向きに取り組んでいただけるということで、大変期待しております。

順番に再質問させていただきますが、まず、白馬においての産前産後ケアの充実化について、ひとつお話しさせていただきますが、確かに白馬村では集団健診を実施されていて、村の保健師と顔を合わせる機会もとても多くて、保護者の方との関係も良好であると認識しております。訪問カウンセリング事業なども取り組んでいただけている事業として私も把握しておりますが、白馬村の核家族率は約50%だと伺っております。さらに、近隣に支援者や育児経験がない方も年々ふえてきている中で、母は出産後病院を退院すると、体調も戻らないまますぐ育児や家事に直面してはならない状況であるということは、皆様もご承知のことかと思っております。そんなお母さんたちの支援として、先ほど村長も答弁の中でおっしゃっていただきましたが、隣の大町市が行なっている事業を、まずご提案させていただきたいと思っております。

隣の大町市は、昨年4月より産後ケア事業、育児支援ヘルパー派遣事業、母乳相談等助成事業、育児支援カウンセリング事業の4つを開始しております。特に産後ケア事業、育児支援ヘルパー派遣事業、母乳相談等助成事業におきましては、ぜひ白馬にも取り入れていただきたい事業だと考えておまして、先ほど村長の答弁におきましても、国等の補助金であったり、いろいろなものを精査していきながら予算の組み立てを考えていきたいとおっしゃっておいりましたので、大町市が行なっている事業におきましては補助事業になりますので、ぜひご検討いただきたいと思っております。

簡単にですが、事業の内容を説明させていただきます。

大町市が行なっている産後ケア事業といたしましては、出産後の体の回復や授乳などの育児に不安や心配をお持ちのお母さんと赤ちゃんが助産院に宿泊し、授乳指導や育児相談等が受けられ

る事業になっています。大町の昨年度の利用状況におきましては、件数は3件、利用日数は42日、金額合計としては83万4,400円となっております。

育児支援ヘルパー派遣事業におきましては、産前産後の体調不良のため、育児や家事の支援を必要とする家庭に育児支援ヘルパーが自宅を訪問し、家事や育児に関するお手伝いをする内容となっております。利用料金は1回当たり費用のうち、2,000円を市が負担、2,000円を超える金額が自己負担となっております。大町市の昨年度利用状況は、件数は1件、回数は10回、金額合計2万円となっております。

母乳相談等助成事業におきましては、出産後、赤ちゃんが母乳を十分飲めているかどうか、体重のふえ方はどうか心配なとき、育児にお困りのときなどに、医療機関や助産院で助産師さんに相談する費用の一部を助成するといったものです。利用できる相談の内容といたしましては、乳房管理支援、おっぱいマッサージ等、沐浴や授乳などの育児相談、育児指導、そのほか母子に関する保健指導等となっております。出生届を受理した後に、1回2,000円の助成券を2枚配布しております。こちらは大町の昨年度利用状況は73件で、金額合計は14万6,000円となっております。

それぞれの金額を合計いたしましても、100万円に届かないようなものに予算としてはなっておりますし、特に国からの補助金がもらえるというところで、村の財政を考えても取り組んでいただける範囲なのではないかと思っておりますが、この点についてはどうお考えでしょうか。健康福祉課長、お願いします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。窪田健康福祉課長。

**健康福祉課長（窪田高枝君）** 田中麻乃議員さんの再質問についてお答えをさせていただきます。

母子保健事業につきましては、健康福祉課を中心に、妊娠期から育児期までの支援を行っております。具体的には、マタニティー教室や育児相談などの育児支援事業、また、妊婦健診への費用助成や乳幼児健診などの乳幼児健診事業、また、理学療法士によります発達指導や集団療育などの発達支援事業などが主なものでございます。

母子健康手帳を交付時が最初の保健師のかかわりになりますので、こちらでは妊娠、出産、育児などに対する不安の有無や、また育児サポートなどの家庭環境、母の健康状態等をお伺いする中で、継続的な支援が必要な方へは相談、訪問等の支援を行なっているところであります。

しかしながら、今、田中議員がおっしゃいますように、産前産後サポート事業、また産後ケア、産婦健診や母乳マッサージの費用助成など、まだまだ白馬村ではサービスが不十分でございます。

今年度、大町保健福祉事務所内に設置されました母子保健推進員に助言や指導を受けながら、今後このようなサービスの充実を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

**第2番（田中麻乃君）** ぜひ取り組んでいただきたいと思いますので、引き続きご検討のほどよろしくお願いたします。

大町市ではこのような妊娠、出産、子育て事業を開始したことによって、サービスを利用したお母さんたちからは、身近に専門職の支援者がいる中で、安心して育児がスタートできてよかったと大変好評だったと聞いております。

ぜひ白馬のお母さんたちも、安心して妊娠、出産、子育てが切れ目のなくできるような形にしていただきたいと思いますので、ぜひよろしくお願いたします。

関連してですが、白馬村の子ども・子育て支援事業計画の地域における子育て支援サービスの充実というところで、預かり型子育て支援事業の中のファミリーサポート事業についてお伺いしたいと思います。

事業の内容とこれからの目標についてというところで、地域で子育て支援を受けたい人で行いたい人が会員となり支え合う会員組織であって、外出時の子どもの一時預かり、一時預かりに伴う保育所等への送迎、また、先ほどご提案させていただきました産前産後、また入院時の生活のサポートなどが挙げられております。しかし、ファミリーサポート事業については、あまり知らないお母さんたちが多くいらっしゃると思いますので、その点どのようにお考えですか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。窪田健康福祉課長。

**健康福祉課長（窪田高枝君）** 田中議員の質問にお答えさせていただきます。

白馬村では、子育て援助活動支援事業といたしまして、社会福祉協議会におきまして、ファミリーサポートセンター事業を実施しております。お子さんの預かりや産前産後のお母さんのサポート等を行なっているものでございますが、この事業の周知につきましてですが、現在では社協のホームページや、また広報紙、村の広報紙等に掲載するほか、乳児家庭訪問の際にもサービス一覧表をお渡ししております。今後は母子健康手帳の交付時にも、このようなサービスがあることを周知していきたいと考えております。

また、ファミリーサポート事業のほうでは、このサービスを利用したい方と、またサポートに協力をしていただける方の募集を随時行なっております。ぜひ白馬村の社会福祉協議会のほうにお問い合わせをいただきまして、サービスが充実することを願っております。

以上でございます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

**第2番（田中麻乃君）** このファミリーサポート事業ですが、私もたくさん利用させていただいて、すごく助かって、本当にいい事業だと思っております。ただ、なぜ広報が行き届いていないのかと思ったというところですが、出産後にどうしてもやっぱり子育てしながら家事もできずに、すごくつらい状況になったお母さんがいらっしゃるしまして、その方がファミリーサポートを利用したという口コミで、またさらに利用されたというお母さん方もいらっしゃるんですね。知らなか

ったというところがあった中で、口コミで知ったという話もよく伺います。

子育て支援サービスとして、やはりもっと活用していきたいと思ひますし、先ほどの産前産後の事業のところでも申し上げましたが、育児支援サービスというところで、大町市ではファミリーサポートがすごく活躍されております。そこで支援されたお母さんが、今度は支援する側に回るといったところで会員の拡大にもつながっておりますので、ぜひ広報をもっと充実させていただきたいと思ひています。

さらにですが、白馬村はどうしても子どもを育てていると、土日が休みでないと、なかなか子育てしづらい環境にあると思うんですが、働きづらい環境にあると思ひています。その中で、ファミリーサポートの事業だと、在宅でお仕事ができるというところで、お母さんたちの仕事の活躍する場の広がりにもつながると思ひています。どうぞよろしくお願ひいたします。

またファミリーサポートに関連してですが、制度上、3日前の申し込みが必要となっているかと思ひます。ただ、急な子どもの病気であったり、仕事上の都合というところで、どうしても翌日預けたいといったご相談というところもあると思うんですが、その点、制度の変更といひますか、もうちょっと柔軟にさせていただくというところは、どうお考えでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。窪田健康福祉課長。

**健康福祉課長（窪田高枝君）** ファミリーサポートの予約等の関係で、何日か前にお願ひをしてサポートに来ていただける方を探してマッチングさせるということで、今現在何日かかかるわけですけれども、このサポートする側の会員の方がふえていただけますと、もっと短期間でそのサポートが実際に入れるようになっていくと思ひますので、まずはサポートする側の会員の勧誘に努めていきたいと思ひております。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

**第2番（田中麻乃君）** ぜひよろしくお願ひいたします。

2番目の支援事業の利用者の立場から、村内外の事業者と役場とどのように連携していくのかというところについて、恐らく3番目の子育て世代包括支援センターの設置予定というところで重なってくると思ひますので、まとめて聞かせていただきます。

子育て世代包括支援センターの設置予定を前向きに考えていただけているというところですが、具体的にどのような動きをされているのかお答えください。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。田中子育て支援課長。

**教育課長兼子育て支援課長（田中克俊君）** 現在、具体的にどのような準備を進めているかというご質問について答弁をさせていただきますが、子育て支援課といたしましては、本村におけますこの子育て世代包括支援センターの形につきましては、母子保健法で定められます法の趣旨である妊産婦と就学前の乳幼児、それとその保護者、これに加えまして、18歳までの子どもと、その保護者についても対象とする方向で、現在、健康福祉課と実務者レベルでの協議を進めている

ところでございます。

また、このセンターの運営方式を大きく分けると、母子保健型、それと基本型、この2つの体系があるわけですが、この村の特性に合っているのはどちらの仕組みなのかというところを、先進地の事例等を参考にしながら、現在研究を進めております。

さらに、この子育て世代包括支援センターにつきましては、保健師を1名以上配置することが必須条件となっております。それとまた、利用者支援専門員、これを配置することが望ましいとされておりますことから、子育て支援課に属する職員2名をこの秋に専門研修に参加させてまして、利用者支援専門員の資格を取得させることとしております。

担当課といたしましては、今後も健康福祉課と連携を図りながら、センターの機能や仕組み、こういったものを早急にまとめまして、人事、あるいは行財政の面もありますので、庁内で十分に検討いたしまして、何とか来年度の早い時期に開設ができますように鋭意作業を進めているところでございますので、よろしく申し上げます。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

**第2番（田中麻乃君）** ありがとうございます。

子育て世代包括支援センターを設置するという事は、恐らく白馬村の中だけでは賄えない部分が多いかと思えます。隣の大町市におきましても、先ほどの産前産後の支援事業に戻りますが、助産院はやはり池田町と連携されていたり、安曇養護学校と連携されたりといった広域での連携をされております。そういったところで、ほかの自治体との連携は、今のところどのように進んでいるのか伺いたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。田中子育て支援課長。

**教育課長兼子育て支援課長（田中克俊君）** ただいまの質問について答弁させていただきます。

この連携といいますのは、今おっしゃいましたとおり、村内のみならず、大北管内の施設、あるいは県の施設、本当にいろいろな相談機関がございます。私もこの4月に子育て支援課に来まして、そういった体系が非常にわかりにくいということで、白馬村子育て相談支援連携マップということで、これは内部で使う資料なんですけれども、マップを作成しました。それを見ますと、例えば医療関係ですと、信大を始め、県立のこども病院、または療育の関係で竹重病院ですとか、当然大町総合病院、あと長野東口メンタルクリニック、または療育相談のほうではスクラムネットを始め、それぞれの臨床心理士、作業療法士、理学療法士の先生方、または児童発達支援センターのほうにしましては、NPO法人の療育センターそらいろ、大町のキッズウィル、はたまた学校関係で言いますと、安曇養護学校ですとか、または県の教育委員会の中にも心の支援課、あるいはスクールカウンセラーの先生方、本当にさまざまな人たちがおります。こういったものを現在はそれぞれの担当がそのときに必要があるところに連絡をして連携をとっているわけですが

れども、これを子育て世代包括支援センターができれば、コーディネーター役になる人が1名でできるということで、全てその人を介していろいろなところに情報が出ていくと、こういったところが切れ目のない支援、または一元化、ワンストップにつながってくるものと考えております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

**第2番（田中麻乃君）** ありがとうございます。

先進地である池田町におきましては、その包括支援センターが真ん中にあることで、保護者と教育機関であったり保育園であったりというところで、すごくいい働きをしているというふう伺っております。保護者の立場からとしても、何か問題があったときに学校側には直接はとも言いづらいものでありますし、先生方も授業をされている中で、多忙な中で、やはり行動、一人一人の生徒に関してきめ細かい対応というのは、やはり難しいものではないかと思っています。その中で本当に子育て世代包括支援センターができれば、先生方の負担も減りますし、保護者としても安心して子どものことを相談できるものになると思いますので、ぜひ早い段階での設置をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

では、続きまして、次の質問に移らせていただきたいと思います。

白馬村キャラクター、ヴィクトワール・シュヴァルブラン村男Ⅲ世の取り扱いについてです。略して村男と言わせていただきます。

ご当地キャラの目的は、その地域や名産品を有名にし、観光客を呼び込んだり経済的効果を上げることなどの観光PR、さらに住民がキャラクターに愛着を持ち、組織の団結力向上や郷土愛高揚などのインナー効果もあるとされております。

白馬のご当地キャラクターである村男は、白馬スキー伝来100年に合わせ、2012年12月、全国公募により、白馬村の魅力を全国に発信する目的のために誕生いたしました。村男は、誕生から約5年経過し、村民に愛されるキャラクターとして定着してきているとは感じますが、観光立村の白馬村において、今後さらにご当地キャラクターとして生み出す効果を期待しております。

そこで、以下について伺います。

1、今まで村男がもたらした経済効果を踏まえ、今後のマーケティング、マネジメントについてどのように考え、効果を出していく予定であるかを伺います。

2、村男を今まで以上に村民が使いやすく愛着が湧くものにするために、村民活用の推進について、どのようにお考えか伺います。

3、村男バーガーの今後の展開について、どのようにお考えか伺います。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 2点目の質問であります白馬村キャラクター、ヴィクトワール・シュヴァールブラン村男Ⅲ世の取り扱いについて、3項目の質問をいただいております。順次答弁をさせていただきますが、名前が非常に長いので、以下、村男と略させていただきますので、ご了承をお願いいたします。

1点目の村男がもたらした経済効果を踏まえ、今後どのように考え、効果を出していくのかについてであります。村男につきましては、議員のおっしゃるとおり、平成24年度に白馬村スキー伝来100周年を記念をし、白馬のゆるキャラづくりに、商工会、村、観光協会が事務局となって取り組み、デザインは全国から募集、人気投票を実施をし、126作品の中から最優秀賞に輝いたキャラクターであります。以後5年近く経過しますが、村男のデザインを表示をしたオリジナル商品は260件余りに上がり、村内外の各種イベントでも出役をし、盛り上げに一役買うなど、観光振興への貢献は大変大きいと感じているところであります。

そのマーケティングとマネジメントに関するお尋ねであります。ご当地キャラクターのマーケティングとは、村が運営するキャラクターと住民等が求めているキャラクター像をマッチングさせるための取り組みの手段と言われており、白馬村の場合、住民等には村を訪れてくださるお客様が占める割合は非常に大きいと考えます。

5年前、誕生前夜を振り返りますと、成功するゆるキャラの条件として、ほかとは違う個性、突っ込みどころがある存在、動きが不安定でユニーク、人を引きつける魅力、愛すべき緩さなどが示され、それらを考慮し、村男デザインを選定をし、同時に村男を一貫したトーンで情報を発信するため、100のプロフィールをつくって性格設定を行いました。

着ぐるみが発表された当時の記事には、脱力系、ユニーク、個性的といった言葉が並び、制作側の意図が通じたものとなりました。お客様を引きつけ、かつ住民にも愛される存在への取り組みとして、制作過程から現在までのマーケティング戦略は順調に来ていると認識をしております。今後ほかのご当地キャラにはない村男ならではの存在感を示す取り組みに努めてまいりたいと思います。

2点目のマネジメント及び村民活用の推進についてであります。キャラクターのマネジメントは、運営上の効果の最適化と課題の克服が重要であります。現在、村男の使用に関する権利は白馬村に帰属をし、デザインについては平成25年2月に策定をした白馬村キャラクターデザイン使用に関する要項にのっとり、着ぐるみについても要項に準じた基準に従い、村観光課が管理をしております。

人気キャラを持つ他の自治体でよく課題となっているのは、着ぐるみのアフター確保を始めとする人的負担の大きさですが、村ではイベントの主催者側への着ぐるみ貸し出しをしており、負担の軽減を図っていますし、貸し出す基準も、観光振興目的以外にも地域のお祭りなど、地域振興につながる行事にも、要請があれば貸し出しをしており、村民活用の推進を図っております。

また、デザインについても、28年度は国体開催に合わせ、クロスカントリーバージョン等を加え、より多くの方々に使用していただくよう努めているところであります。

白馬を訪れたお客様が癒やされ、引きつけられる村男になるには、地元へ愛される存在であることが必須でありますので、村民の活用に対しては今後も柔軟に対応をしてまいります。

3点目の村男バーガーの今後の展開の考えについてであります。村男バーガーのそもそもの起りですが、ヤフー株式会社と連携を結ぶに当たり、ヤフーの持つネットワークを活用し、白馬村が抱えている高校再編問題、特産品不足、観光産業の斜陽化等の課題を解決をし、推進をしていくという一つの目的がありました。その課題の中でも、高校の魅力化、特産品開発の2つにスポットを当て、ヤフーeコマースの勉強会を開催をしました。この勉強会には、高校の魅力化ということで、白馬高校生が特産品開発ということで白馬村地産地消推進協議会、特産品開発事業実施者などが参加をし、世代や立場を超えて白馬村の特産品について考えました。

勉強会の中の意見交換で、白馬高校生からは、白馬のゆるキャラと紫米の活用をしたい、高校生が集まれる場所があるといいね、それだったら電車を待つ間、ハンバーガーとか食べられたらいいね、ハンバーガーならeコマースを通じた販売ができるのではないかと、特産品の紫米を使ってライスバーガーはできないかなど、若者の目線の意見が出され、これらの意見を取り入れながら白馬らしい商品開発として、意見交換会の中でも実現性が高く、白馬高校生の支持があった紫米を使ったハンバーガーの開発をスタートいたしました。

どんな製品も、商品化に至るまではさまざまな試行錯誤があるわけですが、村男バーガーも商品として販売するまでは、構成や試食を何回も繰り返し、また、ヴィクトワール・シュヴァルブラン村男Ⅲ世バーガーという商品名も、このときに白馬高校生によりつけられたものであります。

消費という面で商品化の発表が冬季であった、村内外を問わずお客様のあふれる場所といった要素から、スキー場関係者にも入っていただき、実行委員会が組織をされ、スキー場のレストランでの販売が検討された経過もあります。

道の駅での村男バーガーの販売は、平成27年6月からとなります。当初は道の駅内部のレストランでの券売機による販売でありましたが、途中から道の駅外部に設置である小屋での対面販売へ移行、平成28年4月からは外売店からの再度、レストランの券売機による販売に移行し、次第に売れ行きも落ち込む状況となりました。

これまでの経過から、もともと580円の販売価格に対して、原価率が高いところに人件費を加算すると利益につながらないなど、価格の課題、バーガー一つでいくのか、品数をふやすのか、飲み物やフライドポテトといったサイドメニューとのセット化をするなど、販売方法や販売場所、人手、施設面、素材、味など、さまざまな課題があります。全国的にもご当地のバーガーに至るところで商品化され、B級グルメは全国であふれ返っている状況であり、顧客の期待に応えていくには、時代に合ったものを提供していくことが必要であります。

村男バーガーは、白馬村のキャラクターであるヴィクトワール・シュヴァルブラン村男Ⅲ世と特産品の開発振興という2つの理念的要素を持っております。バーガーが売れることにより、地場産品の消費がふえ、認知度も上がり、ひいては観光振興にも結びつき、多面的に相乗効果があり、まさに当初スタートした紫米と村男で村を盛り上げたいにつながるものであります。

村男バーガーにかかわる人も、当初スタートした人たちからも、大きく変わっています。まずは農政課と白馬振興公社の関係者が集まり、3回の検討打ち合わせを行い、経緯や課題の整理をし、今後の対応など、意見を出し合いました。次に、商品開発者も交えた意見交換と検討を重ね、白馬高校生がかかわった思いを大切に、村男バーガーの今後のあり方を検討をしてみたいと思っております。

田中麻乃議員の2つ目の質問の答弁とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。田中議員の質問時間は、答弁も含め、あと18分です。質問ありませんか。田中議員。

**第2番（田中麻乃君）** 順番に沿って再質問させていただきます。

村男バーガーは最後に聞きます。1番と2番についてお伺いいたします。

村男についてなんですが、村男の使用に関する権利は、白馬村に帰属しており、観光課が管理されているということですが、村民の方が村のイベントで使用する場合に、担当職員によっては、動きの関係で、お客さん目線ではない制約があったりですとか、理由があまり明確でないことが多いというふう伺っているところもあります。村民が使いやすいように課で統一していただきたいと思っておりますが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。横山観光課長。

**観光課長（横山秋一君）** 使用勝手の職員によっての不統一というご指摘であります。

現在、実際私も課でやっている中では、ほとんど担当者1名が仕切ってはいるので、そんなにばらばらはしていないとは感じるんです。あと、着ぐるみを貸せるときにはマニュアルがありまして、マニュアルに沿った使用をお願いしているというところはあります。

恐らく議員さんおっしゃった中では、例えばイベントでじゃんけん大会をしたいけれども、どうしようという問い合わせがあったときに、さっき村長も申しあげましたけれども、プロフィールを100つくった中にじゃんけんはできませんというのがありまして、どうしても担当とすると、それは当初誕生のときに非常に練りに練ったプロフィールであったということで、担当とすると、これに遵守して指示を出しているんだなと思うんですけれども、改めてどういったご意見をいただいたのか議員さんにもお聞きして、ちょっと対応を図っていきたいと思います。

ただ、繰り返しになりますが、村民の方からは柔軟に利用してもらっていいというのが前提にありますので、そこを前提に考えていきたいというふうに考えます。

まずは課内でもう一回打ち合わせというか、協議はしていきたいと思っておりますので、よろしくお

願いたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

**第2番（田中麻乃君）** ぜひ村民が使いやすいようにするために、ぜひ柔軟に対応していただきたいと思っております。

決算書におきまして、キャラクターの活用事業におきまして、108万計上されているんですけども、先ほど村長の答弁にもございましたが、ことしは国体バージョン、クロスカントリーバージョンをふやしたというところでも、新しいデザインについて、バージョンをふやすことに係るデザイン費というところで、この108万円は、そういう理解でいいんでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。横山観光課長。

**観光課長（横山秋一君）** ゆるキャラ活用事業の委託料の108万円ではありますが、一応、業務内容といたしましては、今、議員さんがおっしゃった新デザイン構築は、主な4つある事業の一つというところでご理解いただきたいと思っております。そのほか、イベント、マスメディア対応におけるプロデュース、デザイン使用申請監修の補助、あと、インターネット、スマートホン対応、コンテンツ制作、維持管理といった4つの業務のところでも成り立っている一つの項目が新デザイン構築、いわゆる新パターンのキャラクター、バリエーション制作という内容になっております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

**第2番（田中麻乃君）** なぜこのようなことを聞くかということ、やはりノベルティーにおきましても、このポーズやデザインなどはだめみたいなことがあったようで、理由があまり明確ではないものも多いというところで、恐らく要項に応じて村としても判断されているかと思うんですが、やはり村民に愛されるキャラクターとするというところにおきましては、年に幾つかふやせるバージョンにおきましても、村民に提案してもらったほうが、愛着も湧くと思えますし、そのデザイン費におきましても、削減できるのではないかなと思った形なんですけど、その点についてはいかがでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。横山観光課長。

**観光課長（横山秋一君）** 新キャラクターデザインの村民発想の受け入れについては、個人的には全然問題ないとは考えておりますので、ご提案は積極的に受けたいと思っております。ただ、やみくもに、公序良俗でしたっけ、そういった問題もあるので、そういった中で審査は必要だということではありますが、村民の方の提案を否定するものでは一切ございません。

ちょっと参考までに申し上げますと、やはり村の施策に沿ったキャラクターというか、アクションをとっているものがないなということで、近々、村が作りたいたいと思っているのは、自転車に乗る村男みたいなものはつくっていきたいというふうに考えております。

あと、デザイン削減でしたっけ、それについては、ちょっと今、さっき言ったとおり、4業務

でそれぞれの明確な単価みたいなものは確かに表示されていないところもあるので、そこら辺はもう一回再検討はさせていただきたいと思います。うちも、最少の経費で最大効果ということは狙っていきたいと思いますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

**第2番（田中麻乃君）** 自転車の村男バージョンを検討されているところというところで、ぜひ村民に対しても公募など、ご検討いただけたらなと思います。

白馬にとって、村男というのは、ディズニーで言うところのミッキーと同じ存在であると思っております。特に観光面におきましては、その果たす役割というのは、方法次第で大きくもなりますので、村民を巻き込んで、いつまでも愛され続け、白馬のシンボリックな存在であり続けられるように、行政側にも今後ともお願いしたいと思います。

続きまして、村男バーガーについてお伺いさせていただきます。

先ほどいろいろな課題があるという形で、村長の答弁にもございましたが、課題を解決するためにお話し合いをされているというところは伺っておりますが、具体的に今、何をされているのかお答えください。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。太田農政課長。

**農政課長（太田洋一君）** 具体的にどういった意見交換して検討という内容でありますけれども、まず、どこが売れなくなってきたのかというところの原因と伺いますか、要因を調べることが、まず第一かというふうに考えまして、今現在販売しております振興公社の担当の方を交えて、あと農政課の職員、若手も含めまして、農政係も含めまして、まず販売がどうだったのか、売り方がどうだったのか、じゃ、そもそもハンバーガーの味はどうかというところ、またあと、580円という村長答弁ございましたけれども、やはり原価のところのネックがあるのではないかと伺います。また、そのほかといたしまして、先ほど村長答弁の中にもありました白馬高校生がかかわってきたというところのストーリー性というところが、だんだん薄らいできて、薄まってきているのではないかと伺います。このように検討をさせていただいております。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

**第2番（田中麻乃君）** この村男バーガーについてですが、恐らくプロジェクト実行委員会というのが立ち上がっているかと思えます。組織構造としては、今のところどうなっているのかお答えください。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。太田農政課長。

**農政課長（太田洋一君）** 当初、スキー場関係者の入る中で、要は販路という面で自立、ある意味、村男バーガーが自立していくというところでは、やはり販路の開拓ということが必要なことありまして、スキー場関係者が入る中でスキー場のレストラン等での販売ということもありましたが、だんだん売れなくなってきた、販売するところがやらなくなってきたという理由の一つに、

なかなか儲けにつながっていかないというところが一番大きかったのかなと思っています。そちらの中でだんだん、今現在その会議は動いておりませんが、自然に引けてきてしまったというところが一つの反省点であると感じております。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

**第2番（田中麻乃君）** すみません、組織構造というところで、伺ったところでは、振興公社が在庫管理をされているわけではないというふうに伺っております。ひとつ、民間の企業さんが在庫を管理されていて、道の駅は売るだけというふうに聞いております。コスト構造にしましても、原価が373円で、売り値が580円。じゃ、人件費を含めると、53円しか売り上げというのは村男バーガー一つにしては上がらないというような計算であるというふうに伺っているんですが、恐らく売る側からとしましては、改良もできないで、先ほど課題にも上がってございましたように、ちょっと語弊があるかもしれませんが、あまりおいしくもないハンバーガーを売り続けるというのは、振興公社にとってもとても負担だと思うんですね。

今、課題を解決するためにいろいろな話し合いがされているというところではありますが、その組織構造ですよね。民間の会社がずっと在庫を抱えている中で、ずっと振興公社に改良もできないような形で販売させるといったような、その構造というのは、今後どういうふうに考えているのかお答えください。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。太田農政課長。

**農政課長（太田洋一君）** 振興公社というところの抱える中では、紫米というところもひとつかわっていたので、またあと、道の駅という集客に関しまして、やはり道の駅にお客さんが集まる、寄るといふところの魅力はやはり欠かせないものだというふうに感じております。

ただ、今後の展開の中で、果たしてそれが振興公社のほうで今までどおり販売していくのか、または違った形の販売をしていくのかというところで、やはりある意味、検討の中では違った形の販売もやはり考えていかなければいけないというふうに思っております。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。田中議員の質問時間は、答弁も含め、あと6分です。質問ありませんか。田中議員。

**第2番（田中麻乃君）** その一番最初の目的に戻っていただいて、村男バーガーの目的というのは、プロジェクト実行委員会の規約より抜粋させていただきますと、村男バーガーの販売を通じ、白馬村特産品、紫米と地場産品の振興及び観光振興を図ることを目的とするというふうにあります。この目的を達成するためには、やはり村男バーガーがおいしいものであって、いろいろなところに普及しなければ、この目的というのは達成できないとは思っているんですね。その中でやはり問題として、原価が高いのでの改良も必要だと思いますし、道の駅だけの販売というのも、やはり足りないのではないかなと思っています。特に冬におきましては、スキー場のほうがもちろん売れるものになると思いますので、もっと村民の皆さんに使いやすいような形の構造の改

革というのをお願いしたいなと思っています。特にHAKUBAガレットのようにレシピを公開したりして、マイスター制度を導入するといったところで、いろいろな店舗で販売していただくほうが、その目的の達成にもつながると思っているのですが、今後の展開としてはいかがお考えでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。太田農政課長。

**農政課長（太田洋一君）** やはりいろいろところで村男バーガーを食べることができるということが本来は理想かと思っております。ですので、ハンバーガーを製造する方とのこれから話し合いも行なっていく中で、そういった、冬場ですと、やはりスキー場のレストランということになるかと思いますが、そういった中で親しまれるように努力をしていきたいというふうに考えております。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

**第2番（田中麻乃君）** 先ほど村男キャラクター自体の、村民に愛されるようにというところで、村をしょったバーガーになるわけですね。村の特産品というところでもありますので、ぜひ村民の方々が販売しやすいといえますか、村男バーガーを販売することが売る側にとって誇りを持って売れるような製品にぜひしていただきたいと思っております。今のところ、振興公社と関係者の中でお話し合いをされているというところですが、やはり白馬村全体を見据えた中で、おいしいものに、原点の目的に近づけた村男バーガーになるということを期待しておりますので、よろしくお願いたします。

質問は以上になります。

**議長（北澤禎二郎君）** 質問がありませんので、第2番田中麻乃議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから1時まで休憩といたします。

休憩 午後 0時04分

再開 午後 1時00分

**議長（北澤禎二郎君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

第7番横田孝穂議員の一般質問を許します。第7番横田孝穂議員。

**第7番（横田孝穂君）** 第7番横田孝穂です。

それでは、私は一般質問2問について行います。

始めに、白馬村公共下水道事業受益者負担金と加入分担金について質問させていただきます。

4月1日からさきの12月定例会で議決されました改正条例が施行されましたが、改正条例の内容や住民訴訟についても、村民に対して十分な説明がなされておられませんので、これらについて村長のご所見をお伺いたします。

1番、住民訴訟の結果、経過並びに高裁の判決結果について、どのように解釈され、今後の行政に反映させていくのか。

2つ目、平成29年4月1日から改正条例が施行されていますが、現在の状況は。そして、条例改正したメリットはあらわれているのかお伺いをいたします。

3番目に、条例改正時に行われた住民説明会の評価、検証は、村民に十分理解にされたと考えているのか。

4番目に、条例を改正したことにより明らかになった時効、決算上にあらわれない時効金額はあるのか。あるとしたら、その金額は。お伺いをいたします。

5番目に、今までにおいて、個人や会社等で支払った受益者負担金の最高額は幾らか。また、時効、賦課替え、徴収猶予等での支払うとしたらの最高額はいかほどになるか。

以上5点についてをお伺いをいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 横田孝穂議員から公共下水道の関係について、5つの項目の質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

1点目の住民訴訟の経過と東京高等裁判所の判決結果の解釈と行政への反映についてであります。始めに、相手方が訴えている事項であります。1つ目としては、6条賦課替え地に対する加入分担金徴収の差しどめ、2つ目として、規則で定めた加入分担金を賦課したことが無効であることの確認、3つ目として、加入分担金への賦課替えをしたことにより、本来徴収すべき受益者負担金の賦課と徴収を行なったことが違法であることの確認、4つ目の損害賠償金の請求、5つ目の裁判費用を白馬村が負担することの5項目であります。

裁判の経過といたしましては、平成25年7月2日に長野地方裁判所に、先ほども述べました5項目について訴えが提起をされ、平成28年2月19日に判決が言い渡されました。その間、14回の弁論手続が行われ、長野地裁の判決は、相手方の訴えが全て退けられました。相手方は長野地裁の判決の全てを不服とし、平成28年3月1日に東京高等裁判所に控訴をいたしました。東京高裁では5回の弁論手続が行われ、本年6月29日に判決が言い渡されました。東京高裁の判決内容は、一審の長野地裁と同様に、相手方の訴えを全て退けるものでした。相手方は東京高裁の判決結果を不服として、本年7月10日に最高裁判所へ上告をしております。その後、最高裁判所からは何も連絡がなく、現在に至っているところであります。

東京高裁の判決結果の解釈であります。昨年11月10日に裁判の弁護を担当していただいております弁護士を講師に、議員懇談会が開催をいたしました。その際に議会側から、判決が言い渡された後、裁判が継続された場合の判決の効果について質問があり、講師からは、裁判が継続をされている場合、判決が出されても確定はしない旨の回答がありました。現在も裁判が継続されており、判決が確定はしておりませんので、判決結果に対する答弁は控えさせていただきます。

下水道受益者負担金問題につきましては、村民の皆様へ行政に対する信用を大きく失墜をさせ、

また、多大なご心配をおかけをいたしました。二度とこのような問題を起こさないよういたす所存であります。

2点目の条例改正後の現在の状況についてであります。始めに、条例改正までの経過などを申し上げますが、条例改正にあたり、白馬村では公共下水道の受益者負担金事務に精通する日本下水道事業団研修センターの専門家へ、改正前の条例などの検証依頼と、平成26年3月に公表をされました受益者負担金事務改善報告書に記載の受益者負担金事務の改善の方法に基づき事務を進め、白馬村公共下水道受益者負担に関する条例の一部改正を平成28年12月定例会に提出をし、可決いただき、本年4月1日から施行いたしております。

改正の内容は、受益者負担金に変えて加入分担金を賦課する旨を規定する条例第6条第1項ただし書き及び第11条を削除するものでした。また、条例改正に合わせて、白馬村下水道加入分担金徴収規則を改正条例の施行日に廃止をいたしました。この条例改正と受益者負担金事務の改善の方向に基づき、排水区域から除外する条例第6条第1項ただし書きの規定に該当した土地については、排水区域から除外をした以後の排水の排除等に関する要領を定め、また、該当地に関して、上下水道課の職員誰もが把握できるよう、土地リスト及び地図を備えつけるなど、照会等に対応できるようにしているところであります。

条例改正によるメリットであります。これまで議会答弁でも申し上げましたが、改正前の排水区域内には、受益者負担金、加入分担金といった2つの制度が存在したため、土地を所有する方を始め、上下水道課の職員にもわかりにくい状況で、かつ負担金と分担金の単価が違うことも状況を難しくしておりました。加入分担金制度を廃止し、排水区域内は受益者負担金のみとなり、わかりやすくなったことがメリットであると考えております。

3点目の住民説明会の評価の検証と村民の理解についてであります。まず住民説明会の開催状況であります。本年2月23日に神城の白馬村農業体験実習館で、2月26日にウイング21でそれぞれ開催をいたしました。ウイング21会場では、23日の説明会でご指摘をいただきました要約筆記も行う中、開催をしたところであります。住民説明会の開催告知につきましては、行政無線、ユーテレ白馬での文字放送、データ放送、新聞折り込みにより実施をしたところですが、23日には村民の方7名を含む18名、26日には村民の方9名を含む23名のご参加をいただいたところです。その後、白馬村の行政ホームページで条例改正の経過と説明会資料及び会議要旨の掲載、広報はくば平成29年4月号に条例改正等に関する記事を掲載し、村民の皆様への周知を図ってまいりました。

4点目の条例改正により明らかになった時効金額、決算上はあられない時効金額についてですが、行政のホームページ、広報はくばへの掲載及び住民説明会の際にもご説明いたしました。条例第6条第1項ただし書きの廃止では728万1,000円であります。第6条第1項のただし書きに規定していた対象地は、平成13年4月1日以降に受益者負担金を賦課する区域内の建

物のない1,000平米を超えるグラウンド、テニスコート、運動場などの社会体育施設、山林及び原野でありました。当時の担当課では、平成13年3月31日までに受益者負担金を賦課した土地のうち、6条第1項ただし書きに該当する土地を所有する方に受益者負担金の賦課のままとするか加入分担金の賦課に変えるかを選択していただき、加入分担金を選択した方には、該当する土地分の納付された受益者負担金をお返ししております。受益者負担金の賦課は1度限りで、2回目の賦課ができないことから、受益者負担金をお返しした分については、再度徴収できないことによるものです。

次に、第11条の廃止では7,802万8,050円であります。第11条に規定をしていた対象地は、受益者負担金を賦課した土地のうち、受益者負担金の全部または一部が未納になっていた土地であり、受益者負担金の賦課は1度限りで、2回目の賦課ができないこと及び加入分担金に賦課を変える行為は、徴収に関する時効の停止にはならないことによるものです。

5点目の個人、法人が支払った受益者負担金の最高額及び時効、賦課替え、徴収猶予などの支払うとした場合の最高額についてであります。納付いただいた受益者負担金の最高額は、法人では1,763万9,300円、個人では502万8,000円です。次に、消滅時効、賦課替え、徴収猶予等の支払うとした場合の最高額ですが、法人では1,452万600円、個人では1,314万5,400円となります。

横田議員の1つ目の質問に対する答弁とさせていただきます。以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。横田議員、質問ありませんか。横田議員。

**第7番（横田孝穂君）** 答弁いただきました。

それでは、再質問ということでさせていただきますが、この事件につきましては、長年の事件でございまして、解決していないわけですが、住民監査請求から住民訴訟に発展する間、平成23年度の決算認定、そして平成24年度決算認定における附帯決議がなされておりますが、それらの事項につきまして、確実に履行されているかどうかということをお聞きしたいわけですが、23年度にはご存じのように、下川村長が議長であり、24年度決算認定には大変ご苦労、また、太田副村長が議会事務局長ということで、素案づくりに大変ご苦労いただいたわけですが、そのようなことで履行されているかどうか。そしてまた、その当時から現在までの公文書として残されているかどうかをお伺いをいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。太田副村長。

**副村長（太田文敏君）** 横田議員の再質問についてお答え申し上げます。

決算認定につきまして、当時、附帯決議をつけて承認という形になったということは、自分も承知しているところでありますし、記憶にあるところでありますが、その件についてということ、その後のことということでございますけれども、その後、受益者負担金問題に関する業務点検結果報告書がまとめられ、それぞれ報告をした中でお認めいただいたということで、それについて、

それにのっとして庁内等のガバナンスに関する件について徹底するというところで、それぞれ議会の皆様方にもご指摘いただいたところでもありますので、それに従って庁内でも行なっているところでもあります。

その後、そういった質問が再度あったわけですが、なかなか徹底していないのではないかとというようなご指摘もあって、現在、鋭意その件については、点検結果報告書の指摘、記述等に基づいて事務処理の徹底をしつつあるところでもあります。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。横田議員。

**第7番（横田孝穂君）** それでは、次にお伺いをいたします。

条例改正についてでございますが、この条例改正に伴い、幾つかの条例、規則の改正が必要とされているが、これらの取り組み状況とその結果の住民周知は行なっているのかということでございますが、村長の先ほどの答弁でいただいたわけでございますが、ホームページといっても、なかなか見る人は少ないわけでございます。そしてまた、賦課替え地を地区区域の外にすることであったが、法的な手続、告示はいつ行われたのか。また、今回の4月1日施行の条例改正は、村長に対しての不公平感の具体的な解消策はできるのか。あるとしたら何でしょうか。それから、そもそも平成13年の賦課替えに対する条例の改正や今回の4月1日施行の条例改正は、受益者負担金はその土地に対しての1回限りの賦課できるものであり、区域外にしたことに対しては、二重賦課は認められません。公共下水道事業は、国の定めた都市計画法の趣旨に全く反した条例の改正だと私は考えているところでございますが、その点についてをお伺いをいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。山岸上下水道課長。

**上下水道課長（山岸茂幸君）** それでは、ただいま横田議員から複数のご質問をいただきましたが、こちらのほうで、担当課で答えられる部分につきまして答えてまいります。

まず、排水区域外への排除する6条第1項ただし書きに規定する土地の区域外への持つていくための公告行為につきましては、29年4月に行っております。

続いて、6条賦課替え地につきまして、排水区域外にしたとしても、受益者負担金は1度しか賦課できないので、2度目の賦課はできないということについてであります。こちらは本会議の際にも、また一般質問の際にも何度もお答えをしておりますが、6条賦課替え地の土地につきましては、受益者負担金にかえて加入分担金を賦課するというところで、受益者負担金の賦課は行なっていないということでございます。ですので、排水区域外にした場合において、2度目の賦課ということは起こらないわけでございます。また、今回、排水区域外とした土地につきましては、区域外流入分担金という制度の中で負担金を頂戴する考えでございます。これは、下水道に接続する時点において負担金を頂戴するという制度でございますので、受益者負担金の賦課とは

違う区域外流入分担金として処理をしていくものでございます。

担当課の関係からは以上でございます。

**議長（北澤禎二郎君）** 太田副村長。

**副村長（太田文敏君）** 横田議員さんの再質問の中の不公平感についてというところにつきまして、私のほうからご回答申し上げたいと思います。

これまでも何回か議会の皆様を前にご説明申し上げたところではあるわけなんですけど、これにつきましては、不公平感というのは免れないところではあります。近隣の町村、それから全国のところでも、いわゆる時効問題についてはそのとおりのわけなんですけれども、この条例改正によって得た、発生した件につきましての不公平感というのは、今のところ免れないというところでもあります。

そういったところを踏まえて、さまざまな状況を改善すべく条例改正をしたということは、これまでご説明申し上げたところでもありますので、その点よろしくお願ひしたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。横田議員、質問ありませんか。横田議員。

**第7番（横田孝穂君）** ただいま6条賦課替え地について、担当課長のほうからは二重賦課ではないというような答弁でございましたが、それは平成13年以降の改正においては山林原野の1,000平方メートルあたりの体育館施設の建物は賦課はされていないわけですから、二重賦課にはなりません。でありますけれども、13年以前については、山林原野は賦課されておったわけでございます。13年から改正したわけでございますので、いずれにせよ、その13年前につきましては、希望者によれば山林原野のお金は希望により返した人、それから、希望がないといえますか、わからなくて、そういう意味も、連絡ないというようなことで返納していない所有者もおったわけでございます。

いずれにせよ、一度、13年以降ではありません、13年以前の山林原野については、2度賦課の形になりますので、私はそれを二重賦課と言っているわけでございます。13年以降だけの回答であれば、そういうご回答は合うと思いますが、やはり白馬村の公共下水道事業は、受益者負担金制度を運用したもので、1度賦課したことに対しての私の質問でございます。

やはり行政側では、そのような考えでおったということで、非常に私は残念に思うところがございます。

それでは、都市計画法75条において、そのような条例でないかと判断するが、この都市計画法7条についての受益者負担金制度は、どのような趣旨であるのかということでございますが、私、都市計画法については質問を受けるわけではございませんけれども、皆様も十分に熟知していただくところでございます。この4月1日から施行した受益者負担金に関する条例の一部改正する条例でありました。その対象用地、農地、山林の区域外として、下水道に加入時において徴収したとの条例の改正であります。これは、1億7,748万7,900円が現在においても未納額のも

のであります。また、第11条とは、賦課替え扱いを定めるものでありますが、受益者負担金の一部または全額を3年経過しても支払わなかった土地の方から下水道の接続時において、加入分担金として、その全額を1回払いの前納払いとした改正であり、平成13年改正し賦課替え扱いとしたものを、今回その第11条を削除したものであります。

そこで質問であります。私としては、この改正条例を何回となく改正され、最終的にはどのようなになったかであります。いずれにせよ、この第11条は削除したものでありますが、その後の扱いについて明確でなく、区域の外でもなく、また今後の徴収については、加入分担金、または受益者負担金ともされず、時効扱いでの処理というような私は判断をするわけですが、先ほど村長のほうからは、取れない形になったという説明でございますが、これは債権を放棄したものでありますか。いずれにせよ、この第11条の該当額は2億945万8,050円となります。

そこで、白馬村村長にお聞きいたしますが、この額は既に時効と判断して徴収できないもので、つまり債権を放棄したものであるということでございます。そうしますと、6条の区域外の見込み不確定、それから11条に時効を合わせれば、約2億5,550万円は当てにならない損失であります。そのようなこととなりますが、村長は表に出ないこの約2億円を超える損失に対して、どのように考えているのか、また、みずから村長も処分などは考えておられるのかをお伺いをいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。山岸上下水道課長。

**上下水道課長（山岸茂幸君）** 先ほどの答弁の答弁漏れがありましたので、追加をさせていただきます。

先ほど、6条賦課替え地におきまして、平成13年以降については排水区域外とするという説明をいたしました。横田議員の今の質問の中で、平成13年以前の、一旦受益者負担金を賦課した土地で加入分担金を選択した方にお返しした土地に対する件につきまして、説明が漏れておりました。

13年3月31日までに一旦、受益者負担金を賦課した土地につきましては、受益者負担金を賦課しておりますので、排水区域内のままとしております。ですので、今後、排水区域内から外すということはありません。

次に、11条賦課替え地、いわゆる一旦受益者負担金が賦課されて全額未納、もしくは3年以上未納があった方については、加入分担金に賦課替えをした土地でございますが、こちらにつきましても、従前からご説明をしており、受益者負担金を一旦賦課している土地でございますので、排水区域から除外することはできませんので、排水区域内のままとしております。

それから、先ほどから2つ数字が出てまいっておりますが、議員勉強会、懇談会の折の資料の数字かと思っております。まず、11条賦課替え地につきましては、最後に、事実上取れなくなったお

金は幾らあるかということでもお答えをしましたが、懇談会の折の資料については、加入分担金を賦課、納めていただいた方の数字が入っているものですから、それを除外しますと、先ほど村長が申しあげました7,802万8,050円という金額になってまいります。ですので、この金額につきましては、先ほど村長も答弁したとおり、受益者負担金を一旦賦課し、かつ未納、または一部未納であったものを加入分担金に賦課替えをいたしました。ただ、賦課替えについては、時効停止の効力は生じませんので、現段階ではもう取れなくなったお金ということで、先ほど村長も答弁をしたところでございます。また、もう一つ、6条賦課替え地につきましては、先ほども申しあげましたが、還付した土地以外につきましては、受益者負担金を賦課していませんので、区域外にして、区域外流入分担金として徴収することが可能であるというように考えておりますし、横田議員もその点をご理解をいただいているものと思っております。

また、徴収猶予地につきましては、現段階でも徴収猶予は継続されており、徴収猶予に関する改正は、12月の定例会の上程した議案では提出しておりませんので、徴収猶予は従前のおり、徴収猶予地として継続をしているものでございます。

私からの答弁は以上でございます。

**議長（北澤禎二郎君）** 下川村長。

**村長（下川正剛君）** この条例改正等々によって時効が発生したという、そういった質問でありますけれども、受益者負担金改善報告書というものが、たしか横田議員、議長のときに議会で承認をされて、こういう形で改善をしていくといったことだと思っております。そんな中で、それにとって下水道事業団等々に相談をしながら、このことを進めてきたわけでありましてけれども、裁判ということもあったり、それから、いずれにしても、条例というものは一つの事業に対して2つの事業があるということで、非常に混乱をするという、先ほど答弁でもそんな話を申しあげましたわけでありましてけれども、そんな中で、すっきりしてやる方法が一番いいのではないかとということで、議会にもお諮りし、今日に至っているわけでありまして。当時、私の議長のときにこういう問題が発覚をして、そしてまた横田議員も監査委員という立場でいろいろご苦労いただいた、そんな中で、どうしてもこれは改善をしていかなければいけないということから、今の条例改正ということをしたわけでありまして、ご理解いただきたいと思っております。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。横田議員。

**第7番（横田孝穂君）** 今、村長のほうからも答弁いただいたわけですが、改善報告書も出ておりますが、やはり当初から、この平成13年の条例改正から都市計画法の75条に違反するような行為を延々と長くされたのが今の行政のツケに回ったわけでありまして、下川村長も大変苦労しているところではございますが、いずれにせよ、正しかったことがこのような状態で、当初発覚したときも1億数千万ほどの時効が発覚し、また今回も説明をいただければ、6条、11条すると、恐らく2億円を超えるわけでありまして、特に11条はもう取れない、取れないというの

は時効、決算上では上げていないから時効処理ということはないですが、取れないわけでございまして、明らかな言葉で言う時効でございます。6条の賦課替え地につきましても、それは入るときに徴収するという考え方についても、やはり都市計画法の75条の趣旨に全く反するものであって、またそれが明らかに強制力がないわけでございまして、非常に私はそこを心配しているところでございます。

次に移らせていただきますが、今回の区域外のことでございますが、区域の外とされた対象地を、お話によれば、準区域外として、要領については平成29年6月14日白馬村公示第46号で公示されました。たとえ要領であっても、この大事な時期でありますのに、議会に何の説明もなく、非常にいかがなものかと考えておるところでございますが、議員の多くはこの件は知るはずもないわけでございまして、私が準区域外というような言葉をお茶飲みの中で席上でお話ししましたら、みんなびっくりしたような状況でございます。その点につきまして、行政側のほうからご説明をいただきたいと思いますが、いずれにせよ、準区域外について、先ほども説明いただきましたけれども、ちょっとばあっと流れたことでございますので、このテレビ中継をしている関係もでございますので、準区域外について、それから区域外ということがわかっていただけないと、将来の区域外下水道加入の促進に弊害をもたらすわけでございますので、そのようなわかりやすい説明をもう一度お願いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。山岸上下水道課長。

**上下水道課長（山岸茂幸君）** それでは、6月14日に制定いたしました白馬村公共下水道事業準排水区域外における排水設備等に関する要領につきましてご説明をいたします。

こちらの要領につきましては、先ほどから申し上げております第6条第1項ただし書きに、平成13年4月以降該当いたしました土地につきまして、排水区域外とする上で、単純な排水区域外の土地と、やはり一旦排水区域内であったものを排水区域外とする上で、何らかの違いを設けて管理をしていく必要があるということから、準区域外という名称で排水区域から除外した土地をくくりまして、その管理の仕方、また排水設備を設ける際の取り扱いについて規定をしたものでございます。

この要領につきましては、全部で第5条から成り立つものでございまして、第1条では趣旨を、第2条として用語の定義を定めております。この用語の定義の中で、6条第1項ただし書きから除外した土地が対象であるということを明記しております。そして、第3条において、準排水区域外の土地の汚水処理についての規定を設け、こちらでは準排水区域外に家屋を建てて汚水を排除する場合については、公共下水道への排除をするという規定を設けております。第4条につきましては、公共柵の設置負担についての規定、それから第5条については補足ということの組み立てになっております。

いずれにしろ、第6条第1項ただし書きに規定しておりまして、4月1日以降、準排水区域外

として排水区域から除外した土地につきましては、汚水の処理については公共下水道への排除ということで処理をしていただく旨の規定を設け、また、先ほど村長答弁でもございましたけれども、該当する土地の地番及び土地の地図につきましては、電子化された地図、またはコンピューター内の土地リストを見なくても把握できるように、紙媒体でも担当課に備えつけて、照会等に備えるような体制になっております。

要領につきましては、6月14日に制定をいたしまして、4月1日に遡及する遡及規定を設けた内容でございます。

こちらにつきましては、要領についての説明と関連した内容についての説明は以上でございます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。横田議員。

**第7番（横田孝穂君）** ただいま説明をいただきました。ご苦労さまでした。

次に、また同じような質問でございますが、排水区域外と準排水区域外について、再度お聞きをいたしますが、この排水区域の外というものがあれば、当然区域外の該当の土地もあるわけですが、準排水区域外であるのに公共枿があるなど、また、そのような複雑な取り扱いを実施すること自体、問題ではないかと私はちょっと考えるところでございます。

といたしますのは、準排水区域外からの下水道への加入促進が薄れて、あわせて公共下水道加入に対しての強制力も薄れます。そして、合併浄化槽へと進み、村からの合併浄化槽の補助金を活用しての下水道の事業が家庭から多くなるのでは、今後においては非常にこれを危惧され、受益者負担金制度と明らかに違った扱いとなり、ますます村民に対しましても不公平も増しますし、公共下水道事業の運営に携わりましても、非常に難しくなるわけでございますが、その点について簡単にご説明をお願いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。山岸上下水道課長。

**上下水道課長（山岸茂幸君）** それでは、お答えいたします。

まず、合併処理浄化槽の設置補助事業であります。補助金の対象となる区域につきましては、公共下水道の排水区域外の土地ということでございます。ですので、先ほども申し上げましたように、準排水区域外の土地につきましては、紙媒体でも確認できるようにしておることから、誤って合併処理浄化槽の補助金の対象地となることのないように、課でも当然起案をいたしますし、そういった中で確認をしておるところでございます。

ただし、今のところそのような事案は出てきておりませんので、今後、代が変わり、何年かたった以降について、一番そのような状況が出てこようかと思っております。そういうことがないように、今からそのような書類を整備し、対応しているところでございます。

また、合併処理浄化槽の補助金については、県においてもかなり神経を使っております。排水区域内で申請が上がった場合、県のほうから、これは当初のときでございますが、誤って排水区域内も対象地ということで上げたところ、県のほうでしっかりとチェックが入って、対象区域

外ということで返ってきているような事案もございますので、とにかく合併処理浄化槽の補助金が誤って交付されることがないように担当課としては今後も努めていくところでございます。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。横田議員の質問時間は、答弁も含め、あと17分です。横田議員。

**第7番（横田孝穂君）** 今、担当課長のほうから説明がありました。今後において、非常に明確にするということでございますが、今現在の職員であれば、やはり薄ら薄らわかるわけでございまして、間違いがあったとしても、気づくかもしれません。ですが、やはりこういう何回か条例改正し、私も条例改正したのを、さて、どうだったっけというような感じのことでございますが、いずれにせよ、月日が流れれば、行政としては、時効になっても賦課すれば、もう村民は仕方なし払うものと私は心配、危惧されます。私がわかっている範囲の間は、それはおかしいではないかという質問も役場へ、行政へ投げかけますが、恐らくこれからの若い世代には、こんな難しい内容については避けて通って、本当に不公平はますますというようなことは当然あり得ます。というようなことで、今現在、答弁の中にも都市計画法75の趣旨に全く反したような形で改善報告書があるから改正したと言いましても、常に都市計画法、国の法律等々、地方自治法の法令に従ってやらないと、最終的には賦課替えは契約書をとっておるからというような勢いよく説明を受けたわけでございますが、今、村長の説明のとおり、第11条は削除して、賦課替えは、時効とは言わずして、取れなくなりましたと。村民に対しては、取れなくなりましたただ終わったわけですが、そのお金は億を超える金額をそのまま大事件としてなっているわけでございます。非常に私は心配しているところでございますが、時間がないようでございますが、この下水道受益者負担金問題は、全村民への重大な背任行為であり、村民の理解は到底受け入れないし、村政の不信感が増すばかりであります。下水道布設に多額な負担金を支払った人との不公平感はどう対処するのかであります。

さきの定例会で、同僚議員の太田議員が指摘されたとおり、現認の下川村長がみずから住民の皆様に対して真摯に説明するしかないということでございますが、説明の機会を設けられるかどうかをお伺いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 住民説明会を設けて住民にしっかり説明しろといった質問でありますけれども、先ほど村では2回、説明会を開催いたしました。そういった中で、先ほど人数も申し上げたわけでありまして、いろいろなところで、ホームページ、それから広報はくば等々でもそういった周知をしているわけでございますが、住民説明会を開催をしろという、そういった意味かと思っておりますけれども、今のところそういった考えは持ってはおりません。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。横田議員。

**第7番（横田孝穂君）** いずれにせよ、住民説明会をしたわけですが、神城で行われた第1回の説明会にいたしましても、役場の職員、議会議員、あとは村民が三、四名の出席、ウイング21におかれましても、20人を超えると云っても、役場職員、村内の住民が恐らく10人程度で、それで説明会というわけにはならないわけですが。ホームページや広報はくぼで出したといたしましても、見ない人が大勢であります。この下水道事件はどうなったのかと村民に言われても、答えるよしもないわけで、非常に困っているところでございますが、今後またこの課題といたしましても、検討していただきたいと思っております。

それでは、時間がないようでございますので、2番目の新ごみ焼却施設、リサイクルセンターについてを質問いたします。

きのうの初日に篠崎久美子議員からリサイクルセンターについてを質問されましたが、かぶるところはございますが、再度質問させていただきます。

白馬山麓環境施設組合焼却施設跡地を再利用しての北アルプス広域連合による白馬リサイクルセンターの建設の進捗状況について、村長のご所見をお伺いいたします。

1番目に、北アルプス広域連合のごみ処理施設稼働については、予定どおり開始されるのか。

2番目に、白馬村に建設予定のリサイクルセンターについては、平成30年稼働延期との報道がありました、その経緯を伺いたい。

3番目に、通称オリンピック道路、白馬大橋、山麓ごみ処理施設東側道路は、正式に村道に認定されているのかであります。また、この件につきましては、私もリサイクルセンターが延期になるのではないかとというようなことも心配されて、構図を見ましたところ、白馬大橋の山麓ごみ処理施設東側道路は個人の共有地になっておまして、白馬村の道路ではないということが発覚いたしました。

次に4番目、リサイクルセンター建設延期となれば、それについての住民説明会を開催する予定はありますか。

以上、4点についてをお伺いをいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 横田議員から2点目の質問であります、新ごみ処理施設のリサイクルセンターについて、4つの項目に質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

なお、きのうも他の議員からこのリサイクルセンターについての質問がなされているわけですが、重複する部分もありますけれども、ご容赦を願いたいというふうに思います。

1点目の白馬リサイクルセンター建設に関するご質問、昨日の篠崎議員の質問に対する答弁と重複いたしますけれども、よろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

まず、1点目の北アルプス広域連合で建設を進めておりますごみ処理施設の供用開始予定についてでございますが、現在、大町市源汲地区で進められております新しいごみ焼却場につきまして

は、急ピッチで工事が進められております。建物本体も少しずつ姿をあらわし始めております。工事の進捗率は40%ほどで、今のところ大きな遅れもないことから、予定どおり来年3月には一部試験運転、ごみの受け入れを開始をし、7月末までに全ての工事を完了し、白馬、小谷を含めたごみの全量受け入れは8月から行う予定であります。

現状では計画どおり進められておりますことから、それに向けたごみ収集体制の整備についても、引き続き努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

2点目の新リサイクルセンターの稼働延期の報道と、それにかかわる経過についてのご質問で答えをいたしますが、まず、稼働延期の経緯につきましては、8月4日、報道がされる前に開催をした全員協議会での説明のとおりであります。新リサイクルセンター建設にあたっては、現在の清掃センターと同一敷地を利用する計画で進めておりますが、この敷地については、昭和58年に賃貸借契約を締結をし、清掃センターを建設をさせていただいた上で、現在まで至っているものであります。ただ、登記上は89名の共有地で、このうち大半が未相続のままの名義人だったことから、当時、賃貸借契約の締結にあたっては、地元八方口区その当時の役員の皆さんからも後ろ盾になっていただいて契約を行なった経過でございます。また、契約は平成55年まで、今後27年間の期間が残っていることから、村といたしましても、この契約に基づいて北アルプス広域連合に土地を提供することにより、リサイクルセンターの建設には何ら支障がないものと考え、地元の皆様とも前向きに協議を重ねてきたところであります。

一方で、今回の事業主体、発注元となる北アルプス広域連合としては、新しい施設の建設にあたっては、登記名義人全員の承諾が必要であるとの見解に立ち、この承諾が得られるまでの間、工事の着工を延期するとの考えが示されたのは、7月の下旬でありました。着工直前での方針の変更に、私どもも非常に戸惑い、何とか早期着工ができないものかと3市村において検討してまいりましたが、最終的にはさまざまな手続の上でも、全地権者の承諾が必要との結論となり、この手続に要する間、工事を延期するに至った次第であります。

今回の件につきましては、事業主体である北アルプス広域連合との間で着工に当たっての見解の相違もありましたが、用地に関する課題を早い段階から双方で共有できていなかったことも一因であり、その点に関しましては、地元自治体としておわびを申し上げるところであります。

3点目の通称オリンピック道路、白馬大橋、山麓ごみ処理施設の東側の道路は、正式に村道認定はされているかとの質問であります。昭和57年3月の定例議会に提出され、同年3月30日に議決を受け、4月1日に告示をされております。村道0105号線は、昭和62年2月の国体に間に合わせるように事業を進めておりました。また、白馬大橋前後の道路改良につきましても、白馬大橋が竣工をした昭和61年11月に完了し、昭和61年12月22日に区域を決定し、供用を開始をしているところであります。

4点目のリサイクルセンターの建設延期による住民説明会についての質問であります。この

件に関しましては、新たに住民説明会といったものを開催する予定はありませんが、今まず優先して行わなければならないことは、昨日もお答えをいたしましたとおり、これまで迷惑施設として清掃センターを永年にわたり受け入れをいただいた地元八方区や地権者の皆様のご意見を伺った上で、登記名義人全員の承諾を得る方策を、まずは検討をしていかなければならないことでもあります。それと同時に進めていかなければならないことは、リサイクルセンターの稼働が延期されたことに伴う受け皿の確保であります。

現在、受け入れ停止後の現清掃センターの空きスペースや周辺の倉庫等を活用して、資源物のストック及びパッカー車待機による可燃ごみの収集を行うことを計画しておりまして、極力、村民の皆様のご利用に影響が及ばないよう配慮していきたいというふうに考えております。

そのためには、必要な情報については、広報や行政のホームページを通して村民の皆様にお伝えをしていきたいというふうに思いますので、ご理解をいただけますようお願いいたします。

以上で2問目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。横田議員の質問時間は、答弁も含め、あと3分です。横田議員。

**第7番（横田孝穂君）** 時間がないようでございますので、途中で質問切れになると思いますが、質問させていただきます。

これは、余りにも直前の話で、どうしてもっと早くわからなかったのかということでもあります。非常に疑問のあるところでございます。

それから、今現在、11件の地主との契約とのことでありますが、登記上は89件の共有地となれば、11件の地主さんにおける登記事務が短期間において申請のある登記事務が可能であるかということでございます。

次に、早期の開設は当然難しくなるし、村が思っているような簡単な問題ではないと思いますし、簡単に89件の共有地といえども、何代も前の名義人であり、現在の新憲法下では、兄弟平等の相続権が発生し、相続は第6親等までの相続権となり、恐らく数百人にも及ぶのではないかと考えられますし、相続人を決定する解決は非常に困難極まり、膨大な経費と時間を要し、最終的には解決不可能な問題ではないかと非常に危惧をされます。その不透明な関係については、今後においてはどのように判断されるのかということでございますが、次に、通称オリンピック道路、白馬大橋、山麓ごみ処理施設東側の道路においても、村道とされているが、その場所についても、89件の共有地であります。今後大きな課題であり、この現地においても、今現在、借地料を払っているのではないかとと思いますが、その点についてもお聞きしたいところでございます。

このような地主さんの財産問題に、仮に村が携わり、村の公費をかけることはないとは思いますが、その点はどうなのかということでございます。この計画地である白馬山麓環境施設組合跡

地は断念し、新たな場所でありますところの本村の村有地、あるいは松川左岸村有地利用の検討も、これからは検討していく一つの課題ではないかと考えるところでございますが、村長のお考えをお伺いをいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 村長。

**村長（下川正剛君）** 先ほど答弁でも申し上げましたけれども、今現状は、あの12名の方々が当時、白馬村の迷惑施設というような中で受け入れていただいて、今まで借地として使わせていただいているわけでございます。そういったことも最優先に置きながら、地元の地主の皆さん方と話し合いを進めてまいりたいというふうに思っております。まず、先に……

**議長（北澤禎二郎君）** 村長、質問時間終了しましたので。

**村長（下川正剛君）** 横田議員の言っている意味もよく、十分わかりますが、基本は今の地主の方々を最優先ということで対応してまいりたいというふうに思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 質問時間が終了しましたので、第7番横田孝穂議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時07分

**議長（北澤禎二郎君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第6番加藤亮輔議員の一般質問を許します。第6番加藤亮輔議員。

**第6番（加藤亮輔君）** 6番、日本共産党、加藤亮輔です。

私は今回、3問について質問したいと思います。

最初は、ごみの処理問題についてです。

来年の8月から大町市でのごみ焼却処理が一本化されます。それに伴い、村内の収集体制を検討し、次の2点の質問をいたします。

昨日の行政区の問題の質問にも関連します。

私の調査では、行政区加入率は約57%、2,300世帯に対し、未加入世帯は1,700世帯です。地区のごみ収集所は、原則未加入者の使用は禁止のような感じになっています。未加入者もちろん村民です。村は、この未加入者1,700世帯のごみ処理をどのように行うのか伺います。57%の算出は、村のホームページの人口のページから転記し、加入世帯数は行政区の紹介のページから転記しました。それを計算して57%をはじき出しました。

2番目、行政区未加入世帯の方々にごみ処理方法をどのように周知徹底されるのか。

2点伺います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 加藤亮輔議員のごみ処理問題について、2つの項目に質問をいただいております。

ますので、順次答弁をさせていただきます。

最初に、行政区未加入世帯のごみ処理の仕方をどのように考えているかというご質問であります。まず、これまでの本村のごみ収集に関しましては、ご承知のとおり、行政区において設置、管理をいただいている集積場を行政収集の対象とし、行なっておりまして、ごみ収集所の管理については、分別徹底のルールやごみ袋記名式の導入等により、行政区役員の皆様には本当にご苦勞をいただいている状況であります。行政区を通じた横のつながりにより、集積場の適正な運営ができてきていると考えております。

一方で、行政区の未加入世帯のごみの排出につきましては、これまでもいろいろなご意見を賜っておりますが、その受け皿として、ごみ処理の広域化に合わせて行うこととしたのが、パッカー車待機による積みかえ方式でありまして、行政区加入の有無にかかわらず利用できますので、ある程度の効果は期待できると見込んでおります。また、場合によっては将来的に村民利用の利便性を確保していく施策を検討する必要があるかもしれません。その点に関しましては、来年度設置されるパッカー車待機場場の利用状況を見ながら判断をしまいたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、行政区の未加入世帯者のごみ処理の方法をどのように周知徹底をされるのかという質問であります。行政区の未加入世帯に対する行政情報の伝達については、ごみ処理にかかわらず、非常に難しい面もありますし、課題もあると感じておりまして、昨日の一般質問にも出されました行政区未加入問題として答弁をした内容にも重なる部分もございますが、必要な情報については、行政ホームページ、広報はくば、行政無線、ユーテレ白馬、行政フェイスブックなど、あらゆる伝達手段を使って、広く周知をしていくことが重要であります。また、その中でごみ処理に関する事項につきましては、行政区未加入世帯の多くは、白馬山麓清掃センターを利用されている可能性が高いことから、清掃センターが稼働している間については、その窓口を通じて、しっかり周知をしていくことも一案であるというふうに考えております。

また、新規転入世帯に対しましては、現在、転入手続の際にごみの出し方ガイドブック等を配布をし、指導に努めておりますが、今後はさらに丁寧な説明に心がけ、本村のごみ処理について理解を深めていただけるよう努めてまいりたいというふうに思います。

さらに、よくご指摘をいただくのが、アパートなど、借家にお住まいの方への周知不足であります。これらの世帯は比較的短期で、住所移転される方がいますし、行政区に未加入の方が多いと考えられます。今後はアパート等、借家を経営されている家主や管理されている方などに対して、村から直接説明をさせていただく機会を設けさせていただき、さらに入居者に対しては、家主等を通じてしっかりと周知指導がなされるような体制を築いてまいりたいというふうに考えております。

ごみ処理広域化では、1年を切っておりますが、これらの課題は広域化の有無にかかわらず、

取り組んでいかなければならないわけではありますが、課題でもあります。今後も引き続き適切なごみ処理がなされるよう、担当課を通じてしっかり対応してまいりたいというふうに思っております。よろしくお願いをいたします。

1点目のごみ処理の質問に対しての答弁とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。加藤議員、質問ありませんか。加藤議員。

**第6番（加藤亮輔君）** ご返答いただきました。

これについては、再度、再質問をさせていただきたいと思います。

まず最初に、今の集積場の状況を説明したいと思います。

皆さんに資料をお配りしましたが、表1をごらんください。これは先ほど言ったような形で計算をいたしました。

世帯数全体で4,050世帯、これで加入世帯が2,317で、未加入世帯が約1,700世帯あるという感じで、それにあわせてごみの集積場が村内に55カ所、ステーション方式10カ所という状況です。それで今、ごみを出すのにあたってどういう問題があるかということです。

この集積場の中で、割合、利便性の高いのは内山地区、ここは22世帯で2カ所あります。南、北、2本の道路にそれぞれ設置されています。また、通区は9世帯で西通り、東通りにそれぞれあります。キタヌマ、青鬼、野平の小さな集落も、そんなに問題はないと思います。また、堀之内区、ここは85世帯5カ所、深空は258世帯5カ所、森上区は181世帯で4カ所、塩島区は69世帯で3カ所あります。この辺もまだそんなに大きな問題にはならないと思います。

しかし、それ以外の世帯数の多い、人口の多い区、また面積の広い、それからまた形状などによって、今の設置数では不便と感じている区も多数あります。また、もう一つの見方をすれば、統一処理をする大町市の集積箇所ですけれども、約2,000カ所と聞いています。それに引きかえ、白馬村は先ほど言いましたように65カ所です。大町市の世帯数と白馬村を比較すると、大町市は1万1,808世帯で2,000カ所ですから、大体6世帯に1カ所の割合で設置されています。白馬村は4,050世帯65カ所ですから、62世帯で1カ所です。大町市の10分の1という状況です。それと、佐野、沢渡などを例にとって見ても、佐野、沢渡は国道で分断されています。西側にそれぞれ1カ所あり、東側の区民はきっと不便を感じていると思います。この辺の不便さはほかの区でも同じような状況です。

そこでお聞きしますが、当局として、今の65カ所の設置数で十分来年の8月の統一について不便を感じていないという見解か、それとも、何とかもう少し完備したいという見解か、その辺をまず伺います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。矢口住民課長。

**住民課長（矢口俊樹君）** それでは、ただいまの加藤議員のご質問に対しまして、担当課であります住民課のほうから、私のほうからお答えをしたいというふうに思います。

まず、集積場の数が十分充足をしているかどうかという部分についてでありますけれども、確かに大町市等と比べれば、まだまだ足りないという部分もございます。

白馬村のひとつ特性といたしましては、これは皆様ご承知のことと思っておりますけれども、約半分近くが直接現在の焼却場へ持ち込んでおられる方が多いという実情もございます。集積場の利用されている方との割合も大体半々ぐらいだというふうに思っております。まずその部分の、直接搬入の部分の受け皿をどうしていくかという点について、広域化の話が出てきたときから、ひとつ課題で上がってきた部分であります。その部分の受け皿として上がってきたのが、先ほど村長の答弁にもございましたけれども、パッカー車、待機をさせて、そこに持ってきていただく方法ということをやろうということになりまして、当初このパッカー車を待機させる方法というのは、案ではありませんでしたけれども、どうしてもそういった受け皿も必要ではないかということの中から、これも設置をして運営をしていくという考えで現在来ておるところでございます。それに加えて、地区の集積場につきましても、当然今の数ではまだ足りないという部分も認識はしておりますので、その一つの考え方として、小さい単位、グループでもできるようなものかどうかということで、小規模ステーション方式というものを一昨年から試験的に始めまして、既にことしまで10カ所ほど導入をいただいているところもございます。ただ、当然設置の場所の問題等々ございますので、一気に進んでいくという状況にはなってはおりませんけれども、そこら辺、現在、地区の区長さん、窓口になっていただいて、なるべく今後ふやしていきたいというような意向で取り組んでいただいている地区もございますので、それを行政側のほうでフォローするような形で今後進めてまいりたいなど。

理想としましては、大体隣組というのがどこの地区にもあると思うんですけれども、隣組に1カ所ぐらいあってもいいのかなという思いは持っております。大きなものを一つ持って、大量といえますか、たくさんのごみを一気に受け入れる施設も当然一長一短がありますし、逆に小さい施設を数多く設置をしていきたいという、そういう考え方もあろうかと思っておりますので、そこら辺は地域の意向も尊重しながら、担当課として対応してまいりたい、そういうふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。加藤議員。

**第6番（加藤亮輔君）** 今、パッカー車の問題も出ましたが、今度は税金の使い方に不公平がないかという観点からちょっと質問したいと思います。

地区の加入者はごみ集積場が用意されています。未加入者はパッカー車積みかえ所まで運ぶシステムです。当然車が必要になります。しかし、車のない方、運転できない方もいます。ごみの排出場所として近くに用意されている村民と、遠くのところにしか排出できない村民の不公平が生まれるのではないかと。この辺はやはり改善すべきだと思います。

もう一つは、集積場の設置についてですが、白馬村ごみ集積場設置補助金交付要項第4条に、

補助率は事業費の4分の3以内とし、補助金の限度額は300万円とすると決められています。村の税金が4分の3使われているのに、その施設を未加入者は利用できない不公平感もあります。加入、未加入を前提とせず、集積場の維持管理に協力する、排出ルールを守るが基準ではないかと考えます。村は、村民に対して公平な事業を行う原則から考えても、問題だと思えます。本来なら、村の責任で誰でも利用できる集積場を設置すべきと考えますが、今回はこの不公平について見解を伺います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。矢口住民課長。

**住民課長（矢口俊樹君）** ただいまの加藤議員のご質問でございますけれども、根本からいくと、やはり行政区の問題にというものに絡んでくる部分もあろうかと思えます。ただ、これまでの経過の中で、地区の集積場というものは、それぞれの地区の、地域の皆さん、行政区の皆さんで管理運営をしていただいて、それなりに適正に管理をここまでされてきているという経過もございます。

先ほどパッカー車積みかえ所までは距離もかかってしまうのではないかというご意見もいただいておりますけれども、ひとつ村として誰でも利用できる設備をつくっていくという観点に立ちますと、どうしても各地区に何か所も大きな集積場的なものは、なかなか難しいというように考えておまして、全体的に利用できるものを1カ所、あるいは先ほど村長の答弁にもありましたとおり、今後の利用状況なんかを見まして、場合によっては複数箇所、今後設けていくことも検討し、そういった中で、区の加入、未加入にかかわらず、広く利用できるような設備は、今後検討していかなければならないのかなというふうには考えております。

単に地区の集積場の利用できる、できないについて、それによって公平であるとか不公平であるという考えは私どもは持っておりませんので、よろしくお願ひしたいと思えます。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。加藤議員。

**第6番（加藤亮輔君）** 次に、今度、集積場の建設費用の問題からちょっと質問したいと思えます。

建設費用、1カ所300万円の補助金を出していますが、片方で今、課長が述べられたように、ステーション方式もあります。これは大体十数万円で一つできると思えます。だから、こういう使い方もできるかなと。300万円のお金を使えば25カ所ぐらいの集積場の費用が出るのではないかと思えます。

みそら野区の集積場がなかなか決まっています。ここは別荘の管理事務所に1カ所あるだけで、1カ所もないという状態です。そのできないイメージが、やはり集積場は汚い、臭い、迷惑施設だとの感覚があるからではないかと思えます。しかし、村にもログハウス風のおしゃれな和田野の集積場、小規模リサイクルセンターも完備している沢渡区の集積場、ここのところをみそら野の住民、まだできていない住民に見学に行ってもらって、同様にやるようにするか、また

は6軒以上のステーション方式の収集方法をきめ細かく説明して、設置場所を一つ一つ確認していかなければ、来年の夏には間に合わないと思います。

飯田区の450世帯に次ぐ、みそら野は423世帯あります。それに加盟率から言いますと、飯田区は60%ですが、みそら野区は50%です。この違いから来る話し合いの時間は、相当長くかかると思います。本当に腹をくくって取り組んでいかなければ、間に合わないと思いますので、積極的に冬のさなかも取り組んでいただきたいと思います。

時間がないので、次の質問に移ります。

次は、障がい者の就労についてです。

障がい者対策の法整備が進められていますが、村の対応が遅れていますので、今年の6月議会に引き続き、この障がい者の雇用について質問します。

前回にも説明しましたが、障害者雇用促進法で地方公共団体は2.3%の雇用率が義務づけられています。しかし、本村は1名の雇用で0.84%。県内64の適用自治体中、61位と、障がい者の雇用に消極的な状態が続いています。来年度は法令遵守の立場からも、2名雇用し、2.3%の法定雇用率を達成すべきと考えます。

今年の6月議会で研究検討するとの答弁をいただいています。来年度に向けて、障がい者の方々が応募しやすい環境づくりの広報活動や仕事の紹介など、どのような改善をしたか伺います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 2つ目の障がい者対策の法整備が進められていますが、村の対応がなぜ遅れているのか、来年度に向けての障がい者の方々が応募しやすい広報活動、仕事の紹介など、どのような対策を実施したかの質問であります。来年度の職員採用に係る募集は、一般事務職の社会人枠、保育士をそれぞれ若干名採用することとし、7月3日から8月10日までの間、申し込みを受け付け、この17日に1次試験を実施することとしております。募集につきましては、現在の職員構成の中間の年齢層が薄いことから、社会人枠をふやし、応募できる年齢層の範囲を拡大したことにより、障がいを持つ方を含む多くの方に応募していただけるよう募集をしたところですが、今のところ、1次試験に関しては、障がい者の雇用の促進等に関する法律に規定されています障害者の募集に関する合理的配慮の提供義務であります問題用紙の点訳や音訳、拡大印刷文字での受験や拡大読書器の利用などに関する相談や申し出はなく、障がいを持つ方が応募されたかどうかにつきましてはわからない状況であります。

また、障がい者の雇用については、以前からハローワークにも相談などしており、昨年度から障がいを持つ方の雇用について、ハローワークから当村に打診がありました。当村としても、通年で雇用させていただきかけたわけではありますが、その方は村外の方で、本人と話をしていく中で、冬の通勤が難しいなどとのこともあり、本人のご意向もあり、雇用までには至らなかったことがありました。

今後、村といたしましては、来年度、障がいを持つ方の職員採用の一步として、障がい者枠での臨時職員、あるいは嘱託職員の募集を考えております。今年度、庁内の事務事業量の調査にあわせ、業務の洗い出しを行い、業務内容を明確にし、障がい者枠を設け、積極的に募集を行いたいというふうに考えておりますし、最終的に正規職員への雇用ができればというふうに考えもあります。

加藤議員のご質問の応募しやすい広報活動、仕事の紹介など、どのような対策を実施したのかとのことでありますが、ただいま答弁させていただいたとおり、来年度応募するに当たり、今まで同様の広報となりますが、広報はくばや村ホームページへの掲載、行政無線やケーブルテレビによる放送、ハローワークへの求人などがあり、できる限り詳細に仕事の内容や職場の環境など紹介をし、特にハローワークの協力をいただきながら応募しやすい環境を整えてまいりたいと考えております。

また、加藤議員から昨年度ご提案がありましたチャレンジ雇用につきましては、先ほど答弁したとおり、来年度業務量調査の洗い出しの結果にもよりますが、臨時職員、あるいは嘱託職員の募集を行う予定であり、チャレンジ雇用の枠にとらわれず、広く行うことでの雇用を考えているところであります。

2つ目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。加藤議員、質問ありませんか。加藤議員。

**第6番（加藤亮輔君）** 来年度から障がい者枠での募集を始めるということで、私は大きな前進だと思います。村内にもたしか560数名の障がい者の方がいらっしゃいます。これからまた毎年、一定の数の障がい者の入学者もいます。そういう中で、やはり役場の中で障がい者の方が同じように健常者の方と働いている、そういうところを誰もが見るということは、非常に村づくりにとっても重要なことだと思います。いろいろ言われますが、共生社会をつくるだとか、ユニバーサルデザインのまちづくりを始めるとかというようなことを言われますけれども、やはりそういう人が実際、業務に携わるということは、非常にそういう分野における事業化に向けても、非常に私は大切なことだと思います。

時間がこれありませんから、次の質問に移らせていただきます。

次は、3番目の災害が予想される時点での広報と避難所対策についての質問です。

午前中にも質問がありましたが、全国各地で大規模自然災害が多発する中、村民の安心・安全を守る対応は一番重要だと思います。

そこで、次の3点を質問いたします。

1点目、風水災害の危険が予想される発表があった時点で、村民へ正確な情報を速やかに行う必要がありますが、当局は当該地区への住民へどのような方法で周知徹底するか伺います。

2点目、以前の第1次避難所、第2次避難所が指定緊急避難場所、指定避難所へと名称変更さ

れました。また、一部地区では指定緊急避難場所、指定避難所の場所も変更されています。変更にあたっては、居住者と協議するのが基本と考えますが、地区と綿密な協議を行なったか。また、変更地区の住民にどのように周知したか伺います。

3点目、村が指定している指定緊急避難場所は、立地的にも強度的にも最適地と考えているのか、それとも、言葉的にちょっと不的確かもしれませんが、適当な施設がないから指定したのか伺います。また、最適地でない地域の避難所を今後どのように整備していくのか、あわせて伺います。

以上3点、よろしく申し上げます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 災害時の広報、避難所対策について、3つの項目を質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

1点目の風水災害の危険が予想される発表があった時点で、村民への正確な情報を速やかに行う必要がありますが、村は当該地区の住民へどのような方法で周知徹底するのかについてですが、田中榮一議員の答弁と重複しますが、村からの基本的な住民への周知といたしましては、行政無線での放送、各区長への連絡及び情報収集、村のホームページやフェイスブックなどへの掲載、ケーブルテレビでの放送、マスコミへの情報提供をし、ニュースなどによるマスコミからの周知などがあります。また、各福祉施設には、担当課から連絡をし、現状の把握に努め、特に支援や配慮が必要な方には、直接担当課などから連絡をとることとしています。学校関係では、きずなメールなどで周知をしており、現在の村からの情報発信できる手段を全て活用し、周知を図っているところであります。

4月1日の大雨時に流れましたJ-A L E R Tについて話をさせていただきますと、全国瞬時警報システム、J-A L E R Tは、弾道ミサイル情報、津波警報、緊急地震速報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を国から送信をし、市町村防災行政無線を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステムであり、当村においても、7月1日午前2時55分に土砂災害警戒情報が発令したことにより、当村の行政無線を通じて自動的にJ-A L E R Tが流れました。当村では、J-A L E R Tで発信をする25情報のうち、津波注意報や噴火警報など、当村に関係のない情報を除く9情報が自動的に防災行政無線により流れる設定となっております。

2点目の、以前の1次避難所、2次避難所が指定緊急避難場所、指定避難所と名称が変更をされました、また、一部地区では指定緊急避難場所、指定避難所の場所も変更されている、変更にあたっては、居住者と協議するのが基本と考えるが、地区の綿密な協議を行なったのか、また、変更地区の住民にどのように周知をしたかについてであります。国では、平成23年3月に発生をいたしました東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年6月には災害時における緊急の避難

場所と一定期間滞在して避難生活をする学校、公民館等の避難所とを区別するため、災害対策基本法の改正により、指定緊急避難場所及び指定避難所と名称が改められ、当村としては、白馬村防災計画の見直しとあわせ、平成28年9月に各区長宛てに指定緊急避難場所及び指定避難所の選定について通知をし、11月の地区役員懇談会の折にも、地区役員にも説明をさせていただき、各地区での検討をしていただき、その結果を受けて、今日の指定緊急避難場所及び指定避難所となっているところであります。

住民への周知につきましては、村ホームページ、くらしの便利帳で周知をしているほか、見直しを行なった防災計画の改善点にあわせて広報はくばなどにも掲載をし、周知をしていくこととしております。

また、3点目の村が指定をしている指定緊急避難場所は、立地的にも強度的にも最適所と考えているのか、それとも、適当な施設がないから指定したのか、また、最適地でない地域の避難所をどのように整備をしていくのかについてであります。指定緊急避難場所及び指定避難所の指定は、平成28年9月に各区長宛てに通知をした際に、今まで各地区で出されていた意見、要望や土砂災害警戒区域、避難所となる建築物の建築年数など考慮し、当村としての案をお示しをし、決定をしたところです。

質問の、立地的にも強度的にも最適所と考えているかの質問であります。ただいま答弁をしたとおり、現時点では指定緊急避難場所においては、立地的に最適所であると考えておりますし、指定避難所においては、立地的にも強度的にも最適所であるというふうに考えているところであります。

加藤議員の3つ目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。加藤議員、質問ありませんか。加藤議員。

**第6番（加藤亮輔君）** 少し具体的に聞いていきたいと思っております。

私がつくりました表3をごらんください。裏面に掲載されています。

地区名、それから変更になった指定緊急避難場所、以前の避難所と3つの項目に分かれています。そして、日本全国的にも見ても、最近、短期記録的大雨警報、そういう形の雨の降り方が非常に多いです。白馬村でもこの6月から7月にかけて、豪雨がありました。全量で472ミリ。ただ、これは6日間かけての合計雨量でしたので、まだそんなに災害が起きなかったと思っております。もし、この472ミリが1日、2日の間に降れば、相当な被害が出ていたと思っております。

そのような状況の中で質問させていただきます。

今、村民に知らせる一番の手段は、防災行政無線だと思います。その防災行政無線の設置は、2,150世帯で設置されています。また、未設置世帯は約1,700世帯あります。1台4万円として6,800万円です。

提案ですが、未設置世帯全てにこの防災無線を貸与してはどうかという提案です。広報スピー

カーを増設しても、雨降りのときはみんな窓を閉めています。きのうの答弁でもありましたが、ケーブルテレビ、それからテレビ、こういうものはスイッチを入れておかなければ音が出ません。そしてまた、大体50%から60%の普及率です。そういう状態の中で考えると、この防災行政無線を最大限に生かせば、私は緊急の避難時に大部分の村民に連絡できると思います。また、白馬村は情報伝達が全ての村民にできていない状態がずっと長年続いています。この防災無線を全世帯に設置すれば、村民への情報伝達は、質、量とも大幅に改善できるメリットも生まれます。ただ、聞こえに問題のある人へはファックス通信で対応することを忘れてはいけません。このことは検討する価値があると思います。いかがでしょうか。

もし、別の方法で全村民に緊急に連絡できる方法があれば、また考えていけば、あわせてお答え願います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** ただいまの加藤議員の災害時等の住民への情報伝達という点についてお答えをさせていただきたいと思います。

国では、これは避難時における伝達手段と方法ということで、ガイドラインが出されております。これは全国見ても、自治体、自治区への加入率等の影響もあるかもしれませんが、そのガイドラインでいきますと、避難勧告等を居住者、施設管理者等に広く確実に伝達するため、また、停電や機器、システム等に予期せぬトラブル等があることも想定し、共通の情報を可能な限り多様な伝達手段を組み合わせることが基本ということで国のほうではガイドラインに定めております。

村の情報伝達につきましては、先ほどの村長の答弁のとおりでございますが、その中で今回提案されました防災行政無線の全戸配置という点でございますが、今現在、同報無線についてはアナログ波を使っているということで、これは将来的にはデジタル波への切りかえという部分もございまして。現時点で全戸に配るという部分については、保有している数からしても、非常に厳しいものと考えておりますし、どこまでが配れる範囲になるのかという部分についても、議論が必要になるかとは思っています。

したがって、現時点では先ほどの答弁にありましたように、できる限りの媒体を使いながら住民に周知をするという国のガイドラインに沿って行うものと考えております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。加藤議員。

**第6番（加藤亮輔君）** できる限りの情報伝達で済むような状態が長く続くことを私は祈りたいと思います。

次に、避難所の問題ですが、表をごらんください。表3をごらんください。

この表の変更した地区ですけれども、ここに1から4が載っています。沢渡区が以前はスノー

ハープでした。それが貞麟寺のほうへ変更になっています。これはどういう理由から貞麟寺に変更したのかお答え願います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** 今、例に出されたのは沢渡地区であります。これは全地区に共通して言える部分でありますけれども、先ほどの村長の答弁にもございましたように、昨年9月に各区長宛てに防災計画の見直しにあわせて、指定緊急避難場所及び指定避難所について、各地区に村の考え等を示させていただきました。9月の通知の中で、11月に地区役員の懇談会というのを開いております。その席上で、地域でいろいろな議論をされたと思いますが、どこがよろしいでしょうかというようなものを各地区にお聞きをしまして、変更した場所については、その経過から変更したということでございます。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。加藤議員。

**第6番（加藤亮輔君）** そうすると、各区のほうから出たというような感じで、提案されたということでもいいのでしょうかね。

それとあわせて、どんぐり区の方に聞きましたら、どんぐり区は岩岳の駐車場からふれあいの杜駐車場に変わっています。区民の人から聞いた中では、ウエステンテラスが指定箇所だという方もいますけれども、この辺、周知徹底がされていないと思うんですけれども、先ほどの沢渡だけではなくて、区のほうから出されたのか、また、どんぐり区についてはウエステンテラスと聞いていますけれども、その辺は間違いなくふれあいの杜駐車場でいいのか、この2点を伺います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** ただいまのどんぐりの件でございますけれども、確かに話の中で、ウエステンテラスというお名前は出てまいりました。ただし、どんぐり区も下にいる方もいらっしゃいまして、下の方がわざわざ上のウエステンテラスまで行くのはいかがかというような意見も出されました。それで、最終的に、第一義的にウエステンテラスに行く方もいらっしゃるということもありまして、地区の中ではどういう区切りをしたのか、していないのかは、ちょっとこちらのほうでは判断はしておりませんが、一旦そこに集まりながら、皆さんで村が指定をいたしましたふれあいの杜に移動していただきたいと。これにつきましては、地区の役員さんも、そういう考えであればいいということで、こちらのほうも全員が一度にふれあいの杜というところまでは非常に厳しいでしょうということで、これはどんぐりに限らず、ほかの地区でも、一旦公民館に集まってからみんなで移動するという小集落の地区もありますので、基本的には各地区の意見を聞いて決定をしたということでございますので、よろしく願いいたします。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。加藤議員。

**第6番（加藤亮輔君）** 質疑の質問に移ります。

次は、この二項目のところのまとめですけれども、飯森公民館、森上、塩島基幹センター、切久保公民館と新田、落倉公民館です。ここは、19年に行なった耐震診断で倒壊する可能性が高い建築物というふうに報告がありました。この辺は、こういう倒壊する可能性が高い建築物に指定したというのは、どういうことですか。

また、瑞穂、八方口、大出、ここは81年以降に建設されたということで、耐震診断はきつとしていないと思うんですけれども、ここは耐震診断をする予定はあるのか、ないのか。

その2点伺います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** ただいまの2点のご質問でございますが、まず加藤議員つくられた資料につきましては、指定緊急避難場所というところで名前のほうを列記していると思います。そもそも指定緊急避難場所とはという部分ですが、危険が切迫した状況において、住民等が緊急に避難する際の避難先として位置づけるものであり、住民の生命の安全と確保を目的とする場所。指定避難所とはというところになりますと、これはもう一つのほうですけれども、災害の危険性があり、避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させることを目的とするための施設、または建物というところがございますので、確かに指定緊急避難場所、現在各地区にある現有施設を考えますと、場所については公民館の中、または災害の状況によっては建物の外ということも考えられようかと思えます。それともう一つの施設につきましては、これは公的な施設であれば、村としての考え等を出せる部分になろうかと思えますが、こちらに載っている公民館等でも、改修を予定しているという地区もございますので、その辺につきましては、各地区の意向も伺いながらということになろうかと思えます。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。加藤議員。

**第6番（加藤亮輔君）** 今、答弁の中で、公的施設ということ述べられましたけれども、この避難所というのは、そもそも行政が一定の予算を割いて住民のために、災害が起きたり、そういう緊急なときに待機していただく場所だと思います。それを白馬村の歴史の中で公民館がその代用をしているというのが現在だと思います。だから、各地域でつくった建物だから、その地域が面倒見るという、それだけで考えるのはちょっと区民にとっては納得のできないところだと思います。

それで、次の質問に移ります。

次の枠のところをちょっと見ていただきます。佐野から青鬼までです。佐野はスノーハーブ、みそら野はグリーンスポーツ駐車場で、嶺方はウイング21で、通と立の間は青鬼、ここは北部

グラウンドが指定されています。みそら野の国道に近いみそら野のところはグリーンスポーツの駐車場はまだ近いんですけども、佐野からスノーハープにしても、嶺方からウイング21にしても、この下の通、3カ所のところは北部グラウンドへ行く、これは相当の距離があります。こういう距離のことは避難所を決めるときの一つの課題にならなかったかどうか。それと同時に、次のところもいきます。次のところは、名鉄からどんぐりまで載っています。それで、このところ、名鉄にしても、グリーンスポーツの駐車場、それから、みそら野も同じです。エコーランドは体育館の跡地、和田野も第5駐車場で、先ほど言ったように、通から野平までは全部北部グラウンドです。それで、どんぐりもふれあいの杜の駐車場というふうになっています。

この災害というのは、私もここに書きましたけれども、地震もあれば、暴風雨、大雨の災害もあります。こういう外を安否確認のために、建物もない外を避難所に指定するというのは、やはり私はいかがなものかと。災害のときは、割合みんな焦っています。そして、歩いていけない人もいるし、車で行く人もおる、それから夜だったら真っ暗になる。そういうところを考えれば、こういう遠いところとか、それから屋外のところを指定するのは、私はいかがなものかと思えますけれども、その辺は、この10カ所ぐらいの場所なんですけれども、どういう見解でこの場所を指定したか、あわせてご返答をお願いします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** ただいまの質問の前に、先ほどの避難所の関係で、公的施設という言い方で、ちょっと説明漏れがありましたので、避難所として村が指定している場合の避難所の運営につきましては、当然のことながら村が行うこととなりますので、その辺につきましては補足をさせていただきます。

ただいまの2点、まず距離の関係でございますけれども、これも先ほどの、私、どんぐりで答弁させていただいたのと同様で、地域のところで話をした中で、一旦公民館等を集まって、みんなその指定緊急避難所に向かうということであれば、地区としては問題ないだろうということで、これについても各地区の懇談会の中でそれぞれ意見交換をする中で協議はいただいたというところでもあります。したがって、ここに来る前段で皆さんで集まってどういうふうに移動するのか、時間帯が厳しいのであれば、一旦皆で落ち着いた後に行動しようというようなことを懇談会の中で話をしておりますので、その辺についてはご理解はいただいているものかと思えます。

最後に、屋外というところではありますが、これも先ほどのそもそも指定緊急避難所というところの定義におきまして、住民の安全の確保を目的とする場所ということで、一旦指定緊急避難場所に集まると。ただ、それが長期的なことになると指定避難所ということで、これについては、建物の中に移動するというところでありますので、災害の、いわゆる一定期間、避難所として運営するものについては、全て建物の中ということで指定をさせていただいておりますことをご理解いただきたいと思います。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。加藤議員の質問時間は、答弁も含め、あと5分です。質問ありませんか。加藤議員。

**第6番（加藤亮輔君）** いろいろ問題、避難所に関しての問題を提起しましたが、今いろいろその地域の住民の方々と協議して、それで集まってそこへ、避難所へ行くとか、そういう余裕のあるときはいいんですけども、また、そういうぐあいに集落の固まった集落だったらそういうことはできると思うんです。でも、落倉とかみそら野とか、点在して住宅、自営業者の店があると、そういうところでは、なかなか協議していくというようなことはできないと思うんですがね。やはりきちっとした場所を、最悪というか、そういう条件、夜で雨が降って非常に暗いという、そういうことを設定して避難所を指定していってもらいたいと思います。

それで、沢渡からこのどんぐりまでずっと並べましたけれども、一つの避難所に2つの問題を抱えているところもありますし、全体で見ると、私は30ぐらいの地区が避難所に対して何らかの問題があると思います。

そこで提案ですけども、やっぱり村民の安心・安全を守る、これは午前中の質問議員も一緒だと思いますけれども、これは最優先の課題だと思います。最優先に解決せないけない事業もあります。そこで、こういうぐあいに問題がある以上、早急にこういう検討委員会を立ち上げて、今後の避難所のあり方をどうするのかというようなことを研究、建設に向けての検討委員会を立ち上げる、そういうことを私としてはお願いしたいんですけども、村長の見解としてはいかがでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 下川村長。

**村長（下川正剛君）** 今、加藤議員からの提案であります。また今回集落懇談会等々ありますが、そこら辺でもう一度、地区の役員さんとの確認をいただく中で検討してまいりたいというふうに思っています。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。加藤議員、質問ありませんか。加藤議員。

**第6番（加藤亮輔君）** あと1分しかありませんから、意見として聞いていただきたいと思います。

やはりこの避難所等、防災無線による全村民への伝達、連絡、これは行政として私は最優先で取り組んでいただきたいと思います。そして、このことが安心・安全な村づくりの基本中の基本だと思います。これなくして世界水準の観光地なんていうことは言えないと私は思います。

以上で質問を終わります。

**議長（北澤禎二郎君）** 質問時間が終了しましたので、第6番加藤亮輔議員の一般質問は終結いたします。

以上で、日程第1 一般質問を終結いたします。

これで本定例会第3日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日から、定例会日程予定表のとおり各委員会等を行い、9月20日午前10時から本会議を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(北澤禎二郎君)** 異議なしと認めます。よって、明日から、定例会日程予定表のとおり各委員会等を行い、9月20日午前10時から本会議を行うことに決定いたしました。

これもちまして、本日は散会といたします。大変ご苦労さまでした。

散会 午後 3時07分



平成29年第3回白馬村議会定例会議事日程

平成29年9月20日（水）午前10時開議

（第4日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 常任委員長報告並びに議案の採決

日程第 2 決算特別委員長報告並びに議案の採決

## 平成29年第3回白馬村議会定例会議事日程

平成29年9月20日（水）

（第4日目）

### 追加日程

- 日程第 3 議案第 5 2 号 工事変更請負契約の締結について
- 日程第 4 議案第 5 3 号 白馬村公営塾利用料徴収条例を廃止する条例について
- 日程第 5 議案第 5 4 号 白馬村福祉医療費給付条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 同意第 7 号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 7 発議第 4 号 道路整備に係る国の財政上の特別措置に関する法律の補助等の嵩上げ措置の継続に関する意見書
- 日程第 8 発委第 2 号 私立高校への公費助成に関する意見書
- 日程第 9 発委第 3 号 長野県森林づくり県民税の適正活用及び活用事業の拡充を求める意見書
- 日程第 10 発委第 4 号 全国森林環境税の創設に関する意見書
- 日程第 11 常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第 12 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 日程第 13 議員派遣について

## 平成29年第3回白馬村議会定例会（第4日目）

1. 日 時 平成29年9月20日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	丸山 勇太郎	第7番	横田 孝穂
第2番	田中 麻乃	第8番	篠崎 久美子
第3番	太田 正治	第9番	太田 伸子
第4番	伊藤 まゆみ	第10番	田中 榮一
第5番	松本 喜美人	第11番	津滝 俊幸
第6番	加藤 亮輔	第12番	北澤 禎二郎

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下川 正剛	副 村 長	太田 文敏
副 村 長	藤本 元太	教 育 長	平林 豊
参事兼税務課長	篠崎 孔一	総 務 課 長	吉田 久夫
生涯学習スポーツ課長	松澤 忠明	観 光 課 長	横山 秋一
建 設 課 長	酒井 洋	会計管理者・室長	田中 哲
健康福祉課長	窪田 高枝	農 政 課 長	太田 洋一
住 民 課 長	矢口 俊樹	上下水道課長	山岸 茂幸
教育課長兼子育て支援課長	田中 克俊	総務課長補佐兼総務係長	下川 浩毅

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 山岸 俊幸

7. 本日の日程

- 1) 常任委員長報告並びに議案の採決
- 2) 決算特別委員長報告並びに議案の採決
- 3) 追加議案審議

議案第52号から議案第54号まで（村長提出議案）説明、質疑、討論、採決

同意第7号（村長提出議案）説明、採決

発議第4号（議員提出議案）説明、質疑、討論、採決

発委第2号（総務社会委員会）説明、質疑、討論、採決

発委第3号及び発委第4号（産業経済委員会）説明、質疑、討論、採決

- 4) 常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 5) 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 6) 議員派遣について

## 1. 開議宣告

議長（北澤禎二郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより平成29年第3回白馬村議会定例会第4日目の会議を開きます。

## 2. 議事日程の報告

議長（北澤禎二郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

### △日程第1 常任委員長報告並びに議案の採決

議長（北澤禎二郎君） 日程第1 常任委員長報告並びに議案の採決を行います。

それぞれ常任委員会に付託されました案件について、順次、各委員長より審査結果の報告を求めます。

お諮りいたします。

議案第47号 平成29年度白馬村一般会計補正予算（第4号）は、分割審査をしていただいておりますので、常任委員長報告が終了した後に、討論、採決をしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第47号 平成29年度白馬村一般会計補正予算（第4号）は、常任委員長報告終了後に、討論、採決を行うことに決定いたしました。

最初に、総務社会委員長より報告を求めます。第8番篠崎久美子総務社会委員長。

総務社会委員長（篠崎久美子君） それでは、本定例会におきましての総務社会委員長報告を申し上げます。

本定例会におきまして、総務社会委員会に付託された議案は4件、陳情1件です。

付託されました案件につきまして、審査の概要と結果をご報告いたします。

まず始めに、議案第42号 財産の無償譲渡についてです。

これは、白馬村で取得、現在、白馬高等学校校料として使用している敷地2筆、合計3,065.79平米、建物1棟、木鉄筋コンクリート造地下1階つき2階建てについて、本年4月から白馬山麓環境施設組合に白馬高校支援事業を事務移管したことから、同組合に譲渡したいものです。

委員からは、同敷地裏側建物への接道の確保について質疑があり、隣接地を任意分割して確保に努めたいということでした。また、登記簿上残っている既に解体されている建物についての滅失登記について質疑があり、基本的には以前の所有者に行ってもらいたいものだが、進まない場合は、職権として行うこともあり得るというものでした。

また、現状を反映した正しい家屋図の作成が必要ではないかという意見が出されました。

討論はなく、委員全員の賛成により、可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第45号 白馬山麓環境施設組合規約の変更についてです。

これは、8月より白馬村副村長が2名体制になったことを受け、同組合の理事には副村長1名が当たっていましたが、規約を変更し、2名置くことができるとするものです。

質疑、意見、討論は特になく、委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第47号 平成29年度白馬村一般会計補正予算（第4号）についてです。

これは、歳入歳出予算総額にそれぞれ5,803万7,000円を追加し、予算総額を68億8,866万3,000円とするものです。

次に、審査内容につきまして、所管する課ごとにご報告を申し上げます。

始めに、総務課関係です。主な内容です。

個人情報管理支援業務等委託料として559万9,000円の増額。

これは、いわゆるマイナンバーの運用支援専門家を交えた監査についての委託料で、ガイドラインを作成し、安全管理に努めるための必要措置で、ソフト面に係るものです。

移住・交流・集落支援事業の855万4,000円は、総務省のふるさとテレワーク推進事業に計画が認められたことを受けたもので、国からの補助は10分の10で、財源は全額が国の補助になっています。

内容としては、白馬村を代表として村と連携協定を結んでいるヤフー株式会社、SBドライブ株式会社、長野県の4社が、事業を進めるコンソーシアムを組み、事業実施をし、地方移動者、地元雇用の増を目指すものです。事業は、ノルウェービレッジの建物を活用し、ヤフー株式会社の社員がテレワーカーとして都市部の業務を行い、あわせて地元雇用を実現、通年雇用をつくるとともに、信州大学や白馬高校とも連携し、共同の活動拠点とすることで観光活性化に資するIT人材育成、若者の地域定着を推進することを目的としています。

委員からは、主にふるさとテレワーク事業についての質疑がありました。

現在のノルウェービレッジについては、ヤフー株式会社の研修所として貸しているものだが、同事業を行う場合に、賃貸借契約形態に変更はあるか。また、コンソーシアム自体との賃貸契約は結ばないのかという質疑があり、契約はそのまま変えない予定で、事業の進み方によってはコンソーシアムとの賃貸借契約も検討しなければならないと考えているということでした。

同事業の備品購入667万6,000円、工事請負費102万円の内容について質疑があり、工事はフロア改修、電話回線工事などで、備品についてはパソコンやコピー機、机、椅子、エアコンなどを予定しているということでした。

ノルウェービレッジの施設整備後は、ヤフー株式会社の年間賃貸料については考慮してもいいのではないかと質疑があり、確かに設備機能が上がるので、これからの交渉になろうかと思うということでした。ノルウェービレッジは事業拠点となっていくので、外装などの整備も考え

ていくべきではないかという意見がありました。

計画にある10名の雇用創出はどのようにしていくかという質疑があり、事業はヤフー株式会社を中心となって行なってもらい、社員が白馬に来て仕事する形や、例えば村のふるさと納税事業事務をアウトソーシングするなどして、村内の子育て中の主婦などの雇用ができればと考えているということでした。

また、同事業の掲げる目標の達成時期について及び施設整備後の今年度の事業について、コンソーシアム参加関係者での協議の場の有無などについて質疑があり、事業の目標達成は平成31年度以降を目途としている。今年度、施設整備後は、村からアウトソーシングできる仕事を出していきたい。また、IT教室も検討している。事業については、コンソーシアム参加機関の中で協議・相談しながら決定していくということでした。

続きまして、税務課関係です。

30年度評価替えに伴い、土地の比準割合、いわゆる補正率の見直しを一括更新するための委託料21万6,000円の増額で、対象は約1,200筆分になるということです。

村税還付金及び還付加算金100万円の増額は、固定資産税、家屋の賦課誤りに伴うもので、地方税法の規定により、平成23年度分から信用金庫が所有し、かつ使用する事務所及び倉庫に対しては税の軽減措置を図るものとされているが、平成23年度当初から特例措置なく課税していたことが判明し、同年にさかのぼって返金するものです。

委員からは、担当課においては職員異動があるが、税の徴収などにおいて人員の不足はないかという質疑があり、担当課としては与えられた人数の中で精いっぱい目標に向けて努力していくということでした。

続きまして、住民課関係です。

簡易水道事業の償還元金利子に対する平成29年度の繰り出し基準が変更となったため、水道事業会計補助金6万6,000円、水道事業会計出資金69万4,000円の増額。また、顧問弁護士等委託料5万円の増額は、新リサイクルセンター建設に係る問題で弁護士に相談するためのものです。

続きまして、健康福祉課関係です。

社会福祉総務事業費488万8,000円の減額は、4月1日付の職員人事異動に係るものになっています。

続きまして、教育課・子育て支援課関係です。

白馬高校支援事業では、白馬山麓環境施設組合等負担金として917万9,000円の増額です。平成30年度からの新しい寮の施設増築に伴い、旧施設の収容人数がふえることに伴うボイラーや厨房施設等の修繕など、また、入寮人数が確定したことによる食事賄い費の増。短期留学の奨学金ということで、1名当たり20万円で20名分。これらの総額1,900万円を白馬山

麓環境施設組合で予算化したいもので、その財源として、寮費から530万円を充当後、不足する1,370万円を白馬村・小谷村で案分して負担するものです。

なお、小谷村は452万1,000円の負担となっております。

また、過年度負担金返還金57万9,000円の増額は、平成28年度の白馬高校支援事業負担金として見込み数値で小谷村より1,300万8,662円をご負担いただいたが、決算数値が出たところ、負担金1,242万9,837円が確定したので、過大分の57万8,825円を小谷村に返金するものです。

中学校教育振興事業では、5月に起きた体罰事件で、生徒への支援をきめ細かく行うということで、新規に2名採用したことに伴う賃金。また、当初計上漏れのALTの通勤手当5万2,800円などを含み、合計119万1,000円の増額です。

新規雇用1名は、生徒対応としての学習支援員、1名は、ご家族様への対応として教育相談員を1名雇用したものです。

そのほか、各種事務機器のリースを見直し、単年度契約とした結果の減額補正がありました。

質疑に入り、来年度に向け、白馬高校の寮としている法政大学の設備などの修繕は必要ないのかという質疑があり、今年度は行う必要はないと思うが、平成4年の建築であるため、中長期的には手を入れる必要性もあると考えているということでした。

短期留学の詳細について質疑があり、白馬高校2年生を対象に、3月にニュージーランドに20日間程度の短期留学する計画をしている。行き先は、小谷村と姉妹提携をしているマルボロを予定しているということで、山麓組合としては、奨学金という形で支給要綱を定めたいと考えている。学生の選抜については高校で行うが、奨学金の給付については、志願理由書800字程度、帰国後にレポート1,200字程度の課題を出して審査をして決定。成果発表してもらう形とし、予算の範囲内での支給を考えているということでした。

短期留学については、観光国際学科の生徒に限るということかという質疑があり、白馬高校の生徒でということと考えているということでした。

委員からは、将来的に新たな共同調理場での高校までの給食づくりを検討してもよいのではないかという意見が出されました。

続きまして、生涯学習スポーツ課関係です。

長野オリンピック・パラリンピック20周年記念事業負担金として28万4,000円の増額。記念事業は、当時の各開催地・県内の各開催地が負担金を出して記念式典を行う計画で、2月4日に長野市芸術館での記念コンサート。また、各種記念事業などが予定されているということです。

図書館事業では、講師等謝礼に28万円。講師の旅費に64万1,000円などです。

新図書館建設に向け、図書館施設検討委員会が7月下旬に開催され、検討を進めるに当たり、

事業推進の調整役の方をお願いしたいという意見があり、その方向で今後さらに検討を進めるとなったものです。講演会の開催と委員会のファシリテーター役として、昨年、図書館の講演会を開いた際の講師である花井氏を予定。予算の内容としては、講演会謝礼1回分10万円。また、検討委員会への参加謝礼3万円の6回分。福岡県からの航空運賃などの旅費になっております。

委員からは、オリンピック記念事業は村独自で行う予定はないのかという質疑があり、例年行っている白馬スノーハーブクロスカントリー大会、サマージャンプ、雪恋まつりなどを記念イベントと位置づけて実施し、村独自では特に計画していないということでした。

図書館施設検討委員会の進め方について質疑があり、同委員会は教育委員会の諮問機関なので、答申後は教育委員会で判断した結果を持って総合会議で村長と協議をしていきたいと思っているということでした。また、建設工事予定は、平成33年ということで委員会においては説明をしているということでした。

検討委員会についての情報提供や傍聴の可否について質疑があり、ホームページで委員名簿や委員会の内容、会議録、開催予定も今後アップしていく予定である。委員会の傍聴については、設置要綱には書かれていないが、委員長の許可があれば傍聴できるということでした。

全体を通しての討論はなく、議案第47号 平成29年度白馬村一般会計補正予算（第4号）につきましては、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第48号 平成29年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）についてです。

これは、歳入歳出予算総額にそれぞれ349万円を追加し、予算総額を14億4,369万円とするものです。

療養給付費負担金等返納金では、前年度分の実績確定による精算に伴うもので、349万円の増額です。財源は、前年度繰越金からとなっております。

質疑、意見、討論はなく、委員長を除く委員全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

最後に、陳情第8号 私立高校に対する公費助成をお願いする陳情書についてです。

これは、私立高校に通う生徒の保護者負担を軽減するため、保護者への直接補助を継続すること。また、国・県の関係者に就学支援金制度の拡充並びに私学助成のための意見書案を上げることについての陳情です。白馬村内からは、7名が高校私学に通学しています。

委員からは、一昨年から続けて助成していることや、将来ある白馬村の子どもであることに変わりはないので続けていくべき。また、白馬高校に来ている子どもたちにもかなり村が負担していることもあり、継続していくべきと考える。十分に補助できる金額なので、このまま継続と考える。意見書の提出も含めて賛成したいという意見がありました。

採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、原案のとおり採択すべきものと決定い

たしました。

以上で、総務社会委員会の審査についての社会委員長報告といたします。

**議長（北澤禎二郎君）** ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

議案第42号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第42号 財産の無償譲渡については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

**議長（北澤禎二郎君）** 起立全員です。よって、議案第42号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第45号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第45号 白馬山麓環境施設組合規約の変更については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

**議長（北澤禎二郎君）** 起立全員です。よって、議案第45号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第48号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第48号 平成29年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

**議長（北澤禎二郎君）** 起立全員です。よって、議案第48号は委員長報告のとおり可決されました。

陳情第8号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(北澤禎二郎君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は採択です。陳情第8号 私立高校に対する公費助成をお願いする陳情の件は、委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

**議長(北澤禎二郎君)** 起立全員です。よって、陳情第8号は採択することに決定いたしました。

続いて、産業経済委員長より報告を求めます。第3番太田正治産業経済委員長。

**産業経済委員長(太田正治君)** 本年29年度第3回白馬村議会定例会の産業経済委員会審査報告をいたします。

本定例会において産業経済委員会に付託された案件は、議案6件、陳情3件です。

建設関係の議案第43号 村道路線の認定についてです。

路線名は、村道2268号線、村道2269号線の2路線です。

村道に認定される前の除雪の対応はどうしていたのかとの質問に対して、以前から村で除雪対応しているとの回答がありました。

慎重審査の結果、議案第43号 村道路線の認定については、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第44号 村道路線の変更について。

次の2路線です。

村道2128号線の起点を短くして、変更後は認定外路線(赤線)として変更するものです。

村道1053号線は、分譲地の周回道路を村道に認定したことにより、終点を変更するものです。

慎重審査の結果、議案第44号 村道路線の変更については、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第47号 平成29年度白馬村一般会計補正予算(第4号)所管事項についてです。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,803万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を68億8,866万3,000円とするものであります。

審査について、所管する課ごとにご報告申し上げます。

始めに、農政課関係です。

農業総務費の872万6,000円は、人事異動による職員1名分の人件費によるものです。

農地費の93万9,000円の内容であります。圃場整備事業等負担金の85万5,000円は圃場整備事業の計画概要書策定業務に対しまして、380万円いただけることになっておりますが、380万円の負担割合が決まっており、国が50%、県が27.5%、村が

22.5%となっており、380万円の22.5%が85万5,000円であります。

当初予算で記入漏れがあったので計上したと説明がありました。

農水省の圃場整備事業380万の受益者負担金はないのかとの質問に対し、ありませんとの説明がありました。

続きまして、建設課関係です。

道路維持費の320万円は、豪雨により村内9カ所の道路のり面と水路等の補修、また、住宅管理費の400万円は、森上の村営住宅の3棟6戸の修繕をするものです。

質問として、修繕は森上団地全部か。また、入居者は何戸かとの質問に、団地3棟6戸で入居者は4戸であります。全戸の修繕が済んでから、空きについては再募集をしていきたいとの説明がありました。

他の委員からは、凍結防止もあわせて直すべきではないかとの質問に、今回の修繕とあわせていきたいと説明がありました。

続きまして、観光課関係です。

商工振興費では、白馬高校の就学支援に関して、県から広域連携推進事業補助金25万円が確定したことによる財源の組み替えです。

議案第47号に関するの討論は特になく、採決したところ、議案第47号 平成29年度白馬村一般会計補正予算（第4号）所管事項については、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、上下水道課関係です。議案第49号 平成29年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ488万6,000円を追加し、予算総額を7億6,050万円とするものであります。

下水道区域外流入分担金4件分272万8,000円の増額。一般会計繰入金71万円の減額は、平成28年度の繰越金の確定によるものです。

浄化センター維持管理事業261万8,000円の増額は、地下タンクの修繕です。また、管渠維持管理事業に226万8,000円の増額は、マンホール4カ所及びポンプの修繕によるものです。

慎重審査の結果、議案第49号 平成29年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第50号 平成29年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてです。

平成28年度一般会計の決算確定による補正でございます。

慎重審査の結果、平成29年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第51号 平成29年度白馬村水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

収益的収入の補正で営業外収入に6万6,000円の追加をし、予算第4条、本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額を8,567万7,000円に改め、資本的収入の出資金69万4,000円を追加するものです。

収益的収入の他会計補助金6万6,000円の増額につきましては、簡易水道債の償還金利子に対しまして、一般会計から地方公益企業への繰り出し基準が改正されたことにより、増加するものです。

慎重審査の結果、平成29年度白馬村水道事業特別会計補正予算（第2号）については、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

次に、平成29年第2回白馬村議会定例会の産業経済委員会に付託された陳情第6号は継続審査となっていたものです。

閉会中に、観光課及び観光局との意見交換をする中で、調査をまいりました。

審査状況についてご報告します。

現状としては、新法民泊の省令の内容がまだ決まっておらず、国の法律を超える条例の制定は村としても行えず、効力もないことから、陳情書に挙げられていた旅館業法以外の宿泊施設と条例により許可をしないように早期に意思表示を行うとともに、条例制定をという点に関しては、現時点では沿えないものであると判断いたしました。

しかし、民泊の問題として、現行法、県のガイドラインですけれども、——だけでは多くの抜け道が考えられます。例えば、用途をアパートとして確認申請を出し、宿泊営業施設として使用する場合。1つ、トレーラーハウスを期間限定で持ち込み、宿泊施設として使用する場合。上記は違法営業の一例ですが、可能な方法であり、規模が数十戸単位という地域での脅威にもなり得るとともに、治安の悪化の問題も出てくるのではとの意見もありました。

この点も含めて、陳情書にも上げられている違法宿泊施設の取り締まり強化というところでは、行政側としても強化して取り組まなければならないことであるとの説明があり、陳情書の一部を除く趣旨は理解できるとのことから、慎重審査の結果、委員長を除く委員全員の賛成により趣旨採択すべきものと決定いたしました。

続きまして、陳情第7号 長野県森林づくり県民税の適正活用及び活用事業の拡充を求める意見書の採択について報告します。

長野県庁信頼回復の会代表、小泉長野市議会議員より県内各市町村議会議員宛てに出されております意見書に対して審議をしました。

陳情の要旨は、森林税活用事業の採択要件の緩和や森林税の有効活用、適正な活用に努めることに関する意見書を提出することの陳情です。

大北森林組合の補助金不正受給問題、また、県職員への賠償問題との関係性について意見が出され、担当課からは、森林税の活用にはコンプライアンスに従って活用していきたいとの返答がありました。

慎重審査の結果、陳情第7号は委員長を除く委員全員の賛成により原案のとおり採決すべきものと決定をいたしました。

次に、陳情第9号 全国環境森林税の創設に関する意見書採択に関する陳情について報告します。

全国森林環境税創出促進議員連盟会長、板垣新潟県村上市議会議員より白馬村議会議員宛てに出されております意見書に対して審査をしました。

陳情の趣旨は、我が国の地球温暖化対策については、森林吸収源対策の推進が不可欠となっていますが、森林が多く所在する山村地域の市町村においては、林業従事者の高齢化、後継者不足に加え、山村対策に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足しています。

山村地域の市町村による森林吸収源対策の推進や安定した雇用の場の確保などの取り組みは、地球温暖化防止のみならず、国の保全や地方創生等にもつながるものであり、そのための市町村の財源強化は課題であります。このことから、森林、林業、山村対策の抜本的強化を図るために、全国森林環境税の早期導入を強く求める意見書を提出することの陳情です。

全国森林環境税の内容としましては、地球温暖化防止機能、土砂災害防止機能等、水源涵養機能が上げられておりますが、長野県が取り組んでいる松くい虫防除対策事業、鳥獣被害対策が入っていなかったことから、それを取り入れた意見書にしてはどうかとの意見がありました。

討論では、全国的に必要な水源の確保や地球温暖化防止機能は山村地域が賄っているものであるため、賛同したいとの討論がありました。

慎重審査の結果、陳情第9号は委員長を除く委員全員の賛成により原案のとおり採決すべきものと決定をいたしました。

以上で、産業経済委員会の報告を終わります。

**議長（北澤禎二郎君）** ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

議案第43号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第43号 村道路線の認定については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、議案第43号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第44号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第44号 村道路線の変更については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、議案第44号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第49号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第49号 平成29年度白馬村下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、議案第49号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第50号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第50号 平成29年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)は、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、議案第50号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第51号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第51号 平成29年度白馬村水道事業会計補正予算(第2号)は、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、議案第51号は委員長報告のとおり可決されました。

陳情第6号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

委員長報告は趣旨採択です。陳情第6号 新法民泊に関する陳情書の件は、委員長報告のとおり趣旨採択することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、陳情第6号は趣旨採択することに決定いたしました。

陳情第7号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

委員長報告は採択です。陳情第7号 長野県森林づくり県民税の適正活用及び活用事業の充実を求める意見書の採択についての件は、委員長報告のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、陳情第7号は採択することに決定いたしました。

陳情第9号の討論に入ります。討論はありませんか。第6番加藤亮輔議員。

第6番(加藤亮輔君) 6番加藤亮輔。

陳情9号 全国森林環境税の創設に関する意見書採択に関する陳情について反対いたします。

理由は、議員各位もご存じのように、長野県は既に平成20年度から森林税が導入されています。今回の森林環境税も、森林税と同趣旨の目的税です。既に支払っているにもかかわらず、議会みずから先頭に立って創設の意見書をわざわざ提出する必要があるでしょうか。

そもそも、税金は平和な社会と健康で文化的な生活実現のための活動を行うための財源です。その財源は、国民の負担にならないように必要最小限集め、効率よく使用することが求められています。今回の2重の目的による国民への負担・県民への負担を求める税金を創設する必要はな

いと思います。

よって、全国森林環境税の創設に関する意見書採択に関する陳情には反対いたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

委員長報告は採択です。

陳情第9号 全国森林環境税の創設に関する意見書採択に関する陳情についての件は、委員長報告のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

**議長（北澤禎二郎君）** 起立多数です。よって、陳情第9号は採択することに決定いたしました。

次に、常任委員会において分割審査をしていただきました議案第47号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第47号 平成29年度白馬村一般会計補正予算（第4号）は、常任委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

**議長（北澤禎二郎君）** 起立全員です。よって、議案第47号は委員長報告のとおり可決されました。

#### △日程第2 決算特別委員長報告並びに議案の採決

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第2 決算特別委員長報告並びに議案の採決を行います。

決算特別委員長より報告を求めます。第11番津滝俊幸決算特別委員長。

**決算特別委員長（津滝俊幸君）** 決算特別委員会審査報告。

本定例会におきまして、決算特別委員会は9月4日から8日まで5日間にわたり、認定第1号から認定第6号の決算認定案件6件及び決算に付随する議案第46号の1件を審査しました。

各会計の決算書、主要な施策の成果説明書、その他説明資料、監査委員の決算審査意見書等に基づき、予算の適正かつ効率的な執行と事業の成果を主眼に審査を行いました。

また、決算審査にかかる現地視察は4カ所行いました。

以下、審査の概要及び結果を報告します。

最初に、認定第1号 平成28年度白馬村一般会計歳入歳出決算書認定についてです。

決算の概要について。

歳入は78億1,660万6,194円で、前年度比0.5%増。歳出は74億5,100万9,623円で、前年度比3.7%増でした。

これから述べる数字に関して千円単位とすることをあらかじめ申し添えます。

形式的収支は3億6,559万6,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源は、4,031万9,000円を差し引いた実質収支は3億2,527万7,000円の黒字。単年度収支は1億6,465万2,000円。実質単年度収支は2億8,745万円となっています。

また、実質収支のうち2億8,000万円を財政調整基金へ積み立て、残額4,527万8,000円を29年度へ繰り越しています。

次に、財政構造については標準税制規模は34億8,426万4,000円で、前年度比0.8%増。財政力指数は0.444%で前年度比0.002ポイント増。経常収支比率は76.2%で前年度比3.9ポイント減。財政調整基金残高は6億8,110万1,000円。減債基金は2億1,656万2,000円。これらを含む全ての基金残高は15億418万4,000円となりました。

一般会計の地方債残高は57億7,084万2,000円で、前年度比6.7%の増です。神城断層地震による災害復旧の借入金が増えたことにより、27年度に引き続き増額となっています。

実質公債費比率の3カ年平均は10%で、単年度数値で見ると9.6%で、順調に減少していますが、災害復旧事業等により、新規発行債の増加により今後増加に転じることが推察され、実質公債費比率の算定が始まって以来、18%を超えており、地方債の発行には国・県の許可が必要な状態が長らく続いていましたが、数年前より、国・県への協議・届け出により地方債を発行できる団体となっています。

続いて歳入について。村税の決算額は14億8,426万5,000円で、前年度比717万5,000円、0.5%増となりました。収納率は75.3%で前年度比4.8ポイント増でしたが、不納欠損額は6,695万1,000円を計上しています。普通交付税は16億1,921万3,000円で、前年度比433万4,000円の増。特別交付税は2億1,130万2,000円で、前年度比2億2,715万5,000円の減。これは、神城断層地震による災害復旧経費が減額したことなどが主な要因です。

国庫支出金は13億906万1,000円。前年度比2億1,397万6,000円の減。調定ベースでは14億2,157万9,000円であり、収入未済額1億1,251万8,000円は社会福祉費補助金、土木費補助金、小学校費補助金、災害復旧に伴う国庫負担が主なものであり、29年度へ繰り越していくことになります。

県支出金は3億4,097万6,000円で、前年度比2,777万円の増でした。

次に、財産収入は、2,595万5,000円で、前年度比230万1,000円の増。村有

土地売り払い収入が主なものです。

寄附金は1億9,947万5,000円で、前年度比171万円の増。ふるさと白馬村を応援する寄付金、いわゆるふるさと納税が主なものです。

繰入金は1億5,194万7,000円で、前年度比3億2,283万円の減です。ふるさと白馬村を応援する基金から9,565万7,000円。減債基金から4,200万円の繰り入れが主なものです。

諸収入は、7億5,154万7,000円で、前年度比4億4,720万6,000円の増。t o t o助成金3億6万3,000円。神城断層地震による過年度公共土木施設災害復旧負担金1億3,983万9,000円。過年度農林業施設災害復旧補助金1億4,216万1,000円が主なものです。

村債は8億8,649万4,000円で、前年度比2億9,529万円の増。普通事業分に加え、災害復旧債に2億160万円と公営住宅建設事業債に1億9,210万円。臨時財政対策債に1億8,659万4,000円発行されています。

繰越金は4億5,067万2,000円で、27年度一般財源から1,562万6,000円。繰り越し事業の財源は4億3,504万6,000円でした。28年度の歳入歳出差引額は3億6,559万6,000円ですが、2億8,000万円を財政調整基金へ繰り入れ。29年度へ実質繰越は4,527万7,000円となりました。

次に、歳出についてです。災害復旧費へ11億5,751万2,000円で、前年度比25.4%減。主なものは、公共土木施設に9億3,975万9,000円。農林業施設に2億833万5,000円、公共施設等へ942万6,000円で、神城断層地震による災害復旧は28年度でほぼ終了しました。

教育費では3億9,529万2,000円で、前年度比33.1%増。北小学校体育館改修工事等に3,557万9,000円。給食センター建設予定地購入へ2,960万円、同施設実施設計委託料へ1,955万9,000円が主な要因です。

また、土木費では残雪処理による除雪費に1億5,924万2,000円。災害復興住宅建設事業に4億8,954万1,000円増により、12億7,596万4,000円で、前年度比104.1%でした。

総務費では、庁舎耐震改修工事に1億1,880万円、ながの銀嶺国体開催に伴う競技会場工事費に3億9,753万7,000円などを含め15億3,127万2,000円で、前年度比55.6%増でした。

公債費は5億7,721万9,000円で、前年度比476万円の減でありました。委員会審査において質疑、意見は次のとおりです。

主なものを各課ごとに報告いたします。

総務課関係では、手数料収入並びに諸収入が27年度より増加しているが、その理由について質疑があり、手数料については27年度はもともと少ない手数料収入であった。今回、ゴミ袋の販売手数料、粗大ゴミ処理手数料、雑排水処理手数料の各手数料を組み入れた。また、諸収入については、国体が開催されたため、スポーツ振興事業助成金が約3億円入ったためである。組み替えについては当初予算から条例に従って処理をしたと答弁がありました。

将来負担率が28.3%で、前年度比2.7ポイント増であるが、今後、給食センターや図書館、観光複合施設の建設などの事業があるが、起債についてどのような考えを持っているかの質疑があり、3カ年の実施計画を立てて予算立てをしている。計画にあることは事実なので、一時的に起債額は多くなると予想される。将来の事業シミュレーションをする中で、大きな負担とならないように、理事者とともに相談しながら検討していく。今回ふえた分については、震災復興住宅建設に伴うものと答弁がありました。

税務課関係では、県地方税滞納整理機構へ委託した案件の成果と状況について質疑があり、滞納整理機構へは7件申請し、2件分1,589万円の入金となった。平成29年度は前年度5件を含む19件を申請中という答弁がありました。不納欠損について主なものと件数についての質疑があり、固定資産税滞納繰越分が主なもので130件あり、全体では221件と答弁がありました。

徴収率を上げるために職員をふやしてはどうかという意見があり、現在でもしっかり対応はしている。今後必要があれば検討していくと答弁がありました。

健康福祉課関係では、民生児童委員による月例会議で担当課として健康福祉課が出席していると思うが、主任児童委員も出席している会議、子育て支援課は対応しているのかの質疑があり、事案によって対応しているが、会議への出席は今後調整していきたいと答弁がありました。

社協へ多額の運営助成金が出ている。先細りにならないように、会費等を徴収していくためには住基情報を使用すべきという質疑があり、現在、情報漏えいなどの問題から、村から社協へは住基情報は行っていないと答弁がありました。

デイサービス事業においては社協が担当しているが、安定した管理運営が求められており、特に雇用についての現状について質疑がありました。

デイサービス事業は黒字になっています。確かに、パート職に頼っているところはあるが、今後は安定した雇用につながるよう、地域包括センター等とも密接に連携して、今年度中には対応していきたいと答弁がありました。

保健補導員の役割は変わっている。名称変更してはという質疑があり、時代の変化とともに、名称・役割が変わってきている。地区保健補導員と相談しながら検討していきたい。また、現実的に何もしていない地区もあり、活動助成金については不公平感がないように行っていると答弁がありました。

住民課関係では、マイナンバーカードの交付率について質疑があり、本年3月末の人口分母とすれば7.2%ですと答弁がありました。

広域ごみ焼却施設への持ち込み量の目標数値並びにリサイクル率について質疑があり、目標値は2,901トン、現在のリサイクル率は21.9%と答弁がありました。

減量化に向けて対策はとっているかと質疑があり、現在より約200トン減量しなくてはならず、難しい課題である。観光客の入り込みにも影響はするが、各家庭へ減量化について協力してもらえよう努力していく。また、生ごみ処理施設について、今後検討しなければならないと考えていると答弁がありました。

ステーション方式について設置数とその補助金についての質疑があり、みそら野区・名鉄区で5カ所。補助率は4分の3です。今後、他の地区での対応も考えているが、区の集積所もあわせて各区長と相談させていただきたいと答弁がありました。

騒音計が購入されている理由について質疑があり、飯田地区で騒音問題があり、計測するために購入した。深夜での騒音について調査を行い、今後、調査内容によっては改善命令等出すこともあり得ると答弁がありました。

農政課関係について。

耕作放棄地についての的確にわかる地図は作成しているかの質疑があり、そういった地図は作成していない。GIS地図システムに入力して対応していきたいと答弁がありました。また、平場について遊休荒廃地化しないよう対応を講じてほしい旨の意見がありました。奈良井地区の管理について質疑があり、佐野・沢渡地区に事業完了の説明会を行い、地区住民よりさまざまな意見を頂戴した。奈良井地区の湿原保全についての維持管理をしっかりと対応していきたいと答弁がありました。

建設課関係について。

除雪費について、27年度に比べて、国・県支出金が減っている理由についての質疑があり、国・県からの助成金は減額されています。特に、国については重点配分が道路橋梁改修等に配分され、今後も除雪補助が減らされる傾向にありますと答弁がありました。

道路橋梁事業について、廃止された橋はどこかの質疑があり、南股にある3橋梁は村道でないため廃止。反田橋は震災で壊れていて取り壊しをするため、また新たに新設しないため廃止と答弁がありました。

観光課関係について。

庄屋丸八の家賃について、年間60万円は月5万円で、民間感覚とすれば安過ぎると質疑があり、指定管理者はG・Cで募集要項に基づいた金額であるが、根拠となる経緯については調査を行う。また、契約期間が5年間で今年度末に契約終了となるので、この秋に募集要項を改め、募集していく予定と答弁がありました。

3 市村による自転車活用環境整備事業について質疑があり、レンタル店へアシスト式自転車を置いてもらい、利用者に試乗していただき、使用先で乗り捨てていく実証試験としてとり行った事業ですが、詳細についてまだ調査が終わっておらず、全てを報告するに至っていない。委託先から利用内容を聞き取り、検証して次回につなげていきたいと答弁がありました。

上下水道課関係について。

合併浄化槽整備事業について、予算の範囲を超えてしまい補助を受け入れられないものについての質疑があり、確かに、補助を受けられないケースもある。工事を先送りできるところについては次年度に再度補助申請してもらっている。できないところについては自己負担で全て行うことになる。処理規模の大きなものを優先していることはない。補助金の追加を国へ要望しているが、事前審査として翌年度へ申請を上げている市町村もあるようだが、内示から漏れてしまう場合もあり、どこも苦慮していると聞くと答弁がありました。

白馬高校支援関係についてです。

地方創生加速化交付金を使った事業としているが、この財源は継続していくのかの質疑があり、この交付金は単年度のものであり、今後は特別交付措置や特定の事業に対してクラウドファンディングなどを活用して行いたいと答弁がありました。

就職創業支援協議会について質疑があり、白馬商工会に依頼して協議会をつくってもらい、事業負担金を出している。白馬高校生への就職セミナーを行なっている。加速化交付金による対象事業で、進学だけでなく、もう一つの出口補償としての事業であると答弁がありました。

教育課関係について。

給食費の滞納及び扶助費について質疑があり、準要保護就学援助は給食費の全額を、特別支援教育就学援助は給食費の2分の1を保護者の所得に応じて扶助するものであり、全体で89名に援助しています。近年、微増傾向にあります。給食費の滞納は年度を超えるものはないと答弁がありました。

I C T機器の設置については進んだ感があるが、活用するソフト面について質疑があり、中学校ではI C T支援員を配置し、活用の促進を図っている。成果については、表現力等において全国平均より10%アップしていると聞いている。また、生徒からのアンケートでは、語句や情報等をすぐに調べられてよいという結果も出ている。小学校については、まだ児童へのタブレットは導入されていないが、29年度にパソコン教室のものを7年ぶりにタブレット対応型を導入し、持ち運び可能となり、より授業の幅が広がることを期待していると答弁がありました。

子育て支援課について。

子育て支援ルームの利用者が多くなってきてよいことだと思うが、利用料について軽減していく考えはという質疑があり、一時預かりについては1週間8,000円である。村で料金を決めていくことができるので、検討していきたいと答弁がありました。

生涯スポーツ課関係について。

全日本クラスのスキー大会を開催するときの地元負担があるが、その理由についての質疑があり、大会を開催するに当たって、選手・役員等が公式練習等も含め、開催地に多くの人が宿泊・滞在する。大なり小なり地元にはその恩恵があることから、地元負担が発生していることを理解していただきたいと答弁がありました。

オリンピック施設の起債償還について質疑があり、ジャンプ台、スノーハープの起債は償還済み。ウィング21の起債については、残高4億300万円ほどあり、10年ほどの償還期間が残っていると答弁がありました。

会計室関係については、質疑はありませんでした。

慎重審査の結果、討論はなく、認定第1号は委員長を除く委員全員の賛成により原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続いて、認定第2号 平成28年度白馬村国民健康保険事業勘定特別歳入歳出決算認定についてです。

決算の概要について。歳入決算額は13億9,133万8,074円で、前年度と比較して7,461万9,000円の減です。主なものは、国庫支出金3億1,136万円。療養給付費等交付金1,428万4,000円。共同事業交付金2億9,013万2,000円。繰入金1億2,573万2,000円です。

歳出決算額は13億2,959万8,508円で、前年度と比較して7,609万8,000円減です。主なものは、保険給付費6億9,308万6,000円。後期高齢者支援金1億8,601万3,000円です。

また、不納欠損額187万4,000円計上されています。

また、歳入歳出決算額並びに実質収支は6,173万9,000円で翌年度へ繰り越されます。

質疑に入り、次年度への繰越金の6,000万円のうち半分を基金積み立てすべきではという意見があり、28年度は1,500万円基金を取り崩したが、毎年6,000万円を積み立て基準としているため、このような決算としたと答弁がありました。

討論に入り、次年度繰越金を自治法や財政法上からも基金積み立てすべきなので反対。高額医療が突発的に発生するかもしれないので、安全策を考慮し、無理をして基金積み立てはしなくてもよいので、原案のとおり賛成の討論がありました。

他に討論はなく、採決の結果、委員長を除く賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第3号 平成28年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてです。

歳入決算額は8,007万3,055円で前年度比836万6,000円増。うち、保険料は

5, 669万2, 000円で、還付未済額800円と未収金6, 900円があり、前年度賦課金の徴収率は99. 99%で、過年度の滞納繰越分はないので、全体でも99. 99%の収納率であります。なお、調定に比較して収入が6, 100円少ないのは、還付処理800円と未収金6, 900円との差であります。

歳入決算額は7, 988万2, 000円で、前年度比840万7, 000円の増。後期高齢者医療の保険者は長野県後期高齢者医療広域連合であるため、歳出の主なものは、広域連合負担金7, 900万9, 000円で、前年度と比較して844万5, 000円増です。これは、医療費の伸びに伴うものであります。

審査に入り、一部負担の割合で1割3割の区分について質疑があり、課税標準額村民税145万円以上が3割負担。世帯非課税年金80万円以下が1割負担という説明がありました。

慎重審査の結果、認定第3号は委員長を除く全員の賛成により原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第4号 平成28年度白馬村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてです。

歳入決算額は7億4, 431万9, 342円で、前年度比1億2, 338万8, 000円の減。国庫支出金は、浄化センター更新事業に伴う4, 770万円となり、災害復旧事業が竣工した前年より1億4, 370万7, 000円の減額です。

分担金及び負担金の区域外流入分担金が977万1, 000円の増。村債として浄化センター更新事業等1, 070万円の増もありましたが、全体では大幅な減額決算となっています。受益者負担金及び使用料では、徴収権の時効41万5, 000円を法令に従い不納欠損しています。

歳出決算額は7億4, 035万816円で、前年度比1億2, 081万5, 000円の減。災害復旧費2億1, 275万5, 000円が減。投資的事業は浄化センター長寿命化更新工事9, 127万円であります。

質疑に入り、分担金に1, 190万円の中に東部地区に建設された公営住宅の分は入っているか、並びに条例改正前の区域外流入分担金で決算処理されているかという質疑があり、分担金には公営住宅と共同調理場の一部が区域外流入分担金として入っており、決算処理も条例改正前のもので決算処理してあるという答弁がありました。

討論に入り、予算の修正案に賛成して原案に反対したいので、28年度決算に反対。また、科目変更して決算処理しているので賛成の討論がありました。

採決を行い、認定第4号は委員長を除く賛成多数により認定すべきものと決定いたしました。

続いて、認定第5号 平成28年度白馬村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてです。

歳入決算額は342万2, 481円で、前年度と比較して212万6, 000円の減。主な歳

入は、繰越金232万円と使用料87万円などです。なお、使用料は収入未済額はありません。

減額の要因は、諸収入として平成26年度分災害復旧に伴う国庫負担232万2,000円減です。

歳出決算額は340万7,000円で、前年度と比較して17万9,000円の増。野平地区の経費のみで公債費は149万7,000円で、前年度と比較して147円減少。施設維持管理費は189万3,000円で、前年度と比較して17万9,000円増額となっています。

慎重審査の結果、質疑、討論はなく、認定第6号は委員長を除く委員全員の賛成により原案のとおり認定すべきものと決定しました。

続いて、議案第46号 平成28年度白馬村水道事業会計未処分利益剰余金の処分について。

これは、水道事業会計決算に係る議案で、剰余金5,325万6,383円のうち、3,000万円を建設改良積立金に、2,000万円を利益積立金にそれぞれ積み立てるものです。

慎重審査の結果、質疑、討論はなく、議案第46号は委員長を除く全員の賛成により原案のとおり認定すべきものと決定しました。

続いて、認定第6号 平成28年度白馬村水道事業会計歳入歳出決算認定についてです。

収益的収入は、水道事業収益が3億2,308万5,491円で、前年度と比較して338万1,000円の増。収益的支出は、水道事業費が2億7,141万1,758円で、前年度と比較して629万円の減。特別損失として過年度損益修正損85万9,000円の決算額です。

資本的収入は912万5,000円で、前年度と比較して780万3,000円の減。内訳は、負担金299万1,000円と出資金613万3,000円であり、前年度の補助金474万円と企業債390万円の減額が大きな要因です。

また、資本的支出は8,980万5,000円で、前年度と比較して3,486万7,000円の減です。配水管布設工事等及び災害復旧工事の減が主な要因であり、資本的収支において8,067万9,000円が不足することになったが、消費税及び地方消費税、資本的収支調整額174万7,000円と過年度分損益勘定留保資金7,893万2,000円で補填しています。

平成28年度の未処分利益剰余金は5,325万6,000円であった。剰余金は建設改良積立金へ3,000万円、利益積立金へ2,000万円を積み立てるものです。

審査において、技術管理研修へは何人派遣しているか。また、主要建設箇所への配水管は耐震対応のものかの質疑があり、技術管理研修へは1名を派遣している。布設替え工事では全て耐震対応のポリエチレン管等を使用していると答弁がありました。

慎重審査の結果、討論はなく、認定第6号は委員長を除く委員全員の賛成により原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上で、決算特別委員会の委員長報告を終わります。

**議長（北澤禎二郎君）** ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

議案第46号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第46号 平成28年度白馬村水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

**議長（北澤禎二郎君）** 起立全員です。よって、議案第46号は委員長報告のとおり可決されました。

認定第1号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第1号 平成28年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

**議長（北澤禎二郎君）** 起立全員です。よって、認定第1号は委員長報告のとおり認定されました。

認定第2号の討論に入ります。討論はありませんか。第6番加藤亮輔議員。

**第6番（加藤亮輔君）** 6番加藤亮輔です。

国保会計の認定に反対の立場で意見を述べさせていただきます。

今回の会計内容は、歳入総額13億9,133万円。万円以下切り捨てで報告します。

歳出13億2,959万円。差引額6,173万円です。村民皆さんの健康努力により医療費が減少し、6,173万円の残高を生みました。この残高の取り扱いについて、地方自治法233条の2で、決算上剰余金を生じたときは、翌年度の歳入に編入しなければならない。ただし、条例の定めるところにより、または、普通地方公共団体の議会の議決により、剰余金の全部または一部を翌年度に繰り越さないで基金に編入することができると決められています。

では、白馬村は条例でどのように決めてあるのでしょうか。村の国民健康保険給付費準備基金条例第2条に毎年度基金として積み立てる額は地方財政法第7条第1項に規定する額で、村長が定める額と決められています。では、地方財政法第7条第1項にどのように記載されているのか。

条文は、地方公共団体は、各会計年度において歳入歳出の決算剰余金を生じた場合において、当該剰余金のうち2分の1を下らない額はこれを剰余金を生じた翌々年度までに積み立て、または、償還期限を繰り上げて行う地方債の償還の財源に充てなければならないと規定されています。つまり、簡単に言えば、一般会計も特別会計も、剰余金については、2年間のうちに2分の1以上を基金に編入することと義務づけられていると解釈するのが通常です。村の一般会計は、27年度は実質残高16万円のうち14万円を、28年度は実質残高3億2,527万円のうち2億8,000万円を基金に繰り入れています。しかるに、国保会計は27年度の実質残高6,026万円を全額繰越金に回し、基金への積み立てはゼロ円です。28年度も実質残高6,173万円出ましたが、昨年同様、基金に編入せず、全額繰越金に回しています。このような会計処理は、法令遵守に沿った会計処理とは言えません。よって、28年度国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定には反対いたします。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第2号 平成28年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定するに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（北澤禎二郎君） 起立多数です。よって、認定第2号は委員長報告のとおり認定されました。

認定第3号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第3号 平成28年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定するに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、認定第3号は委員長報告のとおり認定されました。

認定第4号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第4号 平成28年度白馬村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報

告のとおり認定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、認定第4号は委員長報告のとおり認定されました。  
認定第5号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
採決いたします。

認定第5号 平成28年度白馬村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、認定第5号は委員長報告のとおり認定されました。  
認定第6号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
採決いたします。

認定第6号 平成28年度白馬村水道事業会計決算認定については、委員長報告のとおり認定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、認定第6号は委員長報告のとおり認定されました。

村長から議案提出の申し出、同意案件の申し出、津滝俊幸議員から発議の申し出、総務社会委員長より発委の申し出、産業経済委員長から発委の申し出、常任委員長より閉会中の所管事務調査についての申し出、議会運営委員長より閉会中の所掌事務調査の申し出があり、議長においてこれを受理いたしました。よって、会議規則第22条の規定により、議事日程を変更し、追加議案を審議いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 異議なしと認めます。よって、議事日程を変更し、追加議案を審議することに決定いたしました。

ただいまから事務局より議事日程を配付いたします。

(資 料 配 布)

議長(北澤禎二郎君) 配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 配付漏れなしと認めます。

お諮りいたします。

日程第3 議案第52号から日程第5 議案第54号までは、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これについて採決いたします。

この採決は起立によって行います。

日程第3 議案第52号から日程第5 議案第54号までは、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

**議長（北澤禎二郎君）** 起立全員です。よって、日程第3 議案第52号から日程第5 議案第54号までは、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することに可決されました。

これにより、議案の審議に入ります。

なお、本定例会の質疑につきましては、会議規則第55条の規定により、1議員1議題につき3回まで、また、会議規則第54条第3項の規定により、自己の意見を述べることができないと定められておりますので、申し添えます。

#### △日程第3 議案第52号 工事変更請負契約の締結について

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第3 議案第52号 工事変更請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田中教育課長。

**教育課長兼子育て支援課長（田中克俊君）** 議案第52号 工事変更請負契約の締結についてご説明いたします。

次のとおり工事変更請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めらるるものでございます。

契約の目的ですが、平成28年度白馬村立白馬中学校大規模改修工事でございます。

変更前の契約金額は8,640万円で、変更増加額を1,481万7,600円とし、変更後契約額を1億121万7,600円としたいものでございます。

契約の相手方は、松本市大手3丁目4番5号、北野建設株式会社松本支店支店長、岩波智成でございます。

本案件は、白馬中学校の老朽化対策による大規模改修工事の変更請負契約案件でございまして、増額の主な内容といたしましては、屋根及びフローリングの改修範囲の追加、各教室・扉の材質変更等でございます。

説明は以上でございます。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第52号 工事変更請負契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

△日程第4 議案第53号 白馬村公営塾利用料徴収条例を廃止する条例について

議長(北澤禎二郎君) 日程第4 議案第53号 白馬村公営塾利用料徴収条例を廃止する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田中教育課長。

教育課長兼子育て支援課長(田中克俊君) 議案第53号 白馬村公営塾利用料徴収条例を廃止する条例についてご説明いたします。

白馬村公営塾利用料徴収条例は、公営塾しろま学舎の利用に関して必要な事項を定めた条例でございます。平成29年度からしろま学舎事業の主管が白馬山麓環境施設組合に移り、8月に開催されました白馬山麓環境施設組合議会において、公営塾利用料徴収条例が議決され、条例が公布されております。これによりまして、白馬村で定めておりました本条例については必要がなくなったために、廃止をするものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行をいたします。

説明は以上です。

議長(北澤禎二郎君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第53号 白馬村公営塾利用料徴収条例を廃止する条例については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

△日程第5 議案第54号 白馬村福祉医療費給付条例の一部を改正する条例について

議長（北澤禎二郎君） 日程第5 議案第54号 白馬村福祉医療費給付条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。矢口住民課長。

住民課長（矢口俊樹君） 議案第54号 白馬村福祉医療費給付条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

本条例改正につきましては、平成30年8月から長野県下各市町村が足並みをそろえて実施することとしております、子どもに係る福祉医療費の現物給付化に向けまして所要の改正を行うものであります。

新旧対応表の2ページ目をごらんください。

改正後の条文第8条につきまして、新たに第4項から第6項、これは、次の3ページにかけてありますけれども、これが追加となっております。この部分が新たに現物給付化に対応する条文となっておりまして、第4項の1行目、第2条第1項第1号に定める者とありますが、満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの日にある間にある者。つまり、年度末年齢18歳までの子どもを指しておりまして、当該年齢にある者を今回現物給付化の対象としたいものであります。

第5項につきましては、給付金を直接保健医療機関等に支払うことができることとした規定。第6項はその支払いを受給者または保護者への支払いとみなすものとした規定として加えられております。

なお、第2条から第8条第2項につきましては、今回の改正にあわせまして付随する文言及び法令や厚生省令等の名称を修正するものであります。

新旧対照表3ページ、附則におきまして、本条例を公布の日から施行し、平成30年8月の診療分から適用することとしておりますが、これは冒頭申し上げましたとおり、来年8月から足並みをそろえて行うこととした県の方針に合わせたものでありますので、よろしく願いいたします。

説明は以上であります。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。第8番篠崎久美子議員。

第8番（篠崎久美子君） 8番篠崎久美子でございます。

議案第54号につきましてお伺いをいたします。

今回のこの変更におきまして、現在は償還払いでございますが、レセプト1件につき1カ月当

たり500円というものを受給者が自己負担しております。これにつきましては、この変更のときにはどうなるかをお伺いしたいと思います。

また、中学校卒業までに現物支給を導入した場合の国保のいわゆるペナルティーについては何らかの財政的措置が考えられているのか、また、現物支給については村は独自といたしまして年度末年齢18歳までを対象といたしておりますが、財政的な影響はいかかなものであるかをお伺いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。矢口住民課長。

**住民課長（矢口俊樹君）** では、ただいまの篠崎議員のご質問に対してお答えをしたいと思います。

まず、500円の自己負担の部分でございますけれども、これにつきましては、従来どおり、今回変更はございません。したがって、医療機関の窓口での運用としましては、500円のみ窓口で負担をいただきます。残りの医療費の分につきましては、各市町村から国保連等へ支払いがなされるということになりますので、よろしくお伺いをしたいというふうに思います。

それから、2点目のいわゆるペナルティーにかかわるご質問でございますけれども、今回、現物給付化に伴いまして、国から国保会計への負担金の減額措置、いわゆるペナルティーが課せられるわけでございますけれども、現在、試算では中卒年齢まで35万円ほど措置がなされると見込んでおりますが、この部分につきましては、2分の1県の方から補助金が交付されるということになっております。高校生の分につきましては、村単独の措置になりますけれども、金額では十数万円ということを見込んでおりまして、財政計画の中では大きな負担にはならないだろうということで庁内決定をいたしましたところでございますので、よろしくお伺いいたします。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。篠崎議員、質疑はありませんか。篠崎議員。

**第8番（篠崎久美子君）** それでは、変更になった際の具体的な部分について少しお伺いをしたいと思います。

この変更の際に、受給対象者あるいは保護者の方等が医療機関窓口あるいは自治体窓口などで何らかの変更にかかわる手続上しなければならないことがあるのかをお伺いしたいと思います。

また、あわせて、受給できる医療機関の範囲に変化はあるか、いわゆる長野県内全域であるとか、あるいは、県外の医療機関受診の場合はどうなるかをお伺いしたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。矢口住民課長。

**住民課長（矢口俊樹君）** 今回、手続的な変更点ということでございますけれども、実際、受給される方が医療機関の窓口、あるいは役場等の手続きで特に大きく変わる部分はありません。

先ほど説明いたしました、支払金額が変わるとい部分のみでございます、手続的な大きな変更はございません。

また、対象となる医療機関でございますけれども、長野県内の医療機関につきましては、ほぼ

従来どおり現物給付化の対象となりますけれども、県外の医療機関で受診をされた場合には、今回、現物給付化の対象にはなりませんので、この部分に関しましては、従来どおり後日申請をいただきまして、申請者の方にまた相当金額をお返しをするという手続になりますので、この部分につきましては、従来と変更なしということでございます。

よろしく願いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質疑はありますか。

他に質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第54号 白馬村福祉医療費給付条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

**議長（北澤禎二郎君）** 起立全員です。よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

これより、同意案件の審議に入ります。

お諮りいたします。

日程第6 同意第7号は人事案件でありますので、委員会付託及び質疑、討論を省略し、採決をいたしたいと思いますが、これについて採決いたします。この採決は起立によって行います。

同意第7号は会議規則第39条第3項の規定により委員会付託及び質疑、討論を省略することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

**議長（北澤禎二郎君）** 起立全員です。よって、同意第7号は委員会付託及び質疑、討論を省略し採決することに決定いたしました。

**△日程第6 同意第7号 教育委員会委員の任命について**

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第6 同意第7号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 同意第7号 教育委員会委員の任命について。

次の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

記。

住所、北安曇郡白馬村大字神城 2 2 9 4 4 番地ハ、氏名、伊藤公一、生年月日、昭和 3 2 年 1 月 3 1 日。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

採決いたします。

同意第 7 号 教育委員会委員の任命については原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、同意第 7 号は原案のとおり同意されました。

△日程第 7 発議第 4 号 道路整備に係る国の財政上の特別措置に関する法律の補助等の嵩上げ措置の継続に関する意見書

議長（北澤禎二郎君） 日程第 7 発議第 4 号 道路整備に係る国の財政上の特別措置に関する法律の補助等の嵩上げ措置の継続に関する意見書についてを議題といたします。

趣旨説明を求めます。第 1 1 番津滝俊幸議員。

第 1 1 番（津滝俊幸君） 1 1 番津滝俊幸です。

発議第 4 号 道路整備に係る国の財政上の特別措置に関する法律による補助等の嵩上げ措置の継続に関する意見書。

9 月 1 5 日の議会全員協議会において全議員から同意が得られましたことに伴い、意見書を提出するものです。

意見書は別紙のとおりです。

内容は、道路整備に係る国の財政上の特別措置に関する法律による補助率等の嵩上げ措置を平成 3 0 年度以降も継続することを求める 1 項目です。

なお、提出先は、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、国土交通大臣、財務大臣です。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第4号 道路整備に係る国の財政上の特別措置に関する法律による補助等の嵩上げ措置の継続に関する意見書は原案のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

#### △日程第8 発委第2号 私立高校への公費助成に関する意見書

議長(北澤禎二郎君) 日程第8 発委第2号 私立高校への公費助成に関する意見書を議題いたします。

趣旨説明を求めます。第8番篠崎久美子総務社会委員長。

総務社会委員長(篠崎久美子君) それでは、発委第2号 私立高校への公費助成に関する意見書の趣旨説明を行います。

陳情第8号が採択されたことに伴いまして、意見書を提出するものであります。

意見書につきましては、お手元にあります別紙のとおりでございます。

内容は、就学支援金制度の拡充と経常経費の補助増額、また、私立高校の教育条件の改善のために施設設備費への補助、また、保護者負担の軽減のために学納金の補助の3項目となっております。

なお、提出先につきましては、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、長野県知事、長野県総務部長でございます。

以上です。

議長(北澤禎二郎君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

発委第2号 私立高校への公費助成に関する意見書は原案のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

#### △日程第9 発委第3号 長野県森林づくり県民税の適正活用及び活用事業の拡充を求める意見書

議長(北澤禎二郎君) 日程第9 発委第3号 長野県森林づくり県民税の適正活用及び活用事業

の拡充を求める意見書を議題といたします。

趣旨説明を求めます。第3番太田正治産業経済委員長。

**産業経済委員長（太田正治君）** 発委第3号 長野県森林づくり県民税の適正活用及び活用事業の拡充を求める意見書。

陳情第7号が採択されたことに伴い、意見書を提出するものであります。

意見書は別紙のとおりであります。

内容は、森林税活用事業の採択要件緩和検討と森林税の有効活用、森林税の適用活用、森林税の継続に当たっての意義と周知と山村中山間地域の活用の取り組みの3項でございます。

提出先は、長野県知事です。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

発委第3号 長野県森林づくり県民税の適正活用及び活用事業の拡充を求める意見書は原案のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

**議長（北澤禎二郎君）** 起立全員です。よって、発委第3号は原案のとおり可決されました。

**△日程第10 発委第4号 全国森林環境税の創設に関する意見書**

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第10 発委第4号 全国森林環境税の創設に関する意見書を議題といたします。

趣旨説明を求めます。第3番太田正治産業経済委員長。

**産業経済委員長（太田正治君）** 発委第4号 全国森林環境税の創設に関する意見書。

陳情第9号が採決されたことに伴い、意見書を提出するものであります。

意見書は別紙のとおりであります。

内容は、全国森林環境税の早期導入を求める1項です。

なお、提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、農林水産大臣です。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

発委第4号 全国森林環境税の創設に関する意見書は原案のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（北澤禎二郎君） 起立多数です。よって、発委第4号は原案のとおり可決されました

#### △日程第11 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

議長（北澤禎二郎君） 日程第11 常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

#### △日程第12 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

議長（北澤禎二郎君） 日程第12 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります議会の運営に関する事項について閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

#### △日程第13 議員派遣について

議長（北澤禎二郎君） 日程第13 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、お手元に配付してあります議員派遣の件の資料のとおり、議員を派遣するこ

とにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(北澤禎二郎君)** 異議なしと認めます。よって、お手元の資料のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

以上で、本定例会に付された議事日程は全て終了いたしました。

ここで、下川村長より挨拶をしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。下川村長。

**村長(下川正剛君)** 平成29年第3回白馬村議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、今月4日に開会をして本日までの17日間にわたり、提出をいたしました全ての案件につきまして原案どおりお認めをいただき、厚く御礼を申し上げます。

本会議及び各委員会におきまして、特に今回の定例会は、決算議会として慎重なるご審議を賜り、まことにありがとうございました。

また、一般質問におきましては、議員各位からいただきましたご意見・ご指導などにつきましては、その対応に十分留意をして今後の村政運営に当たってまいりたいというふうに思います。

その中でも、特に危機管理に関する事案については、一般質問の前段での挨拶でも触れている議員も多いことから、私としても、これらについての対応を改めて考えさせられました。

特に、自然災害などとは全く異なる危機管理体制としての北朝鮮に関する事案については、平成28年2月の人工衛星と称する弾道ミサイルの発射、同年3月以降、予告することなく弾道ミサイルの発射を繰り返しており、この8月29日、9月15日と北朝鮮西岸から東北地方の方向へミサイルを発射され日本上空を経過し、太平洋上に落下するなどから、国内での緊急状態が続いております。政府においては、これらに対して情報収集・分析に全力を挙げ、関係各国との連携をし、不測の事態に備え万全の体制をとっておられるとのことですが、依然として予断を許さない状況となっておりますことから、私としても、村民の安全・安心の確保に向けて引き続き緊張感を持ちまして、村としてできる限り必要な対応を図ってまいりたいと思います。

なお、Jアラートによる音声放送の中で、分かりにくいなどと国民からの指摘をいただいている行動については、国民保護ポータルサイトでは屋外にいる場合には、近くのできるだけ建物の中などに避難する。近くに適切な建物がない場合には、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守るとして、屋内にいる場合には、できるだけ窓から離れて、できれば窓のない部屋へ移動するといった行動をとることとしておりますので、村民の皆様には、有事の際にはこの行動をお願いするところであります。

また、今定例会には藤本副村長も出席をしておりますが、2年間という短期間ではありますが、村民、そして議会の皆様などご指導をいただきながら、白馬村発展のために共に歩んでいきたいというふうに思っております。是非、ご協力をお願い申し上げます。

これから実りの秋を迎え、取入れが始まり、秋祭りが各地で行われております。議員各位におかれましては、健康には十分留意をされ、村政発展と住民福祉向上のためご活躍をされますことをご祈念申し上げ、閉会にあたりましての御礼のご挨拶といたします。大変有り難うございました。

**議長（北澤禎二郎君）** これをもちまして、平成29年第3回白馬村議会定例会を閉会といたします。大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時56分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成29年9月20日

白馬村議会議長

白馬村議会議員

白馬村議会議員

白馬村議会議員